

**大韓民国産DRAMに係る関税定率法(明治43年法律第54号)第7条第6項に規定する調査(平成16年8月4日付財務省告示第352号)に係る最終決定の基礎となる重要な事実**

## **第1 調査の経緯等に関する事項**

### **1.1.1. 申請者**

- (1) エルピーダメモリ株式会社  
住 所 東京都中央区八重洲2丁目2番1号  
代表者 坂本 幸雄
  
- (2) マイクロンジャパン株式会社  
住 所 兵庫県西脇市平野町302番地2  
代表者 勝本 健一

### **1.1.2. 調査対象貨物**

#### **1.1.2.1 品名**

- (3) DRAM (ダイナミックランダムアクセスメモリー(記憶保持動作を必要とする随時書き込み及び読み出しが可能な半導体記憶素子))

#### **1.1.2.2 銘柄、型式及び特徴**

- (4) 供給国において供給者により前工程が行われたDRAMウェハー(以下「ウェハー」という。)、DRAMダイ(以下「ダイ」という。)、パッケージされたDRAM(以下「DRAM単体」という。)及びDRAMモジュール(以下「モジュール」という。)等。入出力形式、集積度又はパッケージ若しくは組立ての形式は、問わない。商品の名称及び分類についての統一システム(HS)の品目表第8542.21号及び第8473.30号に分類される。これらは、主として、エレクトロニクス製品の記憶装置に用いられる。

### **1.1.3. 供給者及び供給国**

### 1.1.3.1 供給者

- (5) Hynix Semiconductor Inc. (以下「ハイニックス」という。また、この開示において旧現代電子も含む<sup>1</sup>。)

### 1.1.3.2 供給国

- (6) 大韓民国 (以下本開示においては「韓国」という略称を用いる。)

### 1.1.4. 調査対象期間

#### 1.1.4.1 補助金の交付を受けた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

- (7) 平成 15 (2003) 年 1 月 1 日から平成 15 年 12 月 31 日まで

#### 1.1.4.2 補助金の交付を受けた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

- (8) 平成 13 (2001) 年 4 月 1 日から平成 16 (2004) 年 3 月 31 日まで

### 1.1.5. これまでの調査の経緯

#### 1.1.5.1 申請及び調査開始

- (9) 2004 年 6 月 16 日、エルピーダメモリ株式会社及びマイクロンジャパン株式会社より、「大韓民国を原産地とする DRAM 製品に対する相殺関税賦課申請書」(以下「申請書」という。)が提出され、同年 8 月 4 日、関税定率法第 7 条第 6 項の規定により、本件調査の開始を決定した(平成 16 年 8 月 4 日付財務省告示第 352 号)。
- (10) 調査開始後、申請書の秘密の情報を除き閲覧に供した。

#### 1.1.5.2 二国間協議

- (11) 2004 年 7 月 27 日、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 A

---

<sup>1</sup> 2001 年 3 月、現代電子の社名を Hynix Semiconductor Inc. に変更した。(2001 年 Hynix 財務諸表(ハイニックスから提出された「ハイニックスセミコンダクター社製半導体 DRAM に対する相殺関税賦課に係る調査のための平成 16 年 9 月 7 日付け質問状に対するご回答」(以下「ハイニックス回答書」という。)証拠書類 1-7))

の補助金及び相殺措置に関する協定（以下「SCM協定」という。）第13条に基づき、韓国政府との間で二国間協議を行った。

### 1.1.5.3 質問状の送付及び回答期限の延長

- (12) 2004年9月7日、韓国政府及び金融機関16社<sup>2</sup>並びにハイニックスに対して、質問状の受領後30日以内を回答期限として補助金に係る質問状を送付した。なお、9月24日、韓国政府から、及び金融機関16社から韓国政府を介して、質問状に対する回答期限の11月26日までの延長申請があり、いずれも認めた。同日、ハイニックスから回答期限の11月26日までの延長申請があり、これを認めた。また、12月9日付けで、それまでに回答書のなかった金融機関に対して、韓国政府を介し、12月16日を期限として回答書の提出を督促した。なお、その際、当該期日までに回答書の提出がない場合には、SCM協定第12条12.7に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことがある旨明示した。
- (13) 同年9月24日、調査当局で把握できた同種の貨物の国内生産者28社、輸入者60社、産業上の利用者31社及びハイニックスに対して損害に係る質問状を送付した。

### 1.1.5.4 質問状に対する回答

- (14) 質問状に対する回答状況は表1のとおりであり、回答書について、秘密の情報を除き閲覧に供した。

表1 質問状に対する回答状況

		送付者数 (A)	回答者数 (B)	回答率 (B/A)
補助金	韓国政府	1	1	100.0%
	金融機関	16	10	62.5%
	ハイニックス	1	1	100.0%
損害	生産者	28	24	85.7%
	輸入者	60	46	76.7%
	産業上の使用者	31	29	96.8%
	ハイニックス	1	1	100.0%

(注) 輸入者について、貿易統計上同種の貨物の輸入実績はあるものの、実際には輸

<sup>2</sup> 質問状を送付した金融機関は、韓国産業銀行、韓国輸出保険公社、韓国中小企業銀行、農業協同組合中央会、韓国外換銀行、韓国第一銀行、シティバンクソウル支店、国民銀行、韓美銀行、ウリィ銀行、ハナ銀行、新韓銀行、朝興銀行、釜山銀行、光州銀行及び慶南銀行の16社。

入していなかった者が 18 社あった。

- (15) なお、シティバンクについては、2 月 14 日に香港シティバンクから回答書本文が、2 月 16 日に韓国シティバンクから添付書類の一部（韓国シティバンクの財務諸表）が到着したが、①それまでに回答期限を 2 回にわたり計 63 日延長して十分な回答期限を確保したにもかかわらず、当該最終提出期限をさらに 60 日も遅延して回答書が提出されたこと、②既に現地調査のための質問事項や調査手順等を記載した「調査・検証のアウトライン」を回答の提出があった当事者に送付した後であり、現地調査を通じた十分な検証を行うことができない時期となっていたこと、③その回答内容も不完全であり、かつ、英語でなされており日本語での提出には更に時間を要するものであったことから、調査当局としてこれらの回答書は採用しなかった。

#### 1.1.5.5 追加証拠及び意見の提出

- (16) 2004 年 12 月 4 日、申請者であるマイクロンジャパンから追加証拠の提出がなされ、当該証拠について、秘密の情報を除き閲覧に供した。さらに、同月 6 日、申請者であるマイクロンジャパンから意見の表明がなされた。当該意見について、秘密の情報を除き閲覧に供した。

#### 1.1.5.6 現地調査

- (17) 2005 年 2 月 22 日から同年 3 月 4 日にかけて、表 2 のとおり、現地調査実施の同意を得た韓国政府、ハイニックス及び金融機関に対して、韓国国内において現地調査を実施した。なお、これらの調査対象先に対しては、同年 2 月 4 日、現地調査における質問項目や調査手順等を記載した「調査・検証のアウトライン」を事前に送付した。

表 2 現地調査の実施状況（韓国国内）

対象者	実施日
韓国政府	2005 年 2 月 28 日及び 3 月 2 日
ハイニックス	2005 年 3 月 3 日及び 3 月 4 日
ウリィ銀行	2005 年 2 月 22 日
韓国輸出保険公社（KEIC）	2005 年 2 月 22 日
韓国信用保証基金（KCGF）	2005 年 2 月 23 日
中小企業銀行（IBK）	2005 年 2 月 23 日
農業協同組合中央会（NACF）	2005 年 2 月 23 日
韓国産業銀行（KDB）	2005 年 2 月 24 日
韓国外換銀行（KEB）	2005 年 2 月 24 日

朝興銀行	2005年2月25日
国民銀行	2005年2月28日

- (18) ただし、回答期限の延長を認めたにもかかわらず質問状に対する回答書の提出がなかった金融機関（韓国第一銀行、ハナ銀行、韓美銀行、慶南銀行、光州銀行、釜山銀行及びシティバンク（シティバンクについては、上述のとおり、同行の回答書を不採用とした<sup>3</sup>。））に対しては、現地調査は行わなかった。また、新韓銀行については、同行から現地調査実施の同意を得たが、同年1月25日、韓国外換銀行と一緒に調査が行われなければ調査を受け入れられないとの連絡があったため、同年2月4日、現地調査は行わない旨の通知を行った。
- (19) また、同年3月から4月にかけて、表3のとおり国内生産者及び調査対象貨物の輸入者に対して国内現地調査を行った。

表3 現地調査の実施状況（日本国内）

	対象者	実施日
国内生産者	エルピーダメモリ株式会社	2005年3月14日 及び3月15日
	マイクロンジャパン株式会社	2005年3月31日 及び4月1日
	株式会社東芝	2005年3月30日
調査対象貨物の輸入者	株式会社ハイニックス・ セミコンダクター・ジャパン	2005年4月5日

#### 1.1.5.7 調査期間の延長

- (20) 利害関係者から追加的に提出された証拠の十分な検討等を行うため、2005年8月2日、SCM協定第11条11.11及び相殺関税に関する政令第7条第7項ただし書の規定により、調査期間を6ヶ月延長した（平成17年8月2日付財務省告示第294号）。

<sup>3</sup> なお、2005年1月25日の時点で未だ質問状に対する同行の回答書の提出がなかったため、同日付で現地調査は行わない旨の通知も行っている。

## 第2 補助金の交付を受けた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

### 第1節 ハイニックス救済措置の背景に関する事実

#### 2.1.1. ハイニックスの状況

##### 2.1.1.1 経営状況

- (21) ハイニックス救済措置は 2000 年末から行われているが、それまでのハイニックスの経営状況は次のとおりである<sup>4</sup>。

#### 損益の状況

- (22) 1997 年から 1999 年間の売上高は、それぞれ 3 兆 4,909 億ウォン、4 兆 4,171 億ウォン、6 兆 119 億ウォンと増加したが、売上原価と販売費及び一般管理費の増加、多額の支払利息負担により、税引前利益は、それぞれマイナス 1,835 億ウォン、マイナス 1,452 億ウォン、1,814 億ウォンであった。また、EBITDA<sup>5</sup>は、それぞれ 8,401 億ウォン、8,967 億ウォン、1 兆 6,926 億ウォンであり、減価償却費と支払利息の増加により増加傾向となった。

- (23) 利息カバレッジ比率<sup>6</sup>は、1997 年から 1999 年間の間平均で 86%であり、営業活動の成果が支払利息をカバーしていない。2000 年は 2 兆 2,202 億ウォンの税引前損失を計上したことから、同比率はマイナス 94%となった。

#### 支払能力等

- (24) 流動比率<sup>7</sup>は、1997 年から 1999 年間の間平均で 70%であり、流動資産を流

---

<sup>4</sup> 調査当局作成資料「ハイニックス財務分析」（2000 年から 2003 年間の Hynix の財務諸表（ハイニックス回答書証拠書類 1-7）及び Annual Audit Report 1997~2004（ハイニックスウェブサイト [http://www.hynix.com/eng/04\\_ir/03\\_financial/financial\\_02.jsp](http://www.hynix.com/eng/04_ir/03_financial/financial_02.jsp)）等の財務情報を調査当局により集計分析したもの）

<sup>5</sup> Earnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortization（利払前・税引前・減価償却前・その他償却前利益）。国ごとに異なる金利水準や税率、その他の差異を取り除いた上で、各企業の収益を比較するための指標。

<sup>6</sup> 利子控除前税引前利益÷支払利息。営業活動から生み出された利益が利息の支払いをどの程度カバーしているかを示す。

<sup>7</sup> 企業の短期流動性資金の状況を示す。

動負債が上回る状況が続いていた。また、同時期の当座比率<sup>8</sup>は平均で27%であり、十分な営業キャッシュフロー又は外部からの資金調達がなければ当面の債務の支払いができない状態であった。2000 年末になると状況は悪化し、流動比率 23%、当座比率 11%に落ち込んだ。

- (25) 流動負債対営業キャッシュフロー比率<sup>9</sup>は、1997 年から 1999 年の間の平均で 22%であり、短期的な支払能力が非常に低かった。近年で最大の営業キャッシュフローのあった 2000 年でも 40%であり、流動負債を償還するに足りる営業キャッシュフローがなかった。

## 設備投資

- (26) ハイニックスは 1997 年から 2000 年の 4 年間で営業キャッシュフロー（6 兆 1,806 億ウォン）を上回る 7 兆 1,218 億ウォンの設備投資を行った。

### 2.1.1.2 資金調達の状況

- (27) ハイニックスの 2001 年及び 2002 年の資金調達（申請者が補助金であると主張しているものを含む。）の状況は次のようなものであった<sup>10</sup>。

## 2001 年の状況

- (28) ハイニックスの 2001 年初の負債は 11 兆 6,402 億ウォン（うち有利子負債は 7 兆 7,065 億ウォン）であった。このうち、2001 年中に償還期限を迎える流動負債が 8 兆 9,931 億ウォンとなっていた。これに対して 2001 年初の流動資産は 2 兆 1,533 億ウォンであり、2001 年中に少なくとも 6 兆 9,000 億ウォンの支払手段を手当てする必要がある<sup>11</sup>。実際には、支払原資となりうる 2001 年の営業キャッシュフローはマイナス 1 兆 79 億ウォンとなり、また、2,901 億ウォンの設備投資を行ったことから、2001 年においては、少なくとも流動負債の処理分と上記のキャッシュフローマイナス分と設備投資の合計である 10 兆 2,911 億ウォンに対応する資金調達が必要であった<sup>12</sup>。

<sup>8</sup> 流動資産から棚卸資産を除いたものと流動負債の比率。

<sup>9</sup> 営業キャッシュフローが流動負債をどの程度カバーしているかを示す。

<sup>10</sup> 調査当局作成資料「ハイニックス財務分析」（2000 年から 2003 年間の Hynix の財務諸表（ハイニックス回答書証拠書類 1-7）及び Annual Audit Report 1997~2004（ハイニックスウェブサイト [http://www.hynix.com/eng/04\\_ir/03\\_financial/financial\\_02.jsp](http://www.hynix.com/eng/04_ir/03_financial/financial_02.jsp)）等の財務情報を調査当局により集計分析したもの）

<sup>11</sup> 流動資産が全て簿価で処分できたとして、これを流動負債の返済に充てたとしてもまだ 6 兆 8,398 億ウォンの流動負債が残ることを指している。

<sup>12</sup> 2001 年期首流動負債（8 兆 9,931 億ウォン）-2001 年期営業キャッシュフロー（マイナス 1 兆 79 億ウォン）

- (29) これを、海外でのグローバル預託証券（以下「GDR」という。）発行（1兆6,145億ウォン）、2001年5月の措置（「5月措置」）及び2001年10月の措置（「10月措置」）（債務（2001年前半調達分を含む）の株式転換（2兆9,930億ウォン）、債務免除（1兆4,490億ウォン）、及び債務の弁済期延長（4兆4,500億ウォン））、計10兆5,065億ウォンによりまかかった。

## 2002年の状況

- (30) 2001年中の措置により、2001年末の負債は6兆7,618億ウォン（うち有利子負債は4兆3,266億ウォン）、このうち、流動負債は2兆3,348億ウォンにまで減少した。これに対して、流動資産は1兆736億ウォンであったから、2002年中には少なくとも1兆3,000億ウォンの手当てをする必要があった<sup>13</sup>。実際には、支払原資となりうる2002年の営業キャッシュフローはマイナス430億ウォンとなり、また、4,120億ウォンの設備投資を行ったことから、少なくとも流動負債の処理分と上記のキャッシュフローマイナス分と設備投資の合計である2兆7,898億ウォンに対応する資金調達が必要であった<sup>14</sup>。
- (31) これを、1兆8,615億ウォンの債務の株式転換、2兆5,070億ウォンの債務の弁済期延長の合計4兆3,685億ウォンによりまかかった（2002年12月の措置（「12月措置」））。

### 2.1.1.3 外部格付等の状況

- (32) ハイニックスの投資家情報（INVESTOR RELATIONS）の一部である外部格付及び株価の2000年から2002年における状況は次のようなものであった。
- (33) ハイニックスの外部格付を見る<sup>15</sup>と、韓国の格付機関は、2001年1月にBBB-からBB+とした。国際的格付機関であるStandard & Poor'sは、同年5月にB-、8月にCCC+、10月にSDに引下げた。

---

ン)+2001年期設備投資額(2,901億ウォン)

<sup>13</sup> 流動資産が全て簿価で処分できたとして、これを流動負債の返済に充てたとしてもまだ1兆2,612億ウォンの流動負債が残ることを指している。

<sup>14</sup> 2002年期首流動負債(2兆3,348億ウォン)－2002年期営業キャッシュフロー(マイナス430億ウォン)+2002年期設備投資額(4,120億ウォン)

<sup>15</sup> 2000年～2004年6月信用等级（ハイニックス回答書別紙1-14-2）

- (34) ハイニックスの株価<sup>16</sup>は、2000年9月から同年12月の約4か月の間に5分の1以下となった。さらに、2001年は、1月末から3月末までの間がマイナス46%、3月末から6月末の間がマイナス11%、6月末から9月末の間がマイナス68%と下落した。10月措置のあった9月末から12月末の間はプラス173%と上昇したが、2001年初頭と比較すると2001年末にはほぼ半額（マイナス47%）となった。2002年は、年末の株価は年初の約10分の1になった。

### 2.1.2. 政府の政策

- (35) 半導体産業（特にハイニックス）の経営状態は、半導体産業の育成及び後で述べるようにビッグディール企業の正常化の観点から、韓国政府の政策上の関心事であったことが認められる。

#### 2.1.2.1 半導体産業の育成

- (36) 韓国政府は、半導体産業は韓国の主要産業であり、輸出拡大の中心的産業の一つであると認め、政策的にその育成を図っていくこととしていた。韓国政府はこのことを次のように繰り返し公にしていた。
- ・ 2000年4月4日、韓国政府は知識基盤経済発展戦略を策定したが、その中で、2000年上半期に半導体を含む10大主力産業別について発展戦略を策定するとともに、「産業別競争力強化懇談会」を設置して、その実施を図ることとした<sup>17</sup>。
  - ・ 同年4月18日の経済閣僚懇談会では、産業資源部の主要政策課題として、輸出拡大努力を強化すること、特に輸出の50%を占める半導体等を中心に業界団体との輸出促進対策会議等を通して官民合同で輸出拡大努力を行うこととされた<sup>18</sup>。
  - ・ 2001年1月19日、財政経済部が公表した資料は、2001年の経済運営方針として、半導体等輸出主力製品において世界市場をリードするための戦略策定を推進することとし、官民共同会議を定期的を開催することにより国家競争力の促進を図るとした<sup>19</sup>。
  - ・ 2002年4月15日、第229回国会において、辛國煥産業資源部長官は、「半導体、（中略）等、主力産業は新技術導入により世界一流の競争力を確保して、新技術産業が未来の成長動力として発展させると同時に、主力伝統産業が引続きその役割を遂行できるように連係する

<sup>16</sup> ハイニックスの株価（ハイニックス回答書別紙1-14-1）

<sup>17</sup> 2000年4月4日付財政経済部ホームページ掲載資料「知識基盤経済発展戦略」

<sup>18</sup> 2000年4月18日付財政経済部ホームページ掲載資料「当面の経済懸念と対応の方向性」

<sup>19</sup> 2001年1月19日付財政経済部ホームページ掲載資料「去る3年間の経済運用成果と反省 参考資料」

等、必要な政策を推進してまいります。」と述べた。また、柳昌茂産業資源部企画管理室長は、「世界最強の半導体産業を実現するための戦略を策定するようにいたします。」と述べた<sup>20</sup>。

- ・ 同年 7 月 23 日、第 232 回国会において、田允喆経済副総理は、「ハイニックス問題は売却いかに先立ち、まず世界市場で評価を受けている企業価値（メモリー世界第 3 位）を維持することがたいへん重要」、「政府は、半導体産業が輸出で大きな比率（10～15%）を占めており、主要産業の成長をリードしている中核基幹産業であることを勘案して、官民が協力して技術開発・投資促進等を主な内容とする半導体産業のビジョンと具体的な発展戦略を整備して、支障なく推進していくようにするつもりです。」と答弁した<sup>21</sup>。

(37) また、半導体産業を韓国の基幹産業として育成することについては、次のように報道された。

- ・ 産業資源部は昨日（2002 年 6 月 15 日）、韓国の 8 つの基幹産業の競争力を高めるため、来る 5 年間にわたり政府が 1 兆ウォンを出資すると述べた。産業資源部長官によれば、基幹産業である自動車、半導体（中略）に関連する 80 の戦略的テクノロジーを支援するために財源を使用する<sup>22</sup>。
- ・ 同年 11 月、韓国政府は「2010 年貿易政策展望」を発表し、その中で産業資源部は 8 つの重要産業を含む 15 のセクターにおいて世界のリーダーとなる計画を提示している。これらの重要産業には、自動車、造船、半導体等が含まれていた。半導体については、政府は韓国が世界第三位の生産国になることを計画していた<sup>23</sup>。

### 2.1.2.2 「ビッグディール」

(38) 1998 年 7 月、政府・財界懇談会において、5 大企業グループの間で重複する事業部門を整理することが合意された（この合意に基づく企業再編は、韓国国内において「ビッグディール」と呼ばれている。）。この結果、半導体産業については、現代グループの半導体製造会社である旧

<sup>20</sup> 2002 年 4 月 15 日付第 229 回国会産業資源委員会会議録（韓国国会ホームページ「議事録システム」）

<sup>21</sup> 2002 年 7 月 23 日付第 232 回国会本会議会議録（韓国国会ホームページ「議事録システム」）

<sup>22</sup> 2002 年 7 月 16 日付コリア・ヘラルド（「平成 16 年 11 月 4 日付ハイニックスセミコンダクター社製半導体 DRAM に対する相殺関税調査における証拠」（以下「申請書追加証拠書類」という。）179）

<sup>23</sup> 2003 年 1 月 25 日付 Korea Herald（コリアヘラルド）（「大韓民国を原産地とする DRAM 製品に対する相殺関税賦課申請書証拠書類」（以下「申請者証拠書類」という。）6-163）5 頁参照  
現地調査において入手した「2010 年貿易展望政策方向」（一部翻訳）には、輸出産業の高度化が挙げられ、主力基幹産業（造船、半導体、自動車など）について、世界一流化戦略を追求するとされていた。  
（大韓民国政府への「ハイニックス社製 DRAM に対する相殺関税調査に係る現地調査」（以下「韓国政府現地調査」という。）提出資料 26

現代電子（後のハイニックス）が、LGグループの半導体製造会社であるLG電子を引受けることとなり、1999年、旧現代電子はLG電子と合併した。

- (39) 韓国政府は、ビッグディールにより成立した企業について早期に正常化を図ることを次のように公にしてきた。
- ・ 2000年10月4日に開催されたエコノミックポリシー調整会議において、国家競争力を強化することなどを目的として、同年12月までにビッグディールにより再編された企業の正常化方策を整備することが決定された<sup>24</sup>。
  - ・ 2001年2月6日、財政経済部は、ビッグディール対象企業の正常化促進のため、経営革新、外資誘致等を実施していくことを公表した<sup>25</sup>。
- (40) ハイニックスを含むビッグディール企業の経営正常化について政府のコミットメントがあることについては、次のような証拠があることに照らしてみても、当時広く認識されていたと認められる。
- ・ 現地調査時において[【要約：ある銀行】]から提出された[【要約：資料に10月措置は韓国政府がビッグディールを進めた結果であることが】]記載されていた<sup>26</sup>。
  - ・ 「1998年、政府主導でLG半導体を現代電子（現ハイニックス）に事業を移す「半導体ビッグディール」を行ったが、結局ハイニックス半導体が流動性危機に陥り、この政策が失敗してしまった。」との新聞報道<sup>27</sup>がある。その他にも同様の報道がなされている<sup>28</sup>。
- (41) このように、韓国政府は、半導体産業は、輸出拡大のための中心的産業の一つであり、韓国の主要産業であると認めており、また、経済政策にかかる公式の会議の結果として、ビッグディールにより成立した企業について早期に正常化を図ることを公にしてきていた。これらのことから、韓国政府は、大手半導体企業であるハイニックスの正常化を図ることを経済政策の一つとして位置づけていたことが認められる。

<sup>24</sup> 2000年10月4日付財政経済部ホームページ掲載資料「4大部門12大核心改革課題 推進計画とビジョン」

<sup>25</sup> 2001年2月6日付財政経済部ホームページ掲載資料「4大部門12大核心改革課題 推進実績及び計画」

<sup>26</sup> [【資料名秘】] [【秘密扱い】]

<sup>27</sup> 2001年7月29日付朝鮮日報

<sup>28</sup> 1998年9月4日付シリコン・ストラテジー（申請者追加証拠書類340）、1998年12月28日付CNET news.com（申請者証拠書類6-165）、1999年1月2日付The Economist（申請者証拠書類6-3）、1999年9月Euromoney（ユーロマネー）（申請者証拠書類6-167）、2001年8月29日付朝鮮日報

## 第 2 節 救済措置の概要

(42) 補助金該当性及び特定性を調査する対象となった措置は次の 6 つの救済措置であり、いずれも金融機関（政府系金融機関を含む。）による措置であった。

- ・ シンジケートローンの付与（「シンジケートローン」）
- ・ 韓国輸出保険公社による引受荷渡為替手形（D/A）を担保とした外貨借入に対する保険の付加（「D/A担保借入への付保」）
- ・ 韓国産業銀行によるハイニックス発行債券の引受け（「KDBプログラム」）
- ・ 2001年5月の措置（「5月措置」）
- ・ 2001年10月の措置（「10月措置」）
- ・ 2002年12月の措置（「12月措置」）

## 第 3 節 補助金に関する総括的事実

(43) 関税定率法第 7 条第 2 項は、補助金とは、SCM協定第 1 条で規定する補助金のうち世界貿易機関協定附属書一 A の農業に関する協定（以下「農業協定」という。）第 13 条の規定並びに SCM協定第 8 条 8.1 及び 8.2 の規定により相殺関税の対象とされないもの以外のものをいうとしている。

### 2.3.1. 資金面での貢献

(44) SCM協定第 1 条は、補助金は、政府（公的機関を含む）又は政府の委託・指示を受けた民間団体による資金面での貢献があり、そのような資金面での貢献により利益がもたらされている場合には存在するものとみなすとしている（SCM協定第 1 条 1.1）。

#### 2.3.1.1. 公的機関

(45) SCM協定第 1 条 1.1(a)(1)には、補助金の存在について、政府又は公的機関（同協定においては両者をあわせて「政府」というものとされる。）が資金的に貢献していることを要件としている。上記各措置に参加した金融機関のうち、公的機関であると認められたのは次の機関である。

### 2.3.1.1.1 韓国産業銀行（KDB）

- (46) 韓国産業銀行（以下「KDB」という。）は、1954年、韓国産業銀行法により設立された特殊銀行である<sup>29</sup>。同法第1条は、その目的について、産業の開発及び国民経済の発展を促進するための重要産業資金を供給・管理することを目的とするとしている。また、同行のホームページにおいても、KDBは政府の重要な金融手段としての役割を保ちつつ公共政策的役割を遂行していくと述べている<sup>30</sup>。
- (47) KDBの株式は設立以来一貫して全て政府が保有している<sup>31</sup>。2001年には、政府から3兆500億ウォンの現物出資を受けており<sup>32</sup>、負債及び資本の約25%を占める借入についても、その多くを財政経済部や文化観光部という政府機関や地方政府等が占めている<sup>33</sup>。また、韓国産業銀行法第44条において同銀行の損失は韓国政府により補填されることになっている。
- (48) 韓国産業銀行法第12条は、総裁は財政経済部長官の申入れによって大統領が任命し、副総裁及び理事は総裁の申入れによって財政経済部長官が任命するとしており、韓国政府は、同銀行の役員任命権を有している。また、業務の内容が韓国産業銀行法において規定されている<sup>34</sup>点、各年度の業務計画について財政経済部長官の承認が必要である<sup>35</sup>点など、政府は業務に対する監督権限も有している。このようなことから、韓国政府はKDBの活動に対し強い支配権を有していると認められる。

### 2.3.1.1.2 中小企業銀行（IBK）

- (49) 中小企業銀行（以下「IBK」という。）は、1961年、中小企業銀行法により設立された特殊銀行である<sup>36</sup>。同法第1条は、その目的について、中小企業に対する効率的な信用制度を確立することによって中小企業の自主的な経済活動を円滑にし、その経済的地位の向上を図ることとして

<sup>29</sup> 「日本相殺関税産業銀行答弁書」（以下「KDB回答書」という。）Ⅲ-1、「ハイニックス半導体社製DRAMに対する相殺関税賦課に係る調査のための日本国政府の質問状に対する大韓民国政府答弁書」（以下「韓国政府回答書」という。）Ⅳ-4-a

<sup>30</sup> KDBホームページ「投資家向け広報：FAQ」（<http://www.kdb.co.kr/weblogic/Board?BID=109&NID=4684&ACTION=VIEW>）

<sup>31</sup> 韓国産業銀行法第4条により、資本金は全額韓国政府が出資するように定められている。（KDB回答書Ⅲ-4）

<sup>32</sup> KDB回答書Ⅲ-4

<sup>33</sup> KDB Annual Report 2000年-2003年（KDB回答書別添1）貸借対照表注記10“借入金”。

<sup>34</sup> 韓国産業銀行法第18条（韓国政府回答書添付資料Ⅳ-14）

<sup>35</sup> 韓国産業銀行法第20条（韓国政府回答書添付資料Ⅳ-14）

<sup>36</sup> IBKから提出された「Hynix DRAM 相殺関税賦課に係る日本国政府の調査質問状に対する答弁書」（以下「IBK回答書」という。）Ⅲ-1、韓国政府回答書Ⅳ-4-c、IBKホームページ「政府との関係」（申請者証拠書類6-20）（<http://www.kiupbank.co.kr/english/about/relationship/index.jsp>）

いる。

- (50) I B Kの株式は政府がその過半数を保有している<sup>37</sup>。また、中小企業銀行法第 43 条において同銀行の損失は韓国政府により補填されることになっている。
- (51) 中小企業銀行法第 26 条は、総裁は財政経済部長官の申入れによって大統領が任命し、役員は総裁の申入れによって財政経済部長官が任命するとしており、韓国政府は、同銀行の役員の任命権を有している。また、業務の内容が中小企業銀行法において規定されている<sup>38</sup>点、各年度の業務計画について財政経済部長官の承認が必要である<sup>39</sup>点など、政府は業務に対する監督権限も有している。このようなことから、韓国政府は、I B Kの活動に対し、強い支配権を有していると認められる。

### 2.3.1.1.3 韓国輸出保険公社 ( K E I C )

- (52) 韓国輸出保険公社（以下「K E I C」という。）は、1992 年、輸出保険法により設立された特殊法人である<sup>40</sup>。同法第 1 条は、その目的について、輸出その他対外取引から発生し、通常の保険では救済するのが困難な危険による財産上の損失を補償する輸出保険制度を提供することにより、輸出を促進させ国民経済の発展に貢献することとしている。
- (53) K E I Cの運用する輸出保険基金は、政府による出資と政府以外の者の出資、その他大統領が定める財源により運営され、政府による出資はその 99%以上を占めている<sup>41</sup>。また、輸出保険法 36 条において K E I Cの損失は韓国政府により補填されることになっている。
- (54) 輸出保険法第 44 条は、社長は産業資源部長官の任命請求によって大統領が任命し、副社長及び理事は社長の任命請求の申入れによって産業資源部長官が任命するとしており、韓国政府は、同公社の役員の任命権を有している。また、業務の内容が輸出保険法において規定されている<sup>42</sup>点、業務内容や各年度の予算と決算に対し、産業資源部長官の承認が必要で

<sup>37</sup> 韓国政府の I B Kに対する出資比率は 51%である（2000 年-2003 年）。（韓国政府回答書IV-4-c-⑥、I B K回答書添付資料 3）

<sup>38</sup> 韓国中小企業銀行法第 33 条（I B K回答書添付資料 1）

<sup>39</sup> 韓国中小企業銀行法第 35 条（I B K回答書添付資料 1）

<sup>40</sup> 「韓国輸出保険公社答弁書」（以下「K E I C回答書」という。）III-1 及び添付資料 1、韓国政府回答書IV-4-e

<sup>41</sup> K E I C Annual Report 2002(29 頁)及び 2003 (29 頁)（韓国政府回答書添付資料IV-47）

<sup>42</sup> 韓国輸出保険法第 53 条（韓国政府回答書添付資料IV-22）

ある<sup>43</sup>点など、韓国政府は業務に対する監督権限も有している。このようなことから、韓国政府は、KEICの活動に対し、強い支配権を有していると認められる。

### 2.3.1.2. 民間団体

- (55) SCM協定 1.1(a)(1)(iv)は、民間団体による資金面での貢献であっても、それが政府（公的機関を含む）による委託・指示に基づくものである場合には、補助金に該当するとしている。本項は、間接的な政府行為がSCM協定の対象外となることを回避する機能を有しており、委託・指示は、ある民間団体の行為を政府に帰責するための概念である。
- (56) 調査対象となったハイニックス救済措置に参加した主な民間団体の概要は次のとおりである。

#### 2.3.1.2.1 救済措置に参加した民間団体

##### 2.3.1.2.1.1 韓国外換銀行（KEB）

- (57) 韓国外換銀行（以下「KEB」という。）は、1967年に、韓国外換銀行法に基づき、外国為替専門銀行として設立された特殊銀行であったが<sup>44</sup>、1989年に、同法の廃止を受けて民営化された。1997年の通貨危機以後、韓国国内銀行としては初めて外資系銀行（コメルツ銀行）の出資を受けた<sup>45</sup>。
- (58) 2000年には、特別法により設立された政府系金融機関である韓国輸出入銀行<sup>46</sup>から、新たに4,000億ウォンの優先出資を受け、韓国輸出入銀行の同行に対する持株比率は、前年の16.30%から32.50%に上昇した<sup>47</sup>。その結果、2000年から2002年にかけての同行の最大株主は韓国政府となっており、持分率は43.17%（韓国輸出入銀行が32.50%、韓国銀行が10.67%）を占めていた<sup>48</sup>。

<sup>43</sup> 韓国輸出保険法第53条の3、第55条、第59条（韓国政府回答書添付資料IV-22）

<sup>44</sup> KEBから提出された「日本財務省の韓国産DRAMに対する補助金調査関連金融機関質問書に対する答弁書」（以下「KEB回答書」という。）III-1

<sup>45</sup> KEB回答書III-4及び6

<sup>46</sup> 韓国輸出入銀行の概要（申請者証拠書類6-22）。韓国輸出入銀行Annual Report 2000（韓国輸出入銀行ホームページ[http://www.koreaexim.go.kr/en/about/m02/s01\\_01.jsp](http://www.koreaexim.go.kr/en/about/m02/s01_01.jsp)）では、韓国輸出入銀行は1976年7月1日に韓国輸出入銀行法により設立された特別な政府系金融機関である、と記載されている。

<sup>47</sup> KEB Annual Report 2000（KEB回答書別添1）32頁1. Bank（1株額面5,000ウォンで8,000万株の優先株が韓国輸出入銀行に発行された。）

<sup>48</sup> KEB Annual Report 2001 31頁、同Annual Report 2002 38頁（KEB回答書別添1）

- (59) また、同行は、1998年2月に不良債権問題のため金融監督院から経営改善勧告を受けた。2001年当時、同行は引続き、経営改善勧告の下で経営再建中であり、金融監督院の特別の監督下にあった<sup>49</sup>。

### 2.3.1.2.1.2 ウリィ銀行

- (60) ウリィ銀行の前身はハンビット銀行であるが、ハンビット銀行は、2000年12月に完全減資後、預金保険公社から2兆7,644億ウォンの資本注入を受けており、同公社が100%の持分を所有していた<sup>50</sup>。その後2001年4月、預金保険公社からウリィ金融持株会社に100%株式移転され、ウリィ金融持株会社の子会社として編入された<sup>51</sup>。2001年5月末及び10月末現在のウリィ金融持株会社に対する預金保険公社の持分率は100%であり、政府関係機関である預金保険公社<sup>52</sup>は、当該持株会社を介して間接的に、同行株式の100%を保有していた。なお、ハンビット銀行は2002年5月にウリィ銀行に社名を変更したが、本開示においては、入手した証拠の表記に基づく銀行名を用いた。
- (61) ハンビット銀行は2000年12月に預金保険公社との間で経営正常化履行覚書(MOU)を締結し、ウリィ金融持株会社も2001年7月に預金保険公社の間で同様のMOUを締結した<sup>53</sup>。加えて、ウリィ金融持株会社とウリィ銀行(ハンビット銀行)の間にも「持株会社に与えられた管理目標を達成し、重大な経営決定を行う前に持株会社に相談し、持株会社の経営計画に従って詳細な経営計画を作成・実行する」というMOUが締結されている<sup>54</sup>。

<sup>49</sup> KEB Annual Report 2001 (KEB回答書別添1) 3頁(1998年2月に金融監督院から経営改善勧告を受けた。2001年に解除された。)及び50頁(2000年11月8日、金融監督委員会は、破綻懸念先債権の売却など金融収益性の改善を示したKEBの経営改善計画を承認した。目標値に達したのは2001年12月である。)

<sup>50</sup> ハンビット銀行 Annual Report 2000 (韓国政府回答書添付資料IV-47)及びウリィ銀行から提出された「日本財務省の韓国産DRAMに対する補助金調査関連の金融機関質問書に対する答弁書」(以下「ウリィ銀行回答書」という。) IV-1

<sup>51</sup> ウリィ金融持株会社 Annual Report 2001 (ウリィ金融持株会社ホームページ [http://www.woorifg.com/eng/ir/ir\\_m04\\_1.jsp?field\\_select=0](http://www.woorifg.com/eng/ir/ir_m04_1.jsp?field_select=0))

<sup>52</sup> 預金保険公社は、1996年、預金者保護法により設立された無資本特殊法人であり、業務の目的は、金融機関が破産等の事由により預金等を支給することができない場合、預金の支給を保障することによって預金者を保護し、金融制度の安定性を維持することとしている。預金者保護法第11条は、社長は財政経済部長官の任命請求によって大統領が任命し、副社長及び理事は社長の任命請求の申入れによって財政経済部長官が任命するとしており、韓国政府は、同公社の役員任命権を有している。また、業務の内容が預金者保護法において規定されている点、業務内容や各年度の予算と決算に対し、財政経済部長官の承認が必要である点など、韓国政府は業務に対する監督権限も有している。このようなことから、韓国政府は、預金保険公社の活動に対し、強い支配権を有していると認められる。(韓国政府回答書IV-4、V-4-(7)、V-5-(7))

<sup>53</sup> ウリィ金融持株会社との間の経営計画履行約定書第9条(韓国政府現地調査追加提出資料2)

<sup>54</sup> ウリィ金融持株会社 Annual Report 2001 (ウリィ金融持株会社ホームページ)

- (62) これらの事実により、ウリィ銀行は、100%親会社であるウリィ金融持株会社を通じて政府の直接の影響下に置かれていたと認められる。

#### 2.3.1.2.1.3 朝興銀行

- (63) 朝興銀行は、1897年に設立された韓国で最初の金融機関である。1999年、預金保険公社が同行に対して2.7兆ウォンの資金注入を行い、出資比率80.045%を占める最大株主となった<sup>55</sup>。2000年末から2002年末にかけての同行の主要株主とその持分割合は、預金保険公社が80%以上の持分割合を占め、筆頭株主となっていた。1999年11月には、朝興銀行と預金保険公社の間で経営正常化履行覚書(MOU)が締結(2000年5月に修正<sup>56</sup>)された<sup>57</sup>。

#### 2.3.1.2.1.4 シティバンク

- (64) シティバンクは、米国の金融グループであるシティグループが100%保有する銀行であり、1967年に韓国で最初に営業を許可された外国銀行の一つである。シティバンクは、その自らの特徴を韓国政府と産業の両方にもつぱら貢献するものと位置づけている<sup>58</sup>。
- (65) 1998年、シティバンクは合計217.5億米ドルの韓国内銀行の債務再編を完了させ、韓国金融システムの安定化に助力した。さらに、同年、シティバンクは40億米ドルに上る政府のグローバルボンドを引受け、政府及び政府関係機関が国際資本市場へ到達できるよう支援を行い、また、韓国の銀行の債務再編が完了する前に合計5億米ドルの特別貿易施設を企業及び金融機関の顧客へ提供した。これらはいずれも、1999年に韓国が急速な経済復興を果たした重要な基盤として評価されている<sup>59</sup>。
- (66) ハイニックスとの関係では、シティバンクは2000年9月に子会社のソロモン・スミス・バーニー(以下「SSB」という。)とともに財務顧問契約を締結しており、財務顧問としての契約上の立場からハイニックス

---

[http://www.woorifg.com/eng/ir/ir\\_m04\\_1.jsp?field\\_select=0](http://www.woorifg.com/eng/ir/ir_m04_1.jsp?field_select=0)

<sup>55</sup> 韓国預金保険公社 Annual Report 2000(韓国政府回答書添付資料IV-47)、朝興銀行から提出された「朝興銀行答弁書」(以下「朝興銀行回答書」という。) III-3及びIII-4。なお、2003年度に、預金保険公社の持分は新韓金融持株会社に売却されている。

<sup>56</sup> 朝興銀行 Annual Report 2001(朝興銀行ホームページ<http://www.chb.co.kr/eng/>)25頁

<sup>57</sup> 韓国預金保険公社 Annual Report 2001(韓国政府回答書添付資料IV-47)

<sup>58</sup> “Citibank in Korea” [www.citibank.com/korea/homepage/bank\\_in/estage\\_k.htm](http://www.citibank.com/korea/homepage/bank_in/estage_k.htm) (申請書追加証拠429)

<sup>59</sup> 同上

スのために債務再編計画の成功に努力する立場にあった<sup>60</sup>。その対価として、シティバンク及びSSBはハイニックスより相当額の顧問料等の収入を得ていた<sup>61</sup>。

### 2.3.1.2.1.5 農業協同組合中央会（NACF）

- (67) 農業協同組合中央会（以下「NACF」という。）は、2000年、農業協同組合法により設立された<sup>62</sup>特殊法人である。同法第1条は、その目的について、農家の経済的、社会的、文化的地位の向上と農業の競争力強化を通じて農家の生活の質を高め、国民経済の均衡の取れた発展に貢献する<sup>63</sup>こととしている。
- (68) NACFが運用する資金は主に預金と借入からなり、資金全体のうち26.4%を占める借入は韓国政府及び地方政府により提供されたものである<sup>64</sup>。また、農業協同組合法において、NACFが発行する農業金融債券と呼ばれる社債に対し、その元利金償還について国家が全額保証することができる旨規定されている。さらに、2001年には預金保険公社を通じて962億ウォンの優先出資を受けている<sup>65</sup>。
- (69) 農業協同組合法に基づき、NACFの業務は農林部と金融監督委員会の監督下に置かれており、以下のような規定がされている<sup>66</sup>。①農林部長官、財政経済部長官及び金融監督委員会は、その事業を監督する権限を有する（162条）。②金融監督委員会は、その事業について是正措置をとることができる権限を有する（165条）。③定款の変更については、総会の決議を経た上で、農林部長官の認可を得なければならない、農林部長官は金融監督委員会と協議しなければならない（120条）。このようなことから、韓国政府は、NACFの活動に対し、強い支配権を有していると認められる。
- (70) NACFは、公的機関とは言い切れないが、一定の政策的目的を有し

<sup>60</sup> [【資料名秘】]（ハイニックス回答書証拠書類1-11）【秘密扱い】

<sup>61</sup> シティバンク及びソロモンスミスバーニー報酬（ハイニックスへの「ハイニックス社製DRAMに対する相殺関税調査に係る現地調査」（以下「ハイニックス現地調査」という。）提出資料29）【秘密扱い】

<sup>62</sup> 韓国政府回答書IV-4(d)。現在のNACFは、1961年に設立された（旧）NACFが畜産業協同組合中央会及び人參協同組合中央会と合併して設立されたものである（韓国銀行「Financial System in Korea」（2002年2月発行）75頁（韓国政府回答書添付資料Ⅲ-2））。

<sup>63</sup> 韓国政府回答書添付資料IV-20

<sup>64</sup> NACF Annual Report 2003（NACFから提出された「日本財務省の韓国産DRAMに対する補助金調査関連の金融機関質問書に対する答弁書」（以下「NACF回答書」という。）添付資料1）14頁

<sup>65</sup> 韓国政府回答書IV-4（d. 農業協同組合）、NACFへの「ハイニックス社製DRAMに対する相殺関税調査に係る現地調査」（以下「NACF現地調査」という。）報告書Ⅲ.4

<sup>66</sup> 韓国農業協同組合法第162条、第165条、第120条（韓国政府回答書添付資料IV-20）

ており、また、政府による資金供給がなされていることから、純粋な民間機関ではなく準公的機関というべきものである。

#### 2.3.1.2.1.6 韓国第一銀行

- (71) 韓国第一銀行は、1929年に設立された銀行である。同行は、1998年、預金保険公社から資金注入を受け、同公社が100%の持分を保有していたが、1999年12月持分の51%が、ニューブリッジ・キャピタルに売却された<sup>67</sup>。2000年末から2002年末にかけて、預金保険公社の同行に対する持分割合は45.9%であった<sup>68</sup>。

#### 2.3.1.2.1.7 慶南銀行

- (72) 慶南銀行は、1970年に設立された韓国の地方銀行である。同行は2000年12月に完全減資後、預金保険公社から3,528億ウォンの資本注入を受けており、同公社が100%の持分を所有していた<sup>69</sup>。その後2001年3月、預金保険公社からウリィ金融持株会社に100%株式移転され、ウリィ金融持株会社の子会社として編入された。2001年12月末現在のウリィ金融持株会社に対する預金保険公社の持分率は100%であり、政府関係機関である預金保険公社は、ウリィ金融持株会社を介して間接的に、同行株式の100%を保有していた<sup>70</sup>。

- (73) 同行は2000年12月に預金保険公社との間で経営正常化履行覚書(MOU)を締結した。2001年7月には、ウリィ金融持株会社と預金保険公社との間及びウリィ金融持株会社と同行との間で同様のMOUを締結した<sup>71</sup>。

#### 2.3.1.2.1.8 光州銀行

- (74) 光州銀行は、1968年に設立された韓国の地方銀行である。同行は2000年12月に完全減資後、預金保険公社から1,700億ウォンの資本注入を受

<sup>67</sup> 韓国第一銀行 Annual Report 2000 (韓国政府回答書添付資料IV-47)

<sup>68</sup> 韓国第一銀行 Annual Report 2000、2001、2002 (韓国政府回答書添付資料IV-47)

<sup>69</sup> 慶南銀行 Annual Report 2003 (韓国政府回答書添付資料IV-47)

<sup>70</sup> ウリィ金融持株会社 Annual Report 2001 (ウリィ金融持株会社ホームページ  
[http://www.woorifg.com/eng/ir/ir\\_m04\\_1.jsp?field\\_select=0](http://www.woorifg.com/eng/ir/ir_m04_1.jsp?field_select=0))

<sup>71</sup> 韓国預金保険公社 Annual Report 2001 (韓国政府回答書添付資料IV-47)、ウリィ金融持株会社 Annual Report 2001 (ウリィ金融持株会社ホームページ  
[http://www.woorifg.com/eng/ir/ir\\_m04\\_1.jsp?field\\_select=0](http://www.woorifg.com/eng/ir/ir_m04_1.jsp?field_select=0))

けており、同会社が 100%の持分を所有していた<sup>72</sup>。その後 2001 年 3 月、預金保険公社からウリィ金融持株会社に 100%株式移転され、ウリィ金融持株会社の子会社として編入された<sup>73</sup>。2001 年 12 月末現在のウリィ金融持株会社に対する預金保険公社の持分率は 100%であり、政府関係機関である預金保険公社は、ウリィ金融持株会社を介して間接的に、同行株式の 99%を保有していた<sup>74</sup>。

- (75) 同行は 2000 年 12 月に預金保険公社との間で経営正常化履行覚書（MOU）を締結した。2001 年 7 月には、ウリィ金融持株会社と預金保険公社との間及びウリィ金融持株会社と同行との間で同様のMOUを締結した<sup>75</sup>。

#### 2.3.1.2.1.9 ソウル銀行

- (76) ソウル銀行は、1998 年から 2000 年までの間、預金保険公社から 4.7 兆ウォンの資金注入を受け、同会社が 100%の持分を保有していた<sup>76</sup>が、2002 年 12 月、ハナ銀行に売却された<sup>77</sup>。2000 年 12 月には、ソウル銀行と預金保険公社の間で経営正常化履行覚書（MOU）が締結された（2001 年 6 月に修正）<sup>78</sup>。

#### 2.3.1.2.2 銀行業務に対して韓国政府が関与しうる法的枠組み等

- (77) 韓国においては、政府が銀行の個別営業行為に対して関与しうる法的枠組み等があった。

(イ) 国務総理令第 408 号<sup>79</sup>

<sup>72</sup> 光州銀行 Annual Report 2003（韓国政府回答書添付資料IV-47）、FSS Annual Report2000（金融監督院ホームページ [http://english.fss.or.kr/en/news/publication\\_1.jsp?gubun=03](http://english.fss.or.kr/en/news/publication_1.jsp?gubun=03)）

<sup>73</sup> 光州銀行 Annual Report 2003（韓国政府回答書添付資料IV-47）

<sup>74</sup> ウリィ金融持株会社 Annual Report 2001（ウリィ金融持株会社ホームページ [http://www.woorifg.com/eng/ir/ir\\_m04\\_1.jsp?field\\_select=0](http://www.woorifg.com/eng/ir/ir_m04_1.jsp?field_select=0)）

<sup>75</sup> 韓国預金保険公社 Annual Report 2001（韓国政府回答書添付資料IV-47）、ウリィ金融持株会社 Annual Report 2001（ウリィ金融持株会社ホームページ [http://www.woorifg.com/eng/ir/ir\\_m04\\_1.jsp?field\\_select=0](http://www.woorifg.com/eng/ir/ir_m04_1.jsp?field_select=0)）

<sup>76</sup> 韓国預金保険公社 Annual Report 2000（韓国政府回答書添付資料IV-47）、FSS Annual Report 2000（金融監督院ホームページ [http://english.fss.or.kr/en/news/publication\\_1.jsp?gubun=03](http://english.fss.or.kr/en/news/publication_1.jsp?gubun=03)）

<sup>77</sup> ハナ銀行 Annual Report 2002（韓国政府回答書添付資料IV-47）

<sup>78</sup> 韓国預金保険公社 Annual Report 2001（韓国政府回答書添付資料IV-47）

<sup>79</sup> 韓国政府は現地調査において、総理令第 408 号に株主として行使する権限は 2 つあり、財産的権利としては、利益配当、残余財産分配請求権、新株引受権、利子配当請求権があり、経営及び経営監督については、議決権、財務諸表、会計帳簿閲覧請求権、会社の業務財産等の検査権などがあるとし、政府は株主として権利行使できる旨を説明している。（韓国政府現地調査報告書IV-16-②）

(78) 2000年11月に制定された国務総理令第408号<sup>80</sup>は、第5条第1項において、金融監督当局は、金融機関に対して金融市場の安定化を目的として協力や支援を要請することができることを規定している。また、同条第2項は、緊急の必要がある場合には、口頭又は電話により要請することができることを規定している<sup>81</sup>。また、同第6条は、政府又は韓国預金保険公社は、株式を保有する金融機関の株主としての権利を行使することができることを規定している。

(ロ) 経営正常化履行約定書 (MOU)

(79) 政府が金融機関の経営正常化のため公的資金を注入する場合、公的資金管理特別法により、当該金融機関は預金保険公社と経営正常化履行約定書 (MOU) を締結する義務が生ずる<sup>82</sup>。MOUにおいては、当該金融機関が経営正常化計画を履行できない場合、預金保険公社は当該金融機関に対して、人員及び組織運営の改善・縮小若しくは店舗・組織の統廃合、新設の制限又は役員に対する注意、警告、業務停止、解任等を行うことができ、当該金融機関はその内容に従って直ちに措置を講じ、その結果を預金保険公社に報告することが義務づけられており、公的資金を受けた金融機関の経営は、MOUの内容に拘束されていた。

(80) また、2002年8月23日付の報道<sup>83</sup>によると、国営シンクタンクである韓国開発研究院は、政策提言レポートの中で、「政府による商業銀行の所有が、その銀行の運営に政府が干渉する余地を提供する懸念があり、それにより銀行規制を作る側としての役割を弱くする」として、銀行の独立した運用と効果的な管理を確実にするため、政府が保有する銀行株式すべてを売却することを提言しており、国営シンクタンクも、株式保有により政府が銀行業務に介入する可能性があることを認めている。

(81) 当該記事について検証するため、調査当局は、現地調査の際、韓国政府に対して当該政策提言レポートそのものの提出を求めたが、提出されなかった。2005年5月17日、再度提出を求めたが、日本側から提出を求められた事実はないとして提出されなかった。同年6月10日、再度これまでの経緯を説明し、提出を求めたところ、同年6月17日、韓国政府より、「銀行の大型化と銀行の不良化リスク」と題するレポートが提出された<sup>84</sup>。しかし、提出されたレポートは2003年12月付のものであり、提

<sup>80</sup> 政令408号 (申請者証拠書類6-104)

<sup>81</sup> 韓国政府回答書IV-15-①

<sup>82</sup> 韓国政府回答書IV-15-②

<sup>83</sup> 2002年8月23日付コリア・タイムズ (申請者追加証拠書類171)

<sup>84</sup> 韓国政府現地調査追加提出資料3

出を求めたものと日付が異なるだけでなく、内容も上記報道と全く異なるものであった。調査当局からの数度にわたる資料提供の求めに対して、韓国政府が応じず、最終的に要求した資料と異なる資料を提出したことから、調査当局は、入手可能な情報に基づき認定を行わざるを得なかった。

(ハ) 「企業資金支援円滑化のための免責及び減免対象大幅拡大」通知

- (82) 2001年1月17日、金融監督院は、各銀行に対して不良与信発生時の免責又は責任を減少させる対象行為を通知した<sup>85</sup>。これは、当該通知に定められた行為については故意又は重過失がなければ原則として免責となること等を通知するものである。この通知においては、不良与信発生時の免責対象行為の一つとして「政府の国家産業政策上の必要により支援したり、市場安定のための政府の協力要請により正当に取り扱った場合」が掲げられている。また、不良与信発生時の責任を減少させる要因の一つに「政府の国家産業政策上の必要により支援した場合」を挙げており、「国家産業政策上の必要による不良企業の引受及び引受以降の営業資金支援等による場合」がその一例であるとされている。したがって、当該通知は、国務総令第408号第5条第1項に規定されている市場安定のためには政府が協力要請を行うことを前提としているものであると認められる。

(二) 米国証券取引委員会への提出書類

- (83) 国民銀行及び住宅銀行（のち国民銀行に合併）が共同で、2001年9月に米国証券取引委員会に提出した目論見書<sup>86</sup>には、次のように記載されていた<sup>87</sup>。

- ・ 「（中小企業に）加えて、韓国政府は、政策として、これまでも、特定の種類の借手に対する融資を促進しており、また今後もその促進を継続していくものと考えられる。かかる政策は概ね、適格の借手を特定し、これら適格の借手に対して貸付を行った銀行や金融機関に対して低利融資を提供することにより実行してきた。政府はこのようにして、（中略）ハイテク企業に対する貸付を推進してきた。（中略）政府の政策に影響され、特定の部門に対して融資を行ったり、あるいは、政府の影響がなければ行わないような融資を行うようなことがな

<sup>85</sup> 2000年1月17日付金融監督院報道資料

<sup>86</sup> 2001年9月10日付国民銀行及び住宅銀行の様式F-4（申請者証拠書類6-61）

<sup>87</sup> 国民銀行から提出された「日本財務省質問関連答弁書」（以下「国民銀行回答書」という。）IV-15、国民銀行への「ハイニックス社製DRAMに対する相殺関税調査に係る現地調査」（以下「国民銀行現地調査」という。）報告書IV-15

いと保証することはできない。」

(84) 国民銀行が2002年6月に米国証券取引委員会に提出した目論見書には、「リスク要素の部」において、次のように記載されていた<sup>88</sup>。

- ・ 「韓国政府は特定の種類の借手に対する貸付を、政策として促進しており、当社はこれに従わざるを得ないものと感じている。韓国政府はこれまでも、特定の種類の借手に対する融資を促進しており、また政策として今後も促進し続けるものと考えられる。かかる政策は概ね、問題を抱えた法人の借手のための救済プログラムに参加するよう銀行に対して要請すること、及び発展させたい経済分野を特定し、これらの分野の借手に貸付を行った銀行や金融機関に対して低利融資を提供することによって実行されてきた。政府はこのようにして、低利の抵当権担保貸付及びハイテク企業に対する貸付を促進してきた。政府の政策に従ってなされたすべての貸付は、当社自身の与信基準に従って検討されることを期待している。しかし、政府の政策に影響され、特定の部門に対して融資を行ったり、政府の影響がなければ行わないような融資を行ったりする可能性がある。」

(85) また、ウリィ金融持株会社が、2003年9月に、米国証券取引委員会に提出した様式20-F登録書面においては、国民銀行が提出した目論見書とほぼ同一の文言が含まれているほか、次のように記載されていた<sup>89</sup>。

- ・ 「支配株主である韓国預金保険公社は、韓国政府が支配しており、同政府は投資家の利益に反する可能性のある政策目標を追求させたり、あるいはそのような行動をとらせることがある。韓国預金保険公社を通じて、韓国政府は86.8%の発行済普通株式を保有している。韓国政府が当社の支配株主である限り、当社の他の株主の利益に反する可能性のある政策目標を追求させたり、あるいはそのような行動をとらせる可能性がある。例えば、公共政策目標をより一層推し進めるために、韓国政府は問題を抱えた金融機関の承継に関して参加を求めたり、又は特定の主体や分野に対して財政的支援を付与させたりすることがあり得る。当社の利益や普通株式の価値を最大化すると矛盾するこれらの行為その他が、当社の経営成績及び財務状況に不利な影響を与えるかもしれない。また、当社の普通株式及び米国預託株式の価格下落につながる可能性がある。」

<sup>88</sup> 2002年6月18日付国民銀行目論見書（申請者証拠書類6-60）

<sup>89</sup> ウリィ金融持株会社が米国証券取引委員会へ提出した資料（Form 20-F）2003年9月25日付26、27頁（米国証券取引委員会ホームページ  
<http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1264136/000119312503053803/d20fr12b.htm>）

- (86) このように、韓国政府の政策が銀行の与信判断に影響を及ぼす可能性があること、また韓国政府が支配株主である場合、他の株主の利益に反する可能性のある政策目標を追求させ、あるいはそのような行動をとらせる可能性があることが示されていた。
- (87) 以上の事実から判断すると、韓国においては政府が銀行の個別営業行為に対して関与しうる法的枠組み、及び韓国政府の政策が銀行の与信政策に影響を及ぼす可能性があったことが認められる。

## **2.3.2. 利益**

- (88) 利益の概念は、SCM協定第 1 条 1.1(b)における補助金認定の要件としての利益と、同協定第 14 条における補助金額の算定の基準としての利益という 2 つの用途で用いられる。

### **2.3.2.1. 補助金の要件としての利益**

- (89) 政府による資金的貢献が市場での調達よりもより有利であったかどうかということにより判断される。

### **2.3.2.2. 補助金額の算定**

- (90) 政府による資金的貢献が商業市場での調達（以下「市場ベンチマーク」という。）と比較してどの程度有利かということについて、SCM協定第 14 条及び「相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」に基づき算定される。本開示において用いた補助金の種類毎の具体的な方法は次のとおりである。

#### **2.3.2.2.1 貸付**

##### **(イ) 市場ベンチマーク**

- (91) 原則として、貸付の事実が発生したときに、当該輸出国政府による貸付と比較可能な同等の商業的貸付において支払うべき金利が採用される。長期貸付に関して、そのような商業的貸付が存在せず、当該企業が商業市場から貸付を受けることができないと認定される場合においては、下記の算式により、比較のために適切と考えられる商業的貸付の利子率

(基準利子率) が算定され、これが用いられる。

#### 数式 1 基準利子率の算出方法

$$i_b = (1 + i_f) \left[ \frac{(1 - q_n)}{(1 - p_n)} \right]^{\frac{1}{n}} - 1$$

$n$  : 償還予定期間

$i_b$  : 信用力欠如企業に対する利子率 (基準利子率)

$i_f$  : 信用力保有企業に対する利子率

$p_n$  : 信用力欠如企業の  $n$  年以内のデフォルト率

$q_n$  : 信用力保有企業の  $n$  年以内のデフォルト率

#### ① 信用力保有企業に対する利子率

- (92) ウオン建貸付については、貸付月における、貸付期間に対応する韓国国債の流通利回りの月別平均値<sup>90</sup>に社債スプレッド<sup>91</sup>を考慮した金利が用いられる。外貨建貸付については、貸付月における通貨別期間別 Libor の金利<sup>92</sup>が用いられる。

#### ② $n$ 年以内のデフォルト率

- (93) 信用力保有企業及び信用力欠如企業ともに、格付機関により公表されていた長期発行体格付に基づく格付別累積デフォルト率が用いられる。採用する格付機関の選定については、累積デフォルト率の現実的妥当性を確保するため、データ量 (期間、企業数) の多いことが必要であることから国際的格付機関のデータを用いることとし、ハイニックスの発行体格付評価を行ったのが Standard & Poor's であったことから、各措置が実施された年における同社の格付別累積デフォルト率が用いられる。P<sub>n</sub> に関しては格付が CCC ないし C の会社に対して報告されたもの<sup>93</sup>、q<sub>n</sub> に関しては韓国国内最上位格付の会社と同水準の格付グループに対して報告されたものが用いられる。なお、韓国格付機関の格付については、データ量が少なく<sup>94</sup>信頼性が確保できないため<sup>95</sup>採用できなかった。

<sup>90</sup> 韓国銀行ホームページ (<http://www.bok.or.kr/eng/index.jsp>)

<sup>91</sup> 社債スプレッド: リスクフリーである韓国国債の月別平均利率と韓国国内最上位格付 AA- の社債の月別平均利率との差を月別に集計したものの年別平均値。

<sup>92</sup> British Bankers' Association ホームページ (<http://www.bba.org.uk/bba/jsp/polopoly.jsp?d=141&a=627>)

<sup>93</sup> Standard & Poor's が公表した資料の中で累積デフォルト率のデータが存在する最下位の格付グループである。

<sup>94</sup> Standard & Poor's は、1980 年 12 月 31 日から 10,438 社を対象として分析している。(レーティング・パフォーマンス 2003) (<http://www.standardandpoors.co.jp/>)

(ロ) 補助金の受領時期

- (94) 補助金は、貸付に対する利払い等が行われる毎に受領されたものとされる。また、利払いがされずに債務が消滅した場合においては、消滅の時点で経過利子の支払いを行わなければならなかったと推定し、消滅時に補助金の受領があったものとされる。

(ハ) 補助金の配分

- (95) 補助金は、補助金が受領された年に配分される。

### 2.3.2.2.2 出資

(イ) 市場ベンチマーク

- (96) 当該国内の民間投資者による同様の出資条件のもとでの出資額とされ、当該輸出国政府の出資額との差額が補助金額とされる。当該輸出国政府による出資と比較できる民間投資者による適当な出資が存在しない場合、当該出資により当該政府が合理的な投資収益を合理的な期間内に回収できる状況であったか等を検討の上で、妥当な補助金額が決定される。

(ロ) 補助金の受領時期

- (97) 当該企業が出資を受けた時点で補助金が受領されたものとされる。

(ハ) 補助金額の配分

- (98) 出資は反復しない補助金であり、複数年にわたり継続していると考えられるため、当該補助金額は複数年に配分される。この場合には、当該補助金から生じる利息が加算される。具体的には次の算式による。

#### 数式 2 補助金の配分方法

---

韓国格付機関については次のとおり。

K R (韓国企業評価 : <http://www.korearatings.com/>)は、2005年9月9日現在285社、発行体デフォルト率のデータは1992年から、累積デフォルト率のデータは1998年からとなっている。

N I C E (韓国信用情報 : <http://eng.ratings.co.kr/>)は、2005年9月9日現在259社、発行体デフォルト率のデータは1993年から、累積デフォルト率のデータは1998年からとなっている。

<sup>95</sup> 「Structural change in the corporate bond market in Korea after the currency crisis」BANK FOR INTERNATIONAL SETTLEMENTS ホームページ (<http://www.bis.org/publ/bispap111.pdf>) 141頁

$$A_k = \frac{y/n + [y - (y/n)(k-1)]d}{1+d}$$

$A_k$  :  $k$  年に配分される補助金額

$y$  : 補助金額

$n$  : 耐用年数

$d$  : 割引利率

$k$  : 配分される年。ただし、受領の年=1、及び  $1 \leq k \leq n$ 。

### ① 耐用年数

- (99) 韓国の法令において定められた設備の耐用年数が用いられる<sup>96</sup>。半導体設備の耐用年数は5年とされていることから、5年が用いられる。

### ② 割引利率

- (100) 原則として、出資が行われた当時当該企業が商業的貸付に対して負担すべき長期貸付の利率が用いられる。ただし、当該企業が商業市場から貸付を受けることができないと認定した場合には、**2.3.2.2.1**の数式1「基準利率の算出方法」によって算出した利率が用いられる<sup>97</sup>。

## 2.3.2.2.3 債務免除

### (イ) 補助金の受領時期

- (101) 当該企業が債務免除を受けた時点で補助金が受領されたものとされる。

### (ロ) 補助金額の配分

- (102) 債務免除は反復しない補助金であり、複数年にわたり継続していると考えられるため、当該補助金額は複数年に配分される。この場合には、当該補助金から生じる利息が加算される。利息額の算出は、出資の場合と同じ算式（数式2）による。

## 2.3.2.2.4 債務の弁済期延長

<sup>96</sup> 韓国法人税法施行令第28条及び第29条及び同法施行規則別表6「業種別資産の基準耐用年数及び耐用年数範囲表」 韓国国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.kr/eng/default.html>)

<sup>97</sup> このとき、数式1における償還予定期間は、数式2における耐用年数と一致すると考えられることから、5年とする。

- (103) 弁済期延長が行われたときに旧債務の弁済及び新たな貸付が行われたとみなして補助金額が計算される。

#### 2.3.2.2.5 債務の出資への転換

- (104) 債務の出資への転換が行われたときに旧債務の弁済及び新たな出資が行われたとみなして補助金額が計算される。

#### 2.3.2.2.6 利息債務の元本化

- (105) 既存債務に対して支払うべき利息を元本化した場合、当該利息が元本化され新規債務として処理されたときに新たな貸付が行われたとみなして補助金額が計算される。

### 2.3.3. 特定性

- (106) 相殺関税の対象となる補助金と認定するためには、SCM協定第1条1.2に基づき、SCM協定第2条にいう特定性が認められる必要がある。

## 第4節 シンジケートローンの付与に関する事実

### 2.4.1. 措置の概要

- (107) 2000年11月28日、経済長官懇談会においてハイニックスの流動性問題について議論がなされ、その結果を通知する文書が財政経済部長官からKEIC及びKEBあてに発出された。当該経済長官懇談会には[【秘密扱いのため不開示】]も出席していた<sup>98</sup>。同年12月、主幹事団<sup>99</sup>はシンジケートローンに関する説明会を実施<sup>100</sup>し、12月15日、ハイニックスは、KEB、シティバンク、KDB、国民銀行、ハンビット銀行(現ウリイ銀行)、韓国第一銀行、朝興銀行、新韓銀行、ハナ銀行、韓美銀行の10行とシンジケートローン契約を締結した<sup>101</sup>。なお、KEB、KDB、韓国第一銀行が与信限度超過申請を行い、金融監督委員会はこれを承認した。

- (108) 貸付の具体的実行状況は表4<sup>102</sup>のとおり。

<sup>98</sup> 韓国政府現地調査提出資料18【秘密扱い】

<sup>99</sup> [【秘密扱いのため不開示】] (ハイニックス現地調査提出資料19)【秘密扱い】

<sup>100</sup> ハイニックス現地調査提出資料19【秘密扱い】

<sup>101</sup> 韓国政府回答書V-1-(2)。なお、ハイニックス回答書IV-1②【秘密扱い】参照。

<sup>102</sup> 金融機関別金額は、韓国政府回答書V-1-(2)。利率、貸付日、満期については、KEB回答書V-1-(2)【秘密扱い】参照。

表 4 シンジケートローンの状況

	Tranche A		Tranche B	合計
	利率	[ ]%	[ ]%	
	貸付日	[ ]	[ ]	
満期	1年後一括	1年後一括	15、18、21、24ヵ月後に均等分割払い	
韓国産業銀行 (KDB)	[ ]	[ ]	[ ]	1,000
ウリィ銀行	[ ]	[ ]	[ ]	1,000
朝興銀行	[ ]	[ ]	[ ]	1,000
韓国外換銀行 (KEB)	[ ]	[ ]	[ ]	1,000
シティバンク	[ ]	[ ]	[ ]	1,000
国民銀行	[ ]	[ ]	[ ]	1,000
韓国第一銀行	[ ]	[ ]	[ ]	1,000
新韓銀行	[ ]	[ ]	[ ]	500
ハナ銀行	[ ]	[ ]	[ ]	300
韓美銀行	[ ]	[ ]	[ ]	200
合計	[ ]	[ ]	[ ]	8,000

(単位：億ウォン)

## 2.4.2. 資金面での貢献

### 2.4.2.1. 公的機関

- (109) KDBは公的機関であることから、SCM協定第1条1.1(a)(1)上の政府に該当する。シンジケートローンの内容である新規融資は、同条1.1(a)(1)(i)の資金の直接的な移転を伴う措置に該当することから、シンジケートローンにおけるKDBの融資はSCM協定第1条1.1(a)(1)(i)にいう政府による資金面での貢献に該当すると認められる。

### 2.4.2.2. 民間団体を通じた資金面での貢献

#### 2.4.2.2.1 商業市場からの資金調達が困難な事情

経営状況<sup>103</sup>

<sup>103</sup> 調査当局作成資料「ハイニックス財務分析」（2000年から2003年間のHynixの財務諸表（ハイニックス回答書証拠書類1-7）及びAnnual Audit Report 1997～2004（ハイニックスウェブサイト [http://www.hynix.com/eng/04\\_ir/03\\_financial/financial\\_02.jsp](http://www.hynix.com/eng/04_ir/03_financial/financial_02.jsp)）等の財務情報を調査当局により集計分析したもの）

- (110) 2000年7月以降DRAM価格が下落したことから、ハイニックス2000年第4四半期の売上高は第3四半期から1割以上減少した2兆610億ウォンであり、2000年第4四半期の流動比率(24%)、当座比率(12%)は前期に比べ大幅に減少した。この結果、年末の期末現預金残高は101億ウォン(1999年末は1,269億ウォン)という2001年中に償還期限を迎える流動負債の総額(8兆9,931億ウォン)と比較しても極端に低い水準となり、2000年末から2001年初めにかけて外部からの資金調達を行わなければ破綻することは明らかであった。また、株価は2000年9月から急速に下落し、同年12月までの約4ヶ月間で5分の1以下になり、12月末の価格は4,025ウォンと額面金額(5,000ウォン)を割り込んだ<sup>104</sup>。

#### 資金調達の状況

- (111) ハイニックスの社債発行状況を見ると、[ ]年[ ]月[ ]日に発行されたのを最後に、2001年1月12日にKDBプログラムによる社債発行が開始されるまで発行されていない<sup>105</sup>。また、2000年末当時外国銀行は全てハイニックスへの与信供与から撤退しており、海外において社債を借換えることができたという情報はなかった<sup>106</sup>。
- (112) 2000年12月1日に行われたシンジケートローンの説明会資料<sup>107</sup>では、[【要約：資金不足についてシンジケートローンのほか複数の手法により資金調達するとしているが】]、調達方法は[【秘密扱いのため不開示】]との記載がある。また、[【要約：ある銀行の内部資料においても当時ハイニックスの社債借換及び新規発行が中断していた】]と記載されている<sup>108</sup>。
- (113) また、次の項目で述べるように、2000年11月28日、韓国政府は経済長官懇談会において「現代電子の資金需給不一致解消方策」について議論を行ったが、このことは、政府の何らかの支援がなければ当時のハイニックスは資金調達ができない状況であったことを示していると認められる。

<sup>104</sup> ハイニックスの株価(ハイニックス回答書別紙1-14-1)

<sup>105</sup> [【資料名秘】](ハイニックス回答書別紙1-2)【秘密扱い】

<sup>106</sup> 1999年度、2000年度及び2001年度のハイニックス事業報告書「外部資金調達要約表」、「長期借入金明細書及び短期借入金明細書」(ハイニックス現地調査追加提出資料1-3) 外国銀行からの長期借入がないと同時に、国内銀行からの借入についても支援措置に関するものに限られている。

<sup>107</sup> ハイニックス現地調査提出資料20【秘密扱い】

<sup>108</sup> [【資料名秘】]【秘密扱い】

- (114) さらに、ハイニックスに対するシンジケートローンの契約が締結された直後の 2000 年 12 月 26 日、韓国政府は、既存の商業的社債市場を利用できない企業の資金調達支援を目的として「資金市場安定化のための社債発行円滑化方案」（KDB プログラム）を発表した。このプログラムは、第 6 節において説明するように、ハイニックスを対象とすることを念頭においたものであったが、後に、陳稔副総理兼財政経済部長官は、KDB プログラムの対象となるような企業については、社債市場のみならずその他の資金源も枯渇していたことを認めている<sup>109</sup>。
- (115) 以上のことから、シンジケートローンが実施された 2000 年末当時において、ハイニックスは、商業市場からの新規資金の調達が厳しい状況であったと認められる。

#### 2.4.2.2.2 政府の行動

- (116) 韓国政府は、総論で述べたとおり、ビックディールにより成立した大手半導体企業であるハイニックスの正常化を図ることを経済政策の一つとして位置づけていた。
- (117) 韓国政府は、2000 年 11 月 28 日、金融監督院の発議により、経済長官懇談会において「現代電子の資金需給不一致解消方策」について議論を行い、同日、KEIC 及び KEB に対して「議論の結果を別添でお知らせしますので、施行に万全を期して頂くようお願いいたします。」との通知を行った。通知の別添には、シンジケートローンに関して次のように記載されていた<sup>110</sup>。
- ・ ウォン貨シンジケートローンと関連する同一借主の信用供与限度問題に関しては、債権金融機関を代表する外換銀行の要請時に、金融監督委員会の特別承認議決<sup>111</sup>を推進。
- (118) この通知は、シンジケートローンの実現のために韓国政府が直接関与していたことを示すものである。また、当該通知の内容は、KEB 等の申請があれば与信限度枠超過の承認を行うというものであるが、ハイニックスの流動性問題解決のために経済閣僚が措置をとることを決定し

<sup>109</sup> 財政経済部ホームページ公表資料（2001 年 2 月 2 日付 Jin Nyum 副首相のアジア・ウォールストリート・ジャーナル宛レター）“Deputy Prime Minister Jin Nyum’s Letter to the Asian Wall Street Journal”

<sup>110</sup> 韓国政府回答書添付資料 V-1、申請者証拠書類 6-6

<sup>111</sup> 韓国政府回答書添付資料 V-2。なお、韓国政府回答書 V-1-(5)によれば、「経済長官懇談会結果通報公文は、（中略）信用供与限度額超過申請をする場合、例外認定手続き推進する」と韓国政府は回答しており、公文書の「特別承認議決」とは信用供与限度額超過の例外承認を指すものと認められる。

たことを通知しており、これは、ハイニックス支援のためにシンジケートローンに参加することを暗に指示していると解釈することが合理的である。

- (119) また、KDBから提出された同行のシンジケートローンに関する内部審査書類には、「[【秘密扱いのため不開示】]」等を考慮して承認を行ったとの記載があり<sup>112</sup>、当時、韓国政府がハイニックス支援の意思を持っていたと認識されていたことが示されている。さらに、11月28日の経済長官懇談会に出席した[【秘密扱いのため不開示】]<sup>113</sup>と述べており、同懇談会において韓国政府がハイニックス支援に対する強い意思を表明していたことが認められる。
- (120) 2000年12月4日に韓国第一銀行が、同年12月5日にKEBとKDBが、金融監督委員会に対して貸付限度枠<sup>114</sup>の超過申請を行い<sup>115</sup>、金融監督委員会は限度超過を承認した。この承認に関する金融監督委員会の内部検討意見は、「現代電子の国民経済的位置」を挙げ、「半導体産業は韓国の戦略的産業として国際的優位に立っており、半導体の輸出額が輸出全体の15%を占めている」、「現代電子産業は、1999年LGと合併し、世界9位の会社としてDRAM市場の20%、韓国輸出額の4%を占めている」、「従業員数は24,000人、一時下請けは2,500社(約15万人)で、雇用の前方と後方に至るまで産業連携効果が大きい」ということを指摘していた<sup>116</sup>。韓国政府の回答書によると、貸付限度額の撤廃又は拡大の申請については、銀行の健全な経営を通じた金融市場の安定を優先しており、(中略)金融監督院は銀行たちが特定企業に偏重与信を取扱わないように抑制することに重点を置いて業務を遂行しているとのことである<sup>117</sup>。しかし、この事例においては、銀行経営の健全性という観点からの考慮ではなく公共政策目的に基づき判断が行われており、したがって、当時、韓国政府はハイニックスを救済することが公共政策目的にかなうと考えていたと認められる。

<sup>112</sup> KDBへの「ハイニックス社製DRAMに対する相殺関税調査に係る現地調査」(以下「KDB現地調査」という。)提出資料4、KDB現地調査追加提出資料1【秘密扱い】

<sup>113</sup> 韓国政府現地調査提出資料18【秘密扱い】により[【秘密扱いのため不開示】]ことが確認できる。また、KEICへの「ハイニックス社製DRAMに対する相殺関税調査に係る現地調査」(以下「KEIC現地調査」という。)提出資料4【秘密扱い】にある[【秘密扱いのため不開示】]であったと考えられる。

<sup>114</sup> 韓国政府現地調査報告書Ⅲ-12、13及びV-1-(7)

<sup>115</sup> 1999年の銀行法改正により信用供与比率を低くしたので、多くの銀行が基準を超える状況であり経過規定を設けて、銀行ごと四半期の削減目標を設定して金融監督委員会の承認を得ている。なお、このような目標限度を超過して与信を取扱ったものとして承認を金融監督委員会から受けていた銀行は、2000年末までKDB、KEB、韓国第一銀行の3行だけであった(韓国政府現地調査報告書V-1-7)。

<sup>116</sup> 韓国政府現地調査閲覧資料1

<sup>117</sup> 韓国政府回答書V-1-(9)

(121) さらに、前述のとおり 2000 年 11 月 28 日の経済長官懇談会には[【秘密扱いのため不開示】]が出席しており、韓国政府と[【秘密扱いのため不開示】]がハイニックス支援に関連して直接接触过していたことが認められることに加え、韓国政府とシティバンクの接触を示す次のような新聞報道がなされた<sup>118</sup>。

- ・ (2000 年 12 月) 4 日、(シティグループの) ワイル会長が滞在中に韓国産業銀行のオム・ナクヨン行長、財政経済部の陳稔長官、及び、金大中大統領との一連の面会を行うことが分かった。(中略) 広報はスケジュール的に無理があると判断、しかし陳長官側は「長官は、ワイル会長に会わなければならない」と主張していた。彼等は、現代電子の資金調達の困難に関して、現代電子が現在推進している「1 兆ウォンの協調融資」への協力を要請したいのだろうという意見もある。ワイル会長は、現代電子のパク・ジョンズ社長との昼食会を予定している。

(122) 現地調査において、韓国政府(財政経済部)は当該記事は推測記事であると回答した<sup>119</sup>が、調査当局が入手した財政経済部の公表資料によると、陳稔前副総理の主な外賓面談記録に 12 月 4 日にワイル会長と面談が行われたとの記載がある<sup>120</sup>。韓国政府から資料が提出されなかったことから、入手可能な資料により判断せざるを得ないが、財政経済部が公表した資料に外賓との面談記録として掲載されていることから、面会はあったと考えざるを得ない。面会においてどのような話がされたかについても検証できる証拠が提出されなかったため、当該新聞記事に基づき判断せざるを得ないが、11 月 28 日の経済長官懇談会でハイニックスの問題が議題とされた直後であること、当時のハイニックスの財務状況が切迫していたこと、スケジュール的に無理があるにもかかわらず面会しようとしたこと、を踏まえると、財政経済部長官が 1 兆ウォンの協調融資すなわちシンジケートローンの実施について直接議論が行われたと考えることが合理的である。

(123) 以上の事実関係から判断すると、韓国政府は、当時、大手半導体企業であるハイニックスの正常化を図る過程の一環として、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有するとともに、ハイニックスに対するシンジケートローンの検討状況過程において、金融機関と接触し、その

<sup>118</sup> 2000 年 12 月 1 日付大韓日報(申請者追加証拠書類 330)

<sup>119</sup> 韓国政府現地調査報告書その他 1. ①

<sup>120</sup> 2001 年 8 月財政経済部報道資料「陳念副総理就任 1 周年経済運用の成果と課題」(財政経済部ホームページ)

実現を目的として直接的な関与を行っていたことが認められる。

#### 2.4.2.2.3 銀行による審査の状況

- (124) 与信限度枠超過申請を行った銀行のうち公的機関であるKDB以外のKEB及び韓国第一銀行における審査状況は次の通りである。

##### K E B

- (125) KEBが2000年12月5日付で金融監督委員長宛に行った信用供与限度超過の申請書によると、金融支援の必要性としてハイニックスの輸出や雇用規模が与える国民経済への影響の大きさを挙げている<sup>121</sup>。また、銀行経営の健全性が問われている状況にある中で、与信限度枠をさらに超過してまで流動性の危機にあるハイニックスへの与信を行っている。

- (126) 一方、前述のとおり、同行は当時経営再建中で金融監督院の特別の監督下にあり、また韓国政府が43.17%の持分率を占める同行の最大株主であることから、韓国政府が同行に対して十分に影響力を行使できる立場にあった。さらに、前述のとおりハイニックス支援が話し合われた2000年11月28日の経済長官懇談会[【秘密扱いのため不開示】]こと、財政経済部長官はその結果の通知において「施行に万全を期して頂くようお願い」していること、韓国政府が、当時、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有していたことなどを総合的に判断すると、同行のシンジケートローン参加は、韓国政府の委託・指示により行われたものと認められる。

##### 韓国第一銀行

- (127) 韓国第一銀行からは質問状に対する回答がなかったことから、他に入手することのできた情報により判断せざるを得ないが、与信限度枠の拡大申請を行ったもう一つの銀行であるKEBは韓国政府の委託・指示によりシンジケートローンに参加したと認められること、韓国政府が、当時、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有していたこと、さらに、後述するように同行がKDBプログラムに参加しないとしたことに対して韓国政府が圧力を加えていたことなどを総合的に判断すると、同行のシンジケートローン参加は、韓国政府の委託・指示により行われたものと認められる。

<sup>121</sup> KEBへの「ハイニックス社製DRAMに対する相殺関税調査に係る現地調査」（以下「KEB現地調査」という。）閲覧資料4

#### 2.4.2.2.4 民間団体を通じた資金面での貢献に関する事実認定

- (128) K E B 及び韓国第一銀行が参加したシンジケートローンは、「新規融資」であり、韓国政府が直接行った場合であれば、S C M協定第 1 条 1.1(a) (1) (i) にいう資金の直接的な移転を伴う措置に該当する。
- (129) ハイニックスは、当時、財務状況が悪化していたが、そのような状況の下で、K E B 及び韓国第一銀行は、韓国政府の委託・指示によりシンジケートローンへの参加を決定したと認められる。これらの事実の他に、金融機関の意思決定に影響を及ぼし得る外的要因が存在していたことについては調査の過程において確認されなかった。
- (130) したがって、シンジケートローンにおける K E B 及び韓国第一銀行の措置は S C M協定第 1 条 1.1(a) (1) (iv) にいう政府の委託・指示による資金面での貢献に該当する。

#### 2.4.3. 利益

- (131) 上記の委託・指示に関する検討の通り、ハイニックスは、公的機関及び政府の委託・指示を受けた K E B 及び韓国第一銀行よりシンジケートローンを得た。
- (132) シンジケートローンは、それら銀行に加え、ウリィ銀行、朝興銀行、国民銀行、ハナ銀行、韓美銀行、新韓銀行、シティバンクの各民間銀行からも提供された。したがって、これら銀行のシンジケートローンは商業市場からの資金供給である（すなわち市場ベンチマークである）かを検討する必要がある。
- (133) これら銀行の内部与信審査においては、「[【秘密扱いのため不開示】]」（朝興銀行）、「[【秘密扱いのため不開示】]」（国民銀行）など商業的な要因以外の要因が検討され<sup>122</sup>、「[【秘密扱いのため不開示】]」（ウリィ銀行）<sup>123</sup>していることを前提とするなどが認められた。また、その他の銀行からは回答がなかったところから、回答のあった銀行の状況を含む入手することのできた情報に基づき判断することとなる。

<sup>122</sup> 朝興銀行への「ハイニックス社製 DRAM に対する相殺関税調査に係る現地調査」（以下「朝興銀行現地調査」という。）提出資料 6【秘密扱い】、国民銀行現地調査提出資料 3【秘密扱い】

<sup>123</sup> ウリィ銀行への「ハイニックス社製 DRAM に対する相殺関税調査に係る現地調査」（以下「ウリィ銀行現地調査」という。）提出資料 6【秘密扱い】

(134) その一方、それら銀行は与信枠の信用供与限度超過の申請を行っていないため、それら銀行のシンジケートローン参加が通常の融資限度を超えたものであったか、また当該申請を暗に指示した政府の通知に従ったものであったかなどについて、確認するに至らなかった。

(135) これらを総合的に検討したところ、これら銀行が行ったシンジケートローンが商業市場からの資金供給ではない（すなわち市場ベンチマークとはならない）と認めるまでに至らなかった。他方、これら銀行の融資条件とKDB、KEB及び韓国第一銀行の融資条件は同等であると認められる。従って、ハイニックスはKDB、KEB及び韓国第一銀行の融資条件によりSCM協定第1条1.1(b)にいう利益を受けたとは認められない。

#### **2.4.4. 特定性**

(136) シンジケートローンについては、SCM協定第1条1.1(b)にいう利益が認められなかったため、特定性の検討は行わない。

#### **2.4.5. 補助金額及び相殺関税率**

(137) シンジケートローンについては、SCM協定第1条1.1(b)にいう利益が認められなかったため、補助金額等の検討は行わない。

### **第5節 韓国輸出保険公社による引受荷渡為替手形(D/A)を担保とした外貨借入に対する保険の付加に関する事実**

#### **2.5.1. 措置の概要**

(138) 2000年11月28日、経済長官懇談会が実施され、ハイニックスの本支店間D/Aを担保とした銀行からの外貨借入について総額5.5億米ドル分について保険を付すことが議論された。その結果、同年12月1日、産業資源部長官が、KEICに対して、ハイニックスの本支店間D/Aを担保とした銀行からの外貨借入について総額5.5億米ドル分について保険を付すことを指示し、公的機関であるKEICが、ハイニックスの本支店間D/Aを担保とした借入について保険を付した<sup>124</sup>。これは、総額6億米ドルに拡大し、2001年末まで延長され、最終的には当該貸付は長期

---

<sup>124</sup> 韓国政府回答書V-2-(1)

貸付に振替えられた。また、本件によりKEICに損害が生じた場合には、韓国政府の財源により損害補填が行われることとなっていた。

## 2.5.2. 資金面での貢献

(139) 借入について保険を付す行為は、借入の不履行を担保するものであり、SCM協定第1条1.1(a)(1)(i)にいう「債務を伴う措置（例えば、債務保証）」に該当するため、本件措置は、SCM協定第1条1.1(a)(1)(i)にいう政府による資金面での貢献に該当すると認められる。

(140) なお、KEICは公的機関であるため政府の資金面での貢献を証明するために韓国政府の関与を証明する必要はないが、韓国政府は、KEICによるD/A担保借入への付保の検討及び実施過程において、次のように密接に関与していたことが認められた。

① もともとKEICによる本支店間D/Aを担保とする借入に対する付保は、1998年7月から1999年12月31日までの輸出の件に限って一時的に施行された特例的な措置であったが<sup>125</sup>、2000年末当時においては行われていなかった。本件措置は、ハイニックス1社のみ<sup>126</sup>に特例的に採られたものであり、次の証拠も踏まえれば、本件措置は、政府からの指示に基づく特例的なものであったと認められる。

② 2000年11月28日、財政経済部長官からKEIC社長、KEB頭取あてに「本日の経済長官懇談会<sup>127</sup>の議論事項中、現代電子の資金繰りの困難解消策に対する協議結果を別添通報するとともに、施策に万全を期してくださるようお願いいたします。」という文書が発出された。通知の別添には、D/A担保借入に対する付保について、次のように記載されていた<sup>128</sup>。

- ・ ウォン貨シンジケートローンと関連する同一借主の与信限度問題に関しては、債権金融機関を代表した外換銀行の要請時、金融監督委員会の特別承認決議を推進。

- ・ D/A流動化支援問題は、KEICが現代電子のD/A非ネゴシエーション分の残額（5億5000万米ドル）に対する保険を一時的に再開する方策を推進。保険期間は45日とし、現代電子が推進するウォン貨シンジケートローンおよび現地法人が保有する売上債権の流動化

<sup>125</sup> 産業資源部が1998年7月20日付で作成した「本・支店間D/A為替手形買入活性化のための輸出保険支援策」において、「本・支店間取引の信用リスクに対する輸出保険引受は保険原理に反し、外国の例にもない点等を勘案、必要な範囲で一時的に運営」とされていた（韓国政府回答書添付資料V-3、KEIC回答書V-7）。

<sup>126</sup> 2000年から2003年までの間にハイニックス以外にKEICが本支店間D/Aの保険を引受けた事例はなかった（KEIC回答書V-3）。

<sup>127</sup> 同経済長官懇談会には、[【秘密扱いのため不開示】]も出席していた（韓国政府現地調査提出資料18【秘密扱い】）。

<sup>128</sup> 韓国政府回答書添付資料V-1、申請者証拠書類6-6

財源で優先弁済することが前提。その他本支店間のD/A保険の本格的な再開問題については、副作用がないよう別途の制限規定を投じる方策の可能性の可否を追って検討。

- ③ 2000年11月30日、産業資源部長官からKEIC社長あてに「経済長官懇談会で現代電子の本支店間D/A取引について、別添のように一時的に輸出保険の支援をするように決定したことを通報するので、措置されるよう願います。」「引受条件は、輸出55210-432(1998年7月20日)を適用し、保険期間は45日、保険有効契約期限は2001年1月20日、引受規模は5.5億米ドル以内とするよう願います。」との文書が発出された<sup>129</sup>。
- ④ 2000年12月1日のハイニックスの本支店間D/Aを担保とする借入に対する付保の決定の際のKEIC理事会の会議録には次の記載があった<sup>130</sup>。
- ・ [【秘密扱いのため不開示】]
  - ・ [【秘密扱いのため不開示】]
  - ・ [【秘密扱いのため不開示】]
- ⑤ 2001年1月9日、金融監督院において債権者金融機関協議会が開催され、金融監督院職員が参加していたとする新聞報道がされた<sup>131</sup>。この新聞報道について、韓国政府及びKEBは、現地調査において、一部銀行が金融監督院を訪れたことは認めたが、会議があったことについては否定した<sup>132</sup>。しかし、KEBに対する現地調査において閲覧が認められた資料によると、2001年1月9日に債権者銀行間の会議が行われていた<sup>133</sup>と記載されていた。更に、KDB、朝興銀行、NACF、IBKは会議が開催されたことを肯定している<sup>134</sup>。これらの事実を総合すると、実際には金融監督院において債権者金融機関の協議が行われたものと認められる。金融監督院において会議が開催されたにもかかわらず、金融監督院職員が出席しなかったとは考えられず、また、会議が開催されたにもかかわらず、韓国政府及びKEBが会議の開催を否定したことは極めて不自然である。以上のことから、金融監督院において、債権者金融機関の会議が開かれ、会議には金融監督院職員も出席し、何らかの関与があったと見るのが合理的である。

<sup>129</sup> 申請者証拠書類6-57。なお、KEIC現地調査提出資料5【秘密扱い】参照。

<sup>130</sup> KEIC現地調査提出資料4【秘密扱い】 なお、議事録の内容について2001年8月28日付韓国経済日報(申請者証拠書類6-56)は、「ハンナラ党の国会議員が、(中略)「ハイニックスは理論上倒産状態にある」とその立場を要約して示した韓国輸出保険公社の役員会議録を開示したことで判明した。(中略)前記の議事録には、12月1日の役員会において、輸出保険公社の幹部役員が「産業資源部の指示により、当該引受を支持することとした。」と述べたことが記録されている。」とし、同資料は開示されたとしている。

<sup>131</sup> 2001年1月11日付韓国経済日報(申請者証拠書類6-72)、2001年1月11日付国民日報(申請者証拠書類6-169)

<sup>132</sup> 韓国政府現地調査報告書V-2-(3)6、KEB現地調査報告書V-2-(4)1

<sup>133</sup> KEB現地調査閲覧資料11

<sup>134</sup> KDB現地調査報告書V-2-(4)2、朝興銀行現地調査報告書V-2-(4)、NACF現地調査報告書V-2-(4)、IBK現地調査報告書V-2-(4)

- ⑥ 2001年1月10日、財政経済部長官から産業資源部長官、金融監督院院長、KEB頭取あてに「本日(01.1.9火曜日)、経済長官懇談会に引き続き、経済長官間で議論された現代電子D/A買入れ関連の会議結果を別添でお知らせしますので、手違い無く施行されるようにご協力をお願いいたします。」との通知が発出された<sup>135</sup>。通知の別添には、ハイニックスのD/A担保借入へのKEICによる付保について、次のように記載されていた。
- ・ KEICをして、現代電子の債権銀行が2001.6.30まで買入れた現代電子D/Aについて、総額6億米ドルの限度内で付保するようにする。同件と関連して、輸出保険基金の支払余力不足分については別途財源から支援することとする。
- ⑦ 2001年1月12日、産業資源部長官からKEIC社長あてに、上記⑥の文書を「通知するので措置されるよう願います。」との文書が送付された<sup>136</sup>。
- ⑧ 2001年4月10日、財政経済部長官から産業資源部長官あてに、4月10日に開催された経済長官懇談会の論議結果を通知する文書が送付された。当該文書には、議論の結果として次のように記載されていた<sup>137</sup>。
- ・ 現代電子に対する輸出保険公社の付保がされた既存のD/A担保貸付については、最初の預入日から180日の限度内で1回期日延長が許容され、期日延長がされたD/Aの決済期間は90日以内とする。
  - ・ 年末まで6億米ドルの輸出保険公社付保条件付D/A支援を維持。
- ⑨ 2001年4月12日、産業資源部長官からKEIC社長あてに、上記⑧の文書を通知するので「措置されるよう願います。」との文書が送付された<sup>138</sup>。
- ⑩ この他、韓国政府がハイニックス支援に関して圧力や要請を行ったとする次のような新聞報道が存在する。韓国政府は、このような圧力行使を否定しているが、新聞報道を否定する合理的な反証の提出はなかった<sup>139</sup>。また、上記の事実関係から、当時、韓国政府による報道のような働きかけがあったとみるのが合理的である。
- ・ 「現代グループ支援を巡り、政府と債権銀行団の対立が深まる中、2001年2月2日金融監督院は、D/A限度額の引下げを行った韓美銀行、新韓銀行とCP償還期延長の要請を拒否したその他の銀行関

<sup>135</sup> 韓国政府回答書添付資料V-4、申請者証拠書類6-32

<sup>136</sup> 韓国政府回答書添付資料V-5、申請者証拠書類6-58

<sup>137</sup> 韓国政府回答書添付資料V-6、申請者証拠書類6-59

<sup>138</sup> 韓国政府回答書添付資料V-6、申請者証拠書類6-59

<sup>139</sup> 韓国政府現地調査報告書その他2.(3)及び(4) 政府は現地調査の回答で、金融監督院が要請したことについて否定しているが、金融監督院の要請を否定する合理的な反証は提出されず、また、当時報道解明資料も出していないことから、反論は採用できない。

係者を招集した。」<sup>140</sup>

- ・ 朝興銀行、韓美銀行、新韓銀行は、2001年3月8日に現代電子に対するD/A限度をそれぞれ5,000万ドル拡大し、計1億5,000万ドルを支援することを決めたが、銀行関係者は、「これは金融監督院の要請を受け実施した」と述べている<sup>141</sup>。

### 2.5.3. 利益

- (141) 政府による債務保証は、当該債務保証を受けている企業が政府によって保証されている貸付に対して支払う額と当該企業が政府による保証なしに同等な商業的貸付を受ける場合に当該商業的貸付に対して支払う額との間に差がある場合、利益が存在するものとされている<sup>142</sup>。
- (142) ハイニックスのD/A担保借入に対するKEICの付保については、次のような事実が認められた。
- ① KEBは「他の銀行と同様、BIS基準を満たすために、D/A貸付の限度枠を拡大するためにはKEICの付保が必要だった<sup>143</sup>」としており、銀行はBIS規制によりKEICによる付保がなければハイニックスに対するD/A担保借入の枠を拡大することができなかつたと認められる。
  - ② 加えて、同時期に行われたハイニックスへのシンジケートローンにおいては、ハイニックスは当初1兆ウォンのシンジケートローンを希望していたところ、一部銀行の参加忌避により最終的には8,000億ウォンしか集めることができなかつたという回答<sup>144</sup>から、他の銀行はこれ以上融資できないという限界点に達していたことが明らかである。つまり、この時点においてハイニックスは、シンジケートローンで集められた8,000億ウォンを超える融資は受けられなかつたと認められる。したがって、ハイニックスにとっては、この当時、KEICの付保がない場合、事実上、さらに利用可能な商業的融資は存在しなかつたということになる。
- (143) これらの事実から、当時ハイニックスはKEICによる本支社間D/A担保借入に対する付保がなければ、同等な商業的貸付を受けることができなかつたと認められる。したがって、「当該企業が政府による保証なしに同等な商業的貸付を受ける場合に当該商業的貸付に対して支払う

<sup>140</sup> 2001年2月2日付毎日経済新聞（申請者証拠書類6-117）

<sup>141</sup> 2001年3月9日付中央日報

<sup>142</sup> 政府による債務保証の利益の存在について規定したSCM協定第14条(c)及び我が国ガイドライン13.(1)五

<sup>143</sup> KEB回答書V-2-(4)

<sup>144</sup> 韓国政府回答書添付資料V-08「3. 政府と債権団のシティバンクを通じた2,000億ウォンの新規資金支援」。なお、ハイニックス回答書IV-1-①【秘密扱い】、[【資料名秘】]【秘密扱い】参照。

額」が存在しないため、KEICによる付保されたD/A担保借入が行われたことにより直ちに利益が存在する。

- (144) また、債務保証については、保険料等の条件が市場で保険を受けた場合よりも有利である場合に利益があるとも考えられる。
- (145) 当時、ハイニックスのD/A担保借入について保険を付与したのはKEICのみであるから、他に比較すべき保険の付与はなかった。また、KEIC自身も、本支店間のD/Aを担保とする借入については[【秘密扱いのため不開示】]こととされていた<sup>145</sup>。そのため、韓国政府は、2001年1月10日の財政経済部長官発の通知文書において、本支店間D/A担保借入に対するKEICの付保により同公社の支払い準備能力不足が生じた場合には別途の財源から支援することを認めた<sup>146</sup>という事実が認められる。
- (146) これらから、当時の状況において、ハイニックスの支払った保険料がリスクをカバーするためには不十分であったと認められる。他に保険を引受ける者がいなかったことはKEICも認めている<sup>147</sup>ことから、他に当該保険料で保険を引受ける者は存在しなかったと認められる。したがって、保険が引受けられたことが直ちに利益となる。
- (147) 以上のことから、KEICによる本支店間D/A担保借入に対する保険の付与により、ハイニックスはSCM協定第1条1.1(b)にいう利益を受けたと認められ、本措置における政府による資金面での貢献は補助金に該当すると認められる。

#### 2.5.4. 特定性

- (148) SCM協定第2条2.1(a)において交付当局が補助金の交付の対象を明示的に特定企業に限定している場合には、当該補助金は、特定性を有しているとされている。
- (149) 2000年11月30日に産業資源部長官からKEIC宛の文書の中で「経済閣僚会議において、現代電子（現ハイニックス）の本社と支店との間の引受荷渡為替手形取引（D/A）に対する輸出保険への支援を当分の間付与することを決定したことを伝達する。これに従って措置をとられ

<sup>145</sup> KEIC現地調査提出資料4【秘密扱い】

<sup>146</sup> 韓国政府回答書添付資料V-4、申請者証拠書類6-32

<sup>147</sup> KEIC回答書IV-5

たい。」<sup>148</sup>とされており、明示的にハイニックス（旧 現代電子）を示していることから、補助金の交付の対象を明示的に限定していると解することができる。また、2000年から2003年までの間にハイニックス以外にKEICが本支社間D/Aを担保とする借入に対する保険を付与された事例はなかった<sup>149</sup>。

- (150) よって、KEICによるハイニックスのD/A担保借入に対する付保はSCM協定第2条2.1に基づく特定性があると認められる。

### 2.5.5. 補助金額及び相殺関税率

- (151) D/A担保借入は1年未満の短期融資であり、その効果は、本調査において補助金額を算出すべき2003年にまで及んでいないと認められる。

- (152) よって、D/A担保借入は補助金であると認められるが、補助金額の算出作業は行わない。

## 第6節 韓国産業銀行（KDB）によるハイニックス発行社債の引受に関する事実

### 2.6.1. 措置の概要

- (153) 2000年12月26日、韓国政府は会社債発行規模が大きく短期間に満期が集中している企業の会社債借換発行を支援する「資金市場安定化のための社債発行円滑化方案<sup>150</sup>」（以下この措置を「KDBプログラム」という。）を発表した。KDBプログラムは、対象企業の会社債のうち2001年に満期が到来する分について、その80%をKDBが一括して引受け、残り20%は対象企業が自ら償還する措置である<sup>151</sup>。同年12月27日、ハイニックスの主債権銀行であるKEBは、ハイニックスをプログラム

<sup>148</sup> 申請者証拠書類6-57、韓国政府回答書添付資料V-01。なお、KEIC現地調査提出資料5【秘密扱い】参照。

<sup>149</sup> KEIC回答書V.4

<sup>150</sup> 韓国政府回答書添付資料V-12、韓国政府現地調査提出資料4、KDB現地調査提出資料7【秘密扱い】、ウリ銀行現地調査提出資料8【秘密扱い】

<sup>151</sup> 2000年12月26日付財政経済部作成「資金市場安定のための社債発行円滑化方策」2.社債の迅速引受方策 A. 制度内容（KDB現地調査提出資料7【秘密扱い】）、会社債発行円滑化のための債権金融機関及び信用保証基金協議会協約第10条及び第12条（KDB回答書別添4）によれば、KDBが引受けた社債は、その後、その70%をKCGFが保証するCBO（collateralized bond obligation：社債担保付証券）又はCLO（collateralized loan obligation：貸付債権担保付証券）に順次に分割・編入され、20%を対象企業の債権銀行が再引受（対象企業の会社債保有規模及び貸付金額等を勘案して割当）し、10%をKDBが引続き保有する。また、対象企業は一定比率（3%又は5%）の後順位CBO（CLO）を引受ける。

の対象とするようKDBに申請し<sup>152</sup>、同年12月28日及び翌年1月4日、債権者金融機関協議会が開催され、ハイニックスはKDBプログラムの社債引受対象企業に選定された<sup>153</sup>。その後、2001年7月までの間に、KDBはハイニックスの1兆2,080億ウォンの社債を引受けた。なお、KDBプログラムの対象企業は、表6に掲げる6社のみであり、これらは全て同年1月に選定されている<sup>154</sup>。

(154) KDBによるハイニックス社債の引受状況は表5のとおりと認められた<sup>155</sup>。

表5 KDB (KDBプログラム) によるハイニックス社債の引受実績

発行日	引受額
2001/1/12	[ ]
2001/1/19	[ ]
2001/1/20	[ ]
2001/1/30	[ ]
2001/2/ 2	[ ]
2001/2/10	[ ]
2001/2/19	[ ]
2001/3/ 5	[ ]
2001/3/24	[ ]
2001/5/28	[ ]
2001/7/ 2	[ ]
2001/7/ 9	[ ]
2001/7/23	[ ]
2001/7/27	[ ]
合計	12,080

(単位：億ウォン)

表6 KDBプログラム対象企業のリスト

対象企業	社債引受金額	構成割合
ハイニックス	12,080	40.59%
現代建設	4,573	15.36%
現代商船	6,290	21.13%
現代油化	320	1.07%
双竜洋灰	5,261	17.68%
ソンシン洋灰	1,240	4.17%
合計	29,764	100.00%

(単位：億ウォン)

<sup>152</sup> KDB回答書V-3-(6)。なお、KDB回答書別添5【秘密扱い】参照。

<sup>153</sup> 「協議会議事録」(韓国政府回答書添付資料V-11)。なお、KDB回答書別添7【秘密扱い】参照。

<sup>154</sup> 韓国政府回答書V-3-(1)-④及びV-3-(1)-⑤。なお、KDB回答書V-3-(6)及びV-3-(7)【秘密扱い】参照。

<sup>155</sup> KDB回答書別添6【秘密扱い】

## 2.6.2. 資金面での貢献

- (155) ハイニックスの社債を引受けたKDBは公的機関であり、SCM協定第1条1.1(a)(1)にいう政府に該当する。社債を購入する行為は同条第1条1.1(a)(1)(i)にいう資金の直接的な移転を伴う措置に該当するため、KDBという公的機関を通じて、SCM協定第1条1.1(a)(1)(i)にいう政府による資金面での貢献があったと認められる。
- (156) 政府による資金面での貢献金額はKDBプログラムによる社債引受額である。
- (157) なお、KDBが公的機関であるため政府の資金面での貢献を証明するために韓国政府の関与を証明する必要はないが、韓国政府は、KDBプログラムの策定、実施過程において、次のように密接に関与していた事実が認められた。
- ① 2000年12月24日、緊急に実務者レベル会議が開催され、大統領府・財政經濟部・金融監督院・KDB・信用保証基金・ソウル保証保険等が参加し、社債迅速引受措置を決定したとの新聞報道<sup>156</sup>に関して、現地調査において、韓国政府は事実関係は確認できない<sup>157</sup>と回答したが、KDBは、プログラムの性格上、関係機関の対策会議及び業務協議の手続きが必要なことを考慮すれば、全般的な対策会議及び業務の推進協議はあったものと推定される<sup>158</sup>と回答した。
  - ② 同年12月26日に韓国政府が発表した「資金市場安定のための社債円滑化方案」には、韓国政府や他の金融機関から提出されなかった項目「【秘密扱いのため不開示】」が記載されていた<sup>159</sup>。その内容は、表7のとおりであり、韓国政府がKDBプログラムの推進のために様々な措置をとることが記載されていた。また、韓国政府及び金融機関（KDBを除く）からこの項目の提出がなかったという事実は、韓国政府の関与があったという認定を裏付けるものである。

表7 資金市場安定のための社債円滑化方案（【秘密扱いのため不開示】）

措 置 事 項	所管機関
・ [ ]	[ ]
・ [ ]	[ ]

<sup>156</sup> 2001年1月12日付京郷新聞（申請者証拠書類6-97、申請者追加証拠書類318）

<sup>157</sup> 韓国政府現地調査報告書V-3-(3)

<sup>158</sup> KDB現地調査報告書V-3-(3)

<sup>159</sup> 韓国政府回答書添付資料V-12、韓国政府現地調査提出資料4、KDB現地調査提出資料7【秘密扱い】、ウリィ銀行現地調査提出資料8【秘密扱い】 このうち、「【秘密扱いのため不開示】」部分を含んでいたのは、KDB現地調査提出資料7のみであった。

• [ ]	
• [ ]	
• [ ] <sup>160</sup>	[ ]
• [ ]	( [ ] )
• [ ]	[ ]
• [ ]	[ ]
• [ ]	[ ]
• [ ]	[ ]

- ③ 同年 12 月 28 日の債権者金融機関代表者会議は、金融監督院において開催された。また、その開催通知において、[【秘密扱いのため不開示】]が求められていた<sup>161</sup>。
- ④ 金融監督院が韓国第一銀行に対してKDBプログラムの社債を引受けることを要請したことが報道されているが<sup>162</sup>、これに対して、金融監督院は、韓国第一銀行に対する各種制裁策に着手した等報道されたことについては否定する報道釈明をしたが、要請したことについては否定しなかった<sup>163</sup>。したがって、金融監督院はKDBプログラムの社債引受について銀行に対して要請をしたと考えるのが合理的である。
- ⑤ 韓国第一銀行がKDBプログラムへの参加を拒否したことに対して、韓国政府が同行に強い圧力をかけたとの報道記事が、次のとおり、数多く存在している<sup>164</sup>。
- ・ (2001 年) 1 月 5 日、韓国第一銀行は金曜日、悲嘆に暮れた韓国ビジネスの負債を削減するため社債購入を呼びかけた必死の政府の召集を拒否した。(中略)金融監督院は、25 兆ウォンの債券のうち 80%は国営の韓国産業銀行(KDB)が購入し、残り 20%はその他の銀行が買うだろうと話した。しかし、韓国第一銀行は「危険すぎる」と言い、社債の一部のリファイナンスの要求を拒否した<sup>165</sup>。
  - ・ 韓国第一銀行が「政府が社債引受けを強制するのはナンセンスだ。そのような問題は銀行の自由意思に委ねられるべきだ。」と述べたのに対し、金融監督院の当局者は、「現時点では、我々は単に現代の社債を引受けてくれるよう再度第一銀行に依頼するだけである。しかし、銀行が再度拒否するならば関連会社の倒産につながるので、

<sup>160</sup> 【秘密扱いのため不開示】(【資料名秘】)

<sup>161</sup> KDB現地調査提出資料 11【秘密扱い】

<sup>162</sup> 2001 年 1 月 5 日付マネートゥデイ(韓国政府回答書添付資料IV-34)、2001 年 1 月 6 日付韓国経済日報(申請者証拠書類 6-76)、2001 年 1 月 6 日付韓国経済日報(申請者証拠書類 6-84)

<sup>163</sup> 韓国政府回答書添付資料IV-33(報道釈明資料)

<sup>164</sup> なお、金融監督院は第一銀行に対する各種制裁策に着手した等の報道について否定する報道釈明をしているが、要請したこと自体については否定していない。(韓国政府回答書IV-14、V-2-(14)、添付資料IV-33 及び 34)

<sup>165</sup> 2001 年 1 月 6 日付デイリー・スター(申請者追加証拠書類 325)

我々は銀行の責任を問うであろう」と応じた<sup>166</sup>。

- ・ チョン・ヨンファ金融監督院情報課長は、「銀行の公共政策を支援する意欲が銀行経営の評価のカテゴリの一つとして加えられることにより、厳しい制裁が科されるだろう」と述べた。金融監督院信用監督課長イ・スンロ氏は、韓国第一銀行が政府に対する支援を拒否したことに対して、「社会から置き去りにされている事業の債券を購入せよとの韓国政府の求めを韓国第一銀行が拒否したので、（金融監督院は）別の債権者グループに韓国第一銀行に対するその割り当て分を取得してもらおうよう計画している。」と述べた。（中略）韓国政府が、韓国第一銀行に対して制裁を科すことを検討しているとの記事に対して、金融監督院院長補佐キム・キウォン氏は、「他の国では、銀行が多大な損害を被らない限り、政府が国家政策に協力を求めた場合、（銀行は）協力している。」と述べた<sup>167</sup>。
- ・ キム・キウォン金融監督院院長補佐は、第一銀行が社債購入を拒否したことに不満の意を表明し、「先進国においてすら政府が特定の政府の政策について協力を求めれば金融機関は多大な不利益が生じない限り、そのような要求に通例応じている。」と述べた<sup>168</sup>。
- ・ 「韓国第一銀行政府の要請を拒絶した翌日、韓国政府は、韓国第一銀行の口座から 7,700 万ドルの預金を引下ろし、再預金した。」と報じられ、「全政府機関が韓国第一銀行との関係を断絶する」との話が広がった<sup>169</sup>。
- ・ 金融監督院は韓国第一銀行の決定に不満足であった。韓国第一銀行の上席副頭取兼主信用役員であるイ・スンホ氏は、金融監督院との 10 回以上に渡る電話協議後、「F S S（金融監督院）は第一銀行の立場に強い不快感を示した」と述べた。しかしながら、韓国第一銀行は立場を変えなかった。彼は「F S S（金融監督院）が我々に対して白地小切手を切るように効果的に求めた。」と述べた。韓国第一銀行のイ・スンホ氏と話した金融監督院信用監督課長イ・スンロ氏は、「計画に従うよう韓国第一銀行に強く促すとともに、それに従わなければ、顧客を失うリスクを冒すことになる」と警告した。」と述べた<sup>170</sup>。
- ・ 地元報道によると、韓国政府は韓国第一銀行の主要法人顧客（SKグループ）に同行との取引を中止するよう要請すると脅した。政府

<sup>166</sup> 2001年1月6日付韓国経済日報（申請者証拠書類 6-84）

<sup>167</sup> 2001年1月6日付韓国デイリー・ニュース（申請者証拠書類 6-71）

<sup>168</sup> 2001年1月6日付韓国経済日報（申請者証拠書類 6-76）

<sup>169</sup> 2001年4月9日付 Business Week Online（申請者証拠書類 6-123）

<sup>170</sup> 2001年1月29日付 Wall Street Journal（ウォール・ストリート・ジャーナル）（申請者証拠書類 6-70）

と銀行はこの報道についてのコメントを拒否した<sup>171</sup>。

- ・ 韓国第一銀行頭取のホリエ・ウィルフレッド氏は、「我々は、政府がどこに投資するかを言って皆がそのようにするという古い韓国の銀行の習慣には従いたくなかった。（中略）」と述べた。金融監督院は、銀行とはその貸付の方針につき完全に独立した決定権を有するものであるということに気づくまで、韓国第一銀行に対して制裁を加えると脅していた。さらに、政府は銀行に対する干渉について批判を受けた。韓国第一銀行が足並みを揃えなかったことについて不愉快に感じていた政府は、韓国第一銀行の重要な顧客に対して同行との関係を絶つように説得を試みたと噂されている。韓国第一銀行頭取のホリエ氏は、『我々の決定に対して甚だしく激怒している者がおり、また、我々の顧客と話をしている者が政府にいるのは事実だ。しかし、F S S（金融監督院）は「すべてメディアの誇張であって独立した与信判断への干渉は何もない。」と言った。』と述べた<sup>172</sup>。

- (158) 韓国政府は、このような圧力行使を否定しているが、圧力行使を否定する合理的な反証の提出はなかった。むしろ、韓国政府が要請を行ったことは否定していないこと（上記脚注 164）や、同趣旨の、かつ、政府高官の発言を引用する形での報道が繰り返しなされていることなどを踏まえると、当時、韓国政府による圧力が韓国第一銀行に対してあったとみることが合理的である。

### 2.6.3. 利益

- (159) K D B プログラムによる社債引受が企画され実施された 2000 年後期から翌年前期に至る間のハイニックスの財務状況<sup>173</sup>は、売上高の減少により

<sup>171</sup> 2001 年 1 月 31 日付 Bloomberg（申請者証拠書類 6-124）

<sup>172</sup> 2001 年 2 月号 Euromoney（ユーロマネー）（申請者証拠書類 6-127）

この他、韓国政府が韓国第一銀行に対して圧力を行使したことを伝える同趣旨の新聞報道として、2001 年 1 月 5 日付 Korea Herald（昨日金融監督院の職員は、韓国第一銀行は政府の要請を拒否したということは、（韓国第一銀行が取引する）企業の社債が例え一斉償還を迎えたとしても、政府は手をさしのべないということだ、とも述べている。）、2001 年 1 月 6 日韓国経済日報（申請者証拠書類 6-76）（国務総理代行兼財政経済部長官ジン・ニョム氏は、ハイニックス支援を韓国第一銀行が拒否していることに関連して、「金融機関が、晴れた日物事が順調に進んでいるときに会社に融資を行い、雨の日にプラグを抜くとすれば、そのような金融機関は退場しなければならない。」と述べた。）、2001 年 1 月 6 日付 Korea Herald（金融当局職員は昨日、韓国第一銀行に対して、韓国第一銀行大口顧客の取引を他の銀行へ移すよう働きかけるなどの懲罰的手段を講ずることを検討している、と語った。）、2001 年 1 月 5 日付 Korea Times（金融当局は、韓国第一銀行の頑なな姿勢に対して、政府は倒産企業による損失に責任は持たないし、K D B は韓国第一銀行の取引企業の満期社債の引受けを行わないだろう、と脅しをかけて強硬な姿勢を示している。また仮に（韓国第一銀行の）破産企業整理に対する経営管理が十分でないと判断されれば、政府から制裁的な措置を受けることになるだろう。）といったものが存在する。

<sup>173</sup> 調査当局作成資料「ハイニックス財務分析」（2000 年から 2003 年間の Hynix の財務諸表（ハイニックス回答書証拠書類 1-7）及び Annual Audit Report 1997～2004（ハイニックスウェブサイト

営業利益が低下しており、流動比率（24%）、当座比率（11%）は極端に低い水準にあった。この結果、2000年末の期末現預金残高は101億ウォン（1999年末は1,269億ウォン）という2001年中に償還期限を迎える流動負債の総額（8兆9,931億ウォン）と比較しても極端に低い水準となり、2001年初めに外部からの資金調達を行わなければ破綻することは明らかであった。

(160) このような脆弱な財務状況の下、ハイニックスによる商業市場からの資金調達をめぐる状況については、次のような事実が認められた

- ① KDBプログラムは、そもそも会社債の信用等級がA-未満（当時のハイニックスの社債の格付はBBB-<sup>174</sup>）であり、既存の商業的社債市場を利用できない企業を対象とした支援策であった<sup>175</sup>。このことは、韓国政府も認めており、KDBプログラムの正当性を述べた2001年2月2日付アジア・ウォールストリート・ジャーナルへの投稿において、陳稔副総理兼財政経済部長官は、「リスクのある企業の借手は債券市場において中期の資金の利用は全くできない。」、「韓国においては、格付A以上でない企業の債券は市場性がない。」、「他の資金源も枯渇しており、銀行は構造改革の最中であり、企業分野の健全性について過度に敏感になっている。」、「そこで“最後の貸手”としての政府の役割が出現する。」と述べている<sup>176</sup>。
- ② 当時、ハイニックスの会社債の借換発行が困難であることは広く認識されていた。例えば、現地調査において提出されたウリィ銀行のシンジケートローンに関する内部審査資料<sup>177</sup>によると、「【秘密扱いのため不開示】】とされている。KDB及び朝興銀行のシンジケートローンの与信審査書<sup>178</sup>にも同趣旨の内容が記載されている。
- ③ ハイニックスが海外において社債を借換えることができたことを示す情報はなかった<sup>179</sup>。
- ④ ハイニックスの新社債発行状況を見ると、[ ]年[ ]月[ ]日に発行されたのを最後に、2001年1月12日にKDBプログラムによる社債発行

---

[http://www.hynix.com/eng/04\\_ir/03\\_financial/financial\\_02.jsp](http://www.hynix.com/eng/04_ir/03_financial/financial_02.jsp) 等の財務情報を調査当局により集計分析したもの)

<sup>174</sup> 韓国政府回答書V-3-(1)-⑥、KDB回答書V-3-(14)。なお、KDB回答書別添5（KDBプログラム申込書）【秘密扱い】参照。

<sup>175</sup> 韓国政府回答書V-3-(7)、KDB回答書V-3-(14)、韓国政府回答書添付資料V-12

<sup>176</sup> 財政経済部ホームページ公表資料（2001年2月2日付Jin Nyum 副首相のアジア・ウォールストリート・ジャーナル宛レター“Deputy Prime Minister Jin Nyum’s Letter to the Asian Wall Street Journal”）

<sup>177</sup> ウリィ銀行現地調査提出資料6【秘密扱い】

<sup>178</sup> KDB現地調査提出資料4【秘密扱い】、朝興銀行現地調査提出資料6【秘密扱い】

<sup>179</sup> ハイニックス事業報告書「2000年度及び2001年度の外部資金調達要約表」及び「長期借入金明細書及び短期借入金明細書」（ハイニックス現地調査追加提出資料2及び3）

が開始されるまで、社債発行がなかった<sup>180</sup>。

- (161) 以上の事実から判断すると、KDBプログラムによる社債引受が行われた当時、ハイニックスは、商業市場において社債発行により資金調達を行うことができなかつたと認められる。
- (162) したがって、KDBプログラムによる社債引受により、ハイニックスはSCM協定第1条1.1(b)にいう利益を受けたと認められ、本措置における政府による資金面での貢献は補助金に該当すると認められる。

## 2.6.4. 特定性

### 2.6.4.1. 法令上の特定性

- (163) 2000年12月26日の韓国政府発表及び2001年1月17日に発表された「特別ガイドライン」上、ハイニックスは明示されておらず、補助金の交付を受ける資格及び補助金の額を規律する客観的な基準又は条件を定めていないことから、SCM協定第2条2.1(a)及び(b)に規定されている特定性の要件には該当しない。

### 2.6.4.2. 事実上の特定性

- (164) SCM協定第2条2.1(c)は、法令上の特定性を有しない補助金であっても、実際には特定性を有するものであると信ずるに足りる理由がある場合には、①限定された数の特定企業による補助金制度の利用、②特定企業による補助金制度の支配的な利用、③特定企業に対する均衡を失した多額の補助金の交付及び補助金の交付に当たって交付当局が裁量的な方法をとっていることの3つの要因を考慮して、事実上の特定性を認めることができるとしている。
- (165) まず、本プログラム策定の経緯を見ると、策定当初においてはハイニックス等6社の社債借換資金を供給することを目的として計画された可能性が否定できず、本プログラムは事実上の特定性を有するものである可能性があると思するに足りる以下の事実がある。
- ① 2000年12月26日の政府発表の翌日(27日)にハイニックス等6社の本プログラム適用申請がなされていた<sup>181</sup>。
  - ② 同月28日の第1回債権者協議会においては、「社債発行円滑化のた

<sup>180</sup> [【資料名秘】] (ハイニックス回答書別紙1-2) 【秘密扱い】

<sup>181</sup> KDB回答書V-3-(6)。なお、KDB回答書別添5【秘密扱い】参照。

めの債権金融機関協議会協約（以下「KDBプログラム協約」という。）の案とともに、ハイニックスを含む6社をプログラムの対象企業とすることが議論されており、KDBプログラム協約が合意されたのは2001年1月4日である。また、KDBは、「社債発行円滑化のための債権金融機関協議会協約案」作成については、KDBとKEBが2000年12月26日から27日にかけて作成したと回答している<sup>182</sup>。さらに、KDBプログラム協約に合意した金融機関とこれに基づき設定されたとされる債権者金融機関協議会を構成する金融機関は同一である。

- ③ 2000年12月26日の経済長官懇談会においてKDBの同一企業及び同系列与信限度の例外適用が決定されているが、実際に対象になったのは、6社中4社がハイニックスを含む現代グループの会社であった。
- ④ 2001年1月、金融監督院は、韓国第一銀行が協約に参加しないことになったと発表した。この発表において「第一銀行を主取引銀行とする企業はKDBプログラムによる会社債借換発行には困難が避けられない。」と述べている<sup>183</sup>。
- ⑤ KDBプログラム適用対象企業の正式決定は2001年1月4日の債権者金融機関協議会においてであるが、KDBは、その前日の記者発表で、償還期限を迎えるハイニックス社債を買い入れると発表し<sup>184</sup>、また、ハイニックスも、[【秘密扱いのため不開示】]<sup>185</sup>。

(166) 上記の①の事実により、2000年12月26日の政府発表の前に韓国政府及び債権銀行の間で対象企業の債権引受に関する何らかの事前相談があった、②及び③の事実からはもともとハイニックス等6社を念頭に置いていた、④の事実から金融監督院がKDBプログラムの対象となるのは協約に参加した銀行が主債権銀行となっている特定の企業であることを前提としていた、⑤の事実からは、KDBプログラム対象企業が債権者金融機関協議会において正式に決定される前に何らかの形でハイニックスの社債買入が決定していたと考えることが合理的である。

(167) さらに、KDBプログラムは結果的に6社のみによって利用された。当該プログラムは、経済危機直後に大規模発行された会社債の満期が2001年に集中的に到来し、会社債市場の資金仲介機能が事実上麻痺するという市場の失敗を補完することを目的に掲げた制度であった<sup>186</sup>こと、韓国政府の質問状回答において「2001年会社債満期到来分約65兆ウォンの

<sup>182</sup> KDB現地調査報告書V-3-(6)-6

<sup>183</sup> 韓国政府回答書添付資料IV-33（報道説明資料）

<sup>184</sup> 2001年1月3日付韓国産業銀行記者発表（申請者証拠書類6-92）

<sup>185</sup> [【資料名秘】]ハイニックス回答書証拠書類2-2-2【秘密扱い】流動性問題についてすでに解決法が確定したものとして記述され、資金調達計画に盛り込まれている。

<sup>186</sup> 韓国政府回答書V-3-(1)-③

中で（中略）別段の対策が必要な規模が 25 兆ウォン水準である<sup>187</sup>」とあることから、同時期に満期が集中的に到来し、かつ、本来ならKDBプログラムの対象とされるべき企業は、6 社以外にも相当数存在していたことが明らかである<sup>188</sup>。しかし、実際にKDBプログラムにおいて社債引受された総額は、6 社に対する 2 兆 9,764 億ウォンのみであった。

(168) また、KDBプログラムはハイニックス等 6 社を対象としたが、そのうちハイニックス社債の引受が 40.6%である<sup>189</sup>。KDBプログラムの対象企業 6 社中ハイニックスを含む 4 社が現代グループであり、現代グループ 4 社で社債引受全体の 78.2%に上る。なお、当初の引受予想は、現代グループ 4 社で全体の 85.0%、ハイニックス 1 社で全体の 46.9%を占めていた。さらに、財政経済部の公表した資料には、「代表的な不良企業に上げられるハイニックス半導体を処理する過程で 陳副総理は『会社債迅速引受制』という希代の秘法を用意した」、「ハイニックス事態の初期の政府措置も正しいものなどだった」との記述があり<sup>190</sup>、財政経済部自体が、KDBプログラムがハイニックス救済を念頭に置いたものであると認めている。

(169) 次に、SCM協定第 2 条 2.1(c)の適用に当たっては、「交付当局の管轄の下にある経済活動の多様性の程度及び補助金制度を運用している期間の長さを考慮する」と規定されている。

<sup>187</sup> 韓国政府回答書 V-3-(1)-⑩

<sup>188</sup> KDBプログラムの対象企業は、会社債発行円滑化のための債券（権）金融機関及び信用保証基金協議会協約（KDB回答書別添 4）第 8 条第 1 項において、「会社債信用等級が A-未満」、「会社債信用等級が BB 以上」とあること、そもそも大規模に社債を発行することができる企業は、韓国格付機関によって格付評価されているはずであること、を考慮すると、韓国格付機関の公表する評価対象者数から、大まかな当該プログラム対象企業数が推定できる。KR（韓国企業評価）の 2000 年当時の評価対象者数は、BBB ないし BB 格付には 103 社存在していた（韓国企業評価ホームページ <http://www.korearatings.com>）。また、NICE（韓国信用情報）の 2001 年 1 月 1 日現在の評価対象社債数は、BBB+ないし BB 格付には 172 件存在していた（韓国信用情報ホームページ <http://eng.ratings.co.kr>）。

また、以下のような新聞報道もなされている。2001 年 1 月 8 日付東亜日報（現代電子、建設、商船などの 3 つの系列社の今年に満期到来する会社債が 6 兆 4000 億ウォン、雙龍（サンヨン）グループが 1 兆 2115 億ウォンもある状況で、支援が偏重される場合、235 社の対象企業の内、支援を受けられる企業はそう多くはないだろう。）、2001 年 1 月 7 日付朝鮮日報（申請者証拠書類 6-96）（東国製鋼（Dongkok Steel）は、BBB の格付を持ち、2001 年 1 月に満期を迎える社債が 500 億ウォンあるにもかかわらず、KDBプログラムの対象リストに含まれなかった。）、2001 年 2 月 15 日付 Far Eastern Economic Review（極東エコノミック・レビュー）（申請者証拠書類 6-93）（KEB が社債を購入した 6 社のうち 4 社までが現代グループに属している、つまり現代電子、現代エンジニアリング建設、現代商業海上および韓国工業開発の建設部門であることを根拠に旧式のえこひいき（old-style favouritism）」との批判がある。）

<sup>189</sup> 韓国政府回答書 V-3-(1)-④及び V-3-(1)-⑤、KDB回答書 V-3-(6)。なお、KDB回答書 V-3-(7)【秘密扱い】参照。

<sup>190</sup> 2002 年 3 月 26 日付財政経済部ホームページ「財政経済部案内」掲載資料「3 代政権で長官のみ 5 回、副総理一回」

- (170) 前者については、韓国国内において既にハイニックスを含む半導体産業の他に、様々な産業が発達していることは周知の事実であること、また後者については、KDBプログラムが2001年の1年間にわたって施行された制度であり<sup>191</sup>、短期間のみ施行された制度とは言い難く、施行に当たって十分な期間の長さがあった。
- (171) 以上のように、①ハイニックス等6社（うち現代グループ4社）という限定された特定企業に補助金が交付されていること、②そのうち交付金額のうち40.6%という大きな割合がハイニックスを対象としていること、③陳副総理からハイニックスに対して交付することを前提とした補助金の交付であった旨の発言がされていること、から、KDBプログラムによるハイニックス社債の引受はSCM協定第2条にいう特定性が認められる。

#### 2.6.5. 補助金額及び相殺関税率

- (172) KDBプログラムによりKDBが引受けたハイニックス発行社債の総額は1兆2,080億ウォンであった。このうちハイニックスが購入した後順位CBO/CLOの額はハイニックスによる負担であると考えられることから、利益額の算定に当たっては当該額[ ]ウォン<sup>192</sup>を除外すべきである。
- (173) 前述のように、KDBプログラムの当時、債権者銀行による貸付と比較の対象となる通常の商業的貸付は存在しなかった。また、これまで検討した通り、通常の商業的観点からハイニックスに追加的に投資や貸付を行う投資家は存在していなかったと認められる。したがって、**2.3.2.2.1**の数式1に基づき基準利子率を算出し、当該社債に対して実際に支払った額との差額を算出する<sup>193</sup>。
- (174) しかしながら、当該社債は2001年5月措置、2001年10月措置、又は2002年12月措置で再編され、出資転換又は弁済期延長がなされていることから、再編後の状況について、再編が行われた各措置において検討する。

<sup>191</sup> 韓国政府回答書V-3-(1)-③

<sup>192</sup> [【資料名秘】] ハイニックス回答書別紙2-3-6-2-1【秘密扱い】

<sup>193</sup> ハイニックスが受領した補助金額は、2001年中に1,409億ウォン、2002年中に1,444億ウォンと計算されるが、補助金は受領した年である2001年又は2002年に配分され、2003年には配分されない。（金額は単位未満切り捨て。）

## 第 7 節 2001 年 5 月の措置に関する事実

### 2.7.1. 措置の概要

- (175) 2001 年 3 月 10 日、17 のハイニックス債権金融機関はハイニックスの流動性問題に迅速に対応するために債権金融機関協議会を構成した。同年 4 月 11 日、債権金融機関協議会を開催し、4 月から 5 月に期日が集中する D/A 担保貸付の満期を 90 日延長することに合意した。
- (176) 同年 4 月 17 日及び 26 日、ハイニックスの財政顧問であるシティバンクと S S B は、債権金融機関に対してハイニックスの債務調整案を提示した。
- (177) 債権金融機関は、同年 5 月 7 日、債権金融機関協議会においてハイニックス再建措置（5 月措置）について討議を行い、5 月 9 日、表 8 の支援措置が決議された。その後、17 の個別銀行がハイニックスと個別合意の形で措置が実施された（表 9 参照）。

表 8 2001 年 5 月の措置の概要

転換社債の引受	9,941 億ウォン
新規長期貸付	59 億ウォン
一般短期貸付の弁済期延長	520 億ウォン
長期施設資金貸付の弁済期延長	721 億ウォン
外貨建長期貸付の弁済期延長	7 億 6,479 万米ドル
シンジケートローンの弁済期延長	8,000 億ウォン

(単位未満切捨て)

表 9 個別銀行の各措置における支援額<sup>194</sup>

	転換社債	新規長期貸付	弁済期延長			
			一般短期貸付	長期施設資金貸付 (百万ウォン)	外貨建長期貸付 (千米ドル)	シンジケートローン
韓国産業銀行 (KDB)	1,703			72,187	138,488	1,000
ハンビット銀行	1,663		180		195,831	1,000
韓国外換銀行 (KEB)	1,604				108,375	1,000
朝興銀行	1,336		70		14,468	1,000

<sup>194</sup> 韓国政府回答書 V-4-(13)、(14)、(15)、(16)及び(17)。なお、ハイニックス回答書別紙 1-3-1【秘密扱い】参照。

国民銀行	614				64,416	1,000
新韓銀行	495		70		58,969	500
ソウル銀行	416				27,007	
住宅銀行	396				81,711	
韓美銀行	347				6,594	200
ハナ銀行	337		200		44,022	300
韓国第一銀行	267					1,000
農業協同組合中央 会 (NACF)	238					
中小企業銀行 (IBK)	-	59				
平和銀行	158					
釜山銀行	119				17,752	
光州銀行	89				7,153	
慶南銀行	59					
シティバンク	100					1,000
合計	9,941	59	520	72,187	764,792	8,000

(単位：特記なき限り「億ウォン」、単位未満切捨て)

- (178) 同年6月15日、ハイニックスは各金融機関が5月救済措置に参加する前提条件であった12億5千万米ドル(1兆6,145億ウォン)のGDRを発行した<sup>195</sup>。
- (179) 同年6月20日、シティバンクを含む17の債権金融機関が9,941億ウォンの転換社債を引受け、IBKは59億ウォンを新規に貸付けた。

## 2.7.2. 資金面での貢献

### 2.7.2.1. 公的機関

- (180) 5月措置に参加した金融機関のうち、KDB及びIBKは公的機関であり、SCM協定第1条1.1(a)(1)にいう政府に該当する。
- (181) 「転換社債の引受」、「新規長期貸付」及び「弁済期延長」は、同条1.1(a)(1)(i)にいう資金の直接的な移転を伴う措置に該当することから、5月措置におけるKDB及びIBKによるこれらの措置は、SCM協定第1条1.1(a)(1)(i)にいう政府による資金面での貢献に該当すると認められる。

<sup>195</sup> 2001年度会計報告(連結)67頁(ハイニックス回答書証拠書類1-7)

## 2.7.2.2. 民間団体を通じた資金面での貢献

(182) 調査の結果、次のとおり、政府の委託・指示による民間団体を通じた資金面での貢献があったと認められる。

### 2.7.2.2.1 商業市場からの資金調達が困難な事情

DRAM市況、経営状況

(183) 2000年7月以降、DRAM価格は悪化を続け、スポット価格は2000年7月から2001年3月の間に[ ]%下落して[ ]米ドルになった<sup>196</sup>。さらに、第1回債権者金融機関協議会が開催された3月10日から2ヵ月後の5月21日のロードショー（投資家対象説明会）開始日までの間に[ ]%も下落した<sup>197</sup>。このため、2001年第1四半期は、経常利益、当期利益とも多額のマイナスとなっていた<sup>198</sup>。高水準の利息費用（売上高の14%、前年同期13%）が損益を圧迫する構造は変わっていなかった。債務負担能力を見ると、流動比率（21%）、当座比率（8%）（97～99年の各々の平均は70%、27%）は極端に低い水準にあり、短期の資金繰りが困難な状況にあった。2001年第2四半期においては、DRAM価格の低下により売上は一段と減少し、売上総利益率がマイナス3%となり、売上総利益<sup>199</sup>の段階で既に原価割れとなるなど、収益状況が極端に悪化した。多額の営業外費用の計上とあいまって売上高純利益率はマイナス133%と売上高を上回る経常損失を計上し、EBITDAはますます下落した。有利子負債比率は125%となり、売上高に占める利息費用の割合は21%に達した。また、流動比率（36%）、当座比率（24%）も極めて低い水準のままであり、短期の資金繰りが困難な状況にあった。

(184) 以上の事実から判断すると、当時のハイニックスは、既に長期に亘って過剰な債務を負っており、流動性問題は構造的なものであった。

株価の動向

<sup>196</sup> [【資料名秘】]（ハイニックス回答書証拠書類1-9-2-3）【秘密扱い】 [【秘密扱いのため不開示】]（7頁）のグラフ参照。

<sup>197</sup> [【資料名秘】]（ハイニックス回答書証拠書類1-9-2-3）【秘密扱い】 [【秘密扱いのため不開示】]（8頁）のグラフ参照。

<sup>198</sup> 調査当局作成資料「ハイニックス財務分析」（2000年から2003年間のHynixの財務諸表（ハイニックス回答書証拠書類1-7）及びAnnual Audit Report 1997～2004（ハイニックスウェブサイト [http://www.hynix.com/eng/04\\_ir/03\\_financial/financial\\_02.jsp](http://www.hynix.com/eng/04_ir/03_financial/financial_02.jsp)）等の財務情報を調査当局により集計分析したもの）

<sup>199</sup> 売上高から売上原価を除いたもの

(185) ハイニックスの株価は、ハイニックスがKDBプログラムの対象となることが発表された1月第1週の週末終値は6,020ウォンと一時的に上昇したが、以後下落傾向をたどり、第1回債権金融機関協議会が開催された3月10日時点では約2分の1、第2回債権金融機関協議会が開催された4月11日の週末終値は2,565ウォンまで下落し<sup>200</sup>、5月措置の第1次案が債権者団に提示された<sup>201</sup>4月17日には2,430ウォンの年初来最安値をつけた。その後、5月9日の債権者金融機関協議会とハイニックスとの合意を受け、5月には4,000ウォン台まで回復したが、GDRの起債を行った6月半ば以降再度低下傾向を示し7月6日には2,315ウォンと再度最安値を更新した<sup>202</sup>。

## 格付等

(186) 2001年5月24日、Standard & Poor'sは、格付B-をハイニックスに対して割当てたが<sup>203</sup>、これは、債権者金融機関による金融支援（2001年5月措置）とハイニックスの自己手配による資金調達の実施（GDRの発行）を前提としたものであった。また、当時のアナリストの見解は、例えばモルガンスタンレーによれば、KDBプログラムによる支援もハイニックスの流動性問題を解決するには至らず、ハイニックスの財務状況やバランスシート上のリスクが引続き高いとしている。またドイツ銀行レポートでは、DRAM価格もハイニックスの予想より低く推移すると考えられることから、韓国政府の支援なしでは2001年の債務返済スケジュールは達成できないというものであった<sup>204</sup>。

## 他の投資

(187) ハイニックスは2000年まではフランスや日本等の外国金融機関から資金供給を受けていたが、それらの金融機関は2001年においてはハイニックスの新規与信供与から撤退している<sup>205</sup>。また、2001年5月9日に開催

<sup>200</sup> ハイニックス回答書別紙1-14-1

<sup>201</sup> KEB回答書V-4-(3)

<sup>202</sup> ハイニックス回答書別紙1-14-1

<sup>203</sup> 2001年5月27日付Standard & Poor's Rating Direct（申請者証拠書類6-41） 同社は、ハイニックスを「同格付はハイニックスの高い借入率や2001年及び2002年における弁済期集中による流動性問題により大きく弱められる財務性向を反映している。同社は、借入債務を弁済しつつ、同社の技術力及び製品開発力を改善することによって競争力を維持強化するという困難な仕事に直面し続けるだろう、と予測する。1.3兆ウォンの新規借入に失敗すれば、債務再構築策はうまく進まず、結果として急速な流動性悪化につながる。同社の財務的自由度は多分に債権者からの資金支援に依存しており、短期借入や信用枠の維持、債務返済の繰延など債権者からの支援の継続が同社の存続を左右する」と評価していた。なお、韓国国内の格付会社の評価はBB+であった。（ハイニックス回答書別紙1-14-2）

<sup>204</sup> 2001年2月23日付ドイツ銀行レポート（申請書提出証拠6-39）、2001年4月20日付けモルガン・スタンレー報告書（申請書提出証拠6-40）

<sup>205</sup> ハイニックス事業報告書「長期借入金明細書及び短期借入金明細書」（ハイニックス現地調査追加提

されたハイニックス債権金融機関協議会の 2001 年 5 月措置の決議案件を見ると、その一つに投資信託会社のハイニックス発行社債[ ]ウォンの引受があるが<sup>206</sup>、当該措置は実際には行われなかった<sup>207</sup>。これに関して、「金融監督院及び債権金融機関協議会は、投資信託会社に対し、ハイニックス社債を購入することを求めたが、投資信託会社は、破産状態にあるハイニックスの社債を購入することは顧客への説明もできず、自らの破産にも繋がるため受け入れられないと購入を強く拒んだ」との報道がなされている<sup>208</sup>。また、5 月措置のベースとなった[【秘密扱いのため不開示】]の S S B レポート[【秘密扱いのため不開示】]<sup>209</sup>においても、大規模な融資の潜在的供給源は殆どないことを前提としている。さらに、K E B は、5 月措置に参加した銀行の間でも、ハイニックスの財務状況の悪化は認識されており、同社が流動性を確保するためには債務再調整が必要な状況にあることについて共通の認識ができていた<sup>210</sup>と説明している。ウリィ銀行もその内部審査資料において、[【秘密扱いのため不開示】]と分析していた<sup>211</sup>。

- (188) ハイニックスは、2001 年 6 月に海外市場において 12.5 億米ドル (1 兆 6,145 億ウォン<sup>212</sup>) の G D R 発行に成功している。しかし、この G D R 発行は、政府による資金面での貢献である K D B プログラムによる 2 兆 9,000 億ウォンの資金供給がありうることを前提としたものであり<sup>213</sup>、政府がハイニックスへの支援を継続するという期待を投資家に与えていたと考えられることから<sup>214</sup>、政府の介入がなくても商業市場からの資金調達が可能であったことを示す事実ではない。また、G D R 発行の成功目標額は当初 1 兆 8,000 億ウォンであったが、発行額自体が 1 兆 3,000 億ウォンに下方修正された一方で High Yield Bond 5,000 億ウォンの発行が計画されたものの当該 Bond は結局発行されなかったことや<sup>215</sup>、G D R 発

---

出資料 2 及び 3) 2000 年度と 2001 年度を比較すると、外国銀行の当期純増高は 2001 年には発生していない。

<sup>206</sup> 韓国政府回答書 V-4-(4)、K E B 回答書別添 14 及び別添 15 【秘密扱い】

<sup>207</sup> ハイニックス回答書 4. 【2001 年 5 月の措置について①】においては、5 月措置の内容として、投資信託会社による同社の社債引受に関する記載がない。また、[【資料名秘】] (ハイニックス回答書別紙 1-2) 【秘密扱い】においても、投資信託会社による同社の社債引受実績が確認できない。

<sup>208</sup> 2001 年 5 月 4 日付東亜日報(申請書提出証拠 6-81)、同趣旨、2001 年 4 月 30 日付中央日報、2001 年 5 月 2 日付中央日報、2001 年 5 月 3 日付韓国経済新聞(申請書追加提出証拠 295)、2001 年 5 月 7 日付 Mael Economic Daily

<sup>209</sup> ハイニックス回答書別紙 1-9-2-2 【秘密扱い】、K E B 現地調査提出資料 13 【秘密扱い】

<sup>210</sup> K E B 回答書 V-4-(6)

<sup>211</sup> ウリィ銀行現地調査提出資料 6 【秘密扱い】

<sup>212</sup> ハイニックス回答書証拠書類 1-7 (2001 年度会計報告(連結)67 頁) 及び別紙 1-15 (2001 年 6 月 16 日付ハイニックス報道資料)

<sup>213</sup> 2001 年 6 月 15 日付グローバル預託証券オフアリング・メモランダム (申請者証拠書類 6-8) 6 頁

<sup>214</sup> 2001 年 6 月 15 日付グローバル預託証券オフアリング・メモランダム (申請者証拠書類 6-8) 6 頁

<sup>215</sup> K E B 現地調査報告書 V-4-(8)-3 G D R 発行の成功目標額が 1 兆 8,000 億ウォンを下回った場合、2001 年 5 月措置の実施が流れてしまう可能性があるとの S S B からの意見を取り入れ、債権金融機関協

行の際のオフリングメモランダムには、5月措置により調達した資金を2002年前半の債務弁済用に留保することが前提条件であるとして示されており<sup>216</sup>、5月措置がなくても商業市場からの資金調達が可能であったという説明は成り立たない。

- (189) また、ハイニックスはそれまでの政府による補助金（D/A担保借入に対する付保及びKDBプログラム）によって破綻を免れてきており、5月措置はそれら補助金により保持された財務状況を基礎として実施されていると認められることから、仮に5月措置の中に政府による補助金とは認められない資金面での貢献が含まれていたとしても、このような状況を前提とした資金面での貢献については、これらを商業市場からの資金供給であるとは認められない。
- (190) 上記の諸事実を勘案すると、5月措置当時のハイニックスは商業市場から資金調達できない状態にあり、通常の商業的観点から見て、一般の商業市場においてハイニックスに投資や貸付を行う投資家は存在していなかったと認められる。
- (191) このことは、韓国政府も認めており、KDBプログラムの正当性を述べた2001年2月2日付アジア・ウォールストリート・ジャーナルへの投稿において、陳稔副総理兼財政経済部長官は、「リスクのある企業の借手は債券市場において中期の資金の利用は全くできない。」、「韓国においては、格付A以上でない企業の債券は市場性がない。」、「他の資金源も枯渇している」と述べている<sup>217</sup>。

#### 2.7.2.2.2 政府の行動

- (192) 韓国政府は、前述のとおり、ハイニックスの流動性危機を回避するため、2000年末以降、シンジケートローン、D/A担保借入への付保といった支援策を経済長官懇談会の場で議論し、金融機関等に対して文書を発出したほか、公的機関であるKDBはKDBプログラムを実行し、ハイニックス社債を一括して引受けた。また、KDBプログラムの実行やD/A担保借入の推進に当たっては、ハイニックス債権銀行に対して圧力をかけていた。

---

議会在、2001年5月8日に目標値を1兆3,000億ウォン以上に下方修正をした。

<sup>216</sup> 2001年6月15日付グローバル預託証券オフリング・メモランダム（申請者証拠書類6-8）4-5頁

<sup>217</sup> 財政経済部ホームページ公表資料（2001年2月2日付Jin Nyum 副首相のアジア・ウォールストリート・ジャーナル宛レター” Deputy Prime Minister Jin Nyum’ s Letter to the Asian Wall Street Journal”

(193) 5月措置の検討過程において、韓国政府は、次のように、ハイニックスに対する流動性支援について直接的に関与を行っている。

- ・ [ ]年[ ]月[ ]日のIBKの信用委員会の議事録<sup>218</sup>には、[【秘密扱いのため不開示】]と記載されている。
- ・ 同年3月10日、KEBの主催により、現代系列への債権者金融機関の代表者会議が招集され<sup>219</sup>、17の債権者金融機関の銀行長とハイニックスの代表者、SSB、シティバンクが参加したほか、金融監督院ジョン・キホン副院長及びカン・キウォン副院長補の金融監督院院長に次ぐハイレベルの職員も出席して<sup>220</sup>、次の事項が合意された<sup>221</sup>。
  - (a) ハイニックス債権金融機関協議会協約を締結し、同協議会を構成すること。特に、今後作成される支援策について債権者の75%が賛成した場合には、[【秘密扱いのため不開示】]こととされた<sup>222</sup>。
  - (b) ハイニックス金融支援として、既存の限度取引与信の限度回復及び[【秘密扱いのため不開示】] (D/A限度US\$14億、輸入L/C US\$533百万、当座貸付限度2,895億ウォン、[【秘密扱いのため不開示】])に加え、5月措置の一部となる<sup>223</sup>一般性与信の満期の[【秘密扱いのため不開示】]延長(一般資金貸付580億ウォン、年内に満期の到来する長期借入金の分割償還3,883億ウォン)をそれぞれ実施すること。
  - (c) 主債権銀行であるKEBがハイニックスと締結した財務構造改善のための与信特別勘定に基づき、2001年6月30日までの履行事項を点検し、各債権銀行がハイニックスに対する継続した支援を行っているか確認し、継続支援の可否を再検討すること。

(194) 同会合への金融監督院職員が出席した場での詳細な議論の内容については確認できなかったが<sup>224</sup>、少なくとも将来において[【秘密扱いのため

<sup>218</sup> IBK現地調査閲覧資料4【秘密扱い】

<sup>219</sup> KEB回答書V-4-(2)、韓国政府回答書V-2-(13)①② 同会合には、17の債権者金融機関(KDB、ハンビット銀行、KEB、朝興銀行、国民銀行、新韓銀行、ソウル銀行、住宅銀行、韓美銀行、ハナ銀行、第一銀行、農業協同組合、平和銀行、釜山銀行、光州銀行、慶南銀行、IBK)の銀行長とハイニックスの代表者、SSB、シティバンクが参加した。

<sup>220</sup> 韓国政府回答書V-2-(13)-①②

<sup>221</sup> 韓国政府回答書V-4-(3)、V-4-(4)及び添付資料V-08、KEB回答書別添14【秘密扱い】、KEB現地調査報告書V-2-(8)-5閲覧資料11、KDB現地調査提出資料6【秘密扱い】

<sup>222</sup> 韓国政府回答書V-4-(3)、V-4-(4)、KEB回答書別添12【秘密扱い】 [【秘密扱いのため不開示】]が規定され、2001年5月措置は同協約の下で実施されている。また、同協約(韓国政府回答書V-4-(4)、KEB現地調査提出資料11【秘密扱い】)において、協議会の議決は、保有債権額を基準として75%以上の賛成で可決することと規定されており[【秘密扱いのため不開示】]が課されていた。

<sup>223</sup> KEB現地調査提出資料14【秘密扱い】並びにKEB回答書別添14【秘密扱い】及び別添15【秘密扱い】によれば、2001年5月措置に係る債権金融機関協議会において、[【秘密扱いのため不開示】]が案件として付議され、決定がなされている。

<sup>224</sup> KEB回答書V-2-(8) 国民銀行現地調査報告書V-2-(8)(9)、IBK現地調査報告書V-2-(9)、朝興銀行現地調査報告書V-2-(8)、KDB現地調査報告書V-2-(8)及びV-4-5(4)、ウリィ銀行現地調査報告

不開示】]銀行が今後立案される支援策を履行することを担保するためのものであったことが認められる<sup>225</sup>。さらに、このような債権者会合に金融監督院の職員が出席すること自体前例が無く非常に異例のケースであった<sup>226</sup>。なお、当該協議会の開催については、金融監督委員会が報道発表を行っているが、金融監督院職員の出席について肯定するものと否定するものがあり不自然である<sup>227</sup>。

- ・ 3月10日の協議会開催については、KEBがKDBに事前に通知を行っているが、[【秘密扱いのため不開示】]と記述されている<sup>228</sup>。なお、本事前通知について、KEB、ウリィ銀行、朝興銀行、国民銀行及びIBKは、現地調査の中で「通知は電話によって行われた」又は「文書は残っていない」旨の回答をした<sup>229</sup>のに対して、KDBは、通知文書が「主債権銀行のKEBから2001年3月9日に送付された」ことを認めており<sup>230</sup>、各債権銀行の間で回答に矛盾が見られた。

(195) 3月10日の債権者金融機関協議会の開催及び同協議会で合意されたハイニックスへの資金支援については、次のように数多くの新聞報道がなされている。

- ・ 3月7日、朝興銀行、新韓銀行等の債権銀行は現代電子向けD/A限度額を引下げた。金融監督院は高いレベルから各銀行頭取へ電話をかけて限度額引上について要請するなど「必至になってあらゆる努力」を行っているが、これら債権銀行は支援拒否の立場を崩していない。金融当局関係者によれば「我々は複数のチャネルを通じて協力要請を行っているので、遅かれ早かれ支援が得られるである

---

書V-2-(9) KDBは「会議の結果に対する要約報告がありました」と回答している（ただし、提示されたKDB現地調査提出資料6は内部決裁資料で詳細な議事録ではなかった）が、KEBは「当該会合の議事録はまとめられていない」と回答しており、その他の債権銀行は「同会議に出席したのは頭取であったため、どのような議論があったかについて行内への報告はなかった」と説明した。

<sup>225</sup> 韓国政府回答書V-2-(13)-③、添付資料V-07, 08, 09（金融監督院の報道説明資料）、韓国政府現地調査報告書V-2-(13)-3、KEB回答書V-2-(8) 金融監督院の副委員長の出席理由について、韓国政府は「KEBが債権者銀行の自律的決議内容の履行を確実に担保して、以後、これと関連する葛藤が発生しないようにする為に権威ある第三者の会議参観を要請してきたものであり、金融監督院関係者は会議過程において意思決定への参加や影響を及ぼす発言をしておらず、副院長が出席したことは債権銀行団の出席者のレベルに合わせたもの」としている。KEBも同様に、同行が金融監督院に同会合に出席を求めた理由として、「一部の債権銀行による債権銀行団の自発的な合意事項に対する不履行事例の増加や、債権銀行団の合意事項に対して、後で異見を唱えるケースが発生していることから、会議内容の客観性を確保するため、外部専門家のオブザーバー出席を要請したところ、金融監督院の担当者がオブザーバーとして立ち会い、当該金融監督院担当者はオブザーバーの資格だったので債権銀行団の議論に対しては意見を述べたり、議論に参加したりしていない」と説明している。

<sup>226</sup> 韓国政府現地調査報告書V-2-(13)3、KEB現地調査報告書V-2-(8)-4③ また、「政府関係者が債権銀行長会議に出席すること自体が異例である」との関連する報道がある（2001年3月12日付 Korea Times(申請書提出証拠6-118)）。

<sup>227</sup> 韓国政府回答書添付資料V-7及びV-8

<sup>228</sup> KDB現地調査提出資料6 【秘密扱い】

<sup>229</sup> KEB現地調査報告書V.4(5)、ウリィ銀行現地調査報告書V.4(5)3、朝興銀行現地調査報告書V.4(5)3、国民銀行現地調査報告書V.4(5)3、IBK現地調査報告書V.4(5)3

<sup>230</sup> KDB現地調査報告書V.4(5)3

うと期待している」と述べた<sup>231</sup>。

- ・ 朝興銀行、韓美銀行、新韓銀行の3行は、(2001年3月)8日、現代電子に対する輸出為替手形引受(D/A)限度をそれぞれ5,000万ドルずつ拡大し、計1億5,000万ドル(約1,900億ウォン)を支援することを決めた。(中略)銀行関係者は「D/A限度を拡大して現代電子の現地法人が流動性危機を乗り越えられるようにしてほしいとする金融監督院の要請を受け入れ、資金を支援することとした<sup>232</sup>。
- ・ 3月9日付け債権銀行関係者の発言によれば「(3月10日の会合では)現代電子に関してはD/AとL/Cの限度額引上について話し合われる予定だが、債権銀行間ではまだ立場が分かれている。」とのことだった。金融監督院は、債権銀行間の調整が失敗した結果として、問題が表面化したので、債権銀行間の頭取を通じて、(現代グループ支援に関する)これら全ての事項についてコンセンサスを要請したと伝えられている<sup>233</sup>。
- ・ 緊急に開催された政府と債権者銀行との会合では、現在、“リップサービス”以上には踏み込めなかった現代関連会社への支援状況を矯正することを意図するものであった。しかしながら、その有効性について疑問を抱くものもある。というのも、金融業界では、現代の存続自体について、いまだに確信を持ってないでいるし、猶予期間について合意するようにとの政府の金融当局の強力な圧力のもので銀行は屈服したとごり押しぶりを密告するものもある。(中略)金融監督院とKEBは個別の銀行に説得を試みたが、かかる説得は功を奏しなかった。ここに至り、金融監督院は、誓約書の形でそれを実施するための救済策に署名することを求めた<sup>234</sup>。
- ・ 3月10日の債権者金融機関の頭取会合には、金融監督院のハイレベルの職員が出席し、それ自体が異例のことだが、政府は現代グループへの支援を行う意向を示しながら、彼らの現代企業への支援意思を1人ずつ確認していった<sup>235</sup>。
- ・ こうした資金支援を決定した経緯を見てみると、果たしてこれが合理的、かつ円滑になされた決定だったのか聞き返さざるを得ない。話によると現代電子への支援に関して資金支援が決定される寸前までいくつかの債権銀行は支援に難色を示していたという。資金支援を行うと、対外信頼度の下落と与信限度の超過などの問題が発生するおそれがあったからである。しかし、金融当局が資金支援をする

<sup>231</sup> 2001年3月7日付毎日経済新聞(申請者証拠書類6-89)

<sup>232</sup> 2001年3月9日付中央日報

<sup>233</sup> 2001年3月10日付毎日経済新聞(申請者証拠書類6-10)

<sup>234</sup> 2001年3月11日付韓国ソウル経済新聞(申請者証拠書類6-12)

<sup>235</sup> 2001年3月12日付Korea Times(コリアタイムズ)(申請者証拠書類6-118)

よう働きかけ、結局、債権銀行は不本意ながら資金支援の決定に同意せざるを得なかった側面が強い。政府は市場機能による常時構造調整開始を宣言したものの、依然として昔ながらの介入を続けているのである<sup>236</sup>。

- (196) 韓国政府は、現地調査において上記の一部の新聞報道について債権銀行に対して要請を行ったことを否定した<sup>237</sup>が、それを裏付けるような合理的な反証は提出されなかった。直接的な証拠もないことから、間接的な証拠に基づかざるを得ないが、上述のとおり 3 月 10 日の債権金融機関協議会及びその前後に、金融当局が債権銀行に対して支援への合意を求める働きかけを行ったとの趣旨の新聞報道が多数存在していること、3 月 10 日の同協議会に政府の高官が異例にも出席していたこと、同協議会の事前通知にも、[【秘密扱いのため不開示】]ことが記載されていたこと、金融監督院幹部の出席や事前通知の存在をめぐって金融監督院及び金融機関に不自然な応答があること、同時期に、現代グループへの支援に関して、政府が金融機関に対して積極的な働きかけを行っていたことを伝える新聞報道が複数存在すること<sup>238</sup>、から総合的に判断すると、韓国政府

<sup>236</sup> 2001 年 3 月 11 日付毎日経済新聞（申請者追加証拠書類 305）

<sup>237</sup> 韓国政府現地調査報告書その他（4）

<sup>238</sup> 現代グループへの支援に関して政府が金融機関に対して圧力行使や要請などの働きかけを行っていたことを伝える新聞記事が以下のように多数存在する。

- ・ 青瓦台（大統領府）は、昨日（2001 年 2 月 6 日）、問題を抱えるヒュンダイグループが政府から特別待遇を受けていることに對し野党指導者の李会昌氏が起こした申し立てに對して反駁した。「我々は、国の戦略的産業を先導する企業を救うために必要と判断されることをしているのです」と青瓦台の関係者は、李氏の発言は政治的利益を狙った「卑劣な言動」以外何物でもないとして退けた。（2001 年 2 月 7 日付コリア・タイムズ（申請者追加証拠書類 312））
- ・ 2001 年初め、政府が金融監督委員会委員らの強い反対にもかかわらず、産業銀行と外換銀行に、流動性危機に見舞われた現代建設に対する新規貸出を行うよう働きかけたことが明らかになった。（中略）2001 年 3 月 9 日、李瑾榮（イ・グンヨン）金融監督委員長の主宰で開かれた金融監督委員会会議では、同一の借主に対する信用供与限度を超過した現代建設に対する新規貸出問題が議論された。（中略）この席で、多くの委員らが現代建設の財務状態が極度に悪化したことを理由に、新規貸出に強く反対した。ある委員は、議事録で「現代建設が一時的な流動性不足よりも支払い能力に問題があるというのが市場の見方」とし、経済長官懇談会で（一方的に）決定したので承認すべきという論理は委員会を作った趣旨に反する」と反駁した。（2003 年 2 月 14 日付朝鮮日報）
- ・ KEB の職員が昨日（4 月 2 日）「ハナバンクに對して、もし 3 月 10 日に債権銀行間で合意した現代石化向け 119 億ウォン新規融資を約束どおり履行しなければ、ペナルティを科さざるを得ない旨、通告した。」と語った。（中略）ハナバンクの職員は「KEB は現代石油化学が再生可能かどうかについてろくに審査もせず、ただ救済パッケージをこり押ししている」と反論している。（2001 年 4 月 3 日付 Korea Times）
- ・ 現代石油化学への支援について、政府のある高官は匿名を条件に「企業再建策について一度約束した企業が、適切にその約束に従わない場合は重い罰金が課せられるべきである」と述べた。金融監督当局はハナ銀行に對し、同行が支援を約束した現代石油化学向けの緊急流動性支援（119 億ウォン）を（2001 年）4 月 19 日までに履行しない場合は 60 億ウォンの罰金を科すと脅した。これに對し、ハナ銀行は 19 日の次週までに支援を実行することを金融監督院に報告した。（2001 年 4 月 21 日付 Korea Herald）
- ・ 現代（ヒョンデ）建設の出資転換への参加を拒否してきた投資信託会社に對し、その代わりとして、現代建設の満期社債の一部と、新規発行社債を消化させる案が有力になってきた。陳揔（チン・ニョム）副総理兼財政經濟部長官は（5 月）24 日、ファイナンシャル・ニュースが主催した経済セミナーで「現代建設と関連して“無賃乗車者（free-rider）”がいてはならない」とし、投資信託会社が費用を負担するこ

は、3月10日の債権者金融機関の会合において、ハイニックスの資金繰り支援に合意するよう金融機関等に働きかけるとともに、その後の5月措置の基礎となる債権金融機関協議会の枠組みが出来上がるよう監視していたと認められる。

(197) 韓国政府は、4月上旬には、ハイニックスの資金繰りのために次の措置を講じている。

- ・ 2001年4月10日、財政経済部長官から産業資源部長官あてに、同日開催された経済長官懇談会における論議結果を通知する文書が送付された<sup>239</sup>。通知には次のような記載がされていた。
  - ① 現代電子（ハイニックス）についての既存KEICの付保条件付D/A資金の場合、最初の買入日から180日の限度内で1回の期日延長が許されるが、一回の期日延長処置後には、D/A決済期間を90日以内とする。
  - ② KEICによって付保されたD/A担保借入は、本年末まで6億米ドルで維持される。
- ・ 2001年4月12日、産業資源部長官からKEIC社長あてに上記ハイニックスに対するD/A支援に関し、「経済長官懇談会の会議の結果(2001.4.10)を別添でお知らせしますので、措置されるよう願います。」との文書が送付された<sup>240</sup>。

(198) 2001年4月17日、SSBとシティバンクは、5月措置のベースとなるハイニックスの資本再構築案（recapitalization plan）を作成し、債権銀行団に提示した<sup>241</sup>が、本再構築案に関して韓国政府は次のような報道発表や国会答弁を行った。

- ・ 2001年4月24日、金融監督委員会は、李瑾榮金融監督委員長とシティバンク会長との面談結果を公表<sup>242</sup>し、その中には、「Menezes 会長はシティバンクグループのソロモン・スミス・バーニー証券会社が主導しているハイニックス（前現代電子）資金調達 Plan を説明」、「これについて委員長は、個別企業の構造調整の問題は基本的に債権金融機関が個別判断によって行う事項であると前提し、現代電子の構造調整 Plan が順調に推進される場合、該当企業はもちろん、債権銀行の健全性の向上にも役立つので、多大な関心を寄せており、同 Plan

---

とを要求した。陳副総理はまた、「投資信託会社が現代建設の社債を時価通りに買い取ることが市場原理にかなっている」と述べた。（2001年5月24日付朝鮮日報）

<sup>239</sup> 韓国政府回答書添付資料V-6及び申請者証拠書類6-59

<sup>240</sup> 韓国政府回答書添付資料V-6及び申請者証拠書類6-59

<sup>241</sup> 韓国政府回答書V-4-(1)、KEB回答書V-4-(3)及び(11)、ハイニックス回答書別紙1-9-2-1【秘密扱い】及び1-9-2-2【秘密扱い】 SSBは4/17及び4/26付でハイニックスの資本再構築案レポートを作成し、債権銀行団に対して債務再調整のためのプレゼンテーションを実施した。

<sup>242</sup> 韓国政府現地調査提出資料8

がうまく推進され、外国金融機関が主導する企業構造調整の模範事例になれるよう、シティ側の積極的な努力を願う。」との記述がある。

- ・ 2001年4月23日から25日の国会において、陳副総理兼財政経済部長官は、ハイニックス構造調整に関連して、「現代電子とSSB、そしてシティグループの会長も韓国に来ましたが、韓国の債権団が債務調整をきっちり明確にしてくれてこそ、外資誘致を成功的に実現できるだろう、こういう前提下でCB引受、そして会社債迅速引受の6ヶ月ないし1年の延長を条件付で要請しました」<sup>243</sup>と述べ、財政経済部が発表した答弁内容においても、「現実的に外資誘致を行っても借入金を償還するのに全て使ってしまうと回復しにくいとの判断から[ハイニックス及びSSBが]債権団の協力を要請したものであり、訪韓中のシティバンク頭取にも協力を求めた」、「(中略)会社債迅速引受期限延長は例外的な金融市場の状況で、市場を生かすための一時的措置であるため、政府の立場では受け入れられないことを明らかにした。」と述べている<sup>244</sup>。

(199) SSBとシティバンクは、[【秘密扱いのため不開示】]<sup>245</sup>ことを受けて外資調達を含むハイニックスの資本再構築案の二次案を作成し、2001年4月26日、債権銀行団に提示した。本計画案は、韓国政府に受け入れられないとされたKDBプログラムの延長案に替わって、[【秘密扱いのため不開示】]、5月措置とほぼ同様の内容であった。

(200) 5月措置においては、KDBプログラムの延長の代替策としての約1兆ウォンの転換社債の引受が検討され<sup>246</sup>、投資信託会社に6,800億ウォンを引受させることとされたが<sup>247</sup>、この時期の政府の行動として次の新聞報道

<sup>243</sup> 2001年4月25日付第220回国会(臨時会)予算決算特別委員会第三回委員会議事録(抜粋)

<sup>244</sup> 財政経済部ホームページ掲載資料「経済委予算決算委主要答弁内容」(2001年4月23日~25日)

<sup>245</sup> [【資料名秘】] (ハイニックス回答書別紙1-9-2-2【秘密扱い】)の2頁において、

[一【秘密扱いのため不開示】]

[一【秘密扱いのため不開示】]

[一【秘密扱いのため不開示】]

と記載されている。

<sup>246</sup> 2001年4月24日付Korea Times(2001年4月23日午前、KEB、KDB、朝興銀行などの債権銀行長らは、現代系列会社の処理に関して会議を開き、転換社債引受の要請を受け入れられないという立場を表明した。ある市中銀行長は「参加者のほとんどが1兆ウォン規模の転換社債引受に反対した」と述べ、「会社債の満期を再延長するなど、ほかの方法を考えることに同意した」と明らかにした。これにより、24日に開かれる予定だった現代電子の債権金融機関協議会の日程も遅れるものと思われる。)、2001年4月30日付中央日報(銀行界が今月中に1兆ウォンに上るハイニックス半導体の転換社債(CB)を一括購入して資金を支援し、このうち70%は来年上半年中に信用保証基金の保証を受けるという方策を進めている。)

<sup>247</sup> 2001年5月10日付台北タイムズ(申請者提出追加証拠292)、2001年5月2日付中央日報(韓国投信、大韓投信運用など28の投信運用会社は2001年5月2日、社長団会議を開き、ハイニックス半導体への援助問題を議論した。投信運用会社の社長団は同会議で、ハイニックス半導体の財務諮問会社であるソロモンスミスバーニー(SSB)から外資誘致の計画に対する説明を聞いた。17行の債権銀行団は当初、信用保証基金から一部保証を受けて、1兆ウォン規模の転換社債を引受ける計画だった。しかし

がなされた。

- 金融監督局及び債権者グループは、投資信託会社に対し、Hynix 半導体が発行した 7,500 億ウォンの社債を引受けるべく、あらゆる圧力をかけている。(中略) (2001 年 5 月) 2 日午後開催された投資信託会社約 20 社の CEO との会合で、Hynix の主債権銀行である韓国外換銀行と、外国資本を取り込む責任を担う SSB は、投資信託会社に対し本年下期に満期を迎える 7,500 億ウォンの社債を取得するよう正式に要請した。(中略) 同日、金融監督院は、また、債権者グループの要請に応え、投資信託会社関係者を呼び出して、Hynix に外国資本を惹き付けることは、投資信託会社の協力なしには実現できない、と語った。投資信託会社らは、投機的格付の付いた Hynix の社債を受け入れることは出来ないと答えたと伝えられている。しかし金融監督院は彼らを訪ね、「組合基金」など異なる手段を見つけ引受けることを頼んだと言われる。(中略) 投資信託会社は、大半が Hynix の社債の引受に乗り気ではないが、政府と債権者グループからの執拗な圧力の下、債権者グループの要請に応えるための方法や手段を模索することが期待されている<sup>248</sup>。
- ハイニックスを巡る論争は投資信託業界へとシフトしている。これは、韓国預金保険公社が 1 兆ウォンの転換社債の保証を拒絶したため、政府と債権者グループが投資信託業界にその負担を引受けるよう圧力をかけているためである。(中略) 2001 年 5 月 3 日、ハイニックス債権者会合が開かれ、「投資信託業界が社債引受に応じれば、無保証の転換社債の引受に参加する。」ことが合意された。しかしながら、同日の会合では、投資信託会社は「支払不能となる社債と明らかに知りながら、これらの社債を売買することはできない。」「もし 1999 年の大宇社債の危機と同様の出来事が起これば、我々は顧客の信頼を失うとともに、投資信託業界は同時に破滅に陥り得る。」と主張して、明確に反対した。(中略) 「現在の状況は、大宇の場合とは異なる。投資信託会社は現代グループの損失分担に参加すべきだ。」と金融監督委員会の当局者は強く述べた<sup>249</sup>。
- 政府及び経営難のハイニックス半導体の債権者らは昨日 (2001 年 5 月 3 日)、ハイニックスが管財管理下に置かれるという市場に広まる噂を強く否定した。ハイニックスの主要債権者である K E B の上級職員は噂は根も葉もないものだと主張し、(中略) 「私が知る限り、政府は現在、大宇グループの破綻に引続き災難を繰り返さないよう、ハ

---

通商摩擦を懸念した政府が、保証は難しいという立場を明らかにしたことで、投資信託会社が一部分担する方策を推進するようになったのである。) )

<sup>248</sup> 2001 年 5 月 3 日付韓国経済新聞 (申請者提出追加証拠 295)

<sup>249</sup> 2001 年 5 月 4 日付東亜日報 (申請者証拠書類 6-81)

イニックス半導体の存続を保証する一連の強力な対策を案出しようとしています」と同職員は話している<sup>250</sup>。

(201) 以上のように、韓国政府は、KDBプログラムの延長の代替策としての約1兆ウォンの社債引受について、債権者金融機関の動向及び投資信託会社との分担策についてその検討状況を随時把握し、社債引受に反対する投資信託会社に対してその引受を行うよう要請や働きかけを行っていたことが示されている。このような経緯の下、2001年5月9日、1兆ウォンの転換社債の引受を含む5月措置の内容が3月10日に設置が合意された債権者金融機関協議会で決議された<sup>251</sup>。

(202) さらに、5月措置の決定後、韓国政府は次のような報道発表を行った。

- ・ 同年7月2日、大統領主催の経済長官懇談会が開催され、金融監督委員会の上半期推進実績として、ハイニックス半導体の出資転換等、構造改革の解決及び強力な自己救済計画の推進<sup>252</sup>が実施されたことが報告された<sup>253</sup>。
- ・ 同年7月13日に開催された経済政策調整会議の総合報告の中で、4大部門構造改革推進実績の一つとして、ハイニックスの12.5億米ドル外資誘致（すなわちGDRの発行）が報告された<sup>254</sup>。
- ・ 同年7月に財政経済部が公表した資料において、外国人投資増加の鈍化に対する対策として、「今年外国人投資誘致目標額150億ドル達成のために外資誘致活動に総力を展開する計画です。」、「このような努力の結果最近韓国通信・ハイニックス半導体のGDR発行など大規模外資誘致に成功した。」との記述がある<sup>255</sup>。

(203) 以上のように、韓国政府は、5月措置のベースとなるハイニックス支援のための債権金融機関協議会協約の成立のために債権者銀行への働きかけと監視を行い、そのために一部の銀行に対しては圧力をかけ、その後も、KEICによって保証されたD/A担保借入を本年末まで6億米ドルで維持するなどハイニックスの流動性支援について直接的な関与を

<sup>250</sup> 2001年5月4日付コリア・タイムズ（申請者追加証拠書類294）

<sup>251</sup> 韓国政府回答書V-4-(4)

<sup>252</sup> すなわち5月措置を指す。

<sup>253</sup> 2001年7月2日付財政経済部報道資料「部署別上半期推進実績及び下半期重点推進課題」（財政経済部ホームページ）

<sup>254</sup> 2001年7月13日付財政経済部ホームページ掲載資料「4大部門構造改革推進実績及び計画」。なお、2001年2月6日、財政経済部は、ビッグディール対象企業の正常化促進のため、経営革新、外資誘致等を実施していくことを公表しており（2001年2月6日付財政経済部ホームページ掲載資料「4大部門12大核心改革課題 推進実績及び計画」）、2001年7月13日付財政経済部ホームページ掲載資料において、その実績が示されている。

<sup>255</sup> 2001年7月財政経済部ホームページ掲載資料「韓国経済、共にといていきましょう-韓国経済の主な懸案と課題-」

行ったと認められる。また、当時、韓国政府は、5月措置やGDR発行というハイニックスの資金調達問題を政府の経済政策上の問題と位置づけ、GDR発行によるハイニックスの外資調達の成功を重視し、その前提条件となっていた5月措置を成功させようとする意図を有していたことが認められる。さらに、韓国政府は、当時、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有しており、5月措置その他の措置の検討・実施状況について随時把握し、債権者金融機関との接触を継続し、監視し、協力要請し、さらに一部の債権者には圧力を加えていたことが認められる。

### 2.7.2.2.3 銀行による審査の状況

判断の基礎とされた資料

- (204) 質問状や現地調査における回答によれば、各債権銀行は、ハイニックスに対する救済措置を行う判断をした背景・合理的理由について、ハイニックスの財務顧問であったSSBの各種レポート<sup>256</sup>を検討して、商業的判断に基づき与信判断を行ったとしている。しかし、当該レポートは政府との調整のもとに作成されたものであったこと、及びSSBはハイニックスの財務顧問としてハイニックスのために融資を調達する立場にあり、当該レポートは第三者の客観的な外部評価ではないことが知られていた<sup>257</sup>。

シンジケートローン

- (205) シンジケートローンの[【資料名秘】]<sup>258</sup>によれば、ハイニックスは[【秘密扱いのため不開示】]に該当するとされていた。しかし、銀行による5月措置の内部審査資料によれば、[【秘密扱いのため不開示】]となっていた<sup>259</sup>。[【秘密扱いのため不開示】]とすることも可能であったが、5月措置において、[【秘密扱いのため不開示】]は記載されていない<sup>260</sup>。

D/A限度枠の延長

- (206) D/A担保借入限度額の延長については、2001年5月7日の債権金融機関協議会において、「D/A金融限度枠の延長について2001年末まで

<sup>256</sup> [【資料名秘】] (ハイニックス回答書別紙1-9-2-1及び別紙1-9-2-2) 【秘密扱い】

<sup>257</sup> 事実、[【資料名秘】]において、[【秘密扱いのため不開示】]。

<sup>258</sup> [【秘密扱いのため不開示】] (ハイニックス回答書証拠書類2-1-1-1) 【秘密扱い】

<sup>259</sup> ウリィ銀行現地調査提出資料6【秘密扱い】

<sup>260</sup> KEB回答書別添15【秘密扱い】、ウリィ銀行現地調査提出資料6【秘密扱い】、朝興銀行現地調査提出資料7【秘密扱い】、国民銀行回答書提出資料4【秘密扱い】

は既存の付保を維持することは同年 4 月 10 日の経済長官懇談会の結果」に基づくものである<sup>261</sup>とされており、韓国政府の補助金である D/A 担保借入限度額の延長を含んだ 5 月措置について、商業的判断であったとする債権銀行の主張には矛盾がある。

#### 投資信託会社の不参加

- (207) 2001 年 5 月 9 日の 5 月措置<sup>262</sup>の決議には投資信託会社による 6,800 億ウォンの社債引受案件の推進について合意がなされたものの、結果的に、投資信託会社による社債の引受は実現しなかった<sup>263</sup>。
- (208) 個別銀行ごとには、次のような事実が認められた。

#### K E B

- (209) 同行の回答書や現地調査での回答によると、同行はハイニックスの財務状況の悪化を認識していた<sup>264</sup>。5 月措置決定当時、同行のハイニックスに対する内部信用格付は「[ ]」<sup>265</sup>であったが、貸倒引当率を見ると、[ ]年[ ]月時点で[【秘密扱いのため不開示】]であったものが、2001 年 5 月措置が実施されたにも拘わらず、[【秘密扱いのため不開示】]年[ ]月時点には[ ]% ([【秘密扱いのため不開示】]) に引上げられている<sup>266</sup>。
- (210) 現地調査においては、5 月措置の与信審査は、半年に 1 回の定期審査によるものであり、5 月措置についての個別審査はなかったとの回答があったが<sup>267</sup>、K E B から提出された定期審査報告書には、[【秘密扱いのため不開示】]との記載があった。この[【秘密扱いのため不開示】]に関する資料は調査当局に提出されなかったため、入手可能であった資料のみに基づき判断せざるを得ないが、上記審査報告書は、その時点においては確定していなかった[【秘密扱いのため不開示】]ことを前提としており<sup>268</sup>、それが実施されなかった場合のハイニックスの将来的なキャッシュ

<sup>261</sup> K E B 現地調査閲覧資料 16

<sup>262</sup> 韓国政府回答書 V-4-(4)

<sup>263</sup> [【資料名秘】] (ハイニックス回答書別紙 1-2) 【秘密扱い】

<sup>264</sup> K E B 回答書 V-4-(6) 【要約】

<sup>265</sup> K E B 回答書 V-4-(6), 4 (平均リスク) 一元利償還能力は適正だが将来の環境の変化により償還能力低下可能性がある業者) 【要約】

<sup>266</sup> K E B 回答書別添 7 【秘密扱い】

<sup>267</sup> K E B 現地調査報告書回答 V. 4 (11) 2. ②

<sup>268</sup> K E B 回答書別添 13 【秘密扱い】 与信審査書では、[【秘密扱いのため不開示】] を前提に決裁が行われている。

ロー分析など商業的判断に基づいて承認を行った形跡は認められなかった。また、この定期審査は、5月措置に係る債権金融機関協議会での決議（5月9日）後の5月16日に承認されており、KEBの行内手続に先立ち、[【秘密扱いのため不開示】]5月措置への参加が決定されていた。これらの点から、同行の5月措置の実行の判断に、行内での意思決定以外に何らかの外部的要因があったと認めることが合理的である。

- (211) 前述のとおり、同行は当時経営再建中で金融監督院の特別の監督下にあり、また韓国政府が43.17%の持分率を占める同行の最大株主であることから、韓国政府が同行に対して十分に影響力を行使できる立場にあったこと、韓国政府は、当時、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有しており、5月措置その他の措置の検討・実施状況について随時把握し、債権者金融機関との接触を継続し、監視し、協力要請し、さらに一部の債権者には圧力を加えていたこと、及びハイニックスの悪化した財務状況、ハイニックスに対する内部信用格付、同行の財務状況、与信審査行内手続き等から同行の与信決定が通常商業的判断に基づいてなされたとは言えないことなどを総合的に判断すると、同行の与信決定には、韓国政府の関与があったものと考えることが適当である。また、同行が5月措置に参加するこれ以外の合理的な理由は認められない。

## ウリィ銀行

- (212) 現地調査時に同行から提出された資料等によると、ウリィ銀行はハイニックスの悪化した財務状況について十分認識していた。2000年の年次報告書には「ハイニックスは目下流動性不足の状態にあり、同社の抱える問題が当行の経営に与える影響は現在のところ見定められない」との記述がある<sup>269</sup>。貸倒引当金は[ ]年末[ ]%<sup>270</sup>から[ ]月には[ ]%<sup>271</sup>に引上げられている。また5月8日付内部与信審査資料によれば、当時のハイニックスに対する内部信用格付は[ ]等級（[ ]）であった<sup>272</sup>。ウリィ銀行の与信協議会付議書<sup>273</sup>の[【秘密扱いのため不開示】]の判定では[【秘密扱いのため不開示】]とされている一方で、[【秘密扱いのため不開示】]において、「[【秘密扱いのため不開示】]<sup>274</sup>」とあり、5月措置の実行は非商業的理由を根拠としていることが認められる。さらに、本件承認の条件として「[【秘密扱いのため不開示】]」とされていた。そ

<sup>269</sup> ハンビット銀行 Annual Report 2000(韓国政府回答書添付資料 IV-47)64頁、75頁

<sup>270</sup> ウリィ銀行回答書Ⅲ-26【秘密扱い】

<sup>271</sup> ウリィ銀行現地調査提出資料6【秘密扱い】

<sup>272</sup> ウリィ銀行回答書V-4-(8)【秘密扱い】

<sup>273</sup> ウリィ銀行現地調査提出資料6【秘密扱い】

<sup>274</sup> [【秘密扱いのため不開示】]

の同意事由において「[【秘密扱いのため不開示】]」、「[【秘密扱いのため不開示】]」とあるところから、[【秘密扱いのため不開示】]が本件承認の取消条件とされていたとみられる。これらからすると、その後[【秘密扱いのため不開示】]となった時点において当該判定は無効になったとみられるものであるにもかかわらず、条件変更後の内部与信審査がなされたことを示す資料は示されなかった。さらに、同意事由において「[【秘密扱いのため不開示】]」と述べられていたが、[【秘密扱いのため不開示】]が実現しなかったことに係わる社内資料も示されなかった。このように、十分な与信審査が行われたことを示す証拠は提示されなかった。同行は、これらに拘わらず、[【秘密扱いのため不開示】]5月措置に合意し、実行しており、商業的に不合理な行動であったと認められる。

(213) 前述のとおり、預金保険公社はウリィ金融持株会社との間でMOUを結んでおり、韓国政府はその株式を100%保有するウリィ金融持株会社を通じて同行に対して直接の影響力を行使できる立場にあったこと、韓国政府は、当時、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有しており、5月措置その他の措置の検討・実施状況について随時把握し、債権者金融機関との接触を継続し、監視し、協力要請し、さらに一部の債権者には圧力を加えていたこと、及びハイニックスの悪化した財務状況、同行のハイニックスに対する健全性の評価、同行の5月措置承認の理由等から同行の与信決定が通常の商業的判断に基づいてなされたとは言えないことなどを総合的に判断すると、同行の与信決定には、韓国政府の関与があったものと考えることが適当である。また、同行が5月措置に参加するこれ以外の合理的な理由は認められない。

(214) なお、平和銀行については、2001年12月31日にハンビット銀行に合併されており<sup>275</sup>、現存するウリィ銀行の一部に含まれる。

#### 朝興銀行

(215) 質問状に対する同行の回答書によると、同行もハイニックスの悲観的な財務状況について十分認識していたことを示している。5月措置決定当時の同行のハイニックスに対する内部信用格付は[ ]等級（[ ]）で、貸倒引当金は2000年末から上半期末の間に5%から15%へ引き上げられてい

<sup>275</sup> ウリィ金融持株会社 Annual Report 2001（ウリィ金融持株会社ホームページ <http://www.woorifg.com/eng/group/coporate03.jsp>）52頁、金融監督情報2002.1.2～1.5 第2002-1号（ハンビット・平和銀行分割合併及び平和銀行の与信専門会社転換認可〔銀行監督局〕（金融監督院ホームページ））

る。銀行全体の引当率が 3.52%であったことと比較すると相当高い水準であり、同行がハイニックス債権の回収可能性に対して低い評価を行っていたことを示している<sup>276</sup>。

(216) 現地調査において提出された同行の 5 月措置に関する内部審査資料<sup>277</sup>では、[【秘密扱いのため不開示】]において、その時点においては確定していなかった[【秘密扱いのため不開示】]実施されることを前提としており、[【秘密扱いのため不開示】]がなされなかった場合のハイニックスの将来的なキャッシュフロー分析などに基づいて承認を行った形跡はない。むしろ、5 月 18 日付の KDB プログラム対象社債の買入に関連する内部資料<sup>278</sup>においては、ハイニックスの[【秘密扱いのため不開示】]とされており、5 月措置による新規支援について商業的合理性がなかったことを示している。さらに、[【秘密扱いのため不開示】]がなされなかったにも拘わらず条件変更後の内部与信審査がなされたことは確認できなかった。これらの点から、同行が 5 月措置への参加に合意し、これらを実行したことは商業的に不合理な行動であったと認められる。加えて、5 月措置への参加にかかる同行の内部決裁の日付は、5 月措置に係る債権金融機関協議会での決議（5 月 9 日）後の[ ]月[ ]日付となっており、同行の行内手続に先立ち、さらに[【秘密扱いのため不開示】]が確定しない段階で、[【秘密扱いのため不開示】]5 月措置への参加が表明されていることが認められる。これらから、行内での意思決定に際して何らかの外部的要因があったと認めることが合理的である。

(217) 前述のとおり、韓国政府が同行の株式の 80%を保有しており、また預金保険公社が同行との間で MOU を結んでいたことから、韓国政府は、同行に対して直接の影響力を行使できる立場にあったこと、韓国政府は、当時、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有しており、5 月措置その他の措置の検討・実施状況について随時把握し、債権者金融機関との接触を継続し、監視し、協力要請し、さらに同行を含む一部の債権者には圧力を加えていたこと、及びハイニックスの悪化した財務状況、同行のハイニックスに対する内部格付、同行の 5 月措置承認の理由等から同行の与信決定が通常 commercial 判断に基づいてなされたとは言えないことなどから総合的に判断すると、同行の与信決定には、韓国政府の関与があったものと考えることが適当である。また、同行が 5 月措置に参加するこれ以外の合理的な理由は認められない。

<sup>276</sup> 朝興銀行回答書 V-4-(8)【秘密扱い】及びⅢ-26【秘密扱い】、現地調査提出資料 5【秘密扱い】（[ ] 等級（[ ]） - [【秘密扱いのため不開示】]）朝興銀行 2001 年 7 月 25 日付 2001 年上半期業績報告（朝興銀行ホームページ <http://www.chb.co.kr/eng/>）

<sup>277</sup> 朝興銀行現地調査提出資料 7【秘密扱い】

<sup>278</sup> 朝興銀行現地調査提出資料 9【秘密扱い】

## N A C F

- (218) N A C F は、総論において述べたとおり、純粋な民間団体ではなく、政府からの影響をより受ける準公的機関である。
- (219) 質問状回答書によると、同会もハイニックスの悲観的な財務状況を認識していた。同会の 5 月措置当時のハイニックスに対する内部格付は [ ] 等級<sup>279</sup> ([ ]<sup>280</sup>) であり高いリスクを認識していた。また、同行内部規定によれば、[【秘密扱いのため不開示】]とされているのに対し当時のハイニックスの格付は B B + であり [【秘密扱いのため不開示】] を下回っていた<sup>281</sup>。しかし、同会の 5 月措置実行に係る内部審査資料は、現地調査においても調査当局に提出されなかった。従って、同会が 5 月措置の実行判断の基礎とした事実については、他の銀行の状況を含む入手することのできた情報に基づかざるを得ない。
- (220) 韓国政府は同会に対して十分に影響力を行使できる立場にあったこと、韓国政府は、当時、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有しており、5 月措置その他の措置の検討・実施状況について随時把握し、債権者金融機関との接触を継続し、監視し、協力要請し、さらに一部の債権者には圧力を加えていたこと、ハイニックスの悪化した財務状況、同会のハイニックスに対する内部格付から高いリスクを認識している一方で、内部審査資料が提出されなかったこと等から同行の与信決定は他行と同様に通常の商業的判断に基づいてなされたとは認められないことなどを総合的に判断すると、同会の与信決定には、韓国政府の関与があったものと考えることが適当である。また、同会が 5 月措置に参加するこれ以外の合理的な理由は認められない。
- (221) 以上の事実から判断すると、K E B、ウリィ銀行、朝興銀行及び N A C F は、5 月措置への参加を決定するにあたって、商業的な判断に基づかない融資判断を行ったことが認められる。なお、利害関係者から提出された資料は、いずれも 5 月措置への参加が商業的にみて妥当であることを担保するための資料とはなり得ないものだった。

<sup>279</sup> N A C F 回答書 V-4-(8) 【秘密扱い】

<sup>280</sup> N A C F Annual Report 2001 (N A C F 回答書添付資料 1) 45 頁 FLC 等級によれば、[ ] 等級は「[ ]」であり、「[ ]」と「[ ]」の間の等級である。

<sup>281</sup> N A C F 回答書 III-11 【秘密扱い】、ハイニックス回答書別紙 1-14-2

#### 2.7.2.2.4 民間団体を通じた資金面での貢献に関する事実認定

- (222) 5月措置におけるKEB、ウリィ銀行、朝興銀行及びNACFの措置は、「新規融資」及び「弁済期延長」であり、韓国政府がそれらを直接行った場合であればSCM協定第1条1.1(a)(1)(i)にいう資金の直接的な移転を伴う措置に該当する。
- (223) 2001年5月当時、ハイニックスは財務状況が悪化し、商業市場から資金を得ることができない状況にあり、通常の商業ベースであれば、一般の商業市場においてハイニックスに投資や貸付を行う投資家は存在していなかったと認められる。
- (224) そのような状況の下で、上記のKEB、ウリィ銀行、朝興銀行及びNACFは、商業的な判断に基づかない融資判断を行っていた。
- (225) 民間団体である金融機関が自発的に商業的判断に基づかない融資判断を行うことは通常考えられない。それらが商業的判断に基づかない融資判断をした場合、何らかの外的要因があったと考えることが合理的である。
- (226) 当時韓国には政府が銀行の個別営業行為に対して関与しうる法的枠組み等があったこと、KEB、ウリィ銀行及び朝興銀行については韓国政府が株式の全部又は大きな割合を所有していたこと、NACFについては準公的機関といえる存在であったことから、韓国政府はこれらの金融機関に対して十分に影響力を行使できる立場にあった。また、韓国政府はハイニックスを存続させるという政策的意図を有しており、更に、GDR発行の前提となる5月措置を成功させようとする意図があった。その上で、韓国政府は、ハイニックスに対する流動性支援について直接的な関与を行うとともに、2001年3月10日の債権者金融機関の会合においてハイニックス支援のための債権金融機関協議会の成立を要請し、監視し、その後の5月措置及びその他の措置の検討・実施状況について随時把握しており、債権者金融機関と接触を保ち、協力要請し、さらに一部の債権者には圧力を加えていたと認められる。
- (227) また、以上のような事実の他に、金融機関の意思決定に影響を及ぼし得る外的要因の存在については調査の過程において確認されなかった。
- (228) 以上を踏まえると、KEB、ウリィ銀行、朝興銀行及びNACFによる商業的判断に基づかない融資判断は、韓国政府による関与に基づくも

のであると認めることが合理的である。

- (229) これらの点を総合的に判断すると、民間団体に対するこのような政府の関与行為は、SCM協定第1条1.1(a)(1)(iv)にいう委託・指示に該当すると評価することが適当である。したがって、5月措置におけるKEB、ウリィ銀行、朝興銀行及びNACFの措置は、SCM協定第1条1.1(a)(1)(iv)にいう政府の委託・指示による資金面での貢献に該当する。

### 2.7.3. 利益

- (230) 上記の委託・指示に関する検討のとおり、5月措置の当時、ハイニックスは商業市場から資金供給を受けられる状況にはなかったと認められることから、ハイニックスは、公的機関及び政府の委託・指示に基づく民間団体からの資金面での貢献によりSCM協定第1条1.1(b)にいう利益を受けたと認められ、本措置における政府又は政府の委託・指示を受けた民間団体の資金面での貢献は補助金に該当すると認められる。
- (231) ハイニックスはそれまでの政府による補助金（D/A担保借入に対する付保及びKDBプログラム）によって破綻を免れてきており、5月措置はそれら補助金により保持された財務状況を基礎として実施されていると認められる。従って、このような状況を前提とした資金面での貢献については、政府による委託・指示が認められなくても、これらを商業市場からの資金供給（すなわち市場ベンチマークである）とであると認められない。
- (232) なお、シティバンクについては、同行から質問状に対する回答書が回答期限までに提出されなかったため、同行の与信審査が適正に行われていたかどうかについては他の銀行の状況を含め入手することのできた情報に基づいて判断せざるを得ないところ、5月措置自体の非商業性に加え、前述のとおり、韓国政府と密接な関係を有していたこと、ハイニックスと財務顧問契約を締結し、ハイニックスの立場を代理する地位にあったこと、その対価として、シティバンク及びその子会社であるSSBはハイニックスより相当額の顧問料等の収入を得ていたこと<sup>282</sup>、2001年末においてハイニックスの[【秘密扱いのため不開示】]となっていたこと<sup>283</sup>等を勘案すると、シティバンクの5月措置への参加が商業市場からの資金供給に該当するものであると認めることはできない。したがって、シティバンクを市場ベンチマークとすることは不適當である。

<sup>282</sup> シティバンク及びソロモンスミスバーニー報酬（ハイニックス現地調査提出資料29）【秘密扱い】

<sup>283</sup> ハイニックス回答書別紙1-1-1（[【秘密扱いのため不開示】]）【秘密扱い】

(233) また、KDB、IBK、KEB、ウリィ銀行、朝興銀行、NACF及びシティバンク以外の債権金融機関協議会のメンバーによる5月措置への参加についても、前述の通り、5月措置自体が商業市場からの資金供給であるとは認められないものであることから、シティバンクと同様に市場ベンチマークとすることは不適當である。

(234) さらに、5月措置への参加に関する個別の債権銀行の与信判断に係る非商業性は、次に示す事実からも裏付けられる。

#### 国民銀行（住宅銀行）

(235) 質問状に対する同行の回答書によると、同行もハイニックスの悲觀的な財務状況について十分認識していたことを示している。当時同行のハイニックスに対する内部格付は、[ ]年[ ]月に[【秘密扱いのため不開示】]に引下げられており<sup>284</sup>、貸倒引当金の引当率を2000年末の6%から2001年3月末の10%まで引上げている<sup>285</sup>。これは、同行がハイニックスの債権回収の可能性に対して低い評価を与えていたことを示している。また、国民銀行の5月措置に関する与信審査書<sup>286</sup>には、当該措置への同意理由として、[【秘密扱いのため不開示】]を挙げており、商業的理由以外の事由が考慮されている。また、[【秘密扱いのため不開示】]、と記載されている。さらに、[【秘密扱いのため不開示】]にもかかわらず、[【秘密扱いのため不開示】]が確定しない段階で、[【秘密扱いのため不開示】]に合意している。加えて、当該与信審査書の内部決裁の日付は、5月措置に係る債権金融機関協議会での決議（5月9日）後の[ ]日に起案がなされているが、このように行内手続に先立ち、[【秘密扱いのため不開示】]5月措置への参加が決定したことは商業的に不合理な行動である<sup>287</sup>。これらを総合的に勘案すると同行が2001年5月措置の実施について非商業的な判断を行ったと認められる。

(236) なお、住宅銀行は2001年11月1日に国民銀行と合併しており、現存する国民銀行に含まれる。

#### 新韓銀行

---

<sup>284</sup> 国民銀行回答書Ⅲ-26【秘密扱い】

<sup>285</sup> 2001年4月24日付ING Baringsレポート（申請書追加証拠395）

<sup>286</sup> 国民銀行現地調査提出資料4【秘密扱い】

<sup>287</sup> 国民銀行現地調査報告書V-4-(7)1.及び2.

(237) 新韓銀行のハイニックスに対する信用評価は[ ]年[ ]月時点で[ ]等級（[ ]）であった<sup>288</sup>。同行の専門調査会社が作成した評価レポートによれば、同行にとって 2001 年第 1 四半期の業績は期待はずれであり、ハイニックスなど現代グループに対する貸付残高急増に伴い、ハイニックス向け貸倒引当金の引当率を 2000 年末の 3%から 2001 年 3 月末の 10%まで引き上げている<sup>289</sup>。これは、同行がハイニックスの債権回収の可能性に対して低い評価を与えていたことを示している。同行が 5 月措置に参加した際の内部審査に係わる資料の提出を求めたが、同行からそうした証拠の提出はなされず<sup>290</sup>、現地調査の受入れも拒否されたことから、その判断基準を確認することはできなかった。従って、同行が 5 月措置の実行判断の基礎とした事実については、他行の状況を含む入手することのできた情報に基づかざるを得ないが、これまで検討してきた他行の状況を総合的に勘案すると同行が 2001 年 5 月措置の実施について非商業的な判断を行ったと認められる。

## 韓美銀行

(238) 同行から質問状の回答の提出がなかったことから、5 月措置の実行判断の基礎とした事実については、他行の状況を含む入手することのできた情報に基づかざるを得ない。韓美銀行のハイニックス向け貸倒引当金は 2000 年末の 1%から 2001 年 3 月末には 25%まで引き上げられている<sup>291</sup>。これは、同行がハイニックスの債権回収の可能性に対して低い評価を与えていたことを示している。同行は債権金融機関協議会の 5 月措置に関する決議に対して「[【秘密扱いのため不開示】]」とし、したがって、同行は、当該措置への参加が同行にとって商業的に適当でないと判断しているながら、当該措置に参加せざるを得なかったものと認められる<sup>292</sup>。また、「朝興銀行、韓美銀行、新韓銀行の 3 行は（2001 年 3 月）8 日、現代電子に対する輸出為替手形引受（D/A）限度をそれぞれ 5,000 万ドルずつ拡大し、計 1 億 5,000 万ドル（約 1,900 億ウォン）を支援することを決めた。（中略）銀行関係者は「D/A 限度を拡大して現代電子の現地法人が流動性危機を乗り越えられるようにしてほしいとする金融監督院の要請を受け入れ、資金を支援することにした」<sup>293</sup>との新聞報道がされて

<sup>288</sup> 新韓銀行から提出された「日本財務省の韓国産 DRAM に対する補助金調査関連の金融機関質問書に対する答弁書」（以下「新韓銀行回答書」という。）Ⅲ-24-(2) 【秘密扱い】 [ ]（【秘密扱いのため不開示】）、新韓銀行 Annual Report 2000（韓国政府回答書添付資料 IV-47））33 頁

<sup>289</sup> 2001 年 4 月 24 日付 ING Barings レポート（申請書追加証拠 395）

<sup>290</sup> 新韓銀行回答書 V-4-(11) 【秘密扱い】

<sup>291</sup> 2001 年 4 月 24 日付 ING Barings レポート（申請書追加証拠 395）

<sup>292</sup> K E B 回答書別添 14 【秘密扱い】

<sup>293</sup> 2001 年 3 月 9 日付中央日報 同趣旨の新聞報道として、2001 年 3 月 7 日付毎日経済新聞（申請者証拠書類 6-89）がある。（3 月 7 日、朝興銀行、新韓銀行等の債権銀行は現代電子向け D/A 限度額を引下

いる。これら及び他行の状況等を総合的に勘案すると、同行の 2001 年 5 月措置実施は非商業的なものであったと認められる。

ハナ銀行（ソウル銀行）、光州銀行、慶南銀行

(239) ハナ銀行、光州銀行、慶南銀行については、質問状の回答の提出がなかったことから、5 月措置の実行判断の基礎とした事実について他行の状況を含む入手することのできた情報に基づかざるを得ないが、これら銀行は、債権金融機関協議会の 5 月措置に関する決議に対して「[【秘密扱いのため不開示】]」としたものの、結果的に当該措置には参加しており、当該措置への参加がこれらの銀行にとって商業的に適当でないと判断しながら、当該措置に参加せざるを得なかったものと認められる<sup>294</sup>。ハナ銀行については、ハイニックス向けの貸倒引当金の引当率を 2000 年の 5%から第 1 四半期末に 20%まで、上半期末には 40%まで上げている<sup>295</sup>が、これは、同行がハイニックスの債権回収の可能性に対して低い評価を与えていたことを示している。一方、これまで検討した通り、5 月措置に賛成した銀行の判断は商業的判断に基づくものとはいえないと認められた。これらの状況等を総合的に勘案すると、これら銀行の 2001 年 5 月措置の実施は非商業的なものであったと認められる。なお、ソウル銀行は、2002 年 12 月にハナ銀行に売却合併されており、現存するハナ銀行に含まれる。

韓国第一銀行、釜山銀行

(240) 韓国第一銀行及び釜山銀行については、同行から質問状の回答の提出がなかったことから、5 月措置の実行判断の基礎とした事実について他行の状況を含む入手可能な情報に基づかざるを得ないが、KDB プログラムにおける韓国第一銀行に対する韓国政府の圧力、他行の状況等を総合的に勘案すると、2001 年 5 月措置の実施について同 2 行が非商業的な判断を行ったと認められる。

#### 2.7.4. 特定性

(241) 5 月措置はハイニックスという特定企業に対する救済措置であることか

---

げた。金融監督院は高いレベルから各銀行頭取へ電話をかけて限度額引上げについて要請するなど「必至になってあらゆる努力」を行っているが、これら債権銀行は支援拒否の立場を崩していない。金融当局関係者によれば「我々は複数のチャネルを通じて協力要請を行っているので、遅かれ早かれ支援が得られるであろうと期待している」と述べた。）

<sup>294</sup> KEB 回答書別添 14 【秘密扱い】

<sup>295</sup> ハナ銀行 2001 年上半期経営状況レポート（ハナ銀行ホームページ <http://www.hanabank.com>）3 頁

ら、SCM協定第2条という特定性が認められる。

## 2.7.5. 補助金額及び相殺関税率

### 2.7.5.1. 転換社債の引受

- (242) 前述のように、5月措置の当時、債権者銀行による貸付と比較の対象となる通常の商業的貸付は存在しなかった。また、これまで検討した通り、通常の商業的観点からハイニックスに追加的に投資や貸付を行う投資家は存在していなかったと認められる。したがって、**2.3.2.2.1**の数式1に基づき基準利子率を算出し、当該転換社債に対して実際に支払った額との差額を算出する<sup>296</sup>。
- (243) しかしながら、当該転換社債は2001年10月措置で再編され、出資転換、弁済期延長又は債務免除がなされていることから、2001年10月措置による再編後の状況について、当該措置において検討する。

### 2.7.5.2. 新規長期貸付

- (244) 上記と同様に、**2.3.2.2.1**の数式1に基づき基準利子率を算出し、当該貸付に対して実際に支払った額との差額を算出する<sup>297</sup>。
- (245) しかしながら、当該貸付は2001年10月措置で再編され出資転換及び債務免除がなされていることから、2001年10月措置による再編後の状況について、当該措置において検討する。

### 2.7.5.3. 一般短期貸付の弁済期延長

- (246) 上記と同様に、**2.3.2.2.1**の数式1に基づき基準利子率を算出し、当該貸付に対して実際に支払った額との差額を算出する<sup>298</sup>。
- (247) しかしながら、当該一般短期貸付は2001年10月措置で再編され出資転換又は債務免除がなされていることから、2001年10月措置による再編

---

<sup>296</sup> ハイニックスが転換社債の引受により2001年中に受領した補助金額は581億ウォンと計算されるが、補助金は受領した2001年に配分され、2003年には配分されない。(計算後単位未満切り捨て。以下この行(2.7.5)において同じ。)

<sup>297</sup> ハイニックスが新規長期貸付により2001年中に受領した補助金額は4億ウォンと計算されるが、補助金は受領した2001年に配分され、2003年には配分されない。

<sup>298</sup> ハイニックスが一般短期貸付の弁済期延長により2001年中に受領した補助金額は49億ウォンと計算されるが、補助金は受領した2001年に配分され、2003年には配分されない。

後の状況について、当該措置において検討する。

#### 2.7.5.4. 長期施設金貸付の弁済期延長

- (248) 上記と同様に、**2.3.2.2.1** の数式 1 に基づき基準利子率を算出し、当該貸付に対して実際に支払った額との差額を算出する<sup>299</sup>。
- (249) しかしながら、当該長期施設資金貸付は 2001 年 10 月措置で再編され出資転換がなされていることから、2001 年 10 月措置による再編後の状況について、当該措置において検討する。

#### 2.7.5.5. 外貨建て長期貸付の弁済期延長

- (250) 上記と同様に、**2.3.2.2.1** の数式 1 に基づき基準利子率を算出し、当該貸付に対して実際に支払った額との差額を算出する<sup>300</sup>。
- (251) しかしながら、当該外貨建長期貸付は 2001 年 10 月措置で再編され出資転換又は債務免除がなされていることから、2001 年 10 月措置による再編後の状況について、当該措置において検討する。

#### 2.7.5.6. シンジケートローンの弁済期延長

- (252) 上記と同様に、**2.3.2.2.1** の数式 1 に基づき基準利子率を算出し、当該貸付に対して実際に支払った額との差額を算出する<sup>301</sup>。
- (253) しかしながら、当該シンジケートローンは 2001 年 10 月措置で再編され出資転換又は弁済期延長がなされていることから、2001 年 10 月措置による再編後の状況について、当該措置において検討する。

#### 2.7.5.7. 補助金額

- (254) 5 月措置により 2001 年 10 月措置での再編までの間にハイニックスの受

---

<sup>299</sup> ハイニックスが長期施設金貸付の弁済期延長により 2001 年中に受領した補助金額は 70 億ウォンと計算されるが、補助金は受領した 2001 年に配分され、2003 年には配分されない。

<sup>300</sup> ハイニックスが外貨建て長期貸付の弁済期延長により 2001 年中に受領した補助金額は 574 億ウォンと計算されるが、補助金は受領した 2001 年に配分され、2003 年には配分されない。

<sup>301</sup> ハイニックスがシンジケートローンの弁済期延長により 2001 年中に受領した補助金額は 574 億ウォンと計算されるが、補助金は受領した 2001 年に配分され、2003 年には配分されない。

領した補助金<sup>302</sup>は全て補助金を受領した年である 2001 年に配分されるから、2003 年には配分されない。

### 2.7.5.8. 相殺関税率

(255) 上記のとおり、2001 年 5 月措置は補助金であると認められるが、2003 年には配分されないことから、相殺関税率の算出作業は行わない。

## 第 8 節 2001 年 10 月の措置に関する事実

### 2.8.1. 措置の概要

(256) 2001 年 10 月 4 日、ハイニックスの基本的に全ての債権者金融機関からなるハイニックス債権金融機関協議会が、同年 9 月 15 日に施行された企業構造調整促進法（以下「CRPA」という。）の枠組みに則して設立され、ハイニックスに対する同協議会を通じた債権金融機関共同管理手続の開始が議決された<sup>303</sup>。同年 10 月 31 日、2 回目の債権金融機関協議会において、債務の株式への転換、債務免除、新規貸付、債務の弁済期延長（同時に金利を削減）を行うことが合意された。本措置は、18 の債権者金融機関が全て同じ措置を採るのではなく、3 つの選択肢（オプション）から 1 つを選択するものであった。後に確定した具体的内容は表 10 及び表 11 のとおりである<sup>304</sup>。

表 10 2001 年 10 月の救済措置の概要

・債務の出資転換	2 兆 9,939 億ウォン
(内訳)	
オプション 1 を選択した金融機関	2 兆 4,827 億ウォン
オプション 2 を選択した金融機関	5,111 億ウォン
・債務免除	1 兆 4,495 億ウォン
(内訳)	
オプション 2 を選択した金融機関	1 兆 2,156 億ウォン
オプション 3 を選択した金融機関	2,339 億ウォン
・弁済期延長及び金利削減	[        ]ウォン

<sup>302</sup> 5 月措置によりハイニックスが受領した補助金総額は 1,744 億ウォンと計算される。

<sup>303</sup> KEB 回答書 V-5-(6)、韓国政府回答書添付資料 V-41 CRPA 第 1 条「CRPA の目的は、①企業の会計透明性を促し、金融機関が信用危険を効率的に管理することができる体制を設け、②企業構造調整が迅速かつ円滑に推進されるよう必要な事項を規定することによって市場機能による常時的な企業構造調整を促進すること」。

<sup>304</sup> 韓国政府回答書 V-5-(3)、(6)、(11)、(12)、(13)、(14) 及び(15)、ハイニックス回答書【2001 年 10 月の措置について】②③④⑤⑥⑦、ハイニックス回答書別紙 2-4-2-2-1、別紙 2-4-2-2-2、別紙 2-4-2-3-1、別紙 2-4-2-4-1、別紙 2-4-2-4-2、別紙 2-4-2-5-1、別紙 2-4-2-6-1【秘密扱い】より作成。なお、10 月の救済措置は、原則としてハイニックスの全ての債権者が関わっており、銀行以外の金融会社や投資信託会社も参加しているが、ここでは韓国政府の委託・指示が問題となっている金融機関が関係した措置のみを取り出している。

・新規貸付	6,579 億ウォン (単位未満切捨て)
-------	-------------------------

表 11 各選択肢の概要及び各金融機関の選択結果

	内容	選択した金融機関
オプション 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規融資</li> <li>・債務の出資転換（額面）</li> <li>・弁済期延長及び金利削減</li> </ul>	朝興銀行、シティバンク、韓国産業銀行（KDB）、韓国外換銀行（KEB）、ウリィ銀行、農業協同組合中央会（NACF）、平和銀行
オプション 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務の出資転換（評価額） 担保付債権：担保評価額 無担保債権：額面の 28.46%</li> <li>・債務免除 債権の残額</li> </ul>	ハナ銀行、国民銀行、韓美銀行、新韓銀行、韓国住宅銀行、釜山銀行、ソウル銀行、中小企業銀行（IBK）
オプション 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権買取請求権の行使（評価額） 担保付債権：担保評価額 無担保債権：額面の 25.46%</li> <li>・債務免除 債権の残額</li> </ul>	韓国第一銀行、光州銀行、慶南銀行、

(257) なお、上記は、18 の債権者銀行等がとった措置であるが、10 月措置においては、その他の債権者金融機関である投資信託会社等が債務の弁済期延長及び金利削減等を行った。

## 2.8.2. 資金面での貢献

### 2.8.2.1. 公的機関

(258) 10 月措置に参加した金融機関のうち、KDB 及び IBK は公的機関であり、SCM 協定第 1 条 1.1(a)(1) にいう政府に該当する。

(259) 「新規融資」、「債務の出資転換」及び「弁済期延長及び金利削減」は、同条 1.1(a)(1)(i) にいう資金の直接的な移転を伴う措置に該当し、「債務免除」は同条 1.1(a)(1)(ii) にいう政府がその収入となるべきものを放棄することに該当する。よって、10 月措置における KDB 及び IBK によるこれらの措置は、SCM 協定第 1 条 1.1(a)(1)(i) 及び (ii) にいう政府による資金面での貢献に該当すると認められる。

### 2.8.2.2. 民間団体を通じた資金面での貢献

(260) 調査の結果、次のとおり、政府の委託・指示によって民間団体を通じた

資金面での貢献があったと認められる。

### 2.8.2.2.1 商業市場からの資金調達が困難な事情

DRAM市況の悪化、経営状況の悪化

(261) 2001年5月以降、DRAM価格は悪化を続け、スポット価格は[ ]月[ ]日から[ ]月[ ]日の間に[ ]%下落した<sup>305</sup>。これにより、ハイニックスは売上が一段と減少し、2001年第3四半期においては、売上総利益率がマイナス63%となり、多額の営業外費用の計上とあいまって売上高純利益率はマイナス300%近くとなり、EBITDAはますます下落した。有利子負債比率は209%となり、売上高に占める利息費用の割合は41%に達した<sup>306</sup>。また、流動比率(32%)、当座比率(27%)も極めて低い水準のままであり、短期の資金繰りが困難な状況にあった。さらに、第4四半期にもこのような状況は継続し、流動性に懸念が生じていた。実際、ハイニックスは、シンジケートローンの金利支払いやD/A担保借入の支払いの履行を遅滞し<sup>307</sup>、また、同年8月以降満期を迎えた社債の償還を停止した<sup>308</sup>。

(262) また、独立会計士はハイニックス財務諸表に対するコメントとして「会社が短期負債を決済する能力は、債権銀行が会社の多額の債務再構築の条件を支持するか否かにかかっていた。」との評価を行っていた<sup>309</sup>。

株価、GDR価格の動向

(263) このような状況の下、ハイニックスの株価は、GDRを発行した2001年6月15日には前週終値比マイナス13%の終値4,100ウォンを記録、5週間後の7月20日には3分の1(1,400ウォン)に、1回目のCRPAに基づくハイニックス債権者金融機関協議会が開催された同年10月4日に

<sup>305</sup> [【資料名秘】] (ハイニックス回答書証拠書類1-9-2-3) 「[【秘密扱いのため不開示】]」(8頁)のグラフ参照。【秘密扱い】

<sup>306</sup> 調査当局作成資料「ハイニックス財務分析」(2000年から2003年間のHynixの財務諸表(ハイニックス回答書証拠書類1-7)及びAnnual Audit Report 1997~2004(ハイニックスウェブサイト[http://www.hynix.com/eng/04\\_ir/03\\_financial/financial\\_02.jsp](http://www.hynix.com/eng/04_ir/03_financial/financial_02.jsp))等の財務情報を調査当局により集計分析したもの)

<sup>307</sup> [【資料名秘】] (ハイニックス回答書別紙1-3-1)【秘密扱い】、第3回債権金融機関協議会(2001年5月8日)資料(KEB回答書別添15)3頁(Item4)【秘密扱い】、[【資料名秘】] (ハイニックス回答書証拠書類1-9-2-4)【秘密扱い】17頁及び18頁[【秘密扱いのため不開示】]

<sup>308</sup> 2001年ハイニックス監査報告書 当該社債のほとんどは投資信託会社が保有していたと見られる。

<sup>309</sup> 2001年7月14日付2001年上半期財務諸表に対する独立会計士のレビュー報告書(P2、6パラ)  
([http://www.hynix.com/eng/04\\_ir/down/half\\_report/01half\\_audit\\_eng.pdf](http://www.hynix.com/eng/04_ir/down/half_report/01half_audit_eng.pdf))

は4分の1以下(955ウォン)に下落した<sup>310</sup>。

- (264) 株価に連動してGDR価格も発行直後から下落し、最高価格で比較すると同年7月は10.63米ドル、8月は6.7米ドルというように下げ続け、2001年9月には発行価格に比べ72%下落した<sup>311</sup>。また、GDR発行直後に株価が下落したことから、ハイニックスの財務顧問でありGDR発行の主幹事を務めたSSBは、発行の5日後にはオーバーアロットメントオプションを行使しないと表明した<sup>312</sup>。

#### 格付の悪化等

- (265) Standard & Poor'sは、2001年8月、ハイニックスの格付を投資適格以下のCCC+に、翌9月にはCCまで引下げた<sup>313</sup>。10月措置が決議された2001年10月には、債務者がある特定の債務又は特定の種類の債務を選択して不履行とした「選択的債務不履行」にまで引下げられた<sup>314</sup>。また、アナリストの分析についても、当時のDRAM市況の見通し及びハイニックスの信用状態について悲観的な見方が大勢を占め、例えば、モルガン・スタンレーは、DRAM価格は低調であり続けると予測し、DRAM価格の弱基調が続くならハイニックスのバランス・シート・リスクは高まるとの見方を述べた<sup>315</sup>。また、UBSウォーバークやクレディ・

<sup>310</sup> ハイニックスの株価(ハイニックス回答書別紙1-14-1)

<sup>311</sup> Hynixグローバル預託証券(GDR)の価格変動(ハイニックス回答書別紙1-13)、2001年10月8日付Wall Street Journal Europe(ウォール・ストリート・ジャーナル・ヨーロッパ)(申請者証拠書類6-54)、2001年8月29日付BBSニュースオンライン(申請者証拠書類6-55)

<sup>312</sup> 2001年6月15日に発行されたハイニックスのGDRの当初購入者には、発行後30日以内に限り当初購入時と「同じ条件」で発行総額12.5億USドル(公募株式数10,416,500株)の15%まで追加購入できるオーバーアロットメントオプション(数量超過発行請求権)が与えられていた(2001年6月15日付グローバル預託証券オフリングメモランダム(申請者証拠書類6-8)5頁及び12頁)。これについて、発行の5日後に、「SSBはGDRが発行価格より低い価格で取引されているため追加発行オプションの行使をしない決定をしたとハイニックスが説明した」と報道されている(2001年6月20日付ダウ・ジョーンズ インターナショナル・ニュース(申請者追加証拠書類290))。

<sup>313</sup> 2001年8月16日付Standard & Poor's Corporate Rating News(申請者証拠書類6-43)、2001年8月24日付Standard & Poor's Corporate Rating News(申請者証拠書類6-44)、2001年9月9日付Standard & Poor's Corporate Rating News(申請者証拠書類6-45)

<sup>314</sup> 2001年10月5日付Standard & Poor's News Release(申請者証拠書類6-46)、2000年~2004年6月信用等級(ハイニックス回答書別紙1-14-2) 10月4日の企業構造調整促進法による全ての債務支払を3ヶ月凍結することを認めた債権者金融機関協議会の決議に対して格付変更を行った。「D」(債務不履行)と「SD」(選択的債務不履行)については、Standard & Poor'sのホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp/>)「発行体系格付」(2004年11月29日付け)の解説によれば、1件以上の債務(格付の有無を問わない)が予定期日に履行されなかったことを示し、「D」は、債務者が全面的に債務不履行に陥り、すべて、または実質的にすべての債務について期日に支払を行わないとStandard & Poor'sが判断する場合に付与され、「SD(Selective Default: 選択的債務不履行)」は、債務者がある特定の債務または特定の種類の債務を選択して不履行としたものの、その他の債務については期日通りに支払いを継続するとStandard & Poor'sが判断する場合に付与されるとされている。

<sup>315</sup> 2001年7月9日付Morgan Stanley Dean Witter(モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター)(申請者証拠書類6-42)。「DRAM価格は弱気傾向が続き、数四半期先までは市場の回復は望めない。DRAM価格の弱基調が続くならハイニックスのバランス・シート・リスクは高まると予想される。DRAM市場の供給過剰は更に悪化し、固定生産コストという産業特性等からも大規模な生産カットは望めず、価

ファースト・ボストンも、2001 年第 3 四半期の業績の悪さを見れば、ハイニックスは債権者からの援助なくしては存続可能な会社ではなく、同社の信用は疑わしいといった否定的な見方を示した<sup>316</sup>。

(266) 実際、ハイニックスは 2000 年まではフランスや日本等の外国金融機関から資金供給を受けていたが、それらの金融機関は 2001 年においてはハイニックスの新規与信供与から撤退し<sup>317</sup>、また国内においても、10 月措置当時、既存債権者以外の者からの資金調達はなされなかった<sup>318</sup>。

(267) また、ハイニックスはそれまで累次の政府による補助金によって破綻を免れてきており、10 月措置はそれら補助金により保持されている財務状況<sup>319</sup>を基盤として実施されていると認められることから、仮に 10 月措置の中に政府による補助金とは認められない資金面での貢献が含まれていたとしても、このような状況を前提とした資金面での貢献を商業市場からの資金供給であるとは認められない。

(268) 上記の諸事実を勘案すると、10 月措置当時のハイニックスは商業市場から資金調達できない状態にあり、通常の商業的観点から見て、一般の商業市場においてハイニックスに投資や貸付を行う投資家は存在していなかったと認められる。

### 2.8.2.2.2 政府の行動

(269) 韓国政府は、前述のとおり、ハイニックスの流動性危機を回避するため、2000 年末以降、D/A担保借入に対する付保、KDBプログラムと

---

格の回復は期待できないだろう」という見通しをしている。) )

<sup>316</sup> 2001 年 10 月 19 日付 UBS Warburg (UBS ウォーバーグ) (申請者証拠書類 6-48) (第 3 四半期の業績は、我々の意見では Hynix が存続可能な会社でないという事実を再び強調するものである。2001 年第 3 四半期の業績は、再発しない (Will not recur) と経営陣が繰り返し主張していたはずの「非再発性損失 (non-recurring)」を多額 (8150 億ウォン) に含んでいる。同社の信頼性は現在疑わしいと考える。) )、2001 年 10 月 23 日付 Credit Suisse First Boston (クレディ・スイス・ファースト・ボストン) (申請者証拠書類 6-47) (我々は、長期にわたり、DRAM 市場の弱い状態及びキャッシュフロー上の問題のゆえに、Hynix が投資適格であると考えることができないと主張してきた。2001 年第 3 四半期の業績は、EBITDA (金利・税金・償却前利益) で見て、赤字に転じることを確認したし、短期的な収益性は、今後の 2 四半期においてさらに劣化するであろうと信じる。キャッシュ不足はそれ自体、存続できなくなる実質的リスク、したがって投資家に対して殆ど価値がないことを示す。我々は「変化なし (HOLD)」を主張し、投資家に対して投資を避けるべきであると推奨する。)

<sup>317</sup> ハイニックス事業報告書「長期借入金明細書及び短期借入金明細書」(ハイニックス現地調査追加提出資料 2 及び 3) 2000 年度と 2001 年度を比較すると、外国銀行の当期純増高は 2001 年には発生していない。

<sup>318</sup> ハイニックス事業報告書「2000 年度及び 2001 年度の外部資金調達要約表及び長期借入金明細書及び短期借入金明細書」(ハイニックス現地調査追加提出資料 2 及び 3)

<sup>319</sup> 前述第 2.1.1.2 節の通り、2001 年に発生すると予想された流動性不足を、5 月措置などの補助金により回避していたことが認められる。なお、【資料名秘】(ハイニックス回答書別紙 1-9-2-1 及び別紙 1-9-2-2) 【秘密扱い】参照。

いった支援策を行った際に、ハイニックス債権金融機関に協力を要請し、一部銀行には圧力をかけていた。また、5月措置においても、2001年3月10日のハイニックス債権金融機関の会合に金融監督院副院長等が出席して、ハイニックス支援にかかる債権者金融機関協議会が成立するよう監視し、[【秘密扱いのため不開示】]など、韓国政府はハイニックスの再建について強い関心を持つとともに、5月措置の検討状況を随時把握し、債権者金融機関との接触を継続し、監視し、協力要請を行い、さらに一部の債権者には圧力を加えてきた。これらの事実は10月措置の検討時期における事実ではないが、韓国政府が10月措置より前の段階においてハイニックス問題の解決のために行ったそれらの行為は、10月措置における事実認定においても関連する事実である。

(270) 5月措置以降も、韓国政府は、次のようにハイニックスの経営上の問題について報道発表を行った。

- ・ 2001年6月14日、財政経済部次官は、能率協会において講演を行い、その中で、金融機関のフリーライディング問題を解決し、債権金融機関を中心に企業構造改革を効果的に推進する必要があるため「企業構造調整促進法」制定の推進が必要と述べたが、金融機関のフリーライディング問題の事例としてハイニックスのケースを挙げた<sup>320</sup>。
- ・ 同年7月2日、大統領主催の経済長官懇談会が開催され、金融監督委員会の上半期推進実績として、ハイニックス半導体の出資転換等、構造改革の解決及び強力な自己救済計画の推進（すなわち5月措置）が実施されたことが報告された<sup>321</sup>。
- ・ 同年7月13日に開催された経済政策調整会議の総合報告の中で、4大部門構造改革推進実績の一つとして、ハイニックスの12.5億米ドル外資誘致（すなわちGDRの発行）が報告された<sup>322</sup>。
- ・ 同年7月24日に開催された経済長官懇談会の結果として「構造改革と経済の活性化」が公表された。その中で、ハイニックス等の主要大企業と常時信用リスク評価対象に選ばれた1,544企業に対する処理方針を早期に確定し、9月から施行される企業構造調整促進法により構造改革を適宜に推進すること、及びハイニックスを含む迅速引受対象企業（6者）の構造改革を強く推進して、迅速引受制度終了（今年末）以降予想される市場の不確実性を解消することとし、「ハイニックスの場合、主幹事であるSSBとKEBが協議して現金の流れを分析した後、追加的な構造改革策を策定」すること、処理方針が確定し

<sup>320</sup> 2001年6月14日財政経済部ホームページ掲載資料「能率協会講演資料」

<sup>321</sup> 2001年7月2日財政経済部報道資料「部署別上半期推進実績及び下半期重点推進課題」（財政経済部ホームページ）

<sup>322</sup> 2001年7月13日財政経済部ホームページ掲載資料「4大部門構造改革推進実績及び計画」

た企業については、「企業構造調整促進法」により構造改革を適宜推進することとし、その進行状況を金融監督当局が点検することとされた<sup>323</sup>。

(271) これらの韓国政府の報道発表は、ハイニックスの事例を踏まえて 10 月措置の制度的な枠組みとなる企業構造調整促進法（CRPA）が制定されただけでなく、ハイニックスの構造改革問題が政府の経済政策上の問題として位置づけられていたことや、政府がハイニックスの再建策について強い関心を持ち、10 月措置の検討状況を把握していたことを示している。特に 7 月 24 日経済長官懇談会の結果として出された「構造改革と経済の活性化」中の「企業構造改革の早急な推進」はハイニックスのみ企業名を特記しており、韓国政府が特にハイニックスに対して強い関心を持ち、ハイニックスの追加的な構造改革の成否が、単なる一民間企業の問題ではなく、経済の活性化の要素であったことが示されている<sup>324</sup>。また、当該懇談会でKEBとSSBの役割が述べられているが、翌 25 日には、KEBとSSBがハイニックスの債権銀行と会議を持ち、ハイニックスの将来のキャッシュフローに関して検討が開始されたとの報道<sup>325</sup>があり、また、[【秘密扱いのため不開示】]、SSBによりハイニックスに対する金融支援の提案資料が作成された<sup>326</sup>。このように、韓国政府は、ハイニックス支援についての債権者金融機関の行動について十分把握していたと認められる。

(272) また、ハイニックスの再建問題及び韓国政府の動向について以下のような新聞報道がなされた<sup>327</sup>。

---

<sup>323</sup> 2001 年 7 月 24 日財政経済部報道資料「経済構造と経済の活性化」（韓国政府回答書添付資料 V-17）

<sup>324</sup> 2001 年 7 月 24 日付日刊韓国経済新聞（申請者追加証拠書類 287）によれば、「7 月 24 日、（韓国）政府とハイニックスの債権者グループは第 2 回再建計画の方策の策定を決定した。」と報道がなされている。同趣旨、2001 年 7 月 24 日付Edaily（申請者追加証拠書類 286）

<sup>325</sup> 2001 年 7 月 25 日付毎日経済新聞（申請者追加証拠書類 284 及び 285）

<sup>326</sup> [【資料名秘】]（ハイニックス回答書証拠書類 1-9-2-3）【秘密扱い】

<sup>327</sup> さらに、当時、韓国政府のハイニックスの構造調整に関するコミットメントを示す次のような新聞報道が発信されている。

- 政府は、（略）また、最近の半導体価格の下落によって苦境にあるハイニックス半導体に対し、債権団の新規資金の支援及び企業資産の売却等を含む追加の構造調整方策を樹立することとした。（2001 年 7 月 25 日付毎日経済新聞（申請者証拠書類 6-13））
- 今月（9 月）の 9 日には金融監督委員会の李瑾榮委員長はハイニックスに関して、「全般的なコンセンサスは、債権銀行、関連会社や国内半導体産業を考慮すれば、同社を生かさなければならぬということだ。」と語った。（2001 年 9 月 9 日付毎日経済新聞（申請者追加証拠書類 266））
- 政府がハイニックスに執着するのは、ハイニックスの没落は金大中政権のビッグディール（現代電子と LG セミコンダクタの人為的な合併）政策の終焉を象徴するものだからである。（2001 年 8 月 29 日付朝鮮日報（申請者追加証拠書類 274））
- （ハイニックスのワールドワイド・マーケティング担当副社長の）ダブリジ氏はハイニックスの将来について確信を持っている。「我々は倒産しません。韓国政府は我々を破綻させることはないでしょう。」（2001 年 9 月 17 日付 エレクトロニック・エンジニアリング・タイムズ（申請者追加証拠書類 262））

- ・ 陳稔副総理は、（2001年）8月3日、（新聞放送編集協会との朝食セミナーにおいて）「ハイニックス社の問題を債権者グループが解決できないならば、政府が乗り出して迅速な決定を行うだろう。」（中略）「ハイニックスが追加的に1兆ウォンを必要とすると言い、しかるに、債権者グループが追加支援をするか否かについて決定できないならば、財政当局が決定しなければならない。」と述べた<sup>328</sup>。
- ・ 政府が現代投資信託、ハイニックス半導体、（中略）など、再建の見込みのない大手企業問題を早期に解決するために債権団を督励し、その処理が遅くなる場合、直接介入するという意向を明らかにした。  
（中略）陳稔副総理は8日、「外国と交渉が進行中のいくつかの企業の問題は、債権銀行団が今月内に決着をつけるようにし、それでも成立しなかった場合、政府が直接介入する考えだ」と述べた。陳副首相はこの日、就任1周年の記者懇談会でこのように述べ、「どんな形で処理されても批判を受けると思うが、それを覚悟してこれらの企業問題を責任を持って解決していきたい」と強調した<sup>329</sup>。
- ・ 2001年9月1日、韓国政府がハイニックスに対する支援を中断するよう、米政府が圧力を強めているという新聞報道等が存在する<sup>330</sup>。
- ・ （2001年9月3日）金融監督委員会の李瑾栄委員長は同日、同委員会と金融監督院の幹部らにハイニックス半導体の問題に一切関与しないよう指示した。李委員長は「ハイニックスは債権金融機関団が判断し決定する問題」とし、「一切関与せず個人的な意見を表明することも自制するように」と要請した<sup>331</sup>。
- ・ 2001年9月8日のニュースカンファレンスで、金融監督委員会の李委員長は「政府は3つの問題企業のうち、ハイニックスと大宇自動車の取り扱いを9月末までに決定するでしょう。」「今週一度ハイニックスの債権者が集まり、ハイニックスの救済計画に関する妥協をするでしょう。」と述べた<sup>332</sup>。
- ・ （2001年11月9日）金融監督委員会委員長の李瑾栄は9日次のように述べた。「ハイニックスの債権者グループは再編特別委員会を組織することを計画中で、（これにより）新しい自己再生プランがでてくることになるだろう」<sup>333</sup>

(273) ハイニックスの再建問題及び韓国政府の動向に関わる政府高官の発言が新聞報道に引用されており、引用されているとおりの発言が実際に

<sup>328</sup> 2001年8月4日付韓国経済日報（申請者証拠書類6-73）

<sup>329</sup> 2001年8月9日付東亜日報

<sup>330</sup> 2001年9月1日付東亜日報、2001年9月1日付Asia Times

<sup>331</sup> 2001年9月3日付中央日報

<sup>332</sup> 2001年9月10日付Korea Herald（コリアヘラルド）（申請者証拠書類6-77）

<sup>333</sup> 2001年11月9日付韓国日報（申請者追加証拠書類254）

あったかどうかは調査の過程において確認できなかったが、発言者の氏名とともに引用符つきで引用されており、一連の報道に一貫性のあることから、そのような趣旨の発言があった蓋然性は高いと認められる。

(274) 以上を前提に各報道を見ると、8月3日又は8月8日の報道に引用された陳稔副総理の発言は、ハイニックス問題を債権銀行団が早期に解決できなければ、韓国政府が状況によっては直接介入する意思を有していたことを示している<sup>334</sup>。一方で、9月3日の報道に引用された李金融監督委員長<sup>335</sup>の発言は、これまでは金融監督委員会と金融監督院がハイニックス問題に関与していたことを認める一方、その後は関与を止めると宣言したとも受け取れる。しかし、9月8日の報道に引用された李金融監督委員長の発言記事によれば、韓国政府は9月3日以降もハイニックスの再建策について強い関心を持ち、かつその検討状況を十分把握していたことを示しており、実際、9月14日に債権者金融機関協議会において、「出資転換を含んだ総合正常化支援方策」が可決されている<sup>335</sup>ことから、債権者金融機関との接触は継続されていたと考えることが合理的である。11月9日の発言記事も、債権者金融機関との接触が継続していたことを示している。

(275) このように、韓国政府は特にハイニックスの追加的な構造改革の成否が当時の経済の活性化の要素であると認識していたことに加え、**2.1.2.2.**において述べたとおり、韓国政府はハイニックスを含むビッグディール対象企業の正常化を図ることを経済政策の一つとして位置づけていた。これらの事実を総合的に判断すると、韓国政府は、当時、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有しており、その上で、2001年7月末から開始されていたと見られる10月措置の検討状況について随時把握しており、債権者金融機関との接触を継続し、状況によっては介入することとしていたことが認められる。

### 2.8.2.2.3 銀行による審査の状況

#### 債権者銀行の内部審査

<sup>334</sup> 2001年8月9日付東亜日報の報道について、韓国政府は現地調査において、陳稔副総理兼財政経済部長官がハイニックス問題に介入する意思がないことを示す根拠資料として、2001年8月9日付東亜日報の報道及び同日付ソウル新聞の報道を提出したが、前者は本報道内容と同一であり、後者についても、「外国と交渉が進行中のいくつかの企業問題は、債権銀行団に対して遅くとも今月末までに決着をつけるべきで、だめならば持ってこいといった。「右往左往」していれば時間だけ過ぎて決定ができず、どんな決定を下しても大変な批判が降り注ぐだろう。その批判を政府が代わりに受けるつもりだ。」と前者と同趣旨の内容が記載されており、韓国政府はその内容を自ら認めたものと考えられる。

<sup>335</sup> 韓国政府回答書V-4-(4)、KEB回答書別添14【秘密扱い】

(276) 質問状に対する回答や現地調査における回答によれば、各債権銀行は、ハイニックスに対する救済措置を行う判断をした背景・合理的な理由について、外部評価機関による各種報告書を検討して与信決定を行ったとしている<sup>336</sup>。具体的には、SSBのレポート、モニターグループレポート、及びアーサー・アンダーセンレポートが示された<sup>337</sup>。しかし、SSBレポート<sup>338</sup>は、ハイニックスの財務顧問であるSSBが作成しており外部評価機関による評価であるとはいえないこと、また、当時、債権者銀行団は当該レポートを信頼しておらず他の客観性のある機関が検討を行うはずである旨の国会答弁があることから<sup>339</sup>、与信決定を行う際の客観的な判断材料とは認識されていなかったと認められる。また、[【秘密扱いのため不開示】]モニターグループレポート<sup>340</sup>は、DRAM市場におけるハイニックスの相対的な地位、特に製造・技術力とその課題について概要を述べているに過ぎず、同社の財務状況や債務の返済可能性との関連は触れられていない。よって、これらレポートについて、10月措置への参加に関する商業的な観点からの財務分析の妥当性を担保する資料としては信頼性に欠けることが認識されていたと認められる。さらに、[【秘密扱いのため不開示】]モニターグループレポート及びアーサー・アンダーセンレポート<sup>341</sup>は10月措置決議（同年10月31日）後に提出されている。したがって、いずれのレポートも10月措置への参加を判断するための資料とはなり得ない。

(277) また、個別の銀行ごとに次のような事実が認められた。

## KEB

(278) 現地調査時の同行の回答によると、同行はハイニックスの財務状況が悪化していたことを認識しており、5月措置以降の早い段階から構造調整の必要性を認識していた。10月当時、ハイニックスに対する内部信用格付は、「[ ]」（[ ]）とされ、流動性に問題があり、高いリスクを有するとされていた<sup>342</sup>。また、ハイニックスの健全性分類は、[ ]であり、[ ]%の引当金を積んでいた<sup>343</sup>。同行の融資決定に関する内部審査資料については、現地調査時に閲覧のために提示されたが、判断の基礎とした

<sup>336</sup> ウリイ銀行回答書V-5-(11)、KEB回答書V-5-(11)等

<sup>337</sup> ウリイ銀行回答書V-5-(11)、KEB回答書V-5-(11)等

<sup>338</sup> ハイニックス回答書別紙1-9-2-4（[【資料名秘】]）、1-9-2-5（[【資料名秘】]）、1-9-2-6（[【資料名秘】]）及び1-9-2-7（[【資料名秘】]）

<sup>339</sup> 財政経済部ホームページ掲載資料（2001年10月24日付陳念財政経済部長官の国会答弁）

<sup>340</sup> ハイニックス回答書証拠書類1-9-1-1（[【資料名秘】]）及び1-9-1-3（[【資料名秘】]）

<sup>341</sup> ハイニックス回答書証拠書類1-9-3-1（[【資料名秘】]）

<sup>342</sup> KEB回答書V-5-(7)【秘密扱い】、別添11及び別添22【秘密扱い】

<sup>343</sup> KEB回答書Ⅲ-26【秘密扱い】、別添7【秘密扱い】

として提供された各種機関による報告書のうち 10 月措置決議時に存在した 2 報告書（SSB レポート及びモニターグループレポート）は、前述のとおり 10 月措置への参加に関する商業的な観点からの財務分析の妥当性を担保する資料としての信頼性に欠けることが認識されていた。その一方で、同行は、そもそも 10 月措置のよりどころとなるアーサー・アンダーセンレポートが提出される以前にオプション 1 を選択している。このような状況の下に行われた与信は、通常の商業的判断に基づく与信とは評価できない。

(279) 同行は、不良債権問題のため、1998 年 2 月に金融監督院から経営改善勧告を受けており、2001 年当時は経営再建中であつた<sup>344</sup>。2001 年の同行の年次報告書には、2001 年 12 月 31 日時点において、ハイニックスや現代建設を含む現代グループに対する巨額の融資や保証の結果生じる実損益は同行の許容範囲と異なる可能性があり、これらの重大な不確定要素が及ぼす同行の財務状態への究極的な影響は決定しかねる旨の独立会計士の意見が付されており、ハイニックスへの巨額支援は同行の財務状況に相当な悪影響を与える可能性のある重要な決定であつたことが指摘されていた<sup>345</sup>。

(280) このように、同行が当時経営再建中で金融監督院の特別の監督下であり、また韓国政府が 43.17%の持分率を占める同行の最大株主であることから、韓国政府が同行に対して十分に影響力を行使できる立場にあつた<sup>346</sup>。また、韓国政府は、当時、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有しており、10 月措置及びそれ以前の措置の段階から債権者金融機関の検討・実施状況について随時把握し、同行を含む債権者金融機関との接触を継続し、一部の債権者には圧力をかけ、また 10 月措置の検討状況によっては介入することとしていたこと、及びハイニックスの悪化した財務状況、ハイニックスに対する内部信用格付、同行の財務状況、内部審査の根拠とされた報告書等から同行の与信決定が通常の商業的判断に基づいてなされたとは言えないことなどを総合的に判断すると、同行の与信決定には、韓国政府の関与があつたものと考えることが適当である。また、同行が 10 月措置に参加するこれ以外の合理的な理由は認められない。

<sup>344</sup> KEB Annual Report 2001 (KEB 回答書別添 1) 3 頁 (1998 年 2 月に金融監督院から経営改善勧告を受けた。2001 年に解除された。) 及び 50 頁 (2000 年 11 月 8 日、金融監督委員会は、破綻懸念先債権の売却など金融収益性の改善を示した KEB の経営改善計画を承認した。目標値に達したのは 2001 年 12 月である。)

<sup>345</sup> KEB Annual Report 2001 (KEB 回答書別添 1) 58 頁

<sup>346</sup> 事実、同行は、シンジケートローン、D/A 担保借入、5 月措置において、韓国政府と密接な接触を行い、韓国政府の要請を受け入れてきたことが既に認められた。

## ウリィ銀行

(281) 現地調査時に提出された同行の 10 月措置に係る内部審査資料によると、同行はハイニックスの悲観的な財務状況を十分認識しており、同行の 10 月措置の承認は、[【秘密扱いのため不開示】]公共の利益の考慮が基本となっていた<sup>347</sup>。また、同行の頭取が、債権者銀行が合意するのであれば出資転換及び新規資金支援を行う用意があると発言した報道がなされている<sup>348</sup>。これらは、同行が自らの商業的判断よりもハイニックスを救済するという公共の利益を優先させていることを裏付けるものである。その一方で、同行の回答書によると、ハイニックスの信用等級は[ ]等級であり<sup>349</sup>、2001 年末において健全性分類は、[ ]であり、[ ]%の引当金を積んでいた<sup>350</sup>。この引当率は、当時の同行のその他の債権にかかる平均の引当率が[ ]%であった<sup>351</sup>ことと比較すると相当高い水準であり、同行がハイニックス債権の回収可能性に対して低い評価を行っていたことを示している。また、前述のとおり、判断の基礎としたとして提供された各種機関の報告書のうち 10 月措置決議時に存在した 2 報告書（SSB レポート及びモニターグループレポート）は、10 月措置への参加に関する商業的な観点からの財務分析の妥当性を担保する資料としての信頼性に欠けることが認識されていた。さらに、同行は、10 月措置のよりどころとなるアーサー・アンダーセンレポートが提出される以前に、オプション 1 を選択している。このような状況の下に行われた与信は、通常の商業的判断に基づく与信とは評価できない。

(282) 前述のとおり、預金保険公社はウリィ金融持株会社との間でMOUを結んでおり、韓国政府は、その株式を 100%保有するウリィ金融持株会社を通じて同行に対して直接の影響力を行使できる立場にあったこと、韓国政府は、当時、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有しており、10 月措置及びそれ以前の措置の段階から債権者金融機関の検討・実施状況について随時把握し、債権者金融機関との接触を継続し、一部の債権者には圧力をかけ、また 10 月措置の検討状況によっては介入することとしていたこと、及びハイニックスの悪化した財務状況、同行のハイニックスに対する健全性の評価、同行の 10 月措置承認の理由等から同

<sup>347</sup> ウリィ銀行現地調査提出資料 6【秘密扱い】

<sup>348</sup> 2001 年 9 月 1 日付東亜日報（ハンビット銀行のイ・ドクフン頭取は 31 日、「ハイニックスの再建が必要だと債権団の間で合意がなされれば、これまでの負債を全額出資転換し、新規資金の支援もありうる。」と語った。）

<sup>349</sup> ウリィ銀行回答書 V-5(8)【秘密扱い】

<sup>350</sup> ウリィ銀行回答書 III-26【秘密扱い】

<sup>351</sup> ウリィ銀行回答書 III-26【秘密扱い】

行の与信決定が通常の商業的判断に基づいてなされたとは言えないことなどを総合的に判断すると、同行の与信決定には、韓国政府の関与があったものと考えることが適当である。また、同行が10月措置に参加するこれ以外の合理的な理由は認められない。なお、平和銀行については、2001年12月31日にハンビット銀行に合併されており<sup>352</sup>、現存するウリ銀行に含まれる。

## 朝興銀行

(283) 質問状に対する同行の回答書によると、同行もハイニックスの悲観的な財務状況を十分認識していたことを示している。同行のハイニックスの内部格付は、[ ]等級であり<sup>353</sup>高いリスクを有していた。2001年末において健全性分類は、要注意であり、[ ]%の引当金を積んでいた。この引当率は、当時の同行全体の引当率が2.98%であったことと比べて相当高い水準であり、同行がハイニックス債権の回収可能性に対して低い評価を行っていたことを示している<sup>354</sup>。また、2001年の年次報告書に対する独立会計士のコメントとして「ハイニックス等流動性上の困難を抱える会社への融資が同行の経営に与える影響は不透明である」との評価を行っていた<sup>355</sup>。

(284) 現地調査で提出された10月措置に係る内部審査資料<sup>356</sup>によると、経営再建中の同行の判断は、ハイニックスの再建可能性よりも韓国政府と締結したMOU遵守を基準として判断していたことに加え、前述のとおり、判断の基礎としたとされた各種機関による報告書のうち10月措置決議時に存在した2報告書（SSBレポート及びモニターグループレポート）は、10月措置への参加に関する商業的な観点からの財務分析の妥当性を担保する資料としての信頼性に欠けることが認識されていた。さらに、同行は、10月措置のよりどころとなるアーサー・アンダーセンレポートが提出される以前に、オプション1を選択している。このような状況の下に行われた与信は、通常の商業的判断に基づく与信とは評価できない。

(285) 前述のとおり、韓国政府が同行の株式の80%を保有しており、また預金

<sup>352</sup> ウリ金融持株会社 Annual Report 2001 (ウリ金融持株会社ホームページ <http://www.woorifg.com/eng/group/coporate03.jsp>) 52頁、金融監督情報 2002.1.2~1.5 第2002-1号 (ハンビット・平和銀行分割合併及び平和銀行の与信専門会社転換認可 [銀行監督局] (金融監督院ホームページ))

<sup>353</sup> 朝興銀行回答書V-4-(8)及び添付資料6【秘密扱い】

<sup>354</sup> 朝興銀行回答書Ⅲ-26 朝興銀行回答書Ⅲ-26では[ ]%との引当金となっていたが、回答書の引当金額と貸付金から計算すると[ ]%となる。【秘密扱い】、朝興銀行 Annual Report 2001 (朝興銀行ホームページ <http://www.chb.co.kr/eng/>) 28頁

<sup>355</sup> 朝興銀行 Annual Report 2001 (朝興銀行ホームページ <http://www.chb.co.kr/eng/>) 38頁

<sup>356</sup> 朝興銀行現地調査提出資料3【秘密扱い】

保険会社が同行との間でMOUを結んでいたことから、韓国政府は、同行に対して直接の影響力を行使できる立場にあったこと、韓国政府は、当時、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有しており、10月措置及びそれ以前の措置の段階から債権者金融機関の検討・実施状況について随時把握し、債権者金融機関との接触を継続し、一部の債権者には圧力をかけ、また10月措置の検討状況によっては介入することとしていたこと、及びハイニックスの悪化した財務状況、同行のハイニックスに対する内部格付、同行の10月措置承認の理由等から同行の与信決定が通常の商業的判断に基づいてなされたとは言えないことなどを総合的に判断すると、同行の与信決定には、韓国政府の関与があったものと考えることが適当である。また、同行が10月措置に参加するこれ以外の合理的な理由は認められない。

## NACF

(286) NACFは総論において述べたとおり、純粋な民間団体ではなく、政府からの影響をより受ける準公的機関である。

(287) 質問状に対する回答書及び現地調査において提出された同会の10月措置に係る内部審査資料<sup>357</sup>によると、同会も上記3行と同様、ハイニックスの悲観的な財務状況を十分認識し、[【秘密扱いのため不開示】]と認識していた。同会のハイニックスの内部格付は、[ ]等級<sup>358</sup> ([ ]<sup>359</sup>) であり高いリスクを有していた。なお、2001年末においては[ ]%の引当金を積んでいた<sup>360</sup>。また、当該内部審査資料によると、[【秘密扱いのため不開示】]が合理的であると判断している。しかし、結果的には同会は[【秘密扱いのため不開示】] 新規支援を含むオプション1を、10月措置のよりどころとなるアーサー・アンダーセンレポートが提出される以前に選択した。現地調査において同会に、オプション1を選択することとした内部資料の提示を求めたが、提出された資料は[【秘密扱いのため不開示】]であった<sup>361</sup>。このため、かかる状況においてオプション1を選択するに際し、同会内での意思決定以外に何らかの外的要因があったと考えることが合理的である。

(288) NACFは準公的機関であり、韓国政府は同会に対して十分に影響力

<sup>357</sup> NACF現地調査提出資料4【秘密扱い】

<sup>358</sup> NACF回答書Ⅲ-26【秘密扱い】

<sup>359</sup> NACF Annual report 2001 (NACF回答書添付資料1) 45頁FLC等級によれば、[ ]等級は「[ ]」であり、「[ ]」と「[ ]」の間の等級である。

<sup>360</sup> NACF回答書Ⅲ-26【秘密扱い】

<sup>361</sup> NACF現地調査報告書V-4-(7)、NACF現地調査提出資料4【秘密扱い】

を行使できる立場にあったこと、韓国政府は、当時、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有しており、10月措置及びそれ以前の措置の段階から債権者金融機関の検討・実施状況について随時把握し、債権者金融機関との接触を継続し、一部の債権者には圧力をかけ、また10月措置の検討状況によっては介入することとしていたこと、及び、ハイニックスの悪化した財務状況、同会のハイニックスの対する内部格付、同会の内部判断と異なる10月措置の選択等から同会の与信決定が通常の商業的判断に基づいてなされたとは言えないことなどを総合的に判断すると、同会の与信決定には、韓国政府の関与があったものと考えることが適当である。また、同会が10月措置に参加するこれ以外の合理的な理由は認められない。

#### 2.8.2.2.4 民間団体を通じた資金面での貢献に関する事実認定

- (289) 10月措置におけるKEB、ウリィ銀行、朝興銀行及びNACFの措置は、「新規融資」、「債務の出資転換」及び「弁済期延長及び金利削減」であり、韓国政府がこれらを行なった場合、SCM協定第1条1.1(a)(1)(i)にいう資金の直接的な移転を伴う措置に該当する。
- (290) 2001年10月当時、ハイニックスは格付を「選択的債務不履行」まで引下げられるほど財務状況が悪化するなど、商業市場から資金を得ることができない状況にあり、通常商業的観点から見て、一般の商業市場においてハイニックスに投資や貸付を行う投資家は存在していなかったと認められる。
- (291) そのような状況の下で、上記のKEB、ウリィ銀行、朝興銀行及びNACFは、商業的な判断に基づかない融資判断を行っていた。
- (292) 民間団体である金融機関が自発的に商業的判断に基づかない融資判断を行うことは通常考えられない。それらが商業的判断に基づかない融資判断をした場合、何らかの外的要因があったと考えることが合理的である。
- (293) 当時韓国には政府が銀行の個別営業行為に対して関与しうる法的枠組み等があったこと、KEB、ウリィ銀行及び朝興銀行については韓国政府が株式の全部又は大きな割合を所有していたこと、NACFについては準公的機関といえる存在であったことから、韓国政府はこれらの金融機関に対して十分に影響力を行使できる立場にあった。また、韓国政府はハイニックスを存続させるという政策的意図を有していた。その上で、

韓国政府は、2001年7月末から開始されていた10月措置及びそれ以前の措置の段階から債権者金融機関の検討・実施状況について随時把握しており、債権者金融機関と接触を保ち、一部の債権者には圧力を加え、また10月措置の検討状況によっては介入することも辞さないとしていた。

- (294) また、以上の事実の他に、金融機関の意思決定に影響を及ぼし得る外的要因が存在したことについては調査の過程において確認されなかった。
- (295) 以上を踏まえると、KEB、ウリィ銀行、朝興銀行及びNACFによる商業的判断に基づかない融資判断は、韓国政府による関与に基づくものであると認めることが合理的である。
- (296) 10月措置当時ハイニックスが商業市場から資金を得ることができない状態にあったことから、この政府関与は上記債権金融機関による資金供給を可能とするための不可欠の要素であった。民間団体に対するこのような政府の関与行為は、SCM協定第1条1.1(a)(1)(iv)にいう委託・指示に該当すると評価することが適当である。
- (297) したがって、10月措置におけるKEB、ウリィ銀行、朝興銀行及びNACFの措置は、SCM協定第1条1.1(a)(1)(iv)にいう政府の委託・指示による資金面での貢献に該当する。

### 2.8.3. 利益

- (298) 上記の委託・指示に関する検討のとおり、10月措置の当時、ハイニックスは商業市場から資金供給を受けられる状況にはなかったと認められることから、ハイニックスは、公的機関及び政府の委託・指示に基づく民間団体（KEB、ウリィ銀行、朝興銀行及びNACF）からの資金面での貢献によりSCM協定第1条1.1(b)にいう利益を受けたと認められ、本措置における政府又は政府の委託・指示を受けた民間団体の資金面での貢献は補助金に該当すると認められる。
- (299) ハイニックスは、それまでの政府による補助金（D/A担保借入に対する付保、KDBプログラム及び5月措置）によって破綻を免れてきており、10月措置はそれら補助金により保持された財務状況を基礎として実施されていると認められる。また、前述のように、韓国政府が大手半導体企業であるハイニックスの正常化を図ることを経済政策の一つとして位置づけ、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有していたことが当時の韓国国内において広く認識されていたばかりでなく、韓国

政府が 10 月措置に深く関与していたことが認められる。さらに、オプション 2、3 の選択も、それらオプション選択の基礎となる継続価値と清算価値を比較したアーサー・アンダーセンレポートが提出される前に行われている<sup>362</sup>。従って、このような状況を前提とした資金面での貢献については、10 月措置中に政府の委託・指示による資金面での貢献とまでは認められないものが含まれていても、これらを商業市場からの資金供給（すなわち市場ベンチマーク）ではないと認められる。

- (300) なお、シティバンクについては、同行から質問状に対する回答書が回答期限までに提出されなかったため、同行の与信審査が適正に行われていたかどうかについては他の銀行の状況を含め入手することのできた情報に基づいて判断せざるを得ないところ、10 月措置自体の非商業性に加え、前述のとおり、韓国政府と密接な関係を有していること、ハイニックスと財務顧問契約を締結し、財務顧問としての契約上の立場からハイニックスの債務再編計画の成功に努力する立場にあったこと、その対価として、シティバンク及びその子会社である S S B はハイニックスより相当額の顧問料等の収入を得ていたこと<sup>363</sup>、2001 年末においてハイニックスの[【秘密扱いのため不開示】]となっていたこと<sup>364</sup>、ハイニックスに対する与信額も小さいこと<sup>365</sup>、ハイニックスの財務状況が、格付が「選択的債務不履行」にまで引下げられるほど悪化していたこと、等を勘案すると、シティバンクの 10 月措置への参加は、商業市場からの資金供給（すなわち市場ベンチマーク）ではないと認められる。

#### 2.8.4. 特定性

- (301) 10 月措置はハイニックスという特定企業に対する救済措置であることから、S C M協定第 2 条にいう特定性が認められる。

<sup>362</sup> オプション 2 又は 3 を選択した民間銀行については、当局が質問状を送付した利害関係者のうち国民銀行を除き質問状に対する回答がなかったため、それらオプション選択の商業性については、かかる回答拒否の事実を踏まえつつ、回答のあった銀行の情報に依拠せざるを得ないが、国民銀行は、現地調査において「アーサーアンダーセンの資料を参考にし、その後、各金融機関は内部規定に従って独自に支援措置の可否を判断しており、当行もそのようにしております」と回答しており、アーサーアンダーセンレポートの提出時期と矛盾する回答を行なっている。かかる回答及びその他の前述の証拠は、各行が商業的要因以外の外的要因によりオプション選択を行なったものであることを示している。また、オプション 3 の最終返済条件についても、該当銀行からの質問状に対する回答がなかったという事実及び前述のその他に入手することのできた情報からすると、外的要因が関与していることが認めることが適当である。

<sup>363</sup> シティバンク及びソロモンスミスバーニー報酬（ハイニックス現地調査提出資料 29）

<sup>364</sup> ハイニックス回答書別紙 1-1-1（[【秘密扱いのため不開示】]）【秘密扱い】

<sup>365</sup> シティバンクは 10 月措置において 904 億ウォンの出資転換と [ ] ウォンの新規融資を実施。支援総額（出資転換額（2兆9,939億ウォン）と新規融資額（6,579億ウォン）の和）の約 [ ] %に相当。韓国政府回答書 V-5-(11)、ハイニックス回答書別紙 2-4-2-5-1【秘密扱い】

## 2.8.5. 補助金額及び相殺関税率

### 2.8.5.1. 新規貸付

- (302) 前述のように、10 月措置の当時、債権者銀行による貸付と比較の対象となる通常の商業的貸付は存在しなかった。また、これまで検討した通り、通常の商業的観点からハイニックスに追加的に投資や貸付を行う投資家は存在していなかったと認められる。したがって、**2.3.2.2.1** の数式 1 に基づき基準利子率を算出し、当該貸付に対して実際に支払った額との差額を算出する。
- (303) その際、当該新規貸付は 2002 年 12 月措置で再編され弁済期延長がなされていることから、弁済期延長がなされるまでの間について当該差額を算出する。
- (304) その結果、10 月措置における政府による委託・指示を受けた民間団体による新規貸付により、ハイニックスは、2002 年中に 1,343 億ウォン<sup>366</sup> の補助金を受領したと計算されるが、この補助金は、補助金を受領した年である 2002 年に配分され、2003 年には配分されない。
- (305) なお、2002 年 12 月措置による再編後の状況については、当該措置において検討する。

### 2.8.5.2. 債務の弁済期の延長及び金利削減

- (306) 上記と同様に、**2.3.2.2.1** の数式 1 に基づき基準利子率を算出し、当該債務に対して実際に支払った額との差額を算出する。
- (307) その際、当該債務の弁済期の延長及び金利削減は 2002 年 12 月措置で再編され出資転換又は弁済期延長がなされていることから、出資転換又は弁済期延長がなされるまでの間について当該差額を算出する。
- (308) その結果、10 月措置における公的機関及び政府による委託・指示を受けた民間団体による債務の弁済期の延長及び金利削減により、ハイニックスは、2002 年中に 1,494 億ウォンの補助金を受領したと計算されるが、この補助金は、補助金を受領した年である 2002 年に配分され、2003 年に

---

<sup>366</sup> 計算後、単位未満は切り捨て。以下、この項 (2.8.5) について、同じ。

は配分されない。

- (309) なお、2002年12月措置による再編後の状況については、当該措置において検討する。

### 2.8.5.3. 債務の出資転換

- (310) 前述のように、10月措置当時、通常の商業的観点からハイニックスに追加的に投資や貸付を行う投資家は存在せず、よって、比較できる民間投資者による適当な出資が存在しなかったと認められる。このような状況下での出資は、当時の韓国内の民間投資者の出資に関する通常の慣行と適合するものではない。当時の状況は、合理的な期間内に投資収益を回収することができる状況であったとは考えられないことから、補助金額は出資額全額であると考えられる。

- (311) したがって、10月措置における公的機関及び政府による委託・指示を受けた民間団体による債務の出資転換により、ハイニックス社は、出資転換を受けた時点で2兆4,100億ウォンの補助金を受領した。

- (312) **2.3.2.2.2** の数式 2 により、2003年に配分される補助金額は、6,782億ウォンと計算される。

### 2.8.5.4. 債務免除

- (313) 10月措置における公的機関であるIBKによる債務免除により、ハイニックス社は、債務免除を受けた時点で、債務免除額である443億ウォンの補助金を受領した。

- (314) **2.3.2.2.2** の数式 2 により、2003年に配分される補助金額は、124億ウォンと計算される。

### 2.8.5.5. 補助金額及び補助金率

- (315) 10月措置によりハイニックスの受領した補助金総額は、2兆7,382億ウォンであり、このうち2003年に配分される補助金額は、6,907億ウォンである。また、補助金率は19.0%である<sup>367</sup>。

---

<sup>367</sup> 2003年に配分される補助金額を2003年におけるハイニックス総売上高で除したものの、小数点2位以下は切り捨て。

### 2.8.5.6. 相殺関税率

(316) 10月措置における相殺関税率は、調査対象期間である2003年1年間の、調査対象貨物の256Mb換算1個あたりのCIF価格に対する、調査対象貨物の256Mb換算1個あたりの10月措置による補助金額のうち2003年に配分される額の比率である。これを算出すると18.1%である。

## 第9節 2002年12月の措置に関する事実

### 2.9.1. 措置の概要

(317) 2001年10月の支援措置の後もハイニックスの経営状況は改善されなかった。また、2002年前半には、米国のマイクロン社との間で、ハイニックスの事業売却の交渉が行われたが成功しなかった。ハイニックス及び債権者金融機関協議会は、2002年5月16日ドイツ銀行及びモルガン・スタンレーを外部諮問機関に選定し構造調整策を検討していたが<sup>368</sup>、2002年12月30日、第4回目の債権者金融機関協議会が開催され、CRPAに則り債権再調整による以下の支援措置が決定した。

- ・ 全ての債権者金融機関<sup>369</sup>が保有している無担保債権の50%を出資転換
- ・ 残余債務の弁済期を2006年末まで延長
- ・ 利子徴収方法については、3.5%を現金で徴収し、残額は半期ごとに元本化

(318) 調査の過程で入手した証拠により判明したところによると、参加した銀行及び公的機関並びに支援額は表12のとおりであると認められる。

表12 2002年12月措置の概要

参加銀行及び公的機関	債務の出資転換 <sup>370</sup>	債務の弁済期延長 <sup>371</sup>
------------	------------------------	-------------------------

<sup>368</sup> 韓国政府回答書V-6-(1)、KEB回答書V-6-(2)、KDB回答書V-6-(11) なお諮問社として契約したのは2002年5月22日。(韓国政府回答書V-1-(11))、[【資料名秘】] (ハイニックス回答書証拠書類2-4-3-6)【秘密扱い】選定経緯は、KEB現地調査報告書V-6-(2)3参照。「諮問機関」、「諮問社」とはfinancial adviser(財政顧問、財務顧問)と同義であり、本文では回答書の表現をそのまま採用している。

<sup>369</sup> [【資料名秘】] (ハイニックス回答書別紙1-10-2)【秘密扱い】及び韓国政府回答書V-6-(2)によると、債権金融機関協議会の構成は次のとおり。銀行(10社)、投信会社(15社)、[【秘密扱いのため不開示】]、以上113社。

<sup>370</sup> 金額は、韓国政府回答書V-6-(8)、[【資料名秘】] (ハイニックス回答書別紙2-4-3-4-1)【秘密扱い】

<sup>371</sup> 金額は、[【資料名秘】] (ハイニックス回答書別紙1-3-1)【秘密扱い】金融リース分については[【資料名秘】] (ハイニックス回答書別紙2-4-2-6-1)【秘密扱い】

韓国産業銀行（KDB）	442 億ウォン	[ ]ウォン
ウリィ銀行 <sup>372</sup>	1,179 億ウォン	[ ]ウォン
朝興銀行	1,601 億ウォン	[ ]ウォン
韓国外換銀行（KEB）	1,158 億ウォン	[ ]ウォン
農業協同組合中央会（NAF）	559 億ウォン	[ ]ウォン
シティバンク	113 億ウォン	[ ]ウォン
水産業協同組合中央会	113 億ウォン	
[【金融機関名秘】]	[ ]ウォン	
ハナ銀行	16 億ウォン	
[【金融機関名秘】] <sup>373</sup>		[ ]ウォン
合計	[ ]ウォン	[ ]ウォン

（注）各銀行の金額は単位未満切捨て。合計金額については集計後に単位未満切捨て。

- (319) なお、上記は、銀行がとった措置であるが、12 月措置においては、投資信託会社等その他の金融機関も銀行と同様の措置をとっており、それらを含めた措置の合計額は、債務の出資転換[ ]ウォン<sup>374</sup>、債務の弁済期延長 2 兆 5,070 億ウォン<sup>375</sup>である。

## 2.9.2. 資金面での貢献

### 2.9.2.1. 公的機関

- (320) 12 月措置に参加した金融機関のうち、KDB 及び[【金融機関名秘】] は公的機関であり、SCM協定第 1 条 1.1(a)(1)にいう政府に該当する。

- (321) 「債務の出資転換」及び「債務の弁済期延長」は、同条 1.1(a)(1)(i)にいう資金の直接的な移転を伴う措置に該当することから、12 月措置における KDB 及び[【金融機関名秘】]によるこれらの措置は SCM協定第 1 条 1.1(a)(1)(i)にいう政府による資金面での貢献に該当すると認められる。

### 2.9.2.2. 民間団体を通じた資金面での貢献

<sup>372</sup> 旧平和銀行（ウリィ金融第 3 次流動化専門）を含む。[【秘密扱いのため不開示】]

<sup>373</sup> 2002 年 12 月債権金融機関別債権額及び債権比率（ハイニックス現地調査提出資料 21-4）【秘密扱い】、[【資料名秘】]（ハイニックス回答書別紙 2-4-3-2）【秘密扱い】[【秘密扱いのため不開示】]

<sup>374</sup> [【資料名秘】]（ハイニックス回答書別紙 2-4-3-4-1）【秘密扱い】

<sup>375</sup> 2002 年度会計報告（非連結）（ハイニックス回答書証拠書類 1-7）

### 2.9.2.2.1 商業市場からの資金調達が困難な事情

#### DRAM市況の悪化

(322) 2001年第4四半期は、需要が供給を上回ることによって価格の下落が鈍くなり、翌2002年第1四半期は一時的に上昇した。しかし、以後は需要供給格差は悪化し、価格は緩やかに下落した<sup>376</sup>。

#### 経営状況の悪化

(323) 2002年第2四半期における財務状況を見ると<sup>377</sup>、売上高が減少する一方、売上高総利益率は1%を計上したが、依然として多額の利払負担があり、売上高当期純利益率はマイナス54%を記録した。2001年10月措置の結果、自己資本は大幅に増加したが、有利子負債比率<sup>378</sup>は89%と依然として高く、流動比率(63%)、当座比率(40%)も低い水準にとどまっていた。第3四半期においても、売上高は減少し、売上高総利益率はマイナス47%を計上した。売上高当期純利益率はマイナス94%に達し、有利子負債比率(107%)、流動比率(52%)、当座比率(33%)も悪化した。このように2002年を通じてハイニックスの財務状況は悪化しており、ハイニックスは、2002年12月当時、流動性問題に直面していた。

#### 株価の動向、格付の状況等

(324) ハイニックスの株価は、2001年12月以降下落傾向を示し、2002年6月末には2001年12月と比較して10分の1の価格まで下落し、2002年12月末には280ウォンを記録した<sup>379</sup>。Standard & Poor'sは、2001年10月に、債務者がある特定の債務又は特定の種類の債務を選択して不履行とした「選択的債務不履行」にまで引下げたまま、2002年中は格付の見直しを行わなかった<sup>380</sup>。アナリスト等の分析についてもハイニックスの信用状態について悲観的な見方が大勢を占め、ハイニックスの外部諮問機関であったモルガン・スタンレーは「同社を競争的な程度にまで回復させるために必要な財務上の支援約束はあまりに多額であるように思われる。

<sup>376</sup> 2002年9月25日付モルガン・スタンレー（申請書提出証拠6-49）10頁グラフ参照

<sup>377</sup> 調査当局作成資料「ハイニックス財務分析」（2000年から2003年間のHynixの財務諸表（ハイニックス回答書証拠書類1-7）及びAnnual Audit Report 1997～2004（ハイニックスウェブサイト [http://www.hynix.com/eng/04\\_ir/03\\_financial/financial\\_02.jsp](http://www.hynix.com/eng/04_ir/03_financial/financial_02.jsp)）等の財務情報を調査当局により集計分析したもの）

<sup>378</sup> 有利子負債比率＝有利子負債÷自己資本

<sup>379</sup> ハイニックスの株価（ハイニックス回答書別紙1-14-1）

<sup>380</sup> 2001年10月5日付Standard & Poor's News Release（申請者証拠書類6-46）。2000年～2004年6月信用等級（ハイニックス回答書別紙1-14-2）

債権者にとって、同社を支援して健全な状態に回復させる余裕はあまりない。投資家に対するメッセージは明らかである『ハイニックスは投資適格の会社ではない。』、「我々は、予測期間内（2004年まで）に同社が利益を回復するとは予測していない。また、巨額な純損失は維持されている収入を徐々に浸食し、簿価を減少させるであろう。ハイニックスは、技術上は破産しており、単に債務再建プログラムによって生かされているにすぎない。」と述べており<sup>381</sup>、メリル・リンチも「ハイニックスの最悪の利益見通しに対する懸念を増している。」と述べていた<sup>382</sup>。各種新聞報道もハイニックスの財務状況が悪化している問題を報じていた<sup>383</sup>。

## 他の投資

- (325) 2001年10月措置の時点の状況と同様に、外国金融機関はハイニックスの新規与信供与からは撤退している。また国内においても、2002年12月措置の際に、既存の債権者以外から資金調達を検討した形跡はない<sup>384</sup>。
- (326) また、ハイニックスはそれまで累次の政府による補助金によって破綻を免れてきており、12月措置はそれら補助金により保持された財務状況<sup>385</sup>を基礎として実施されていると認められる。したがって、12月措置自体が通常の商業市場から得られるものではなかったと認めることが合理的である。このような状況を前提とした資金面での貢献は、仮に政府による委託・指示が認められなくても、商業市場からの資金供給であるとは認められない。
- (327) 上記の諸事実を勘案すると、12月措置当時、ハイニックスは商業市場から資金調達できない状態にあり、通常の商業的観点から見て、一般の商業市場においてハイニックスに投資や貸付を行う投資家は存在していなかったと認められる。

<sup>381</sup> 2002年9月25日付モルガン・スタンレー(申請書提出証拠6-49)

<sup>382</sup> 2002年9月27日付メリル・リンチ(申請書提出証拠6-50)、2002年11月27日付メリル・リンチ(申請書提出証拠6-51)

<sup>383</sup> 2002年11月14日付フランスAP通信(申請者追加提出証拠138)、2002年8月16日付コリア・ヘラルド(申請者追加提出証拠173)、2002年4月16日付コリア・ヘラルド(申請者追加提出証拠223)、2002年8月14日付ING Financial Markets(申請者追加提出証拠384)

<sup>384</sup> ハイニックス事業報告書「2000年度及び2001年度の外部資金調達要約表」及び「長期借入金明細書及び短期借入金明細書」(ハイニックス現地調査回答書追加提出資料2及び3)

<sup>385</sup> 前述第2.1.1.2節にて述べた通り、2001年、2002年に発生すると予想された流動性不足を、5月措置、10月措置などの補助金により回避していたことが認められる。なお、ハイニックス回答書別紙1-9-2-1【秘密扱い】及び別紙1-9-2-2【秘密扱い】(【資料名秘】)、ハイニックス回答書別紙1-9-2-4【秘密扱い】(【資料名秘】)、1-9-2-5【秘密扱い】(【資料名秘】)、1-9-2-6【秘密扱い】(【資料名秘】)及び1-9-2-7【秘密扱い】(【資料名秘】)参照。

### 2.9.2.2.2 政府の行動

- (328) 韓国政府は、前述のとおり、2000 年末以降、ハイニックスの流動性危機を回避するため、D/A担保借入に対する付保、KDBプログラムといった支援策を行った際に、ハイニックス債権金融機関に協力を要請し、一部銀行には圧力をかけていた。5月措置においても、2001年3月10日のハイニックス債権金融機関の会合に金融監督院副院長等が出席して、ハイニックス支援にかかる債権者金融機関協議会が成立するよう働きかけ、監視し、またその際及びその後もハイニックスに対する流動性支援について協力を要請するとともに、一部の債権者には圧力を加えたことが認められ、10月措置においても、10月措置の検討状況について随時把握するとともに、状況によっては介入することとしていた。これらの事実は12月措置の検討時期における事実ではないが、韓国政府が12月措置より前の段階においてハイニックス問題の解決のために行ったそれらの行為は、12月措置における事実認定においても関連する事実である。
- (329) 2001年10月措置以降、韓国政府及び公的機関である韓国産業銀行は、ハイニックスの経営上の問題について言及し、次のような報道発表や国会答弁を行った。
- ・ 2002年2月1日、財政経済部は、ホームページ掲載資料において、「最近の我が国経済の状況と対応課題」として、「ハイニックス半導体等処理方法が確定した不良企業に対しては、債権団主導で後続交渉がスムーズになされるよう促す」<sup>386</sup>とした。
  - ・ 同年4月15日、第229回国会において、産業資源部長官辛國煥は、「ハイニックス半導体の構造改革と輸出安定等、主要産業別競争体制を強化していきます。」と答弁した。また、産業資源部企画管理室長柳昌茂は、「ハイニックス半導体の構造改革を完了するようにする。」と答弁した<sup>387</sup>。
  - ・ 同年6月26日、経済長官懇談会において2002年の下半期経済運用が議論され、その後の公表資料において、「当面する不良企業の懸案の構造改革を早期に解決」として「ハイニックス半導体は現在進行中の実態調査の結果を土台に7月中に処理方向を整備」と記載されていた<sup>388</sup>。
  - ・ 同年7月23日、第232回国会において、田允喆経済副総理は、「ハイニックス半導体の処理に関連しては、主債権銀行が財政諮問会社の実態調査結果を土台に7月末までに構造改革策を整備し、その方

<sup>386</sup> 2002年2月1日財政経済部ホームページ掲載資料「2002年上半期経済教育教材」

<sup>387</sup> 2002年4月15日第229回国会産業資源委員会会議録（韓国国会ホームページ「議事録システム」）

<sup>388</sup> 2002年6月26日財政経済部報道資料「2002年下半期経済運用」（財政経済部ホームページ）

策により成功裏に構造改革を推進していく予定」と書面答弁した<sup>389</sup>。

- ・ 同年 7 月 23 日、第 232 回国会において、田允喆経済副総理は、ハイニックス問題は基本的に債権金融機関が自主的に処理する問題だとしつつ、国民経済に及ぼす影響を勘案して、早急に処理することが必要であり、債権団が独自生存が難しいと判断する場合、売却等他の代案を模索すべきだという立場を明らかにしてきました。今後ハイニックス問題は債権団が 7 月末までに実態調査結果を土台に具体的な構造改革案を用意する計画であります。」「ハイニックス問題は、(中略)株主・債権団等が中心になり、早い時期に処理方向を決定することが望ましいものと判断されます。」と答弁した<sup>390</sup>。
- ・ 同年 7 月 25 日、財政経済部が作成し、国会の財政経済委員会に報告された資料「現在の経済状況および懸案事項」の中で、「下半期の主要な政策課題」として「構造調整を通じた市場経済の確立」を掲げ、当該項目において、「ハイニックスについては、現在進行中のデューデリジェンスの結果に基づき、7 月末頃に構造調整計画を準備する」こととされた<sup>391</sup>。
- ・ 同年 7 月 29 日、第 232 回国会において、KDB 総裁鄭健溶は、「現在外部専門機関であるドイツ銀行とモルガン・スタンレーが 7 月未完了予定で、実態調査および事業構造改革案策定中」、「ハイニックス半導体の構造改革は、構造改革特別委員会と主債権銀行である外換銀行を中心に推進中で、その処理策に対してまだ確定したことはなく、政府省庁と債権団の間に非常に大きな意見の違いはない。」と答弁した<sup>392</sup>。
- ・ 同年 10 月 29 日、金融監督委員会李瑾榮委員長は、講演において、「政府は、ハイニックス半導体等、懸案企業に対する構造改革を成功裏に推進していき、(中略)、わが国の経済に対する不確実性を除去するよう努力するつもりです」と述べた<sup>393</sup>。
- ・ 同年 11 月 15 日の 2002 年度国政監査結果報告書(財政経済部所管)において、「是正及び処理要求事項」として、「KDB は政府・債権団等の利害関係者との協議を通じてハイニックス半導体の処理計画を早急に確定・実施すること」とされたが<sup>394</sup>、これに対して、財政

<sup>389</sup> 2002 年 7 月 24 日財政経済部報道参考資料「第 232 回臨時国会田允喆経済副総理書面答弁内容」(金融監督院ホームページ)

<sup>390</sup> 2002 年 7 月 23 日第 232 回国会本会議会議録(韓国国会ホームページ「議事録システム」)

<sup>391</sup> 「現在の経済状況および懸案事項」財政経済部による財政経済委員会報告資料 2002 年 7 月 25 日付(申請者追加証拠書類 9)

<sup>392</sup> 2002 年 7 月 29 日第 232 回国会財政経済委員会会議録(韓国国会ホームページ「議事録システム」)

<sup>393</sup> 金融監督情報第 2002-43 号「内外経済フォーラム朝食会講演 2002 年 10 月 29 日」(金融監督院ホームページ)

<sup>394</sup> 2002 年 11 月 5 日付「2002 年度国政監査結果報告書」(国会財政金融委員会ホームページ「国政監査」)

経済部の措置結果として、2002年12月30日の債権金融機関協議会決議により企業構造改革案及び債権再調整案が確定したことが報告された<sup>395</sup>。

- ・ 同年12月5日、金融監督委員会李瑾榮委員長は、講演において、今後の構造改革の課題として、「まず、一番目にハイニックス、現代投資信託などの懸案課題は、現在交渉中であり、また構造調整方案が推進されているため、韓国内・外の与件変化を考慮して、解決のために持続的に努力していかなければなりません。」と述べた<sup>396</sup>。

(330) これらの韓国政府及び韓国産業銀行による報道資料発表や国会答弁は、ハイニックスの構造改革問題が、国民経済に影響を及ぼす問題であり、その早期解決が国民経済の不確実性除去のために必要であることから、政府の経済政策として促進すべきものであると位置づけ、債権者金融機関による12月措置の検討状況を随時把握し、債権者金融機関に対してその早期確定を促していたことを示している。特に、6月26日の経済長官懇談会において議論された「2002年下半期経済運用」においては、経済の潜在的な不安要因を除去するために「7月中にハイニックスの処理方向を整備する」こととしていること及び7月25日に財政経済部が作成し国会報告した「現在の経済状況及び懸案事項」の中で、「下半期の主要な政策課題」として「ハイニックスについては、現在進行中のデューデリジェンスの結果に基づき、7月末頃に構造調整計画を整備する」としていることから、ハイニックスの処理策の早期確定が、単なる一民間企業の問題ではなく、経済の活性化に係る韓国政府の課題であったことを示していると認められる。

(331) 政府がハイニックスの構造改革問題の早期解決が必要であると認めていたことは、当時次のとおり数多く報道された。

- ・ (2002年5月)1日、政府はハイニックスの(マイクロンへの)売却が不調に終わったことを受け、代案の準備に着手した。副総理でもある田允喆財政経済部長官は、金融監督委員会の李瑾榮委員長と面会して、ハイニックスの売却失敗をいかに扱うか協議した<sup>397</sup>。
- ・ 国務委員で財政経済部長官の田允喆は、昨日(2002年5月1日)、(中略)ハイニックス社の債権者らと金融監督委員会(FSC)は、経済に対する悪影響を最小化するため、ハイニックス社・マイクロン社の取引決裂の迅速な解決策を考え出すべきだ、と加えた。(中略)政府は、ハイニッ

<sup>395</sup> 「2002年度国政監査結果是正及び処理要求事項に対する処理結果報告(財政経済部所管)」(国会財政金融委員会ホームページ「国政監査」)

<sup>396</sup> 金融監督情報第2002-48号「韓国経済新聞ミレニアムフォーラム講演 2002年12月5日」(金融監督院ホームページ)

<sup>397</sup> 2002年5月1日付毎日経済新聞(申請者追加証拠書類214)

クス売却の破綻の副産物について、財政経済部長官ユン・ジンシク、金融監督委員会副委員長ユ・ジチャン、韓国銀行副頭取パク・チュイが参加する財務政策調整会議で話し合う<sup>398</sup>。

- ・ 5月2日7:30AM、政府は、財政経済部次官のユン・ジンシク氏を議長にハイニックスの売却失敗に関する財務政策会議をソウル明洞にあるバンク・アセンブリー・ホールで開催する。この会合には金融監督委員会のユ・ジチャン副委員長と、韓国銀行のパク・チョル副総裁が出席し、金融市場の状況を検討することになっている<sup>399</sup>。
- ・ 尹鎮植財政経済部次官は（5月）2日、「ハイニックスの処理は迅速に行われなければならない」と述べた。尹（財政経済部）次官は同日、金融政策協議会後に記者会見し、「ハイニックス問題は債権銀行が処理すべきことだが、経済に負担がかからないよう、迅速に処理しなければならない」と語った<sup>400</sup>。
- ・ （2002年5月）5日、副総理兼財政経済部長官の田允喆氏は、「ハイニックスの自主再生は困難であり、政府としては債権者グループによるハイニックス問題の迅速な決着を希望する」と述べた。（中略）ハイニックスの売却案が不調に終わった件に関しては、「我が国の経済は、そのような不安定要素（ハイニックス）が存在する限り、クリーンな市場にならない。この不安定要素は国債格付を下げる要因となる。」（中略）「ハイニックスは8兆ウォンの負債を負っている会社である。事実上、自主更正は無理であり、したがって、債権者グループが速やかに決着をつけることによって不安定要素を除去し、市場の安定を図ることを希望する。」と述べた<sup>401</sup>。
- ・ 田允喆副首相兼財政経済部長官は、（5月）6日「ハイニックス半導体問題はどんな形であれ早期に解決しなければならない。速やかに処理できない場合には、法と原則に則って処理されるだろう」と明らかにした<sup>402</sup>。
- ・ 田允喆副首相兼財政経済部長官は、（5月）7日「ハイニックス半導体の取締役会と債権銀行団は、新規資金の支援が不可能だという前提の下、ハイニックスの処理方向を速やかに決定する」と明らかにした<sup>403</sup>。
- ・ チョン・ユンチョル副首相兼財政経済部長官は同日（8月21日）昼、KBSのラジオ番組に出演し、（中略）ハイニックスの処理問題と関連し、（中略）「構造調整は任期に関係なく、持続的に推進する」と述べた<sup>404</sup>。
- ・ 韓国財政経済部副長官、尹鎮植氏は昨日（2002年9月18日）（中略）

<sup>398</sup> 2002年5月2日付コリア・ヘラルド（申請者追加証拠書類212）

<sup>399</sup> 2002年5月1日付Hankyung.com（申請者追加証拠書類215）

<sup>400</sup> 2002年5月2日付中央日報

<sup>401</sup> 2002年5月5日付hankyung.com（申請者追加証拠書類206）

<sup>402</sup> 2002年5月6日付朝鮮日報

<sup>403</sup> 2002年5月7日付朝鮮日報

<sup>404</sup> 2002年8月21日付朝鮮日報

ハイニックス社の債権銀行に対し、同社の将来的な企業運営に関し迅速な決断を下すよう促した。「債権者等は、経済に与える（マイクロン社との取引破綻からの）悪影響を最小限に抑えるため、ハイニックス社に関する解決策を早急に見出す必要がある。」と同氏は述べた<sup>405</sup>。

- ・ 韓国大統領付き経済アドバイザー（のヒュン・ジュンテ氏）は昨日、ハイニックスの第3四半期の決算報告書で6,170億ウォン（5.18億ドル）の損失が公表された事について、この負債を背負ったチップメーカーの将来性は政府にとって「大いなる懸案事項」と述べた<sup>406</sup>。

(332) ハイニックスの構造改革問題をめぐる韓国政府と債権金融機関との関係については、次のような新聞報道がなされた。

- ・ この日（2002年2月18日）、報道陣とのやり取りの中で、辛（産業資源部）長官は自主更正の可能性について言及し、「たとえマイクロンとの交渉が不調に終わっても、ハイニックスは潰れることはないだろう。あとで買い手を探す前の臨時の手段として、様々な手段の中から[債権者グループが]現在、経営の正常化の戦略を練っているのだと思う。」と述べた。（中略）「たとえ交渉が不調に終わっても、路線転換の計画が[既に]準備されているので、心配する必要はない」と強調した<sup>407</sup>。
- ・ 田允喆副総理兼財政経済部長官は（2002年4月）21日、「ハイニックス半導体は現在、（マイクロン社と）基本条件に関する合意をすべて終えた」と述べた。田副総理はKBSの日曜診断番組で「ハイニックスに残されたのは付帯条件の問題だけで、早期に解決されると思う」と話した。これに先立ち、李瑾榮金融監督委員長も20日の記者会見で「ハイニックス債権団とマイクロン社間の売却交渉の中間結果を24日ごろ発表する予定だ」と述べた<sup>408</sup>。
- ・ 李瑾榮金融監督委員長は（5月）9日「ハイニックス取締役会が会社分割案を承認したことを受け、近くコンサルティング会社を選定して査定を行い、分野別の競争力を分析した後、これを踏まえて事業分割を行う」と述べた。李委員長は、分割案の承認について、「構造調整の原則にも適っており、会社更正法を申請しない選択肢としては最善のものだ。ハイニックスの独自再建は取締役会で諦めたと考えられる」とし「債権

<sup>405</sup> 2002年9月19日付コリア・タイムズ（申請者追加証拠書類153）

<sup>406</sup> 2002年11月15日付ファイナンシャル・タイムズ（申請者追加証拠書類135）

<sup>407</sup> 2002年2月18日付毎日経済新聞（申請者追加証拠書類233）、同趣旨、2002年2月18日付アジア・パルス（申請者追加証拠書類234）また、同様に、2002年1月30日、ハイニックスの再編特別委員会の元委員長であった産業資源部長官の辛国煥氏は、就任後の報道陣との昼食会の席上、「たとえマイクロンとの交渉に破れても、ハイニックスは自力で再生することは可能である。また、適切な売却価格を得るために自力で生き延びなければならない。」と述べたとする報道がある。（2002年1月30日付毎日経済新聞（申請者追加証拠書類236））、同趣旨、2002年1月30日付デイリーディール（申請者追加証拠書類237）

<sup>408</sup> 2002年4月21日付中央日報

銀行団の出資転換（デット・エクイティ・スワップ）により、来月 25 日ごろには新しい取締役会が構成されるだろう」と説明した<sup>409</sup>。

- ・ ソウル・エコノミスト社が主催した朝食講演に出席したある情報筋は、（2002 年 6 月 28 日）、辛産業資源部長官が「ハイニックスは技術的能力を持った会社であり、その分割売却は望ましくない。強力な再編案の実施と支払不能問題の解決さえできれば、その再生は可能である」と述べたという<sup>410</sup>。
- ・ 金融監督委員会の李瑾栄委員長は、（2002 年 7 月）29 日、[国会答弁において]「ハイニックスについての対策を外国企業への売却と自己再生策も含み原点に戻って再検討する。最終対策案は、債権者グループ、ハイニックス及び財政マネージャーらとの話し合いの後、9 月までには決定されるだろう。」と述べた。（中略）この日、国会の政務委員会の席上でパク議員は特定の対策案について質問した。李委員長は、これに対し、「ハイニックスの取扱いについて、外国企業への売却と分割売却を通しての自己再生の両案が議論されている。自己再生案も含めて、原点に立ち戻ってすべての可能性が考慮されている。」と述べ、さらに、「財務アドバイザーであるモルガン・スタンレー社とドイツ銀行の両者が、ハイニックスの精査を今月末までに完了することになっており、債権者グループとハイニックスは 8 月末までに対策案を取りまとめ、9 月には最終決定をすることになっている」と述べた<sup>411</sup>。
- ・ チョン・ユン Chol 副首相兼財政経済部長官は同日（8 月 21 日）昼、KBS のラジオ番組に出演し、（中略）ハイニックスの処理問題と関連し、「ドイツ銀行が近く、債権団に構造調整の方案を提示するはず」（中略）と述べた<sup>412</sup>。

(333) このように、当時、ハイニックスの構造調整問題に係る債権者金融機関の検討状況について、政府高官の発言を繰り返し引用する形で新聞報道がなされており、一連の報道に一貫性のあることから判断すれば、特にマイクロンとの売却交渉決裂後の 2002 年 5 月<sup>413</sup>から開始されていたと見られる 12 月措置の検討状況を韓国政府が随時把握し、債権者金融機関との接触を継続していたと認められる。

(334) 政府と債権者金融機関との接触については、政府が債権金融機関及びドイツ銀行によるハイニックスの構造調整案の検討過程を検討した上で意見表明を行い、同案の作成過程に介入していたとする報道が次のよう

<sup>409</sup> 2002 年 5 月 9 日付朝鮮日報

<sup>410</sup> 2002 年 6 月 28 日付毎日経済新聞（申請者追加証拠書類 182）

<sup>411</sup> 2002 年 7 月 29 日付毎日経済新聞（申請者追加証拠書類 177）

<sup>412</sup> 2002 年 8 月 21 日付朝鮮日報

<sup>413</sup> [【秘密扱いのため不開示】]（ハイニックス回答書証拠書類 1-10-2）【秘密扱い】

になされた。

- ・ (KEBの)イ(・カンウォン) 行長は、(8月)23日、「(中略) 今後、ハイニックスの正常化に関する事については沈黙を守る」と述べた。また、「今後政府と協議するときは、なるべく文書によることを避け、口頭で行いたい」とも述べた<sup>414</sup>。
- ・ ハイニックスの再編計画が「政府の介入」によって修正を加えられているのは周知のとおりであり、それに対する批判が高まるものと予想されている。(2002年8月)25日の政府の金融当局とハイニックス債権者グループの双方の発表によれば、政府と主な債権者銀行である韓国外換銀行の精査の後にドイツ銀行が作成した暫定的な再編策の討議でその案を見直す決定が行われ、一部の変更が加えられつつある<sup>415</sup>。
- ・ ハイニックスの小口株主グループ、「ハイニックスを救え、国民運動連合会」(オ・ピルクン会長)は、ハイニックス構造変革の(2002年8月)26日付けの発表に対して、「政府はドイツ銀行からの精査結果をそのまま改訂を加えずに開示し、会社の将来を自由に決定できるよう債権者グループ及び株主の権利を尊重すべきである」と主張した。同会は次のように指摘している。「メディアは様々な機会をとらえ、内容を見直すよう政府が要請しているため、再編案議決は無期限に延長されていると報道してきた。政府は、会社の構造改革についての債務者グループの提案でもある、“外国組織(ドイツ銀行)による精査にも干渉しない”という公約を破っている。これは、民間企業に干渉する政治の歪みが露呈した悪しき例だ。」<sup>416</sup>
- ・ 金融監督委員会は、債権者グループに対し、執拗にハイニックスを米国企業マイクロンに売却するよう勧めており、それが物議を醸している。行政機関と債権者によると、(2002年9月2日、)金融監督委員会は債権者グループに「12月の大統領選挙までにハイニックスを売却する」よう指導し、米国のマイクロンと連絡を取るよう命じた。(中略) (8月23日に予定されていた)会議が延期された理由は、金融監督委員会の李瑾榮委員長の指示であると伝えられている。委員長は既に再編計画の説明を受けており、次のように語ったと言われる。「ドイツ銀行の提案によれば、今年中のハイニックス売却は難しいだろう。まずマイクロンと接触する。ハイニックスの年内売却は実現するだろう。」<sup>417</sup>
- ・ オブザーバーらは、政府が現時点で有望な買い手がないにもかかわらず、この経営難のチップメーカー(ハイニックス)を売却するという選択肢に固執しているように見える、と述べた。その一方、債権者らは、

<sup>414</sup> 2002年8月23日付毎日経済新聞(申請者追加証拠書類169)、同趣旨、2002年8月23日付韓国日報(申請者追加証拠書類170)

<sup>415</sup> 2002年8月25日付毎日経済新聞(申請者追加証拠書類168)

<sup>416</sup> 2002年8月26日付edaily(申請者追加証拠書類167)

<sup>417</sup> 2002年9月2日付韓国経済新聞(申請者追加証拠書類163)

緊急売却のチャンスはほとんどなく、投資家たちに対し、このチップメーカーをより魅力的にするため、第一に、この企業の価値を維持することに焦点を当てるべきだと考えている。「ハイニックス社の取り扱いに対する政府の軽率なアプローチは、この厄介な問題への取り組みにあたって、政府と債権者らの間に摩擦があるとオブザーバーらを考えさせ得る。」と、ある債権者の上層部は述べた<sup>418</sup>。

- (2002年9月)12日のハイニックスと債権者グループの発表によれば、政府が正常化計画についていくつかの改正を求めたのちに、ドイツ銀行が先月末に提出された正常化案の再検討を開始した<sup>419</sup>。
- ハイニックス社の債権者グループの財務アドバイザーを務めるドイツ銀行は、経営不振にあえぐ同半導体メーカーの事業再編計画を再度変更して提示したと伝えられている。(中略)韓国外換銀行は明らかにこの再編案(以前のドイツ銀行の再編案)を不服としたため、政府がドイツ銀行に対して内容を見直すように求めていたのだ<sup>420</sup>。
- (9月18日、)財政経済部の田允喆氏は、(中略)セミナーで「ハイニックス社が独立した企業として存続する話が議論されているようだが、昨今のチップ価格の下落や投資状況を考慮すると、その方針は危険であり国家主義的である。」との意見を述べた<sup>421</sup>。
- (同年10月)3日に行われた国会の審議会席上で、韓国産業銀行は、「現在、現実的な買い手が存在していないので、ハイニックスの即時売却は不可能である。したがって、最初に[ハイニックスの]核となっている事業部以外のものを売却するなど事業再編によって企業価値を維持すべきである」と述べた。(中略)「ハイニックスは巨額の負債を抱えており、自力では設備投資のための資金を調達できない。したがって、企業価値を保つためには、債権者の手による債務再編が避けられない」と述べている<sup>422</sup>。

(335) 韓国政府等は、このような関与について否定しているが、これら報道の内容が事実と異なることを示す合理的な反証は提出されなかった。同年7月25日にEUが韓国ハイニックス及びサムスン電子に関する相殺関税調査を開始しており<sup>423</sup>、さらに、同年11月1日には米国マイクロン社

<sup>418</sup> 2002年8月26日付コリア・ヘラルド(申請者追加証拠書類166)

<sup>419</sup> 2002年9月12日付韓国経済新聞(申請者追加証拠書類160)

<sup>420</sup> 2002年9月13日付コリア・ヘラルド(申請者追加証拠書類159)

<sup>421</sup> 2002年9月18日付AFXヨーロッパ・フォーカス(申請者追加証拠書類155)、同趣旨、2002年9月18日付コリア・ヘラルド(申請者追加証拠書類154)、2002年9月18日付アジア・パルス(申請者追加証拠書類156)、2002年9月18日付聯合通信(申請者追加証拠書類157)

<sup>422</sup> 2002年10月3日付韓国経済新聞(申請者追加証拠書類150)

<sup>423</sup> Commission Regulation (EC) NO.708/2003, Official Journal of the European Union, April 24, 2003(申請者追加証拠書類資料465)、2002年7月24日付朝鮮日報においても、「EUが「韓国半導体の補助金」調査へ」と報道されている。

が韓国のDRAMメーカーに対する相殺関税の賦課申請を行っていること<sup>424</sup>を踏まえると、利害関係者は発言に慎重になることは容易に考えられる<sup>425</sup>。そうした中においても、同趣旨の、かつ、政府高官の発言を引用する形での報道が繰り返さされている。これらからすると、韓国政府が債権者金融機関及びドイツ銀行によるハイニックスの構造調整問題の具体的内容について介入していたことは認めざるを得ない。

- (336) 以上のように、韓国政府は、2002年においても、ハイニックスの構造改革問題が国民経済に影響を及ぼす問題であり、政府の経済政策として促進すべきものであると位置づけていたことに加え、**2.1.2.2**において述べたとおり、韓国政府はビッグディール対象企業の正常化を図ることを経済政策の一つとして位置づけていた。また、債権者金融機関による12月措置の検討状況を随時把握し、その検討内容について介入していたと認められる。さらに、上記の報道記事によれば、2002年当時においては、将来の事業売却も視野に置いてハイニックスの再編を進めるとしており、明らかにハイニックスの清算は念頭に置いていない<sup>426</sup>ことから、債権者金融機関及びドイツ銀行によるハイニックス構造調整案の検討については、将来の事業売却も視野に入れつつハイニックス清算させない方向で介入していたと認められる。実際、後述するように、11月に提出されたドイツ銀行の構造調整方案<sup>427</sup>（以下「ドイツ銀行レポート」という。）は、事業存続とメモリー部門売却を平行的に推し進めることを推奨し、清算は最後の選択肢であると結論している。

<sup>424</sup> 2002年11月3日付朝鮮日報において、1日、米マイクロンが韓国DRAMメーカーを提訴と報道されている。

<sup>425</sup> この点について、「このような発言はレトリックにすぎず、事実上は債権者グループが支援を拒もうとすればいつでも、政府が債権者グループを説得し、さらには支援を強要するが、貿易紛争を回避するために政府は支援についてあからさまに語らないのである」との新聞報道もなされている（2001年8月30日付Newsmaker439号（申請者証拠書類6-121））。さらに、「某市中銀行の現職職員は「銀行が支払い不能企業に対して破産の処理をしようとする、政府は常に電話をつかって『雇用問題』や『下請者の破産』に監視して銀行側に強力を求めてくる」と語る。そして「この最も典型的なケースがHynix Semiconductorsに提供された新たな金融支援である」と付け加えた。」との報道もなされており（2003年3月31日付毎日経済新聞）、このような受け止め方が一般的であったと認められる。なお、ハイニックス社の今後の企業運営に関する全面的責任は同社債権者グループにあるとの財政経済部副長官尹植植氏の発言があったとする新聞報道が見られたが（2002年9月19日付コリア・タイムズ（申請者追加証拠書類153））、既にEUの相殺関税調査が開始されたこの時期における発言であることを踏まえると、その発言を字句通り受け入れることはできない。（2002年7月25日にEUが韓国ハイニックス及びサムスン電子に関する相殺関税調査を開始している。脚注423参照。）

<sup>426</sup> 韓国政府がハイニックスの清算を望まなかったとする趣旨の報道は複数存在する。2002年12月9日付ファイナンシャル・タイムズ（申請者追加証拠書類107）は、「ハイニックス社に直接雇用されている1万3千人とその他の60万人の納入業者、さらにはその家族がこの企業に依存しているため、倒産したら12月の大統領戦に先立ち政治的ダメージを政府に与えていただろう。」と報道している。同趣旨、2001年12月7日付Asia Week（申請者追加証拠書類245）また、2002年10月1日付コリア・ヘラルド（申請者追加提出証拠151）によれば、KEBの上級取締役Hans-Bernhard Merfoth氏が「もしハイニックスが法的保護や清算を望んだ場合、韓国経済は大損害を被るであろう。」「失業や輸出といった面で、経済に破綻をきたすことになる。」と述べている。

<sup>427</sup> 【【秘密扱いのため不開示】】（ハイニックス回答書証拠書類1-10-2）【秘密扱い】

- (337) さらに、韓国政府が、2000 年末以降、ハイニックス問題について強い関心を有し、債権者金融機関と接触、協力要請、監視等を行っていたことに加えて、2002 年においても韓国政府が上記のような介入を行っていたことを踏まえると、12 月措置時点における韓国政府のハイニックス支援の意図は、広く知られていたと認められる。

### 2.9.2.2.3 銀行による審査の状況

#### 債権者銀行の内部審査

- (338) 各債権者銀行は、後述するように、12 月措置当時においては、ハイニックス向け債権について 10 月措置当時に上回る高率の貸倒引当金を計上するなど、ハイニックスの財務状況が更に悪化していることを認識していた。
- (339) このような状況の下で、12 月措置への参加を決定したことについて、各債権銀行は、質問状に対する回答や現地調査における回答によれば、ドイツ銀行レポートを検討して与信決定を行ったとしている。また、各債権銀行は、ドイツ銀行レポートは、CRPAに基づき債権者金融機関協議会が行った外部評価レポートであり、商業的な観点からハイニックスの継続価値と清算価値との比較を考慮したものだと主張している。
- (340) ドイツ銀行レポート及びドイツ銀行との契約書はハイニックスから提出された。調査当局において検討したところ、ドイツ銀行は[【秘密扱いのため不開示】]していた。すなわち、当該レポートは、[【秘密扱いのため不開示】]のために作成されたものであり<sup>428</sup>、第三者的な外部機関による分析ではなかった。
- (341) さらに、前述のとおり、すなわちドイツ銀行による当該レポートの検討過程については韓国政府が介入していたこと、及び、このことは広く債権者の知るところであったと認められた。
- (342) したがって、ドイツ銀行レポートは、商業的判断を裏付けるだけの十分な第三者性を有するものであったとは認められない。
- (343) さらに、レポートの内容を検討したところ、次のように不自然な部分

<sup>428</sup> [【秘密扱いのため不開示】] (ハイニックス回答書証拠書類 1-10-2) 【秘密扱い】

があった。

- ・ ハイニックスの清算価値の評価は[【秘密扱いのため不開示】]が行っているが、その報告書によると、[【秘密扱いのため不開示】]との評価を行っている<sup>429</sup>。同報告書は、[【秘密扱いのため不開示】]ハイニックスの清算価値を評価している<sup>430</sup>。すなわち、ある程度の売却期間を前提とした資産価値よりも低い評価となっている。ドイツ銀行レポートでは、[【秘密扱いのため不開示】]事項を掲げている。しかし、それら事項について[【秘密扱いのため不開示】]いない<sup>431</sup>。
- ・ 一方、存続価値については、[【秘密扱いのため不開示】]示している<sup>432</sup>。そのうち[【秘密扱いのため不開示】]である。それらのうち、[【秘密扱いのため不開示】]である。にもかかわらず、ドイツ銀行レポートでは、それら[【秘密扱いのため不開示】]<sup>433</sup>、<sup>434</sup>]している。
- ・ 存続価値（[【秘密扱いのため不開示】]）と比較すべき清算価値について、[【秘密扱いのため不開示】]<sup>435</sup>、<sup>436</sup>、<sup>437</sup>]となっている。
- ・ さらに、2006 年末の非保全債権の回収率について、[【秘密扱いのため不開示】]<sup>438</sup>]こととなる。
- ・ メモリ一部門売却案では、[【秘密扱いのため不開示】]<sup>439</sup>、<sup>440</sup>、<sup>441</sup>、<sup>442</sup>]と結論づけている<sup>443</sup>。

(344) 以上のように、ドイツ銀行レポートは、その分析においてハイニックスの清算価値を過小評価し、さらに、存続価値について清算価値の計算基準と異なる基準により算出された数値を使用して存続価値を過大に評価している。さらに、存続価値の[【秘密扱いのため不開示】]、メモリ一部門売却案[【秘密扱いのため不開示】]について、その実現可能性、清算価値との比較優位性についてなんら具体的検討がなされることなく、存続・売却の場合には高い回収率が期待できることを理由とする一方で、清算については価値が下落するという根拠として、存続が最も

---

429 [【秘密扱いのため不開示】] (ハイニックス回答書証拠書類 1-9-3-2) 【秘密扱い】  
430 [【秘密扱いのため不開示】] (ハイニックス回答書証拠書類 1-9-3-2) 【秘密扱い】  
431 [【秘密扱いのため不開示】] (ハイニックス回答書証拠書類 1-10-2) 【秘密扱い】  
432 [【秘密扱いのため不開示】] (ハイニックス回答書証拠書類 1-10-2) 【秘密扱い】  
433 [【秘密扱いのため不開示】]  
434 [【秘密扱いのため不開示】] (ハイニックス回答書証拠書類 1-10-2) 【秘密扱い】  
435 [【秘密扱いのため不開示】] (ハイニックス回答書証拠書類 1-9-3-2) 【秘密扱い】  
436 [【秘密扱いのため不開示】] (ハイニックス回答書証拠書類 1-9-3-2) 【秘密扱い】  
437 [【秘密扱いのため不開示】] (ハイニックス回答書証拠書類 1-10-2) 【秘密扱い】  
438 [【秘密扱いのため不開示】] (ハイニックス回答書証拠書類 1-10-2) 【秘密扱い】  
439 [【秘密扱いのため不開示】] (ハイニックス回答書証拠書類 1-10-2) 【秘密扱い】  
440 [【秘密扱いのため不開示】] (ハイニックス回答書証拠書類 1-10-2) 【秘密扱い】  
441 [【秘密扱いのため不開示】] (ハイニックス回答書証拠書類 1-10-2) 【秘密扱い】  
442 [【秘密扱いのため不開示】] (ハイニックス回答書証拠書類 1-10-2) 【秘密扱い】  
443 [【秘密扱いのため不開示】] (ハイニックス回答書証拠書類 1-10-2) 【秘密扱い】

望ましいとの結論に至っている。このように不自然な検討方法がなされていることは、当該レポートが、ハイニックスの企業存続価値が清算価値、売却価格に比して優位にあり同社を存続させることが商業的に合理的である、という客観的な説明を行っているという主張に反する事実である。

(345) このような各価値計算における計算基準の齟齬、存続、清算等の各案の具体的な相互比較分析が十分とはいえないこと等は、一見して明らかであることから、通常の企業融資業務に携わる者であれば容易に指摘できるものであると認められる。したがって、ドイツ銀行レポートは、内容面から見ても、経験ある金融機関が商業的な融資判断の根拠とするのに十分なものであったとは評価できない。

(346) また、個別の銀行ごとに次のような事実が認められた。

## K E B

(347) 12月措置の当時、K E Bのハイニックスに対する信用格付は[【秘密扱いのため不開示】]<sup>444</sup>であり、10月措置の[ ]等級よりさらに評価が下落していた。[ ]年[ ]月以降、ハイニックスに対する貸倒引当金の引当率は[ ]%であった<sup>445</sup>。

(348) 2001年の同行の年次報告書には、2001年12月31日時点において、ハイニックスや現代建設を含む現代グループに対する巨額の融資や保証の結果生じる実損益は同行の許容範囲と異なる可能性があり、これらの重大な不確定要素が及ぼす同行の財務状態への究極的な影響は決定しかねる旨の独立会計士の意見が付されており、ハイニックスへの巨額支援は同行の財務状況に相当な影響を与える可能性のある重要な決定であったことが指摘されていた<sup>446</sup>。

(349) 同行の融資決定に関する内部審査資料について、5月措置に関しては提出され、10月措置に関しては閲覧が認められたが、12月措置に関しては質問状に対する回答においては提出されず<sup>447</sup>、また、現地調査においても提出を求めたが、理事会等の内部資料は公開が認められないとの理由で提出されなかった<sup>448</sup>。さらに、現地検証において、12月措置の内容を検

<sup>444</sup> K E B回答書V-6-(7)【秘密扱い】、別添11

<sup>445</sup> K E B回答書別添7【秘密扱い】

<sup>446</sup> K E B Annual Report2001 (K E B回答書別添1) 58頁

<sup>447</sup> K E B回答書V-6(11)

<sup>448</sup> K E B現地調査報告書III-14-2

討していた構造調整特別委員会の議事録の提出を求めたが、同行は「公開することは困難です」として、調査当局担当者による閲覧も拒否した<sup>449</sup>。同行が、12月措置への参加の判断の基礎として提出した資料は、ドイツ銀行レポートのみであった<sup>450</sup>。したがって、同行の本措置参加決定は、ドイツ銀行レポートに基づいたものとして、その他の資料の不提出の事実を踏まえつつ、入手することのできた他の情報により判断せざるを得ない。

(350) 前述のとおり、ドイツ銀行レポートは、金融機関がその融資について商業的判断の基礎とできるような客観的な資料とは認められない。また、当該レポートは通常の銀行融資業務に携わる者であればその不完全性に容易に気付くものである一方、特にハイニックスへの融資に同行は貸倒引当金を[ ]%も引当てており、加えて同社への融資は同行の財務状況に相当な影響を与える可能性があるものであり、同社への追加支援判断には特段の注意が求められるところ、当該方案の推奨のみに依拠し、当該推奨の根拠及び他の選択肢を精査することなく行われた与信は、通常の商業的判断に基づく与信とは評価できない。さらに、韓国政府はドイツ銀行レポートの作成過程に介入していたと認められる一方で、KEBが同レポート作成の経緯を示すと思われる構造調整委員会の議事録が提出されなかったところから、KEBは、ドイツ銀行レポートの内容に対する韓国政府の介入を受け容れていたことが強く推認される。

(351) 同行は、金融監督院の特別の監督下にあり、当時、韓国政府が43.17%の持分率を占める同行の最大株主であり、韓国政府が同行に対して十分に影響力を行使できる立場にあった。また、新聞報道において韓国政府がKEBのCEOを解任するよう影響力を行使していたことが示されていた<sup>451</sup>。さらに、韓国政府が、当時、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有しており、12月措置の検討状況について随時把握し、債権者金融機関との接触を継続し、ドイツ銀行レポートの作成過程に介入していたこと、同行がそのような介入を受け容れていたと推認されること、ハイニックスの悪化した財務状況、ハイニックスに対する同行の内部信用格付の悪化、同行の与信決定に関する資料の不提出等から、同行の12月措置への参加決定は商業的判断に基づくものとは認められなかったこと、及び12月措置以前の措置における同行に対する韓国政府の関与が認められたこと等を総合的に判断すると、同行の与信決定には、韓国政府

<sup>449</sup> KEB回答書V-6-(2)

<sup>450</sup> 同上

<sup>451</sup> 2002年5月28日付Hankyung.com(申請者追加証拠書類196)、2002年5月23日付毎日経済新聞(申請者追加証拠書類198)、2002年5月8日付韓国経済新聞(申請者追加証拠書類203)、2002年4月27日付韓国経済新聞(申請者追加証拠書類220)

の関与があつたものと考えることが適当である。また、同行が 12 月措置に参加するこれ以外の合理的な理由は認められない。

## ウリィ銀行

(352) 同行のハイニックスに対する信用等級は[ ]等級 ([ ]) であり、10 月措置時点の[ ]等級 ([ ]) より更に評価が下落していた<sup>452</sup>。当時のハイニックスに対する債権に関する貸倒引当金の引当率は[ ]%であり<sup>453</sup>、12 月措置による出資転換該当与信については[ ]%の貸倒引当金を積み立てた<sup>454</sup>。この引当率は、当時のその他債権の引当率が[ ]%であった<sup>455</sup>ことと比較すると相当高い水準であり、同行がハイニックス債権の回収可能性に対して低い評価を行っていたことを示している。

(353) 更に、ウリィ金融持株会社が米国証券取引委員会に提出した資料によると、政府がその政策目標を達するため与信判断への介入の可能性に言及している<sup>456</sup>。まず、政府が支配的株主であることから、政府は、その政策を遂行するため、同行に他の株主の利益に反する資金支援を求め、行為をとらせることができるかと述べている。また、政府は「問題を抱えた企業」や「技術系企業」に「融資を奨励した」とある。これらは、同行の与信は政府の強い影響下にあったことを示している。さらに、(a)ワークアウト又は構造調整過程にある企業へのウリィ銀行の総与信中、ハイニックスが最大だったこと、(b)ウリィ銀行のハイニックスに対する与信は、「非標準以下 (substandard or below)」だったこと、(c)ウリィ銀行のハイニックスに対する与信は技術系企業の中で唯一の非標準とされていたことを考慮すると、同行が「問題を抱えた企業」及び「技術系企業」と表現しているのは、ハイニックスに対する支援を措置を念頭においたものであった可能性が充分にある<sup>457</sup>。加えて、ウリィ銀行の頭取がハイニックスの生き残りのためには政府資金の注入が不可欠と述べた記事も存在する<sup>458</sup>。

(354) また、前述のとおり、現地調査において提出された 12 月措置に係る同

<sup>452</sup> ウリィ銀行回答書 V-6-(7) 【秘密扱い】

<sup>453</sup> ウリィ銀行回答書 III-26 【秘密扱い】

<sup>454</sup> ウリィ銀行回答書 V-6-(13)-③ 【秘密扱い】

<sup>455</sup> ウリィ銀行回答書 III-26 【秘密扱い】

<sup>456</sup> ウリィ金融持株会社が米国証券取引委員会へ提出した資料 (Form 20-F) 2003 年 9 月 25 日付 26、27 頁 (米国証券取引委員会ホームページ <http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1264136/000119312503053803/d20fr12b.htm>)

<sup>457</sup> ウリィ金融持株会社が米国証券取引委員会へ提出した資料 (Form 20-F) 2003 年 9 月 25 日付 17、18、75、85 頁 (米国証券取引委員会ホームページ <http://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1264136/000119312503053803/d20fr12b.htm>)

<sup>458</sup> 2002 年 1 月 30 日付 AFX ヨーロピアン・フォーカス (申請者追加証拠書類 140)

行の内部審査資料によると、ハイニックスの現状分析として[【秘密扱いのため不開示】]を認識していた。さらに、ドイツ銀行レポートの作成過程に韓国政府が介入していることを知りつつ、かつ、[【秘密扱いのため不開示】]参加を決定している<sup>459</sup>。また、同行（ハンビット銀行）は12月措置の内容を検討していた構造調整特別委員会のメンバーであったが、委員会等の議事録について、同行は「KEBに問い合わせてください」と回答して、資料を提出しなかった<sup>460</sup>。したがって、同行による12月措置に関する検討内容については、このような資料不提出の事実も踏まえつつ、入手することのできた他の情報により判断せざるを得ない。

(355) 前述のとおり、ドイツ銀行レポートは、金融機関がその融資についての商業的判断の基礎とできるような客観的な資料とは認められない。また、当該レポートは通常の銀行融資業務に携わる者であればその不完全性に容易に気付くものである一方、貸倒引当金を[ ]%まで引上げることとなる企業に対する追加支援判断には商業金融機関として特段の注意が求められるところ、当該方案の推奨に依拠し、当該推奨の根拠及び他の選択肢を精査することなく行われた与信は、通常の商業的判断に基づく与信とは評価できない。さらに、韓国政府はドイツ銀行レポートの作成過程に介入していたと認められる一方で、同レポート作成の経緯を示すと思われる構造調整委員会の議事録が同委員会メンバーである同行から提出されなかったところから、同行は、ドイツ銀行レポート作成に韓国政府の介入を受け容れていたことが推認される。このような状況の下に行われた与信は、通常の商業的判断に基づく与信とは認められない。

(356) 前述のとおり、預金保険公社がウリィ金融持株会社との間でMOUを結んでおり、韓国政府は、その株式を87.7%保有するウリィ金融持株会社を通じて同行に対して直接の影響力を行使できる立場にあったこと<sup>461</sup>、同行はその旨をSEC報告書において述べていること、韓国政府が、当時、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有しており、12月措置の検討状況について随時把握し、債権者金融機関との接触を継続し、ドイツ銀行レポートの作成過程に介入していたこと、同行がそのような政府介入を受け容れていたと推認されること、及びハイニックスの悪化した財務状況、同行のハイニックスの対する健全性の評価、同行の12月措置承認の理由等から12月措置への参加決定は商業的判断に基づくものとは認められなかったこと、並びに12月措置以前の措置に対する政府の関与、その他同行の融資判断に韓国政府が及ぼす影響等を総合的に判断すると、

<sup>459</sup> ウリィ銀行現地調査提出資料6【秘密扱い】

<sup>460</sup> ウリィ銀行回答書V-6-(6)

<sup>461</sup> 韓国政府回答書V-6-(5)

同行の与信決定には、韓国政府の関与があったものと考えることが適当である。また、同行が 12 月措置に参加するこれ以外の合理的な理由は認められない。

## 朝興銀行

- (357) ハイニックスに対する信用等級は[ ]等級（回収疑問）であり、10 月措置時点の[ ]等級（要注意）より更に評価が下落している<sup>462</sup>。当時のハイニックスに対する債権に関する貸倒引当金の引当率は[ ]%であり<sup>463</sup>、無担保債権については 100%であった<sup>464</sup>。現地調査において提出された 12 月措置に係る同行の内部審査資料によると、[【秘密扱いのため不開示】]など商業的判断以外の考慮がなされ、[【秘密扱いのため不開示】]などを考慮して措置への参加を決定したことが認められる<sup>465</sup>。さらに、「[【秘密扱いのため不開示】]」として[【秘密扱いのため不開示】]とするなど、ドイツ銀行レポートを精査することなく清算は適切な選択肢ではないと結論づけていた。
- (358) 前述のとおり、ドイツ銀行レポートは、商業的判断の基礎となる客観的な資料とは認められない。また、当該レポートは通常の銀行融資業務に携わる者であればその不完全性に容易に気付くものである一方、貸倒引当金を[ ]%も引当てている企業に対する追加支援判断には特段の注意が求められるところ、当該方案の推奨のみに依拠し、当該推奨の根拠及び他の選択肢を精査することなく行われた与信は、通常の商業的判断に基づく与信とは評価できない。また、前述のとおり、同行は、判断の基礎としたとして提供されたドイツ銀行レポートの作成過程に韓国政府が介入していることを知りつつ、同レポートに依拠して参加を決定している。このような状況の下に行われた与信は、通常の商業的判断に基づく与信とは認められない。
- (359) 前述のとおり、韓国政府が同行の株式の 80%を保有しており、また預金保険公社と同行の間でMOUを結んでいたことから、韓国政府は、同行に対して直接の影響力を行使できる立場にあったこと、韓国政府が、当時、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有しており、12 月措置の検討状況について随時把握し、債権者金融機関との接触を継続し、ドイツ銀行レポートの作成過程に介入していたこと、同行が当該レポートが政府の

<sup>462</sup> 朝興銀行回答書添付 6【秘密扱い】、朝興銀行 Annual Report 2002（朝興銀行ホームページ <http://www.chb.co.kr/eng/>） 22 頁

<sup>463</sup> 朝興銀行回答書Ⅲ-26【秘密扱い】

<sup>464</sup> 朝興銀行 Annual Report 2002（朝興銀行ホームページ <http://www.chb.co.kr/eng/>） 26 頁

<sup>465</sup> 朝興銀行現地調査提出資料 4【秘密扱い】

介入により変更されたことを知っていたと認められること、ハイニックスの悪化した財務状況、同行のハイニックスに対する内部格付の悪化等から同行の12月措置への参加決定は商業的判断に基づくものとは認められなかったこと、及び12月措置以前の措置における韓国政府の関与<sup>466</sup>等を総合的に判断すると、同行の与信決定には、韓国政府の関与があったものと考えることが適当である。また、同行が12月措置に参加するこれ以外の合理的な理由は認められない。

## NACF

- (360) NACFは総論において述べたとおり、純粋な民間団体ではなく、政府からの影響をより受ける準公的機関である。
- (361) 12月措置当時の、同会のハイニックスに対する信用等級は[ ]等級（[ ]）であり、10月措置時点の[ ]等級（[ ]）より更に評価が下落している<sup>467</sup>。当時のハイニックスに対する債権に関する貸倒引当金の引当率は[ ]%であった<sup>468</sup>。
- (362) 現地調査において提出された12月措置に係る同会の内部審査資料<sup>469</sup>によると、[【秘密扱いのため不開示】]と認識していた。また、同資料には、「[【秘密扱いのため不開示】]」と記載されており、商業的判断以外の考慮がなされたことが認められる。さらに、[【秘密扱いのため不開示】]と認められることなど、ドイツ銀行レポートを独自に精査したところが認められなかった。
- (363) 前述のとおり、ドイツ銀行レポートは、金融機関がその融資についての商業的判断の基礎とできるような客観的な資料とは認められない。また、当該レポートは通常の銀行融資業務に携わる者であればその不完全性に容易に気付くものである一方、貸倒引当金を[ ]%も引当てている企業に対する追加支援判断には特段の注意が求められるところ、当該方案の推奨のみに依拠し、当該推奨の根拠及び他の選択肢を精査することなく行われた与信は、通常の商業的判断に基づく与信とは評価できない。また、ドイツ銀行レポートの作成過程に韓国政府が介入していることを知りつつ、同方案に依拠して参加を決定している。このような状況の下に行われた与信は、通常の商業的判断に基づく与信とは認められない。

<sup>466</sup> 過去の措置においても、朝興銀行は金融監督院の要請を受け入れて実施したことが認められている。

<sup>467</sup> NACF回答書Ⅲ-26【秘密扱い】

<sup>468</sup> NACF回答書Ⅲ-26【秘密扱い】

<sup>469</sup> NACF現地調査提出資料5【秘密扱い】

(364) N A C F が準公的機関であり、韓国政府は同会に対して十分に影響力を行使できる立場にあったこと、10 月措置においても強い影響力を行使したと認められること、韓国政府が、当時、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有しており、12 月措置の検討状況について随時把握し、債権者金融機関との接触を継続し、ドイツ銀行レポートの作成過程に韓国政府が介入していたこと、同会は当該レポートが政府の介入により変更されたことを知っていたと認められること、ハイニックスの悪化した財務状況、同会のハイニックスの対する内部格付の悪化等により 12 月措置への参加決定は商業的判断に基づくものとは認められなかったこと、12 月措置以前の措置に対する政府の関与等から総合的に判断すると、同会の与信決定には、韓国政府の関与があったものと考えることが適当である。また、同会が 12 月措置に参加するこれ以外の合理的な理由は認められない。

(365) 以上の事実から判断すると、K E B、ウリィ銀行、朝興銀行及びN A C F が 12 月措置への参加を決定するにあたって、韓国政府の関与があったものと認められる。なお、利害関係者から提出された資料は、いずれも 12 月措置への参加に関する商業的分析の妥当性を担保するための資料とはなり得ないものだった。

#### **2.9.2.2.4 民間団体を通じた資金面での貢献に関する事実認定**

(366) 12 月措置におけるK E B、ウリィ銀行、朝興銀行及びN A C F の措置は、韓国政府が直接おこなった場合であれば、「債務の出資転換」、「弁済期延長」及び「利払い債務の長期貸付への転換」であり、S C M 協定第 1 条 1.1(a)(1)(i)にいう資金の直接的な移転を伴う措置に該当する。

(367) 2002 年 12 月当時、ハイニックスの財務状況に改善は見られず、2001 年 10 月から引続きハイニックスは格付を「選択的債務不履行」に下げられたままであり、依然として商業市場から資金を得ることができない状況にあった。通常の商業的観点から見て、一般の商業市場においてハイニックスに投資や貸付を行う投資家は存在していなかったと認められる。

(368) そのような状況の下で、上記のK E B、ウリィ銀行、朝興銀行及びN A C F は商業的な判断に基づかない融資判断を行っていた。

- (369) 民間団体である金融機関が自発的に商業的判断に基づかない融資判断を行うことは通常考えられない。それらが商業的判断に基づかない融資判断をした場合、何らかの外的要因があったと考えることが合理的である。
- (370) 当時韓国には政府が銀行の個別営業行為に対して関与しうる法的枠組み等があったこと、KEB、ウリィ銀行及び朝興銀行については韓国政府が株式の全部又は大きな割合を所有していたこと、NACFについては準公的機関といえる存在であったことから、韓国政府はこれらの金融機関に対して十分に影響力を行使できる立場にあった。また、韓国政府はハイニックスを存続させるという政策的意図を有していた。その上で、韓国政府は、マイクロンへの売却交渉決裂後の2002年5月から開始されていたと見られる12月措置の検討状況について随時把握しており、債権者金融機関と接触を保っていた。さらに、韓国政府は、それら銀行が基礎としたドイツ銀行レポートの作成過程に介入し、ハイニックスの清算回避に関与していた。
- (371) また、以上の事実の他に、金融機関の意思決定に影響を及ぼし得る外的要因が存在したことについては調査の過程において確認されなかった。
- (372) 以上を踏まえると、KEB、ウリィ銀行、朝興銀行及びNACFによる商業的判断に基づかない融資判断は、韓国政府による関与に基づくものであると認めることが合理的である。
- (373) 12月措置当時ハイニックスが商業市場から資金を得ることができない状態にあったことから、この政府関与は上記債権金融機関による資金供給を可能とするための不可欠の要素であった。民間団体に対するこのような政府の関与行為は、SCM協定第1条1.1(a)(1)(iv)にいう委託・指示に該当すると評価することが適当である。
- (374) したがって、12月措置におけるKEB、ウリィ銀行、朝興銀行及びNACFの措置は、SCM協定第1条1.1(a)(1)(iv)にいう政府の委託・指示による資金面での貢献に該当する。

### 2.9.3. 利益

- (375) 上記の委託・指示に関する検討のとおり、12月措置の当時、ハイニックスは商業市場から資金供給を受けられる状況にはなかったと認められることから、ハイニックスは、公的機関及び政府の委託・指示に基づく

民間団体からの資金面での貢献により SCM協定第 1 条 1.1(b)にいう利益を受けたと認められ、本措置における政府又は政府の委託・指示を受けた民間団体の資金面での貢献は補助金に該当すると認められる。

(376) また、ハイニックスはそれまで累次の政府による補助金によって破綻を免れてきており、12 月措置はそれら補助金により保持された財務状況を基礎として実施されていると認められる。さらに、韓国政府は、大手半導体企業であるハイニックスの正常化を図ることを経済政策の一つとして位置づけ、ハイニックスを存続させるという政策的意図を有して、12 月措置の基礎とされたドイツ銀行レポートの作成過程に介入していたと認められることを踏まえれば、12 月措置自体が当時のハイニックスをめぐる商業市場から得られるものではなかったと認めることが合理的である。従ってこのような状況を前提とした資金面での貢献については、政府による委託・指示が認められなくても、これらを商業市場からの資金供給である（すなわち市場ベンチマークである）と認めることはできない<sup>470</sup>。

(377) なお、シティバンクについては、同行から質問状に対する回答書が回答期限までに提出されず同行の与信審査が適正に行われていたかどうかについては他の情報に依らざるを得ないところ、12 月措置自体の非商業性に加え、前述のとおり、韓国政府と密接な関係を有していること、ハイニックスに対する与信額も小さいこと<sup>471</sup>、ハイニックスの財務状況が格付が「選択的債務不履行」にまで引下げられるほど悪化していたこと等を勘案すると、シティバンクの 12 月措置への参加が商業市場からの資金供給に該当するものであると認めることはできない。したがって、シティバンクを市場ベンチマークとすることは不適當である。

#### 2.9.4. 特定性

(378) 12 月措置はハイニックスという特定企業に対する救済措置であることから、SCM協定第 2 条にいう特定性が認められる。

<sup>470</sup> 当局は、質問状を送付したその他の銀行のいずれも回答がなされなかったため、回答のあった銀行からの情報に依拠せざるを得ないが、これら情報は、前述のとおり、いずれも非商業的判断を行ったものであったことを示している。

<sup>471</sup> シティバンクは 12 月措置において 113 億ウォンの出資転換（韓国政府回答書 V-6-(8)）と [【秘密扱いのため不開示】]（ハイニックス回答書別紙 1-3-1）【秘密扱い】を実施。支援総額（債務の出資転換 [ ] ウォン（ハイニックス回答書別紙 2-4-3-4-1）【秘密扱い】及び債務の弁済期延長 2 兆 5,070 億ウォン（ハイニックス回答書証拠書類 1-7）の和）の約 0.9%に相当。

## 2.9.5. 補助金額及び相殺関税率

### 2.9.5.1. 債務の出資転換

- (379) 前述のように、12月措置当時、通常の商業的観点からハイニックスに追加的に投資や貸付を行う投資家は存在せず、よって、比較できる民間投資者による適当な出資が存在しなかったと認められる。このような状況下での出資は、当時の韓国内の民間投資者の出資に関する通常の慣行と適合するものではない。当時の状況は、合理的な期間内に投資収益を回収することができる状況であったとは考えられないことから、補助金額は出資額全額であると考えられる。
- (380) したがって、12月措置における公的機関及び政府による委託・指示を受けた民間団体による債務の出資転換により、ハイニックス社は、出資転換を受けた時点で5,090億ウォン<sup>472</sup>の補助金を受領した。
- (381) **2.3.2.2.2**の数式2により、2003年に配分される補助金額は、1,658億ウォンと計算される。

### 2.9.5.2. 債務の弁済期延長

- (382) 前述のように、12月措置の当時、債権者銀行による貸付と比較の対象となる通常の商業的貸付は存在しなかった。また、これまで検討した通り、通常の商業的観点からハイニックスに追加的に投資や貸付を行う投資家は存在していなかったと認められる。したがって、**2.3.2.2.1**の数式1に基づき基準利子率を算出し、当該貸付に対して実際に支払った額との差額を算出する。
- (383) その結果、12月措置における公的機関及び政府による委託・指示を受けた民間団体による債務の弁済期の延長により、ハイニックスは、2003年中に1,813億ウォンの補助金を受領したと計算されるが、この補助金は、補助金を受領した年である2003年に全て配分される。

### 2.9.5.3. 債務の利息の支払猶予のための元本化に伴う新規貸付

- (384) 前述のように、12月措置の当時、債権者銀行による貸付と比較の対象となる通常の商業的貸付は存在しなかった。また、これまで検討した通

---

<sup>472</sup> 計算後、単位未満は切り捨て。以下、この項(2.9.5)について、同じ。

り、通常の商業的観点からハイニックスに追加的に投資や貸付を行う投資家は存在していなかったと認められる。したがって、2.3.2.2.1 の数式 1 に基づき基準利子率を算出し、当該貸付に対して実際に支払った額との差額を算出する。

- (385) その結果、12 月措置における公的機関及び政府による委託・指示を受けた民間団体による債務の利息の支払猶予のための元本化に伴う新規貸付により、ハイニックスは、2003 年中に 16 億ウォンの補助金を受領したと計算されるが、この補助金は、補助金を受領した年である 2003 年に全て配分される。

#### 2.9.5.4. 補助金額及び補助金率

- (386) 12 月措置によりハイニックスの受領した補助金総額は、6,920 億ウォンであり、このうち 2003 年に配分される補助金額は、3,488 億ウォンである。また、補助金率は 9.6%である<sup>473</sup>。

#### 2.9.5.5. 相殺関税率

- (387) 12 月措置における相殺関税率は、調査対象期間である 2003 年 1 年間の、調査対象貨物の 256M b 換算 1 個あたりの C I F 価格に対する、調査対象貨物の 256M b 換算 1 個あたりの 12 月措置による補助金額のうち 2003 年に配分される額の比率である。これを算出すると 9.1%である。

### 第 10 節 補助金に関して認められた事実

- (388) ハイニックスに対する 6 つの救済措置において 2003 年にハイニックスに配分されたと認められた補助金額及び相殺関税率は、表 13 のとおりである。

表 13 措置別補助金額及び相殺関税率一覧表

措置名	2003 年に配分された補助金額	補助金率	相殺関税率
シンジケートローン	補助金なし	補助金なし	補助金なし

<sup>473</sup> 2003 年に配分される補助金額を 2003 年におけるハイニックス総売上高で除したもの。小数点 2 位以下は切り捨て。

KEICによる D/A担保借入に対する付保	計算せず	計算せず	計算せず
KDBによる社債引受	0 億ウォン	0%	0%
2001 年 5 月の措置	0 億ウォン	0%	0%
2001 年 10 月の措置	6,907 億ウォン	19.0%	18.1%
2002 年 12 月の措置	3,488 億ウォン	9.6%	9.1%
合計	1 兆 396 億ウォン	28.6%	27.2%

(注) 金額は、集計後単位未満切捨て。

### 第3 調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害に関する事実

#### 第1節 同種の产品及び本邦の産業に関する事実

##### 3.1.1. 同種の產品

- (389) S C M協定第 15 条 15.1 において、「損害の決定は、実証的な証拠に基づいて行うものとし、（ a ）補助金の交付を受けた產品の輸入の量及び当該輸入が国内市場における同種の產品の価格に及ぼす影響並びに（ b ）当該輸入が同種の產品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行う」こととされている。「同種の產品」については、同 15.1 注において、「この協定において『同種の產品』とは、同一の產品、すなわち、検討の対象となる產品とすべての点で同じである產品又は、そのような產品がない場合には、すべての点で同じではないが当該產品と極めて類似した性質を有する他の產品をいうものと解する。」とされている。
- (390) 本調査における調査対象貨物は、韓国においてハイニックスにより前工程が行われたウェハー、ダイ、D R A M 単体及びモジュール等、主としてエレクトロニクス製品の記憶装置に用いられるメモリであり、入出力形式、集積度又はパッケージ若しくは組立の形式は問われない D R A M である。
- (391) 当該調査対象貨物である D R A M の「同種の產品」の範囲の認定にあたっては、本邦において前工程が行われた D R A M（以下「本邦の D R A M」という。）を含むその他の D R A M について、物理的特性、用途、製造工程、代替性、流通形態、産業上の使用者の認識、価格及び関税分類の観点から分析を行い総合的に判断することとする。

##### 3.1.1.1 物理的特性

- (392) D R A M は、電源が入っている時だけ記憶し、電源が切れると記憶内容が失われる性質を有する（これを揮発性（volatile）と呼ぶ。）記憶装置である。新しい情報の書き込み、書き換え、読み出しがいつでも可能だが、電源が入っていても時間とともに記憶情報が自然に失われる性質を持っており、一定の時間間隔で記憶内容の保持（リフレッシュ）が

必要となる。このため、「記憶保持動作が必要な随時書き込み及び読み出しが可能な半導体メモリ」とも呼ばれる。

- (393) DRAMにおける情報の蓄積は、二進法の「0」と「1」という2種類の情報に分けて、コンデンサとトランジスタから構成されるメモリセルにおいてなされる。DRAMには、標準型のDRAMのほかに、FPM、EDO、SDRAM、RDRAM、DDR、DDR、Mobile RAMなどのタイプがあるが、情報の蓄積がメモリセル構造の下になされている点は共通している。また、モジュールについても、SIMM、DIMM、SO-DIMMなどの種類がある（別紙1参照）。
- (394) また、DRAMへ記憶される情報量はビット（bit：コンピュータで扱うデータの最小単位）で示され、1個のDRAMに蓄積されるビットの記憶容量がDRAMの集積度であり、1メガビット、4メガビット、16メガビットと4の倍数ごとに容量は増加している。この集積度の向上は、微細化技術の進歩によるもの<sup>474</sup>であり、現在は、256メガビット、512メガビット、1ギガビットと集積度はさらに拡大し大容量化している。なお、モジュールはDRAM単体の集合バイト（bite：1ビットを8倍した情報量）で示され、256メガバイト、512メガバイトといった集積度で分類されている。

### 3.1.1.2 用途

- (395) DRAMは、コンピュータ分野、民生分野、通信分野及び自動車分野の主要電子機器の主要記憶装置部品として幅広く使用されている（別紙2参照）。世界で生産されるDRAMの約8割がコンピュータ分野に出荷されているのは事実であるが<sup>475</sup>、用途別に生産がされているわけではなく、一般的に汎用品として認識されている<sup>476</sup>。

### 3.1.1.3 製造工程

- (396) DRAMの製造工程は、「前工程」と「後工程」の二工程に大別される<sup>477</sup>。

<sup>474</sup> 「やさしくわかる半導体」92頁（㈱日本実業出版社・発行）

<sup>475</sup> 「Deutsche Bank Groupレポート」（2005年1月20日 エルピーダメモリ(6665)）18頁、「ICガイドブック」30頁（（社）電子情報技術産業協会・発行）

<sup>476</sup> エレクトロニクス用語辞典（トランジスタ技術編集部編）、富士通㈱Spansionガイドブック、㈱アドバンテスト・プレスリリースにおいて、DRAMは汎用メモリとして記述されている。

本邦生産者回答書A-8、産業上の使用者回答書A-1(9)でDRAMの最終用途を確認した。その内、㈱東芝、《国内生産者名》からは生産するDRAMが汎用品である旨回答【秘密扱い】されている。

<sup>477</sup> 本邦生産者回答書A-5（DRAMの生産工程）、「ICガイドブック」58～69頁（（社）電子情報技術

- (397) 「前工程」は、拡散工程ともいわれ、シリコンウェハーと呼ばれる薄い円盤状のシリコン単結晶基盤の表面に、リソグラフィと呼ばれる写真製版の技術を用いて、微細なIC回路パターンを焼き付ける工程である。ウェハーに形成された膜を必要な部分だけを残し、不要な部分を除去するエッチング（蝕刻）技術を繰り返すことで、ミクロン以下の超微少なトランジスタ、キャパシター、ダイオード及び抵抗を形成する。このようなIC回路は、設計されたパターンが形成されるまで、ウェハー上に複層的に形成される。本工程は高度に精密な工程であり、清潔な環境下での作業が要求されるとともに、オートメーション工程下で作業が進められることから、極めて資本集約的である。
- (398) 「後工程」は、前工程で完成したウェハーを寸法に合わせて1個1個のダイに切り分け、パッケージ封入、リード加工等の作業を行いDRAM単体として完成させる工程である。本工程は、基本的に自動化されているが、DRAMの組立及び検査工程であり、前工程ほど資本集約的性格が強くないので、人件費等のコスト削減を目的に後工程設備を持つ海外企業へ委託されることもある。
- (399) 後工程においてパッケージされたDRAM単体をプリント回路基板上に実装する工程を「モジュール組立」という。
- (400) 各工程の付加価値の割合については、前工程が70%以上、後工程が20%から25%程度、モジュール組立が5%程度であり、前工程に係る生産価値の比重が大きい<sup>478</sup>。
- (401) DRAMは基本的に汎用品であることから、ウェハー1枚当たりからどれだけ良品のダイが確保できたかという歩留まり（良品率）が重要であり、その歩留まりを向上させることにより、生産量（取得ダイ個数）も増加し、企業が事実上負担する製造コストが低減することとなる（別紙3参照）<sup>479</sup>。DRAM産業においては、その製造工程において常に技術改良、

---

産業協会・発行)

<sup>478</sup> 「半導体のすべて」158頁（株日本実業出版社・発行）によれば、前工程と後工程の設備投資額は、それぞれ80%と20%とされている。また、《企業名》社の《資料名》【秘密扱い】及び《資料名》【秘密扱い】のコスト割合（エルピーダメモリ株から提出された「ハイニックスセミコンダクター社製半導体DRAMに対する相殺関税賦課に係る調査のための質問状に対する回答書」（以下「エルピーダメモリ株回答書」という。）別添資料D9-3【秘密扱い】）から、前工程の割合が約75%~82%、後工程の割合が18%~25%と推計されるほか、国内生産者の認識としても、各工程へのコスト割合は前工程の付加価値75%、後工程の付加価値20%、モジュール組立の付加価値5%とされている（《国内生産者名》現地調査報告書）【秘密扱い】ことから判断した。

<sup>479</sup> 「やさしくわかる半導体」200頁（株日本実業出版社・発行）

技術革新を行うことがその存立基盤として極めて重要な要素である。

#### 3.1.1.4 代替性

##### 3.1.1.4.1 地域及び企業の違いによるDRAMの代替性

- (402) 本邦のDRAM、韓国において前工程が行われた調査対象貨物以外のDRAM（以下「他の韓国社製のDRAM」という。）、本邦及び韓国以外の国において前工程が行われたDRAM（以下「第三国社製のDRAM」という。）のそれぞれについて、調査対象貨物との間で代替性を有するかどうか、また、他の韓国社製のDRAMと第三国社製のDRAMの間で代替性を有するかどうかについても同様に調査した。
- (403) 生産者、輸入者及び産業上の使用者からの回答によると、その8割以上が調査対象貨物、本邦のDRAM、他の韓国社製のDRAM及び第三国社製のDRAMとの間に、相互に代替性があり、それぞれ競合すると回答しており、また代替性がないとした回答についても原産地の違いによる物理的代替性を根拠としたものではなかったところから（別紙4参照）、調査対象貨物、本邦のDRAM、他の韓国社製のDRAM及び第三国社製のDRAMのいずれの間においても代替性があると認められる。

##### 3.1.1.4.2 種類及び機能の異なるDRAMの代替性

- (404) DRAMを搭載するPCや携帯電話などの電子機器の市場は多数の競合製品が頻繁にモデルチェンジを繰り返しながら競争する特性を有している。一つ一つの製品のライフサイクルは一般に短く、例えば、PCを例に挙げれば、通常、半年（春・秋）ごとに新製品が発売されるため、DRAM生産者は、新製品の開発に合わせて搭載するDRAMの適合性評価を産業上の使用者となるPC製造企業から受ける必要がある<sup>480</sup>。この適合性評価は、PC以外の家電製品分野も同様であり、各生産者は製品サンプルを産業上の使用者に提示し、搭載機器の用途に適合するかを生産者側と協議している。したがって、各産業上の使用者とも新製品の設計を恒常的に行いながら新製品に使用するDRAMの種類及び機能を決定していく。
- (405) 標準的なDRAMの製造工程は、インターフェース等種類及び機能が異なっても同一であり、回路パターン等の設計の変更を行う必要はある

<sup>480</sup> 《国内生産者名》回答書D-1【秘密扱い】

が、製造設備は同一のものが用いられる。また、V R A M、S G R A M といった特別の機能を有する D R A M であっても、製造工程は実質的には同じである。一般的に D R A M の製造設備は全ての種類の D R A M 製品の生産への対応が可能であり、生産品目の変更は、生産品目の回路パターンの切替えで可能となる。したがって、D R A M の種類に応じた異なる製造設備が必要となることはない。製造設備における生産品目の回路パターンの切替えにかかる所要期間は、既に回路の設計が行われていれば、前工程で [ ] ~ [ ] 程度である。また、後工程については、品目の変更は [ ] 程度の期間を要すれば変更が可能である。なお、同じ製造設備で D R A M から他のメモリ製品へと生産を切替えた場合においても、D R A M から他の D R A M に切り替えた場合と同様の期間で行われている<sup>481</sup>。

- (406) 本邦の生産者、輸入者<sup>482</sup>及び産業上の使用者に対して質問状により確認したところ、D R A M の物理的特性の中で最も代替性の度を低下させる度合いが大きい特性はインターフェースの違いであり、次いで画像などの特殊機能の有無が続く(別紙5参照)。集積度、処理速度及びビット構成の違いは前の2つの物理的特性に比べれば代替性を低下させる度合いは小さい。D R A M の種類及び機能の中で代替性に最も強い影響を与えるインターフェースについても、約半数の産業上の使用者は、設計変更をすれば代替可能であると回答しており、製品を設計する段階では代替性があると認められる。なお、複数のインターフェースに対応するメモリコントローラーや複数のインターフェースに対応可能なメモリコントローラーを内蔵した C P U が存在<sup>483</sup>しており、インターフェースが異なっても代替性を有する場合もある。

<sup>481</sup> 《国内生産者名》現地調査報告書によれば、生産設備は汎用機械であり、多種類の D R A M 製造が可能、回路パターンの切替えには約2ヶ月間を必要としている。(《国内生産者名》現地調査報告書)

【秘密扱い】

《国内生産者名》回答書 E-2 によれば、D R A M と同一プロセスによるデバイスであれば、既に生産をしている製品の場合には [【秘密扱いのため不開示】] で切替えは可能としている。【秘密扱い】

《国内生産者名》回答書 E-2 によれば、前工程において切替えに要する日数で [【秘密扱いのため不開示】]、後工程で [【秘密扱いのため不開示】] としている。【秘密扱い】

《国内生産者名》回答書 E-2 [【秘密扱いのため不開示】]。【秘密扱い】

<sup>482</sup> ハイニックスの日本子会社である(株)ハイニックス・セミコンダクター・ジャパンを含む。

<sup>483</sup> 複数のインターフェースに対応可能なメモリコントローラー等の市場における販売実例(エルピーデータメモリ(株)への「ハイニックス社製 D R A M に対する相殺関税調査に係る現地調査」(以下「エルピーデータメモリ(株)現地調査」という。)提出資料 27)

- ・ アイチップス・テクノロジー(株): SDRAM 対応フレームメモリーコントローラー LSI IP00C160
- ・ Intel Corporation : Mobile Intel 915GM Express Chipset , Intel 915GV Express Chipset
- ・ アルテラ社 : Stratix
- ・ XILINX 社 : Virtex
- ・ AMD 社 : Alchemy Au1200 processor
- ・ NEC エレクトロニクス(株) : VR4181
- ・ トランスメタ社 : TM5400/5500/5600/5800

- (407) 多数の製品が頻繁にモデルチェンジを繰り返すDRAM使用機器の市場特性、また、生産品目の切替えにおける回路パターンの変更に要する期間は長くても[ ]程度であることを考慮した場合、DRAMは、その種類及び機能にかかわらず代替性があると認められる。

### 3.1.1.5 流通形態

- (408) 我が国におけるDRAMの取引は、本邦のDRAMの生産者及び海外で生産されたDRAMの輸入者により、産業上の使用者となる本邦の電気機器製造企業（PC製造企業、家電製造企業、電子部品製造企業含む。）、半導体関係を扱う専門商社及びコンピュータ部品の販売業者に対して直接販売される場合又は当該生産者や輸入者の販売代理店を經由して間接的に販売されている場合に大きく分けられる。
- (409) これらの取引は、生産者又は輸入者等の供給者により、産業上の使用者が求めるDRAMの適合性評価をあらかじめ行った上で一定量を定期的に取り引する定期販売契約によるものが一般的である<sup>484</sup>が、特段の適合性評価は行われず、一定の性能を有するDRAMを不定期に取り引するいわゆるスポット取引も行われている<sup>485</sup>。
- (410) 販売されるDRAMは、ウェハー又はダイとしてそのまま産業上の使用者に販売される場合もあるが、通常はDRAM単体又はモジュールとして取引されている。
- (411) また、産業上の使用者が大手PC製造企業の場合には、あらかじめ指定された供給者のDRAMを当該PC製造企業に預託し、個別契約毎に在庫から払い出す方式を採用している場合がある<sup>486</sup>。こうした取引は本邦生産者及び輸入者も行っている<sup>487</sup>。
- (412) これらのDRAMの取引形態に関し、調査対象貨物、本邦のDRAM、他の韓国社製のDRAM及び第三国社製のDRAMの取引形態で違いは

<sup>484</sup> 《国内生産者名》回答書別添資料D-1-(1)【秘密扱い】、《国内生産者名》回答書D-1-(1)【秘密扱い】

<sup>485</sup> 本邦生産者回答書D-3【秘密扱い】、輸入者回答書C-3【秘密扱い】  
本邦前工程生産者の国内市場におけるスポット販売については、《国内生産者名》は[ ]%、(株)東芝が2001年度約10%をスポット販売しており、その他の国内生産者からはスポット販売は行っていない旨の回答があった。（本邦生産者回答書D-3）【秘密扱い】

一方、輸入者においては、《輸入者名》は、2001年度[ ]%、2002年度[ ]%、2003年度[ ]%をスポット販売しており、《輸入者名》及び《輸入者名》からはスポット販売をしていない旨の回答があった。（輸入者回答書C-3）【秘密扱い】

<sup>486</sup> 《国内生産者名》回答書D-1【秘密扱い】

<sup>487</sup> 《国内生産者名》現地調査報告書【秘密扱い】、《輸入者名》《資料名》【秘密扱い】

認められなかった。

#### 3.1.1.6 産業上の使用者の認識

- (413) 産業上の使用者に対して、本邦のDRAM、他の韓国社製のDRAM、及び第三国社製のDRAMそれぞれと、調査対象貨物の中で製品特性の違いについて認識しているかどうかを質問したところ、8割程度の産業上の使用者が製品特性の違いはないと回答している（別紙6参照）。
- (414) 車載用DRAM使用製品や低電圧動作品の製品特性についての相違が指摘されたが、調査の結果これらについても調査対象貨物と本邦のDRAMとの競争関係が確認された。また、製品レンジの違いを指摘する回答も見られたが、後述するDRAMを購入、輸入する際に重視する要因分析において、産業上の使用者からの回答ではDRAMの製品レンジの違いをほとんど重視していないとする事実が明らかとなっており、これらの指摘の重要性は低いものと認められる。
- (415) 以上の点、また、既に代替性で検証したところから、産業上の使用者は、原産地によるDRAMの製品特性の差を一般に認識していないと認められる。
- (416) また、輸入・購入条件についても、産業上の使用者の7割程度が調査対象貨物と本邦のDRAM、他の韓国社製のDRAM及び第三国社製のDRAMとの間の違いはないと回答している（別紙6参照）。
- (417) さらに、産業上の使用者がDRAM購入に当たり重視する項目について調査を行った。回答者は価格・品質・性能・供給安定性・納期・製品レンジ・テクニカルサポート・その他の項目から重視する上位3項目を順序とともに選択することが求められた。その結果、価格を最も重視するとした回答が64社中29社で他の要因に比べ最も多かった。また、最も重視する項目に3点、2番目に重視する項目には2点、3番目に重視する項目には1点を与えて合計すると、価格が115点と産業上の使用者にとってDRAM購入にあたり最重要な項目となっており、ついで、品質が83点、供給安定性が70点、性能が54点という順であった（表3-1-1参照）。

表 3-1-1 D R A Mを購入、輸入する際に重視する要因

要因	最も重要	2番目に重要	3番目に重要	合計
	点 数			
価格	87	20	8	115
性能	39	12	3	54
品質	36	40	7	83
供給安定性	18	28	24	70
納期	6	22	19	47
製品レンジ	0	4	0	4
テクニカルサポート	0	0	0	0
その他	6	4	3	13

- (418) 以上の調査結果から産業上の使用者の認識については以下のとおりまとめることができる。
- (419) 価格に次いで、性能、品質を最も重要な要因として挙げた産業上の使用者が多かったものの、調査対象貨物と本邦のD R A Mの間、調査対象貨物と他の韓国社製のD R A Mの間、調査対象貨物と第三国社製のD R A Mの間のそれぞれにおいて性能、品質等を含む製品特性の差異は一般に認識されていない。また、輸入・購入条件の差異を認める生産者、産業上の使用者が少数ながら存在するものの、D R A M購入、輸入の判断にあたってこれらの条件は重視されていない。
- (420) これらの点から、産業上の使用者は、価格を最重要基準としてD R A Mの購入、輸入の決定を下していると認められる。

### 3.1.1.7 価格

- (421) D R A Mの価格は、高集積度・高性能の新たなD R A Mは、その市場の導入段階において価格は高く、その後、供給量の増加とともに当該製品の価格は急速に下がった後、安定局面を迎え、汎用品化していく<sup>488</sup>。
- (422) また、上記のとおり、産業上の使用者はD R A Mの購入に当たって価格を最も重視していることから、日本国内市場におけるD R A M間の競争については、その原産地を問わず、価格を最も重視した形で行われているものといえる。
- (423) 3.1.1.5 で述べたとおり、我が国におけるD R A Mの国内販売取引は、

<sup>488</sup> 「やさしくわかる半導体」100頁（株）日本実業出版社・発行）、エルピーダメモリ(株)回答書 D-9

定期契約販売取引が主であり、その他不定期のスポット販売も行われているが、取引におけるDRAMの価格については、定期契約販売取引においても価格は拘束されておらず、その時期のスポット価格及び他社の提示価格の状況により変動する。スポット価格の動向はそれぞれインターネット上や新聞紙上で公表されており<sup>489</sup>、販売価格の見直しも月単位、週単位で行われている。

- (424) このように、スポット価格等の動向は、他のDRAMの販売価格に直ちに反映されることが確認されている。また、この場合に重視されるのは価格であり、供給数量はいずれの情報においても特段の問題とされていないと認められる。

### 3.1.1.8 関税分類

- (425) 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表において、ウェハー、ダイ及びDRAM単体はHSコード第8542.21号の集積回路のうちのデジタル式のモノシリック集積回路<sup>490</sup>に分類される。DRAMモジュールで自動データ処理機械又はこれを構成する機械に使用する部分品及び附属品は、HSコード第8473.30号に分類されている。

- (426) DRAMはウェハー、ダイ及びDRAM単体とモジュールにより異なる関税分類の号に分類されるが、これは、DRAMが他の半導体製品と同様に単独で製品の形状をしている場合、又は、モジュールのように組み込まれる製品の部分品としての形状をしている場合というDRAMの形状の違いに応じて分類されたものである。したがって、関税分類番号の違いがDRAM製品としての一体性を否定するものではないと認められる。

### 3.1.1.9 結論

- (427) 以上のように、物理的特性、用途、製造工程、代替性、流通形態、産業上の使用者の認識、価格及び関税分類の観点から分析を行った結果、調査対象貨物と本邦のDRAM、他の韓国社製のDRAM及び第三国社製のDRAMの間に大きな相違点はなく、極めて類似した性質を有するものと判断されることから、「同種の産品」として認められる。

<sup>489</sup> 産業上の使用者回答書B-5、B-6により、価格決定及び見直しの参考として、インターネット情報及び経済紙の市況を参考としている旨の回答がされている。

<sup>490</sup> 半導体材料の基本的には内部又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）を生成させ、かつ、不可分状態にした回路。関税定率法別表 関税率表第八五類 類注

### 3.1.2. 本邦の産業

- (428) 相殺関税に関する政令（平成6年政令第415号）第2条第1項において、「（関税定率）法第7条第1項に規定する本邦の産業とは、当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における総生産高に占める生産高の割合が相当の割合以上である本邦の生産者をいうものとする。」と規定されており、ここでいう相当の割合については、「相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」5.（1）において、「相殺関税政令第2条第1項（中略）に規定する「相当な割合」は、50%とする。」と規定されている。
- (429) 今回の調査において、補助金の交付を受けた調査対象貨物の輸入による実質的な損害の範囲を定めるための「国内産業（本邦の産業）」は、調査対象貨物が韓国内においてハイニックスにより前工程が行われたDRAMであることから、日本国内における当該調査対象貨物と対照的な同種の貨物の範囲を考慮し、日本国内において前工程が行われたDRAMの国内における総生産高に占める生産高の割合が50%以上である国内生産者である。
- (430) DRAMには、ウェハー、ダイ、DRAM単体及びモジュール等が含まれることから、ここでいう国内生産者は、本邦において前工程を行ってウェハーを生産する国内前工程生産者、本邦において前工程が行われたウェハーを後工程し、ダイ又はDRAM単体を生産する国内後工程生産者及び本邦において前工程が行われたDRAM単体をモジュール組立する国内モジュール生産者である。
- (431) 調査当局においては、調査開始決定時において、2001年4月から2004年3月までの調査対象期間に本邦においてDRAMを生産し又は生産能力があると推定された28社に対して質問状を送付した。回答によれば、調査対象期間において、7社が国内で前工程を、5社が後工程を、2社がモジュール組立を行ってDRAMを生産していた<sup>491</sup>。9社については、国内生産者とは認められなかった<sup>492</sup>。残りの5社については質問状の回答そ

<sup>491</sup> 国内前工程生産者である7社は、エルピーダメモリ(株)、マイクロンジャパン(株)、(株)東芝、三菱電機(株)、沖電気工業(株)、三洋電機(株)及び(株)ルネサステクノロジであり、国内後工程生産者である5社は、(株)アキタ電子システムズ、《国内生産者名》、日立電線(株)、山口日本電気(株)及び(株)ルネサス長野セミコンダクタであり、国内モジュール生産者である2社は、(株)ルネサス東日本セミコンダクタ及び《国内生産者名》である。また、国内前工程生産者であって、後工程及びモジュール組立も行っている者については前工程生産者とした。

<sup>492</sup> 国内生産者とは認められなかった9社は、調査対象期間に生産を行っていなかった《回答企業名》及びセイコーエプソン(株)の2社、国内に自社工場を有さない《回答企業名》、(株)シーマ・ラボラト

のもの又は国内生産に係る回答が提出されなかったことから、国内生産者かどうか確認ができなかった<sup>493</sup>。

(432) 回答のあった 7 社の前工程生産者、5 社の後工程生産者及び 2 社のモジュール生産者からなる国内生産者の生産高を本邦の総生産高と比較するに際しては、他に国内生産者と確認された企業がないことから、これらの生産高は 100%を占めるものとも考えられるが、質問状の回答そのもの又は国内生産に係る回答が提出されなかった 5 社が国内生産を行っているものと仮定して、これら 5 社の生産高を総生産高の分母に含め推計<sup>494</sup>した。その結果、国内生産者として認められる回答のあった者が生産する D R A Mの本邦の総生産高に占める生産高の割合は 63%を占め、国内における総生産高に占める生産高の割合が 50%以上であった。したがって、これらの者が本調査において国内産業（本邦の産業）を構成する国内生産者に該当すると認められる。

(433) 次の表は、今回の調査において、国内産業（本邦の産業）を構成する国内生産者として認められた本邦の生産者の申請に対する支持の状況、生産内容の別（前工程、後工程及びモジュール組立）及び 2003 年度の本邦の総生産高に占める生産高の割合を示したものである（別紙 7 参照）。

---

リー、(株)ハギワラシスコム及び(株)アイ・オー・データ機器の 4 社、国内生産を行っていないとの回答をしたシャープ(株)、ヤマハ鹿児島セミコンダクタ(株)及びダイヤテック(株)の 3 社であった。

<sup>493</sup> 質問状の回答そのものの提出がなかった者はプリンストン・テクノロジー(株)、エレコム(株)、(株)グリーンハウス、サンマックス・テクノロジー(株)の 4 社であり、国内生産にかかる回答の提供がなかった者は(株)バッファロー1 社であった。

<sup>494</sup> 質問状の回答そのもの又は国内生産にかかる回答が提出されなかった 5 社（プリンストン・テクノロジー(株)、エレコム(株)、(株)グリーンハウス、サンマックス・テクノロジー(株)及び(株)バッファロー）については、各社ホームページにおける会社情報及び製品情報から、D R A M製品の前工程生産者又は後工程生産者ではなく、仮にこれらの企業が D R A Mを生産していたとしてもモジュール生産者に位置づけられるものと推定されること、またいずれも、2003 年度の売上高規模（帝国データバンク企業情報を参照）で同じくモジュール生産者である(株)ルネサス東日本セミコンダクタを下回っていることから、(株)ルネサス東日本セミコンダクタの生産高【秘密扱い】を代用し、本邦の総生産高を算出した。

(株)バッファロー ホームページ <http://www.buffalo.melcoinc.co.jp/products/index.html>

プリンストン・テクノロジー(株) ホームページ：<http://www.princeton.co.jp/product/top.html>

エレコム(株) ホームページ：<http://www2.elecom.co.jp/index.html>

(株)グリーンハウス ホームページ：<http://www.green-house.co.jp/products/index.html>

サンマックス・テクノロジー(株) ホームページ：<http://www3ei.co.jp/SanMax/products/index.html>

表 3-1-2 国内産業の状況（2003 年度）

（単位：256Mb 換算千個）

生産者名	生産内容の別	本邦の総生産高に占める生産高及びその割合	申請に対する支持の状況 <sup>495</sup>
エルピーダメモリ(株)	前工程、後工程及びモジュール	[ ] ( [ ]%)	申請者
マイクロンジャパン(株)	前工程	[ ] ( [ ]%)	申請者
(株)東芝	前工程及び後工程	[ ] ( [ ]%)	[【秘密扱いのため不開示】]
沖電気工業(株)	前工程	[ ] ( [ ]%)	[【秘密扱いのため不開示】]
三洋電機(株)	前工程及び後工程	[ ] ( [ ]%)	[【秘密扱いのため不開示】] <sup>496</sup>
三菱電機(株) <sup>497</sup>	前工程及び後工程	[ ] ( [ ]%)	[【秘密扱いのため不開示】] <sup>498</sup>
(株)ルネサステクノロジ <sup>499</sup>	前工程及び後工程 <sup>500</sup>	< [ ] >	

<sup>495</sup> 申請に対する支持の状況については、国内法令上、国内生産者であって、相殺関税を課することの求めがあった日の直近 6 ヶ月前の日以後に、調査対象貨物又はこれと同種の貨物を輸入した者又は調査対象貨物の供給者若しくは輸入者等と直接若しくは間接に支配関係にある者を「本邦の生産者」に位置付ける基準として、それぞれ、主たる事業が同種の貨物の国内における生産であるかどうか、又は、他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないかを判断するに当たっての考慮事項の一つとされている。（相殺関税政令第 2 条第 2 項ただし書、相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン 5（4））なお、本欄は参考として掲げたものであり、SCM 協定上の調査開始要件（国内生産者の申請書の支持）は、調査開始決定時において申請者 2 社のみにより満たされていることを確認している。

<sup>496</sup> 三洋電機(株)は、申請に対する支持の状況については [【秘密扱いのため不開示】]。なお、調査対象期間中の同社の輸入実績は [【秘密扱いのため不開示】]。（三洋電機(株)から提出された「ハイニックスセミコンダクター社製半導体 DRAM に対する相殺関税賦課に係る調査のための質問状」への回答（以下「三洋電機(株)回答書」という。）一般的説明）【秘密扱い】

<sup>497</sup> 三菱電機(株)は、2003 年 3 月に DRAM 事業に係る販売権をエルピーダメモリ(株)に譲渡し、DRAM 事業から撤退した（三菱電機(株)から提出された「ハイニックスセミコンダクター社製半導体 DRAM に対する相殺関税賦課に係る調査のための質問状への回答書送付について」（以下「三菱電機(株)回答書」という。）B-2 別紙）ため、2003 年度の [【秘密扱いのため不開示】]。【秘密扱い】

<sup>498</sup> 三菱電機(株)は、2003 年 3 月に DRAM 事業に係る販売権をエルピーダメモリ(株)に譲渡した（三菱電機(株)回答書 B-2 別紙）関係で、2003 年度においては、生産実績 [【秘密扱いのため不開示】]、輸入実績 [【秘密扱いのため不開示】] が存在するが、調査対象期間である 3 年間の生産実績と輸入実績を比較した場合、生産実績が輸入実績の [【秘密扱いのため不開示】] であること及び申請に対する支持の状況について [【要約：支持の状況についての記述】] ことから、本邦の産業として含めることとした。（三菱電機(株)回答書一般的説明）【秘密扱い】

<sup>499</sup> (株)ルネサステクノロジは、[【秘密扱いのため不開示】]。【秘密扱い】したがって、その生産高については [【秘密扱いのため不開示】] とした。

<sup>500</sup> 生産高の積算については、最終製品となった時点で前工程、後工程及びモジュール組立の各工程別にカウントしている。当該企業における後工程及びモジュール組立は、[【秘密扱いのため不開示】]。したがって、[【秘密扱いのため不開示】]。【秘密扱い】

(株)アキ電子システム <sup>500</sup>	後工程 <sup>500</sup>	< [ ] >	
山口日本電気(株)	後工程 <sup>500</sup>	< [ ] >	
(株)ルネサス長野セミコンダクタ	後工程 <sup>500</sup>	< [ ] >	
日立電線(株)	後工程 <sup>500</sup>	< [ ] >	
《国内生産者名》	後工程 <sup>500 501</sup>	< [ ] >	
(株)ルネサス東日本セミコンダクタ	モジュール <sup>500</sup>	< [ ] >	
《国内生産者名》	モジュール <sup>500</sup>	< [ ] >	
計		[ ] ( 63.00% )	
質問状の回答及び国内生産に係る回答の提出が なかった5社(推計)		[ ] ( 37.00% )	
合計		[ ] ( 100.00% )	

## 第 2 節 本邦産業の被った実質的損害に関する事実

### 3.2.1. 調査において使用した指標

(434) 我が国の貿易統計においては、ウェハー、ダイ及びD R A M 単体については国別の輸入数量及び輸入金額について把握することが可能であるが、モジュールについてはD R A M に特定した分類がされていないこと、個々のD R A M の生産者、種類、集積度等の詳細までの把握ができないこと、数量の単位につき個数単位のみを用いており、これのみでは適切な分析が不可能であったことから、利害関係者等への質問状に対する回答に基づき分析を行った。

(435) 具体的には、D R A M の生産量に係る指標については、D R A M の種類、集積度といった主要タイプ別に収集し、また、調査対象貨物又は同種の貨物の輸入及び国内販売については、各生産者又は輸入者の一取引ごとの輸入又は国内販売データを収集し、比較分析を行った。なお、D R A M は一般的にD R A M 単体又はモジュールとして取引されており、ウェハー、ダイとしてそのまま産業上の使用者に販売される場合はほとんどないことから、販売にかかる分析においては、D R A M 単体及びモジュールについて分析した<sup>502</sup>。さらに、本邦の産業の損害にかかる財務関係指標については、調査当局が入手できた範囲において、本邦において

<sup>501</sup> 《国内生産者名》については、[【秘密扱いのため不開示】]も行っている。(《国内生産者名》から提出された「本邦の生産者に対する質問状」の回答 D-1)【秘密扱い】

<sup>502</sup> 調査対象貨物における国内販売に占めるウェハー及びダイの割合(256Mb 換算ベース)  
2001 年度：[ ]%、2002 年度：[ ]%、2003 年度：[ ]% (株)ハイニックス・セミコンダクター・ジャパンから提出された「ハイニックスセミコンダクター社製半導体D R A M に対する相殺関税賦課に係る調査のための平成 16 年 9 月 24 日付け質問状に対する回答」(以下「(株)ハイニックス・セミコンダクター・ジャパン回答書」という。)C-1)【秘密扱い】

前工程が行われた D R A M に限定した指標を用いて分析した。

- (436) また、D R A M の生産、輸入、販売、需給等における各数量の単位については、D R A M の固有の単位となる「メガビット (Mb)」又はモジュールの場合の「メガバイト (MB) (1 メガバイト = 8 メガビット)」単位を基本とした (一般的な D R A M のデータについてもメガビット単位を用いている)。メガビットによる数量については、調査対象期間において 256Mb D R A M が国内販売の中心であったことから、国内損害を検証するに当たり、256Mb に換算した数値を基本とした<sup>503</sup>。

### 3.2.2. 本邦における D R A M 輸入の推移

#### 3.2.2.1 調査対象貨物の輸入量の推移

- (437) S C M 協定第 15 条 15.2 において、「調査当局は、補助金の交付を受けた製品の輸入の量については、当該輸入が絶対量において又は輸入加盟国における生産若しくは消費と比較して相対的に著しく増加したか否かを考慮する」とされている。
- (438) まず、「調査対象貨物の輸入量が絶対量において著しく増加したか」という点について分析してみると、以下の表のとおり、調査対象貨物の輸入量が、調査対象期間である 2001 年度から 2003 年度の変化率で 191.0% と大幅な伸びを示しており、当該輸入が絶対量において著しく増加したと言える。

表 3-2-1 調査対象貨物の輸入量の推移

(単位：256Mb 換算千個)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化率
調査対象貨物の輸入量	[100]	[126]	[291]	+ 191.0%

(出所) 輸入者からの回答

[ 2001 年度を 100 とする指数 ]

- (439) 次に、「調査対象貨物の輸入が消費と比較して相対的に著しく増加したか」という点について、調査対象期間における国内総需要の伸び率と

<sup>503</sup> 「Deutsche Bank Group レポート」(2005 年 1 月 20 日 エルピーダメモリ(6665))9 頁  
2001 年 11 月 14 日半導体産業新聞(エルピーダメモリ(株)現地調査提出資料 7)、2001 年 10 月 18 日イン  
フィニオンテクノロジーズジャパン(株)ホームページ掲載記事(エルピーダメモリ(株)現地調査提出資料 7)

比較してみると、以下の表のとおり、国内総需要の伸び率が + 105.5%であるのに対して、調査対象貨物の国内販売量の伸び率は、+ 188.8%と国内総需要の伸び率を上回っている。したがって、調査対象貨物の輸入が消費と比較して相対的に著しく増加したと言える。一方で、調査対象期間における本邦の D R A M の国内販売量の伸び率は + 94.3%と国内総需要の伸び率を下回っている。

表 3-2-2 調査対象貨物の国内販売量の推移

(単位：256Mb 換算千個)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化率
調査対象貨物の国内販売量	[100]	[122]	[289]	+ 188.8%
非調査対象輸入貨物 <sup>504</sup> の 国内販売量	[100]	[ ]	[186]	+ 85.7%
国内総需要 <sup>505</sup>	[100]	[122]	[205]	+ 105.5%
その他同種の貨物 <sup>506</sup>	[100]	[17]	[0]	-
本邦の D R A M の国内販売量	[100]	[126]	[194]	+ 94.3%

(出所)国内生産者及び輸入者からの回答

[ 2001 年度を 100 とする指数。逆計算を防ぐため、[ ] の指数は秘密扱い。 ]

- (440) これを市場占拠率から見ると、3.2.3.3 の表に示したとおり、調査対象貨物は 2001 年度[ ]%から 2003 年度には[ ]%と本邦における市場占拠率を大幅に拡大していることが認められる。

### 3.2.2.2 調査対象貨物の輸入が本邦の同種の製品の価格に及ぼす影響

- (441) S C M 協定第 15 条 15.2 によれば、「調査当局は、当該輸入が価格に及ぼす影響については、当該輸入の価格が輸入加盟国の同種の製品の価格を著しく下回るものであるかないか又は、当該輸入の及ぼす影響により、価格が著しく押し下げられているかないか若しくは当該輸入がなかったとしたならば生じたであろう価格の上昇が著しく妨げられていないかを考慮する」とされている。
- (442) そこで、次に、「当該輸入の価格が本邦の D R A M の価格を著しく下回るものであるかないか ( プライスアンダーセリング ) 」及び「当該輸入の及ぼす影響により、価格が著しく押し下げられているかないか

<sup>504</sup> 調査対象貨物及び本邦の D R A M 以外の輸入された D R A M を非調査対象輸入貨物と定義した。

<sup>505</sup> 国内総需要は、本邦の D R A M の国内販売量、調査対象貨物の国内販売量、非調査対象輸入貨物の国内販売量及びその他同種の貨物の総計である。(本邦生産者回答書 D-1、輸入者回答書 C-1)

<sup>506</sup> 調査対象期間以前に生産され、在庫が販売されたものである。(本邦生産者回答書 B-1、D-1)

(価格の押し下げ)」という点について分析を行う。

### 3.2.2.2.1 プライスアンダーセリング

- (443) 調査対象期間におけるD R A Mの国内平均販売価格について、販売数量と販売価格の加重平均により算出した平均販売価格を 256Mb 換算ベースで比較したところ、D R A M単体において、調査対象期間を通じて調査対象貨物が本邦のD R A Mよりも安く販売されており、2001 年度[ ]円、2002 年度[ ]円、2003 年度[ ]円のプライスアンダーセリングが認められた。その一方で、モジュールにおいては、2001 年度は本邦のD R A Mの方が調査対象貨物よりも平均で[ ]円安く販売されていたが、2002 年度及び 2003 年度は調査対象貨物が本邦のD R A Mよりもそれぞれ、[ ]円、[ ]円安く販売されていた。

表 3-2-3 国内平均販売価格 ( D R A M単体 ) の推移

( 単位 : 円 / 256Mb 換算個 )

	2001 年度	2002 年度	2003 年度
本邦の D R A M	[ 100 ]	[ 81 ]	[ 56 ]
調査対象貨物	[ 100 ]	[ 85 ]	[ 77 ]
プライスアンダーセリング	[ ]	[ ]	[ ]
プライスアンダーセリングが本邦の D R A M の平均販売価格に占める割合	[ ] %	[ ] %	[ ] %

( 出所 ) 国内生産者及び輸入者からの回答

[ 2001 年度を 100 とする指数 ]

表 3-2-4 国内平均販売価格 ( モジュール ) の推移

( 単位 : 円 / 256Mb 換算個 )

	2001 年度	2002 年度	2003 年度
本邦の D R A M	[ 100 ]	[ 104 ]	[ 72 ]
調査対象貨物	[ 100 ]	[ 82 ]	[ 57 ]
プライスアンダーセリング	[ ]	[ ]	[ ]
プライスアンダーセリングが本邦の D R A M の平均販売価格に占める割合	[ ] %	[ ] %	[ ] %

( 出所 ) 国内生産者及び輸入者からの回答

[ 2001 年度を 100 とする指数 ]

- (444) さらに、調査対象期間における調査対象貨物の月平均販売価格<sup>507</sup>について調査した。
- (445) D R A M単体の平均販売価格は、2001年7月から11月にかけて価格が最も低下し、11月には[ ]円となった。その後、2001年12月から2002年3月にかけて価格は再び上昇し、3月には[ ]円となったが、4月以降は再び価格は低下し続け、9月以降は[ ]円程度の水準で推移している。次に、調査対象期間における調査対象貨物と本邦のD R A Mとの月平均販売価格を比較したところ、2002年1月は本邦のD R A Mの平均販売価格が調査対象貨物の平均販売価格を[ ]円下回ったものの、それ以外の35ヶ月は調査対象貨物が本邦のD R A Mよりも安く販売されており、調査対象期間のほとんどの時期において、調査対象貨物の価格が本邦のD R A Mの価格を下回っており、年度ごとにみた調査対象貨物のプライスアンダーセリングが本邦のD R A Mの平均販売価格に占める割合は、調査対象期間を通じて[ ]%以上と著しく高かった。2004年1月以降、本邦のD R A Mの価格が更に下落しハイニックスの価格に接近したことにより、価格差は2004年2月に[ ]円と最も小さくなった。
- (446) また、モジュールについても、調査対象貨物の月平均販売価格はD R A M単体と同様に推移しており、2001年の5月から10月にかけて価格が最も低下し、10月には[ ]円となった。その後、2001年11月から2002年2月にかけて価格は再び上昇して2月には[ ]円となった。3月以降は再び価格は下落し、6月以降は[ ]円程度の水準で推移している。調査対象貨物と本邦のD R A Mとの月別平均販売価格を比較したところ、調査対象貨物の価格が大幅に上昇した2002年1-2月及び下落に転じた2-4月の4ヶ月は本邦のD R A Mの平均販売価格が調査対象貨物の平均販売価格を下回っているが、本邦のD R A M価格がハイニックスの価格[【要約：具体的価格差の表現】]2002年4月以降、調査対象貨物は下落し続け、本邦のD R A Mよりも常に安く販売されており、調査対象期間の約9割の頻度で調査対象貨物の平均販売価格が本邦のD R A Mの平均販売価格を下回り、年度ごとにみた調査対象貨物のプライスアンダーセリングが本邦のD R A Mの平均販売価格に占める割合は、2002年度及び2003年度において20%程度と著しく高かったことが認められる。なお、双方の価

<sup>507</sup> 3.1.1.7の項で説明したとおり、我が国におけるD R A Mの国内販売は定期契約販売取引が中心であり、価格の見直しも月単位、週単位で行われている。また、調査当局は、本邦の生産者及び輸入者に対する質問状において、国内販売にかかる取引については、1取引ごとに販売データを求めたところ、各生産者及び輸入者の全ての者から1取引ごとのデータの回答が得られなかったことから、最も合理的な期間による分析として月単位による個別製品ごとの販売数量と販売価格の加重平均を採用した。さらに、《輸入者名》[【要約：輸入者が価格交渉を月単位で行っている事例】。(《輸入者名》《資料名》【秘密扱い】)]

なお、以降の価格分析においても同様の方法で行っている。

格差は、2001年6月の[ ]円の価格差が最も大きく、最も差が小さかったのは本邦のDRAM価格が[【要約：具体的価格差の表現】]まで下落した2003年7月の[ ]円であった。

図 3-2-1 DRAM単体の月平均販売価格の推移



上記グラフの要約

年度	2001											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
本邦のDRAM	100	91	81	53	56	75	40	25	44	32	49	55
調査対象貨物	100	78	46	59	48	37	35	34	46	74	88	101
年度	2002											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
本邦のDRAM	72	63	48	47	47	45	38	47	47	47	48	35
調査対象貨物	94	81	67	59	50	45	38	44	46	40	38	41
年度	2003											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
本邦のDRAM	42	39	40	35	34	35	34	32	34	25	24	27
調査対象貨物	45	43	46	45	49	44	45	46	44	44	44	49

(出所) 国内生産者及び輸入者からの回答  
[ 2001年4月を100とする指数 ]

図 3-2-2 モジュールの月平均販売価格の推移



## 上記グラフの要約

年度	2001											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
本邦のDRAM	100	97	82	61	57	46	36	35	43	60	83	93
調査対象貨物	100	103	71	57	50	47	40	40	51	123	170	160
年度	2002											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
本邦のDRAM	107	84	68	63	69	66	62	67	65	59	52	44
調査対象貨物	145	102	76	74	77	59	72	75	69	57	54	44
年度	2003											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
本邦のDRAM	45	42	53	42	49	53	49	55	43	37	39	54
調査対象貨物	48	46	48	53	56	55	52	50	45	44	41	49

(出所) 国内生産者及び輸入者からの回答

[ 2001年4月を100とする指数 ]

### 3.2.2.2 価格の押し下げ

- (447) 本邦のDRAMの国内平均販売価格については、調査対象期間において、販売数量と販売価格の加重平均により算出した平均販売価格の256Mb換算ベースでDRAM単体は[ ]円から[ ]円へと44.1%、モジュールも[ ]円から[ ]円へと28.0%と著しく低下した。
- (448) 調査対象期間における本邦のDRAMの平均販売価格と調査対象貨物の平均販売価格の推移は次のとおりであった。
- (449) DRAM単体については、2001年4月から2001年11月にかけて両者とも急落し、調査対象貨物の価格が2001年12月から2002年3月にかけて上昇すると、本邦のDRAMの価格も同様に2001年12月から2002年4月にかけて上昇した。2002年3月から2002年10月にかけて調査対象貨物の価格が再び急落すると、本邦のDRAMの価格も同様に2002年4月から2002年10月にかけて急落した。その後、2004年3月まで、調査対象貨物の価格はほぼ横ばいで推移したのに対して、本邦のDRAMの価格は調査対象貨物の価格とほぼ水準まで漸進的に下落した。
- (450) また、モジュールについては、2001年4月から2001年11月にかけて両者とも急落し、調査対象貨物の価格が2001年12月から2002年2月にかけて急激に上昇すると、本邦のDRAMの価格も同様に2001年12月から2002年4月にかけて急激に上昇した。調査対象貨物の価格が2002年2月から2002年7月にかけて再び急落すると、本邦のDRAMの価格も同様に2002年4月から2002年7月にかけて再び急落した。その後、調査対象貨物の価格が2004年3月まで漸進的に下落すると、本邦のDR

A Mの価格もほぼ同水準まで漸進的に下落した。

- (451) このように、本邦のD R A Mと調査対象貨物は調査対象期間を通じてほぼ同様の価格変動を示しており、両者の価格推移には相関関係が認められる。
- (452) また、3.2.2.2.1において述べたとおり、調査対象期間のほとんどの期間において、調査対象貨物の平均販売価格が本邦のD R A Mの平均販売価格を著しく下回るプライスアンダーセリングが生じていたこと、3.1.1.7において述べたとおり、D R A Mの価格は、D R A M市場の構造から、ある生産者からより低い価格が市場に提示された場合、直ちに他の生産者の販売価格に影響することから判断すれば、かかるプライスアンダーセリングは、本邦のD R A M価格を押し下げることとなる。
- (453) したがって、調査対象貨物のプライスアンダーセリングにより、本邦のD R A Mの価格が著しく押し下げられた可能性が認められる。なお、その他の要因も含めた更に詳細な価格分析については、3.3.2.1で行う。

### 3.2.3. 本邦産業にかかる各種指標の推移

- (454) S C M協定第 15 条 15.4 において、「補助金の交付を受けた製品の輸入の国内産業に及ぼす影響についての検討は、当該国内産業の状態に係るを有するすべての経済的な要因及び指標（生産高、販売、市場占拠率、利潤、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響又は国内価格に影響を及ぼす要因並びに農業については助成に関する政府の施策に係る負担の増大の有無を含む。）についての評価を含む。」とされていることから、次に、これらの各々の経済的な要因及び指標について分析を行う。

#### 3.2.3.1 生産高

表 3-2-5 生産高の推移

(単位：256Mb 換算千個)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化率
生産高	[100]	[104]	[147]	+ 46.6%

(出所)国内前工程生産者からの回答

[ 2001 年度を 100 とする指数 ]

- (455) 生産高については、調査対象期間における国内前工程生産者の、256Mb換算ベースの生産高の推移を調査した。
- (456) 256Mb換算ベースでの生産高は、調査対象期間を通じて増加し、2003年度には2001年度と比較して+46.6%と増加した。他方、3.2.2.1の項の表で示したとおり、国内におけるDRAMの総需要が256Mb換算ベースで2001年度から2003年度にかけて+105.5%と増加していることと比較すると、本邦の生産高の増加は低い水準であったと認められる。

### 3.2.3.2 販売

- (457) 調査対象期間における本邦のDRAMの販売は、2001年度から2003年度にかけて増加しており、調査対象期間を通じて数量ベースで94.3%、価額ベースで14.3%増加した。しかし、その増加率は国内総需要の増加率（数量ベース +105.5%、価額ベース +35.3%）を大幅に下回っている。
- (458) その一方で、調査対象貨物の販売は、調査対象期間を通じて大幅に増加しており、特に2002年度から2003年度にかけては倍増し、調査対象期間を通じた増加率は数量ベースで+188.8%、価額ベースで+105.0%となっており、国内総需要の増加率を大幅に上回っている。
- (459) 調査対象貨物以外の輸入貨物である非調査対象輸入貨物の販売についても2002年度から2003年度にかけて増加しており、調査対象期間において数量ベースで+85.7%、価額ベースで+27.2%増加した。しかしながら、その増加率は国内総需要の増加率を下回っている。
- (460) このように、調査対象期間において、調査対象貨物により国内総需要の増加の相当部分が吸収されたため、調査対象貨物の販売が本邦のDRAM及び非調査対象輸入貨物の販売の伸びを大幅に上回る一方、本邦のDRAMの販売の上昇は小幅に止まった。

表 3-2-6 販売（数量ベース）の推移

（単位：256Mb 換算千個）

	2001 年度	2002 年度 (前年度比)	2003 年度 (前年度比)	2001 2003 年度変化率
本邦の D R A M	[100]	[126]	[194]	+ 94.3%
調査対象貨物	[100]	[122]	[289]	+ 188.8%
非調査対象輸入貨物	[100]	[ ]	[186]	+ 85.7%
国内総需要	[100]	[122]	[205]	+ 105.5%

（出所）国内各工程生産者及び輸入者からの回答<sup>508</sup>

[ 2001 年度を 100 とする指数。逆計算を防ぐため、[ ] の指数は秘密扱い。 ]

表 3-2-7 販売（価額ベース）の推移

（単位：百万円）

	2001 年度	2002 年度 (前年度比)	2003 年度 (前年度比)	2001 2003 年度変化率
本邦の D R A M	[100]	[109]	[114]	+ 14.3%
調査対象貨物	[100]	[103]	[205]	+ 105.0%
非調査対象輸入貨物	[100]	[ ]	[127]	+ 27.2%
国内総需要	[100]	[104]	[135]	+ 35.3%

（出所）国内各工程生産者及び輸入者からの回答<sup>508</sup>

[ 2001 年度を 100 とする指数。逆計算を防ぐため、[ ] の指数は秘密扱い。 ]

### 3.2.3.3 市場占拠率

(461) 調査対象期間中の国内販売数量及び国内販売価額により市場占拠率を比較した。

(462) 調査対象貨物は、数量ベース（256Mb 換算ベース）で 2001 年度[ ]%、2002 年度[ ]%、2003 年度[ ]%、価額ベースで 2001 年度[ ]%、2002 年度[ ]%、2003 年度[ ]%となっており、特に 2002 年度から 2003 年度にかけて大幅に市場占拠率を伸ばした。一方で、本邦の D R A M の市場占

<sup>508</sup> 《輸入者名》は販売における前工程国の回答がなかったが、《国内生産者名》社製の製品を販売していたため、その製品（種類・集積度別）における《国内生産者名》の国内前工程比率（《国内生産者名》回答書 D-1）【秘密扱い】から算出して、国内前工程品と海外前工程品を区分けし、国内前工程品を《国内生産者名》の販売として計上した。（《輸入者名》回答書 C-1）【秘密扱い】

《輸入者名》による販売は、《国内生産者名》による国内前工程品であったため、《国内生産者名》の販売（2003 年度は《国内生産者名》の販売）として計上した。（《輸入者名》回答書 C-1）【秘密扱い】

《国内生産者名》は販売における前工程国の回答がなかったため、生産における前工程国の比率から算出して国内前工程品と海外前工程品を区分けした。（《国内生産者名》回答書 B-1、D-1）【秘密扱い】

扱率は、数量ベースで 2001 年度[ ]%、2002 年度[ ]%、2003 年度[ ]%、  
 価額ベースで 2001 年度[ ]%、2002 年度[ ]%、2003 年度[ ]%となっ  
 ており、特に 2002 年度から 2003 年度にかけて数量ベース及び価額ベ  
 ースともに市場占扱率を低下させている。また、調査対象貨物以外の輸  
 入貨物である非調査対象輸入貨物の市場占扱率は、数量ベースで 2001  
 年度 [ ]%、2002 年度[ ]%、2003 年度[ ]%、価額ベースで 2001  
 年度[ ]%、2002 年度[ ]%、2003 年度[ ]%となっており、本邦の  
 D R A M と同様に、特に 2002 年度から 2003 年度にかけて市場占扱  
 率を低下させている。

表 3-2-8 市場占扱率（数量ベース）の推移

	2001 年度	2002 年度	2003 年度
本邦の D R A M	[100]	[103]	[95]
調査対象貨物	[100]	[100]	[141]
非調査対象輸入貨物	[100]	[ ]	[90]
国内総需要	100.0%	100.0%	100.0%

（出所）国内各工程生産者及び輸入者からの回答<sup>509</sup>

[ 2001 年度を 100 とする指数。逆計算を防ぐため、[ ] の指数は秘密扱い。 ]

表 3-2-9 市場占扱率（価額ベース）の推移

	2001 年度	2002 年度	2003 年度
本邦の D R A M	[100]	[104]	[84]
調査対象貨物	[100]	[ 99]	[152]
非調査対象輸入貨物	[100]	[ ]	[94]
国内総需要	100.0%	100.0%	100.0%

（出所）国内各工程生産者及び輸入者からの回答<sup>509</sup>

[ 2001 年度を 100 とする指数。逆計算を防ぐため、[ ] の指数は秘密扱い。 ]

### 3.2.3.4 利潤

<sup>509</sup> 《輸入者名》は販売における前工程国の回答がなかったが、《国内生産者名》社製の製品を販売して  
 いたため、その製品（種類・集積度別）における《国内生産者名》の国内前工程比率（《国内生産者  
 名》回答書 D-1）【秘密扱い】から算出して、国内前工程品と海外前工程品を区分けし、国内前工程品  
 を《国内生産者名》の販売として計上した。（《輸入者名》回答書 C-1）【秘密扱い】

《輸入者名》による販売は、《国内生産者名》による国内前工程品であったため、《国内生産者名》  
 の販売（2003 年度は《国内生産者名》の販売）として計上した。（《輸入者名》回答書 C-1）【秘密扱  
 い】

《国内生産者名》は販売における前工程国の回答がなかったため、生産における前工程国の比率から  
 算出して国内前工程品と海外前工程品を区分けした。（《国内生産者名》回答書 B-1、D-1）【秘密扱  
 い】

表 3-2-10 利潤の推移

(単位：百万円)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化
営業利益	[-100]	[-22]	[-3]	負 負
経常利益	[-100]	[-19]	[-2]	負 負

(出所) 国内各工程生産者からの回答<sup>510</sup>

[ 2001 年度を -100 とする指数 ]

(463) 利潤については、調査対象期間における国内各工程生産者の営業利益及び経常利益の推移を調査した<sup>511</sup>。

(464) 営業利益、経常利益ともに、調査対象期間において継続して赤字であった。赤字幅については、2002 年度に大幅な改善が見られ、2003 年度には更なる改善が見られた。これは、業績の悪化に伴う D R A M 事業からの一部撤退<sup>512</sup>による D R A M 事業の再編に起因するところが大きい。また、後述するように、研究開発費、雇用・賃金の削減もなされている。

### 3.2.3.5 生産性

表 3-2-11 生産性の推移

(単位：256Mb 換算千個)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化率
生産性	[100]	[124]	[174]	+ 74.0%

(出所) 国内各工程生産者からの回答<sup>513</sup>

[ 2001 年度を 100 とする指数 ]

<sup>510</sup> 《国内生産者名》及び《国内生産者名》については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。また、《国内生産者名》及び《国内生産者名》については、2003 年度のみ回答があったが、[【要約：集計に含めていない理由】]と判断し、集計値の比較のベースを統一するため、集計に含めていない。(本邦生産者回答書 G-2)【秘密扱い】

<sup>511</sup> 利潤の指標となる営業利益及び経常利益は輸出分の利益を控除した。営業利益及び経常利益に輸出分を含めて回答のあった《国内生産者名》、《国内生産者名》及び《国内生産者名》については、国内販売金額と輸出金額から国内販売比率を算出し、輸出分の利益を控除した。(本邦生産者回答書 G-2、《国内生産者名》回答書 D-1、《国内生産者名》《資料名》)【秘密扱い】

<sup>512</sup> 100%子会社のドミニオンセミコンダクタ(米国)の売却や四日市東芝エレクトロニクス(株)の閉鎖など D R A M 事業の構造改善費用として、2001 年度に 915 億円を計上している。2001 年度の営業利益において [ ]% が(株)東芝による営業利益のマイナス分である。(株)東芝から提出された「ハイニックスセミコンダクター社製半導体 D R A M に対する相殺関税賦課に係る調査のための質問状について(回答提出)」(以下「(株)東芝回答書」という。) B-2、(株)東芝有価証券報告書 2004 年 3 月期)

<sup>513</sup> 《国内生産者名》の 2001 年度後工程において雇用者数の回答がなかったため、2002 年度上期における前工程と後工程の雇用者数の比率を採用して 2001 年度後工程の雇用者数を算出した。(《国内生産者名》回答書 F-1)【秘密扱い】

《国内生産者名》については、[【要約：集計に含めていない理由】]、集計の比較のベースを統一するため集計に含めていない。《国内生産者名》については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。(本邦生産者回答書 F-1)【秘密扱い】

- (465) 生産性については、調査対象期間における国内各工程生産者の雇用者一人あたりの生産高の推移を 256Mb 換算ベースで調査した。
- (466) 256Mb 換算ベースにおける生産性は 2001 年度から 2003 年度にかけて 74.0%改善した。これは、雇用者数が 2001 年度から 2003 年度にかけて 15.7%減少したこと（3.2.3.10 を参照）及び集積度の高度化（128Mb 256Mb）が進んだことに起因したものと考えられる。

### 3.2.3.6 投資収益

表 3-2-12 投資収益の推移

(単位：%)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化
投資収益率(営業利益/固定資産残高 <sup>514</sup> )	[-100]	[-46]	[1]	負 正
〃 (経常利益/固定資産残高)	[-100]	[-49]	[1]	負 正

(出所) 国内各工程生産者からの回答<sup>515</sup>

[ 2001 年度を -100 とする指数 ]

表 3-2-13 法人企業統計年次調査における投資収益の推移

(単位：%)

製造業(うち電気機械器具)	2001 年	2002 年	2003 年
投資収益率(営業利益/固定資産残高)	0.1	3.1	5.8
投資収益率(経常利益/固定資産残高)	0.2	3.6	6.3

(出所) 法人企業統計年次調査(財務省)<sup>516</sup>

- (467) 投資収益については、調査対象期間における国内各工程生産者の固定資産残高に対する営業利益及び経常利益の割合(率)の推移を調査した。
- (468) 営業利益による投資収益率、経常利益による投資収益率ともに、2001 年度において大きなマイナスを示していたが、2002 年度には改善し、

<sup>514</sup> 期初・期末における取得原価の平均。ただし、2001 年度期初の取得原価は、2001 年度上期末の取得原価を採用した。(本邦生産者回答書 G-1、G-2)【秘密扱い】

<sup>515</sup> 《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》及び《国内生産者名》からは回答がなかったため、集計値に含まれていない。

《国内生産者名》については、2001 年度の回答が無かったため、2001 年度の取得原価は、2002 年度上期末の取得原価を採用した。

《国内生産者名》については、[【要約：集計に含めていない理由】]、集計の比較のベースを統一するため集計に含めていない。(本邦生産者回答書 G-1、G-2)【秘密扱い】

<sup>516</sup> 法人企業統計年次調査(財務省)

2003 年度にほぼゼロとなった。なお、財務省の「法人企業統計年次調査」によると、製造業（うち電気機械器具）の投資収益率は 2001 年（暦年）から 2003 年にかけて本邦の D R A M 産業を上回る改善を示している。

### 3.2.3.7 操業度（稼働率）

- (469) 稼働率については、調査対象期間における国内前工程及び後工程生産者の生産能力に対する延生産量を稼働率として 256Mb 換算ベースで算出し、その推移を調査した。
- (470) 前工程においては、2001 年度から 2002 年度にかけて[ ]ポイント悪化したものの、2003 年度は改善し、2001 年度と比較して[ ]ポイント改善した。後工程においては、2001 年度から 2003 年度にかけて[ ]ポイント悪化した。
- (471) 稼働率の算出に当たっては、前工程生産者 5 社及び後工程生産者 3 社からの回答を得たが、うち前工程生産者 3 社及び後工程生産者 1 社からの回答は調査対象期間を通して、稼働率がほぼ 100%であった。理由としては、生産ラインにおいて D R A M 製品以外の製品を製造しており、フレキシブルに生産量を変更していたため、生産能力 = 生産量の回答となり、稼働率が高めに評価されている。その結果、本来の操業度が示すべき D R A M 生産可能数量と実際の D R A M 生産量との関係を適切に評価できないこととなる。
- (472) このため、これらの生産者を除いて稼働率を算出したところ、次の表に示すとおり、前工程では、2001 年度から 2003 年度にかけて[ ]ポイントの悪化、後工程では、2001 年度から 2003 年度にかけて[ ]ポイントの悪化となっている。

表 3-2-14 稼働率の推移

（単位：256Mb 換算千個、%）

	2001 年度			2002 年度			2003 年度		
	生産能力	延生産量	稼働率	生産能力	延生産量	稼働率	生産能力	延生産量	稼働率
前工程	[ ]	[ ]	[100]	[ ]	[ ]	[ 93]	[ ]	[ ]	[106]
後工程	[ ]	[ ]	[100]	[ ]	[ ]	[ 66]	[ ]	[ ]	[84]

（出所）国内各工程生産者からの回答<sup>517</sup>

<sup>517</sup> 《国内生産者名》については、[【秘密扱いのため不開示】]であったため、生産能力を稼働率と 256Mb 換算ベースの生産量から算出した。（《国内生産者名》回答書 B-1、E-1）【秘密扱い】

[ 2001 年度を 100 とする指数 ]

表 3-2-15 フレキシブルに生産量が変更できる生産者を除いた稼働率の推移

( 単位 : 256Mb 換算千個、% )

	2001 年度			2002 年度			2003 年度		
	生産能力	延生産量	稼働率	生産能力	延生産量	稼働率	生産能力	延生産量	稼働率
前工程	[ ]	[ ]	[100]	[ ]	[ ]	[ 82]	[ ]	[ ]	[ 99]
後工程	[ ]	[ ]	[100]	[ ]	[ ]	[ 64]	[ ]	[ ]	[ 81]

( 出所 ) 国内各工程生産者からの回答<sup>517</sup>

[ 2001 年度を 100 とする指数 ]

### 3.2.3.8 資金流入(キャッシュフロー)

表 3-2-16 キャッシュフローの推移

( 単位 : 百万円 )

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化
営業キャッシュフロー <sup>518</sup>	[-100]	[21]	[-6]	負 負
投資キャッシュフロー <sup>519</sup>	[-100]	[-359]	[-205]	負 負
フリーキャッシュフロー <sup>520</sup>	[-100]	[-67]	[-52]	負 負

( 出所 ) 国内各工程生産者からの回答<sup>521</sup>

[ 2001 年度を -100 とする指数 ]

(473) 資金流入(キャッシュフロー)については、調査対象期間における国内各工程生産者の営業キャッシュフロー及び投資キャッシュフローの推移を調査した。

(474) 投資キャッシュフローは、調査対象期間において継続してマイナスであった。DRAM事業は最先端技術の開発投資や量産化のための投資が

《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》及び《国内生産者名》については回答がなかったことから、集計値に含まれていない。(本邦生産者回答書 E-1)【秘密扱い】

<sup>518</sup> 営業損益 + 減価償却費等

<sup>519</sup> 固定資産取得額

<sup>520</sup> 営業キャッシュフロー + 投資キャッシュフロー

<sup>521</sup> 《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》及び《国内生産者名》については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。

《国内生産者名》については、2001 年度の回答がなかったため、集計値の比較のベースを統一するため、集計に含めていない。

《国内生産者名》、《国内生産者名》及び《国内生産者名》については、2003 年度のみ回答があったが、集計値の比較のベースを統一するため、集計に含めていない。

(本邦生産者回答書 G-3)【秘密扱い】

継続的に必要となっており、競争力維持のための一定の設備投資が行われていたと考えられる。営業キャッシュフローは 2002 年度にプラスに転じ、また 2003 年度にマイナスに転じているが、総じて、営業利益の改善に伴い、2001 年度と比較して改善している。ただし、フリーキャッシュフローで見ると調査対象期間において継続してマイナスであり、営業キャッシュフローは十分な水準に達していない。また、フリーキャッシュフローのマイナスの継続により、現金準備の取り崩し、資本市場からの資金調達等による財務活動が必要となり、財務状況が悪化している。

### 3.2.3.9 在庫

表 3-2-17 在庫の推移

(単位：256Mb 換算千個)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化率
ダイ	[100]	[93]	[491]	+390.5%
D R A M 単体	[100]	[76]	[78]	21.8%
モジュール	[100]	[52]	[99]	0.8%

(出所)国内各工程生産者からの回答<sup>522</sup>

[ 2001 年度を 100 とする指数 ]

- (475) 在庫については、調査対象期間における国内各工程生産者のダイ、D R A M 単体及びモジュールの在庫の推移を調査した。
- (476) ダイは、2001 年度から 2003 年度にかけて + 390.5% と増加した。これは、[ 【要約：ダイの在庫が増加した理由】 ] によるもので、2003 年度 1 月時点では 2001 年度末よりも低い水準 ( [ ] %) であった。国内生産者<sup>523</sup>からの回答によれば、調査対象期間を通じて需要に見合った生産を行っており、2002 年度は価格の下落に伴う生産調整を行ったため減少したとしている。
- (477) D R A M 単体及びモジュールは、2001 年度から 2003 年度にかけてそれぞれ 21.8%、 0.8% と減少した。

<sup>522</sup> 《国内生産者名》及び《国内生産者名》については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。

《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》及び《国内生産者名》については、[ 【秘密扱いのため不開示】 ]。

(本邦生産者回答書 B-1) 【秘密扱い】

<sup>523</sup> 《国内生産者名》回答書 B-1 【秘密扱い】、《国内生産者名》回答書 B-1 【秘密扱い】

- (478) ただし、国内生産者からの回答によれば、ダイ、DRAM単体、モジュールのいずれも調査対象期間を通じて需要に見合った生産及び価格の下落に伴う生産調整を行ったとしており<sup>490</sup>、国内産業は需要に合わせた柔軟な在庫調整を行っていると思われることから、通常は在庫指標に表れるべき国内産業の状況が工場操業度の低下に含まれていると見ることが合理的である。

### 3.2.3.10 雇用

表 3-2-18 雇用の推移

(単位：人)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化率
雇用者数	[100]	[84]	[84]	15.7%

(出所) 国内各工程生産者からの回答<sup>524</sup>

[2001年度を100とする指数]

- (479) 雇用については、調査対象期間における国内各工程生産者の雇用者数の推移を調査した。
- (480) 2001年度から2002年度にかけて減少し、2003年度では若干回復したが、2001年度の水準を大きく下回り、2001年度から2003年度にかけて15.7%減少した。これは、損益悪化に伴う人員削減<sup>525</sup>、[【要約：雇用者数が減少した理由】]<sup>526</sup>及び[【要約：雇用者数が減少した理由】]<sup>527</sup>の影響であると考えられる。

### 3.2.3.11 賃金

表 3-2-19 賃金の推移

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化率
月平均賃金 <sup>528</sup> (千円)	[100]	[96]	[101]	+1.1%

<sup>524</sup> 《国内生産者名》の2001年度後工程において雇用者数の回答がなかったため、2002年度上期における前工程と後工程の雇用者数の比率を採用して2001年度後工程の雇用者数を算出した。(《国内生産者名》回答書F-1)【秘密扱い】

《国内生産者名》については、[【要約：集計に含めていない理由】]ため、集計の比較のベースを統一するため集計に含めていない。《国内生産者名》については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。(本邦生産者回答書F-1)【秘密扱い】

<sup>525</sup> エルピーダメモリ(株)回答書F-2

<sup>526</sup> 《国内生産者名》回答書F-2【秘密扱い】[【秘密扱いのため不開示】]

<sup>527</sup> 《国内生産者名》回答書F-2【秘密扱い】

<sup>528</sup> 法定福利費、退職金積立金、ボーナス等を含む。

賃金総額（百万円）	[100]	[82]	[87]	13.2%
-----------	-------	------	------	-------

（出所）国内各工程生産者からの回答<sup>529</sup>

[ 2001 年度を 100 とする指数 ]

表 3-2-20 産業別常用労働者賃金指数における賃金の推移

	2001 年	2002 年	2003 年
製造業（うち電気機械器具）	99.6	97.1	99.7

（出所）日本統計年鑑 産業別常用労働者賃金指数<sup>530</sup>（総務省統計局）

- (481) 賃金については、調査対象期間における国内各工程生産者の同種の貨物にかかる雇用者一人あたりの月平均賃金及び賃金総額の推移を調査した。
- (482) 2001 年度から 2003 年度にかけて月平均賃金は 1.1%改善し、これは総務省統計局の日本統計年鑑「産業別常用労働者賃金指数」からも改善といえるが、これは雇用者数の減少に伴う生産性の改善により若干改善されたものと認められ、依然として雇用者数の減少に伴い、賃金総額は 13.2%と減少しており、調査対象期間において継続して国内産業の賃金は悪化している。

### 3.2.3.12 成長

表 3-2-21 研究開発費の推移

（単位：百万円）

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化率
研究開発費	[100]	[94]	[97]	3.4%
販売額	[100]	[109]	[114]	+ 14.3%
研究開発比率	[ ]%	[ ]%	[ ]%	11.9 ポイント

（出所）国内各工程生産者からの回答<sup>531</sup>

<sup>529</sup> 《国内生産者名》、《国内生産者名》及び《国内生産者名》については、DRAM 及びその他を生産する工場又は事業部における雇用者一人あたりの賃金しか回答できなかったため、その数値を採用した。

《国内生産者名》は [ 【要約：数値が入手出来なかった理由】 ] ため、集計値の比較のベースを統一するため、後工程分の数値を集計に含めていない。《国内生産者名》については、[ 【要約：集計に含めていない理由】 ] ため、集計の比較のベースを統一するため集計に含めていない。《国内生産者名》については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。（本邦生産者回答書 F-1）【秘密扱い】

<sup>530</sup> 日本統計年鑑 産業別常用労働者賃金指数（総務省統計局）「名目賃金指数であり、常用労働者 30 人以上を雇用する事業所の平均現金給与総額を指数化したものである。2000 年を 100 とおいている。」

<sup>531</sup> 《国内生産者名》については、DRAM 事業に限定した研究開発費の回答がなかったため、集計に含めていない。また、《国内生産者名》及び《国内生産者名》については、2003 年度のみ回答があったが、[ 【要約：集計に含めていない理由】 ] と判断し、集計値の比較のベースを統一するため、集計に含めていない。

《国内生産者名》については、[ 【要約：集計に含めていない理由】 ]、集計の比較のベースを統一す

[ 2001 年度を 100 とする指数 ]

- (483) 成長については、上述の生産高、販売、市場占拠率、利潤、生産性、投資収益及び操業度などによって評価できるが、D R A M産業の存続、成長には弛まぬ技術改良、技術開発が基本的必須の条件と認められることから、さらに、調査対象期間における国内各工程生産者の研究開発費の推移を調査した。
- (484) 研究開発費は 2001 年度から 2003 年度にかけて 3.4%減少した。国内生産者からの回答によれば、2002 年度において販売不振の影響により [ 【要約：研究開発費が減少した理由】 ] ために研究開発費が大幅に減少した<sup>532</sup>としている。なお、販売額と比較した研究開発費の割合 (= 研究開発比率) は、2001 年度から 2003 年度にかけて 11.9 ポイント減少した。

### 3.2.3.13 資本調達能力

表 3-2-22 フリーキャッシュフローの推移

(単位：百万円)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化
フリーキャッシュフロー <sup>533</sup>	[-100]	[-67]	[-52]	負 負

(出所) 国内各工程生産者からの回答<sup>534</sup>

[ 2001 年度を -100 とする指数 ]

- (485) 資本調達能力については、調査対象期間における国内各工程生産者のフリーキャッシュフローの推移を調査した。
- (486) 調査対象期間におけるフリーキャッシュフローは継続してマイナスであった。後述するように、D R A M事業は競争力確保のための最先端技術の開発、量産化のための投資が継続的に必要であり、フリーキャッシュフローがマイナスにある中でも継続して投資が行われている。フ

るため集計に含めていない。《国内生産者名》については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。(本邦生産者回答書 G-5) 【秘密扱い】

<sup>532</sup> 《国内生産者名》回答書 G-5 【秘密扱い】

<sup>533</sup> 営業キャッシュフロー + 投資キャッシュフロー

<sup>534</sup> 《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》及び《国内生産者名》については、回答がなかったことから集計値に含まれていない。

《国内生産者名》については、2001 年度の数値が得られなかったため、集計値の比較のベースを統一するため、集計に含めていない。

《国内生産者名》及び《国内生産者名》については、2003 年度のみ回答があったが、集計値の比較のベースを統一するため、集計に含めていない。(本邦生産者回答書 G-3) 【秘密扱い】

リーキャッシュフローのマイナス、市場シェアの低下に伴う地位の低下及び営業利益・経常利益の赤字の継続により、資本調達能力は低下していると認められる。

### 3.2.3.14 投資

表 3-2-23 設備投資額の推移

(単位：百万円)

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化率
設備投資額	[100]	[206]	[283]	+ 183.5%

(出所) 国内各工程生産者からの回答<sup>535</sup>

[ 2001 年度を 100 とする指数 ]

- (487) 投資については、調査対象期間における国内各工程生産者の設備投資額の推移を調査した。
- (488) 資本調達能力は低下しているものの、DRAM事業は競争力確保のための最先端技術の開発、量産化のための投資が継続的に必要となっており、2001年度から2003年度にかけて+183.5%と増加した。ただし、国内各工程生産者からの回答によると、市況の悪化に伴い新工場の稼働時期の延期<sup>536</sup>及び【要約：投資延期の要因】<sup>537</sup>を行ったとしており、エルピーダメモリ株のプレスリリース<sup>538</sup>によると、2001年度1月から2002年度前半にかけて計画していた約1,600億円の投資を延期していた。このことから、設備投資が十分に行えず、また投資時期が遅れたことが認められる。

### 3.2.3.15 国内価格に影響を及ぼす要因

- (489) 国内価格に影響を及ぼす要因として、DRAMの原材料が国内価格に影響を及ぼすか否かについて検討を行った。
- 国内前工程生産者の回答によれば、原材料であるシリコンウェハは、製造原価の6.5%（国内前工程生産者各社の平均）程度である。製造原価に占める主要部分は、設備の減価償却費や人件費であるが、減価償却費につ

<sup>535</sup> 《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》、《国内生産者名》及び《国内生産者名》については、有効な回答が得られなかったことから集計値に含まれていない。（本邦生産者回答書 G-4）【秘密扱い】

<sup>536</sup> エルピーダメモリ株回答書 B-2 別添資料 B2-1（2001年9月28日付プレスリリース）

<sup>537</sup> 《国内生産者名》回答書 G-4【秘密扱い】

<sup>538</sup> エルピーダメモリ株回答書 B-2 別添資料 B2-4（2000年11月28日付プレスリリース）

いてはキャッシュフロー、また人件費については賃金指標の中で評価している。よって、原材料であるシリコンウェハーについて検証した結果、製造原価に占める割合が大きくないことから国内価格に及ぼす影響は小さいと認められる。なお、シリコンウェハーの調査対象期間における価格推移<sup>539</sup>を調査したところ、2001年度から2003年度にかけて10%程度下落していた。仮にこれを考慮した場合においても、国内価格に与える影響は1%未満であり、国内価格に影響を及ぼすなものではないと認められる。

### 3.2.3.16 国内産業の状態に関する評価

- (490) 既に検討した通り、DRAMは生産工程における技術革新が恒常的に必要とされる産業分野である。このような投資に耐えるだけの財務的体力、技術的能力を失うことはDRAM産業存続にとって致命的である。
- (491) また、既に検討した通り、DRAMの原産地の違いによる差異は認められず、製品間の競争は価格を基礎としたものとなっている<sup>540</sup>。このようなDRAM製品の特質から、DRAM産業の存続はDRAM製品価格の水準に依存している。
- (492) 調査期間を通じて本邦のDRAMにおける平均販売価格（円/256Mb換算個）は、DRAM単体で44.1%、モジュールで28.0%低下した。その間、調査対象貨物は本邦のDRAMより安く販売され、DRAM単体ではほぼ全ての期間で、モジュールでは2001年度の一部期間を除いて、プライスアンダーセリングが認められた。3.1.1.7において述べたとおり、DRAM市場の構造から、ある生産者からより低い価格が市場に提示された場合、直ちに他の生産者の販売価格に影響することとなることから、かかるプライスアンダーセリングにより本邦のDRAM製品価格が押し下げられた可能性がある。
- (493) さらに、調査対象貨物は本邦のDRAMを下回る価格による販売を行って、本邦のDRAM市場の拡大を上回る数量及び金額の販売を行った。このため、国内産業の生産高及び販売は数量ベースで増加したが、同ベースでの市場占拠率は減少している。また、価額ベースにおける市場占拠率も縮小しており、単価の下落により販売価額が販売数量・生産性の増加に見合った増加とならず、本邦のDRAM産業は、減少したとはいえ、調査期間を通じて利潤の赤字が継続する結果となった。なお、この赤字幅の減少は、国内生産者の赤字事業からの撤退、人員リストラ

<sup>539</sup> 半導体産業新聞（東京、特約店卸、大口需要家渡し）におけるシリコンウェハー200mmの価格推移

<sup>540</sup> 3.1.1.6.を参照。

クチャリングによる雇用者数及び賃金の縮小、研究開発費の削減によって国内産業が縮小した結果によるところが大きい。

- (494) 国内価格の低下は、実際の財務上の影響と将来展望の悪化の双方から国内生産者のDRAM事業からの一部撤退を招いた。また、利潤の赤字継続により、雇用の減少、賃金の低下、技術高度化に対応する投資の遅れにつながった。
- (495) 利潤における赤字の継続は、財務状況の悪化を招いている。利潤のマイナス域での改善は、利潤と減価償却費の和に相当する営業キャッシュフローを改善させているが、設備投資に相当する投資キャッシュフローとの和であるフリーキャッシュフローは調査期間を通じてマイナス域にあり、必要な投資が賄えていないことを意味している。フリーキャッシュフローのマイナスの継続により、資本調達能力も年々低下している。
- (496) 調査期間中、投資収益の指標は改善を示したものの、2003年度ではほぼゼロと国内の製造業（うち電気機械器具）と比較して低い水準にある。
- (497) 半導体産業の事業継続にとって不可欠な新技術に適応した投資についても、既に検討した通り、十分になされているとは言えない。その一方で、操業度は低下している。生産性の上昇については、生産の増大に加え、一部は雇用の減少の影響によって上昇している。
- (498) これら経済的要因の分析から、国内産業は損害を被っており、かかる損害は調査対象貨物の影響によるものと認められる状況にある。

### 第 3 節 因果関係に関する事実

- (499) SCM協定第 15 条 15.1 において「損害の決定は、実証的な証拠に基づいて行うものとし、（a）補助金の交付を受けた製品の輸入の量及び当該輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響並びに（b）当該輸入が同種の製品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行う」とされている。また、同条 15.5 において「補助金の交付を受けた製品の輸入が当該補助金の及ぼす影響（注）によりこの協定に定義する損害を与えていることが立証されなければならない。当該輸入と国内産業に対する損害との因果関係は、当局が入手したすべての関連する証拠の検討に基づいて明らかにする。」とされており、（注）については「15.2（補助金の交付を受けた製品の輸入の量及び当該輸入が国内市場における同種の製品の価格に及

ばす影響)及び15.4(補助金の交付を受けた製品の輸入の国内産業に及ぼす影響)に規定するところによる」とされている。

- (500) したがって、本項目においては、「調査対象貨物の輸入量が絶対量又は国内生産若しくは国内消費と比較して相対的に著しく増加したかどうか」、「調査対象貨物の輸入と同種の製品の価格に及ぼす影響との間に因果関係があるかどうか」及び「調査対象貨物の輸入と国内産業に及ぼす影響との間に因果関係があるかどうか」について、「補助金が調査対象貨物の輸入に及ぼす影響」とともに分析を行う。

### 3.3.1. 調査対象貨物の輸入量の著しい増加

- (501) 3.2.2.1において既に述べたとおり、「調査対象貨物の輸入量が絶対量において著しく増加」し、また、「調査対象貨物の輸入が消費と比較して相対的に著しく増加」していたことが認められる。

### 3.3.2. 補助金の交付を受けた製品の輸入が同種の製品の価格及び同種の製品の国内生産者に影響を与えていること

#### 3.3.2.1 調査対象貨物の輸入が価格に及ぼす影響

- (502) 本邦のDRAMと調査対象貨物の間にプライスアンダーセリングが存在することは、3.2.2.2.1で既に認められたところであり、また、プライスアンダーセリングによって価格が押し下げられた可能性があることについて3.2.2.2.2で述べたところであるが、調査対象貨物以外の輸入である非調査対象輸入貨物<sup>541</sup>及び国内で最大のシェアを有するSamsung Electronics Co.,Ltd.(以下「サムスン」という。)による影響を含めて、調査対象貨物が本邦のDRAMの価格に影響を及ぼしたかどうかについて四半期ごと<sup>542</sup>に分析した。

(DRAM単体及びモジュールにおける全体分析)

- (503) DRAM単体における本邦のDRAMの平均販売価格は、2001年度[ ]円、2002年度[ ]円、2003年度[ ]円と、2001年度から2003年度にかけて44.1%低下した。同期間における調査対象貨物のプライスアン

<sup>541</sup> 非調査対象輸入貨物にはサムスン製DRAMも含む。

<sup>542</sup> 《輸入者名》から提出された販売データが[【秘密扱いのため不開示】]に分析した。

ダーセリングは、本邦のDRAMの平均販売価格のそれぞれ、[ ]%、[ ]%、[ ]%であり、四半期別にみると調査対象貨物の平均販売価格は本邦のDRAMの平均販売価格を12四半期全てにおいて下回っていた。

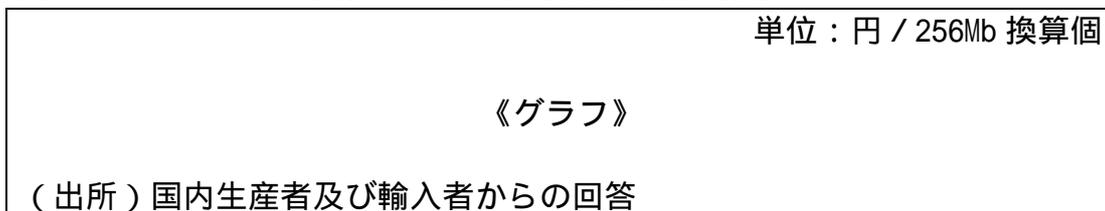
- (504) 一方、同期間における非調査対象輸入貨物のプライスアンダーセリングは、本邦のDRAMの平均販売価格のそれぞれ、[ ]%、[ ]%、[ ]%と各年度において調査対象貨物より小さく、四半期別にみても非調査対象輸入貨物の平均販売価格が本邦のDRAMの平均販売価格を下回った期間が調査対象期間に占める頻度は、12四半期中[ ]四半期と調査対象貨物より低く、非調査対象輸入貨物が本邦のDRAMの平均販売価格を下回っていた[ ]四半期中[ ]四半期において、その価格差は、本邦のDRAMの平均販売価格と調査対象貨物の平均販売価格との価格差より小さかった。
- (505) 同様に、同期間におけるサムスン製DRAMのプライスアンダーセリングは、本邦のDRAMの平均販売価格のそれぞれ、[ ]%、[ ]%、[ ]%と各年度において調査対象貨物より小さく、四半期別にみてもサムスン製DRAMの平均販売価格が本邦のDRAMの平均販売価格を下回った期間が調査対象期間に占める頻度は、12四半期中[ ]四半期と調査対象貨物より低く、サムスン製DRAMが本邦のDRAMの平均販売価格を下回っていた[ ]四半期中[ ]【要約：ほとんどの四半期】において、その価格差は、本邦のDRAMの平均販売価格と調査対象貨物の平均販売価格との価格差より小さかった。
- (506) さらに、本邦のDRAMの価格推移と調査対象貨物の価格推移には明確な相関関係が認められる。
- (507) モジュールについてみると、本邦のDRAM（モジュール）の平均販売価格は、2001年度[ ]円、2002年度[ ]円、2003年度[ ]円と、2001年度から2003年度にかけて28.0%低下した。同期間における調査対象貨物のプライスアンダーセリングは、本邦のDRAM（モジュール）の平均販売価格のそれぞれ、[ ]%、[ ]%、[ ]%であり、四半期別にみると調査対象貨物の平均販売価格が本邦のDRAM（モジュール）の平均販売価格を下回った期間が調査対象期間に占める頻度は、12四半期中[ ]四半期であった。
- (508) 一方、同期間における非調査対象輸入貨物のプライスアンダーセリングは、本邦のDRAM（モジュール）の平均販売価格のそれぞれ、[ ]%、[ ]%、[ ]%と各年度において調査対象貨物より小さく、四半期

別にみても非調査対象輸入貨物の平均販売価格が本邦のDRAM（モジュール）の平均販売価格を下回った期間が調査対象期間に占める頻度は、12 四半期中[ ]四半期と調査対象貨物より低く、非調査対象輸入貨物が本邦のDRAM（モジュール）の平均販売価格を下回っていた[ ]四半期全てにおいて、その価格差は、本邦のDRAM（モジュール）の平均販売価格と調査対象貨物の平均販売価格との価格差より小さかった。

(509) 同様に、同期間におけるサムスン製DRAMのプライスアンダーセリングは、本邦のDRAM（モジュール）の平均販売価格のそれぞれ、[ ]%、[ ]%、[ ]%と各年度において調査対象貨物より小さく、四半期別にみてもサムスン製DRAMの平均販売価格が本邦のDRAM（モジュール）の平均販売価格を下回った期間が調査対象期間に占める頻度は、12 四半期中[ ]四半期と調査対象貨物より低く、サムスン製DRAMが本邦のDRAM（モジュール）の平均販売価格を下回っていた[ ]四半期中[【要約：ほとんどの四半期】]において、その価格差は、本邦のDRAMの平均販売価格と調査対象貨物の平均販売価格との価格差より小さかった。

(510) また、本邦のDRAM（モジュール）の価格推移と調査対象貨物の価格推移には明確な相関関係が認められる。

図 3-3-1 DRAM単体における平均販売価格の推移

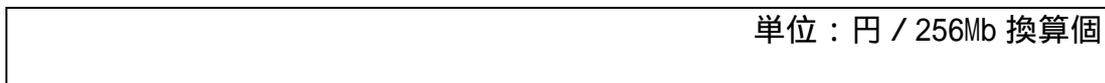


上記グラフの要約

年度	2001				2002				2003			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
本邦のDRAM	100	71	39	48	63	51	47	45	44	38	37	28
調査対象貨物	100	68	56	131	121	76	63	58	65	68	66	67
非調査対象輸入貨物	100	44	42	59	63	52	50	46	43	45	45	45
サムスン製DRAM	100	37	33	63	57	47	47	44	43	43	42	41

(出所) 国内生産者及び輸入者からの回答  
[ 2001年4-6月を100とする指数 ]

図 3-3-2 モジュールにおける平均販売価格の推移



《グラフ》

(出所) 国内生産者及び輸入者からの回答

上記グラフの要約

年度	2001				2002				2003			
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
本邦のDRAM	100	60	41	84	90	71	69	56	51	53	53	46
調査対象貨物	100	57	50	166	119	77	79	56	53	61	55	49
非調査対象輸入貨物	100	56	40	84	77	55	59	47	42	47	44	39
サムスン製DRAM	100	45	38	87	69	54	58	49	43	51	46	43

(出所) 国内生産者及び輸入者からの回答

[ 2001年4-6月を100とする指数 ]

(個別製品ごとの分析)

(511) さらに、価格に及ぼす影響については、個別製品ごとに比較分析を行うことにより、調査対象貨物、本邦のDRAM、非調査対象輸入貨物及びサムスン製DRAMの関係がより明らかとなること、またハイニックスは「ハイニックス製品は本邦のDRAMと国内市場では棲み分けがなされており<sup>543</sup>、[【要約：ハイニックス製品が本邦のDRAMと競合関係にないとする理由】]<sup>544</sup>、本邦のDRAMとは競合関係にない」旨主張していることから、種類別及び集積度別<sup>545</sup>により、調査対象貨物のうち本邦市場向けの主要製品を抽出し、分析する。主要製品として抽出する方法としては、2003年度における販売数量(256Mb換算数量ベース)が調査対象貨物全体の販売数量の[ ]%超の割合を占めるものとした。

(512) 抽出された主要製品は、販売数量の上位順に、(イ)モジュール(DDR 256MB)、(ロ)DRAM単体(DDR 256Mb)、(ハ)DRAM単体(SDRAM 128Mb)、(ニ)DRAM単体(SDRAM 256Mb)、(ホ)DRAM単体(SDRAM 64Mb)の5製品となる。

(513) 分析にあたっては、これら5製品ごとに、非調査対象輸入貨物及びサムスン製DRAMも同時に検証し、四半期ごとに価格分析を行うことと

<sup>543</sup> ハイニックスから提出された「ハイニックスセミコンダクター社製半導体DRAMに対する相殺関税賦課に係る調査のための平成16年9月24日付け質問状に対する回答」(以下「ハイニックス回答書」という。)E-1によれば[【要約：ハイニックス製品は本邦のDRAMと国内市場では棲み分けがなされているとする理由】][【秘密扱い】]としている。

<sup>544</sup> ハイニックス回答書E-1によれば[【要約：ハイニックス製品が本邦のDRAMと競合関係にないとする理由】][【秘密扱い】]としている。

<sup>545</sup> 国内唯一の半導体産業界の専門紙である「半導体産業新聞」では、種類別及び集積度別(掲載はDRAM単体のみ)に相場価格が掲載されている。

した。また、市場への投入初期段階においては、数量が僅少で平均販売価格の変動が激しく、比較対象とすることは適当ではないため、当該品目が各四半期において調査対象貨物全体の[ ]%を下回る期間を分析範囲から除外した。

(514) 以下、調査対象貨物のうち 2003 年度における販売数量の上位順に価格分析を行う。

(イ) モジュール (DDR 256MB)

(515) 2001 年度第 2 四半期まで調査対象貨物の販売は [【秘密扱いのため不開示】]、同年度第 4 四半期までは調査対象貨物全体の[ ]%に満たなかったが、2002 年度第 1 四半期に調査対象貨物全体の[ ]%を占め、以降さらに増加した。よって当該製品については、2002 年度第 1 四半期以降の期間を分析対象とした。

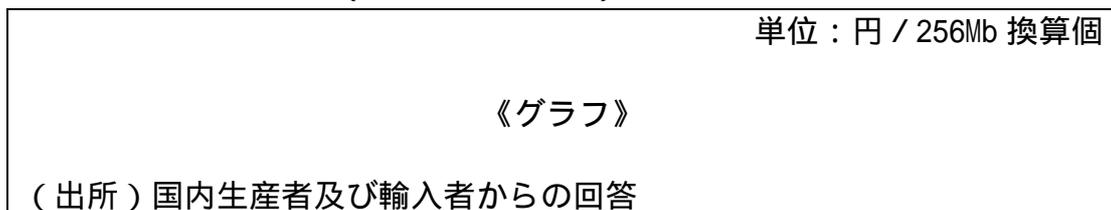
(516) 以下の図が示すとおり、当該製品の調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン製DRAMとも本邦のDRAMとほぼ同様の価格変動を示しており、これら価格変動から、全ての製品価格間に明確な相関関係が認められる。

(517) 2002 年度第 1 四半期において調査対象貨物の平均販売価格は他の製品（本邦のDRAM、非調査対象輸入貨物及びサムスン製DRAM）の平均販売価格を[ ]%以上下回っていた。その後も、調査対象貨物は他の製品を下回る価格で販売されたが、2002 年度第 3 四半期から同年度第 4 四半期にかけて調査対象貨物の平均販売価格が大幅に下落し、そのプライスアンダーセリングは本邦のDRAMの平均販売価格の[ ]%に達した。同時期のサムスン製DRAMのプライスアンダーセリングは本邦のDRAMの平均販売価格の[ ]%であった。2003 年度第 1 四半期には本邦のDRAMは継続して価格を下げ調査対象貨物の平均販売価格を[ ]%下回ったが、翌第 2 四半期には本邦のDRAMは価格を戻し、再び調査対象貨物が他の製品の平均販売価格を下回った。調査対象貨物は、翌第 3 四半期に再び下落し、そのプライスアンダーセリングは本邦のDRAMの平均販売価格の[ ]%となった。同時期のサムスン製DRAMのプライスアンダーセリングは本邦のDRAMの平均販売価格の[ ]%であった。その翌四半期には、再び本邦のDRAMが継続して価格を下げ、調査対象貨物の価格を下回った。

(518) 分析期間において、調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン

製DRAMそれぞれの平均販売価格が本邦のDRAMの平均販売価格を下回った頻度を比較すると、調査対象貨物が8四半期中[ ]四半期（[ ]%）、非調査対象輸入貨物が8四半期中[ ]四半期（[ ]%）、サムスン製DRAMが8四半期中[ ]四半期（[ ]%）となり、調査対象貨物の平均販売価格が本邦のDRAMの平均販売価格を下回った頻度が最も高かった。また、非調査対象輸入貨物の平均販売価格が本邦のDRAMの平均販売価格を下回った[ ]四半期及びサムスン製DRAMの平均販売価格が本邦のDRAMの平均販売価格を下回った[ ]四半期におけるプライスアンダーセリングを、同時期における調査対象貨物のプライスアンダーセリングと比較すると、全ての期間において調査対象貨物のプライスアンダーセリングの方が大きかった。さらに分析期間におけるプライスアンダーセリングの規模について、各四半期のプライスアンダーセリングを平均<sup>546</sup>して比較すると、調査対象貨物が[ ]%、非調査対象輸入貨物が[ ]%、サムスン製DRAMが[ ]%と、調査対象貨物のプライスアンダーセリングの規模は、非調査対象輸入貨物及びサムスン製DRAMのプライスアンダーセリングの規模を上回っていた。

図 3-3-3 モジュール（DDR 256MB）における平均販売価格の推移



上記グラフの要約

年度	2002				2003			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
本邦のDRAM	100	87	94	64	49	60	58	46
調査対象貨物	100	93	97	58	58	69	60	55
非調査対象輸入貨物	100	80	92	58	50	62	56	47
サムスン製DRAM	100	84	94	59	53	66	57	49

（出所）国内生産者及び輸入者からの回答  
[ 2002年4-6月を100とする指数 ]

（口）DRAM単体（DDR 256Mb）

(519) 2001年度第1四半期の調査対象貨物の販売は [ 【秘密扱いのため不開

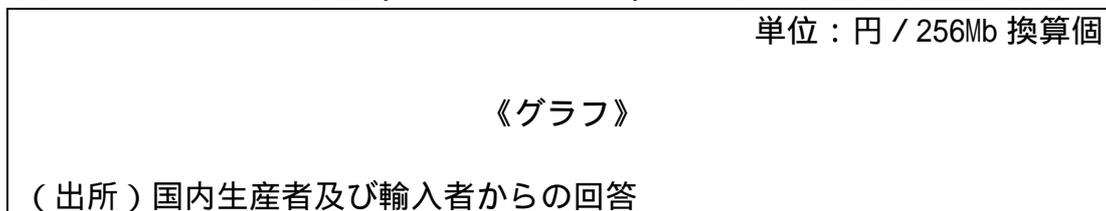
<sup>546</sup> マイナスのプライスアンダーセリングはゼロとして計算した。また、他の主要製品の分析においても同様に計算した。

示】 ]、2002 年度第 1 四半期までは調査対象貨物全体の[ ]%に満たなかったが、2002 年度第 2 四半期に調査対象貨物全体の[ ]%を占め、以降さらに増加した。よって当該製品については、2002 年度第 2 四半期以降の期間を分析対象とした。

- (520) 以下の図が示すとおり、当該製品の調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン製 D R A M と本邦の D R A M とほぼ同様の価格変動を示しており、これら価格変動から、全ての製品価格間に明確な相関関係が認められる。
- (521) 2002 年度第 2 四半期において調査対象貨物の平均販売価格は本邦の D R A M の平均販売価格を[ ]%下回っていた。非調査対象輸入貨物の平均販売価格は本邦の D R A M の販売価格を[ ]%、また、サムスン製 D R A M の平均販売価格についても同様に[ ]%とそれぞれ下回っていた。2002 年度第 3 四半期から翌第 4 四半期にかけて、調査対象貨物の平均販売価格が大幅に下落し、そのプライスアンダーセリングは本邦の D R A M の平均販売価格の[ ]%に達した。同時期の非調査対象輸入貨物のプライスアンダーセリングは本邦の D R A M の平均販売価格の[ ]%、また、サムスン製 D R A M のプライスアンダーセリングについては、[ ]%であった。その後も調査対象貨物は他の製品（本邦の D R A M、非調査対象輸入貨物及びサムスン製 D R A M）を下回る価格で販売され、2003 年度第 2 四半期には本邦の D R A M の平均販売価格が調査対象貨物の平均販売価格を[ ]%下回ったが、翌第 3 四半期には再び調査対象貨物が他の製品の平均販売価格を下回った。翌第 4 四半期も調査対象貨物が他の製品の平均販売価格を下回った。
- (522) 分析期間において、調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン製 D R A M それぞれの平均販売価格が本邦の D R A M の平均販売価格を下回った頻度を比較すると、調査対象貨物が 7 四半期中[ ]四半期（[ ]%）、非調査対象輸入貨物が 7 四半期中[ ]四半期（[ ]%）、サムスン製 D R A M が 7 四半期中[ ]四半期（[ ]%）となり、調査対象貨物の平均販売価格が本邦の D R A M の平均販売価格を下回った頻度が最も高かった。また、非調査対象輸入貨物の平均販売価格が本邦の D R A M の平均販売価格を下回った[ ]四半期及びサムスン製 D R A M の平均販売価格が本邦の D R A M の平均販売価格を下回った[ ]四半期におけるプライスアンダーセリングを同時期における調査対象貨物のプライスアンダーセリングと比較すると、全ての期間において調査対象貨物のプライスアンダーセリングの方が大きかった。さらに分析期間におけるプライスアンダーセリングの規模について、各四半期のプライスアンダー

セリングを平均して比較すると、調査対象貨物が[ ]%、非調査対象輸入貨物が[ ]%、サムスン製DRAMが[ ]%と、調査対象貨物のプライスアンダーセリングの規模は、非調査対象輸入貨物及びサムスン製DRAMのプライスアンダーセリングの規模を上回っていた。

図 3-3-4 DRAM単体 (DDR 256Mb) における平均販売価格の推移



上記グラフの要約

年度 月	2002			2003			
	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
本邦のDRAM	100	93	59	47	59	55	55
調査対象貨物	100	101	51	56	72	58	60
非調査対象輸入貨物	100	105	65	64	78	72	61
サムスン製DRAM	100	107	67	72	80	72	63

(出所) 国内生産者及び輸入者からの回答  
[ 2002年7-9月を100とする指数 ]

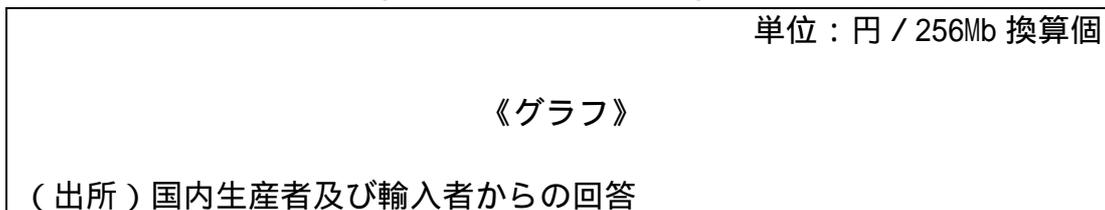
(八) DRAM単体 (SDRAM 128Mb)

- (523) 2001年度第1四半期から2003年度第4四半期を通じて調査対象貨物全体の[ ]%以上(最も低い[ ]年度第[ ]四半期でも[ ]%)を占めており、調査対象期間全てを分析対象とした。
- (524) 以下の図が示すとおり、当該製品の調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン製DRAMとも本邦のDRAMとほぼ同様の価格変動を示しており、これら価格変動から、全ての製品価格間に明確な相関関係が認められる。
- (525) 2001年度第1四半期において調査対象貨物の平均販売価格は他の製品(本邦のDRAM、非調査対象輸入貨物及びサムスン製DRAM)の平均販売価格を[ ]%以上下回っていた。その後も、調査対象貨物は他の製品を下回る価格で販売された。2001年度第4四半期の価格上昇期には本邦のDRAMの平均販売価格が調査対象貨物の平均販売価格を[ ]%下回ったが、翌2002年度第1四半期には調査対象貨物が大幅に下落し、再び他の製品を下回る価格となり、そのプライスアンダーセリングは本邦

の D R A M の平均販売価格の [ ]% に達した。同時期の非調査対象輸入貨物のプライスアンダーセリングは本邦の D R A M の平均販売価格の [ ]%、また、サムスン製 D R A M のプライスアンダーセリングについては、 [ ]% であった。2002 年度第 2 四半期においても調査対象貨物の平均販売価格は他の製品の平均販売価格を [ ]% 以上下回り、その後も、調査対象貨物は他の製品を下回る価格で販売された。

- (526) 分析期間において、調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン製 D R A M それぞれの平均販売価格が本邦の D R A M の平均販売価格を下回った頻度を比較すると、調査対象貨物が 12 四半期中 [ ] 四半期 ( [ ]% )、非調査対象輸入貨物が 12 四半期中 [ ] 四半期 ( [ ]% )、サムスン製 D R A M が 12 四半期中 [ ] 四半期 ( [ ]% ) となり、調査対象貨物の平均販売価格が本邦の D R A M の平均販売価格を下回った頻度が最も高かった。また、非調査対象輸入貨物の平均販売価格が本邦の D R A M の平均販売価格を下回った [ ] 四半期及びサムスン製 D R A M の平均販売価格が本邦の D R A M の平均販売価格を下回った [ ] 四半期におけるプライスアンダーセリングを、同時期における調査対象貨物のプライスアンダーセリングと比較すると、全ての期間において調査対象貨物のプライスアンダーセリングの方が大きかった。さらに分析期間におけるプライスアンダーセリングの規模について、各四半期のプライスアンダーセリングを平均して比較すると、調査対象貨物が [ ]%、非調査対象輸入貨物が [ ]%、サムスン製 D R A M が [ ]% と、調査対象貨物のプライスアンダーセリングの規模は、非調査対象輸入貨物及びサムスン製 D R A M のプライスアンダーセリングの規模を上回っていた。

図 3-3-5 D R A M 単体 ( S D R A M 128M b ) における平均販売価格の推移



上記グラフの要約

年度	2001				2002				2003			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
本邦の D R A M	100	60	37	62	108	76	79	101	116	110	101	95
調査対象貨物	100	56	52	157	112	73	67	88	100	102	105	116
非調査対象輸入貨物	100	52	52	120	138	111	126	143	127	128	125	122
サムスン製 D R A M	100	49	51	148	135	113	139	149	130	128	127	119

(出所) 国内生産者及び輸入者からの回答

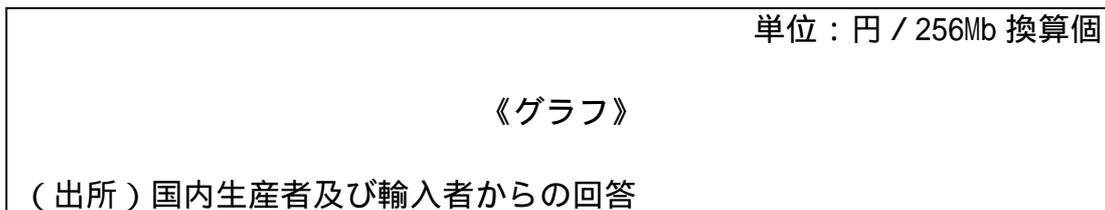
[ 2001 年 4-6 月を 100 とする指数 ]

(二) D R A M 単体 ( S D R A M 256 M b )

- (527) 2001 年度第 2 四半期までは調査対象貨物全体の[ ]%強程度であった。2001 年度第 3 四半期から同年度第 4 四半期にかけては、調査対象貨物全体の[ ]%に満たなかったが、2002 年度第 1 四半期に調査対象貨物全体の[ ]%を占め、以降さらに増加した。よって、調査対象期間全てを分析対象とした。
- (528) 以下の図が示すとおり、当該製品の調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン製 D R A M と本邦の D R A M とほぼ同様の価格変動を示しており、これら価格変動から、全ての製品価格間に明確な相関関係が認められる。
- (529) 2001 年度第 1 四半期においてはサムスン製 D R A M の平均販売価格が調査対象貨物の平均販売価格を[ ]%下回り、2001 年度第 3 四半期まで他の製品(本邦の D R A M、調査対象貨物及び非調査対象輸入貨物)の平均販売価格を下回った。2001 年度第 3 四半期から第 4 四半期にかけて大幅に価格が上昇したが、調査対象貨物の価格上昇は、他の製品(本邦の D R A M、非調査対象輸入貨物及びサムスン製 D R A M)の価格上昇より小さく、調査対象貨物の平均販売価格が他の製品の平均販売価格を下回った。2002 年度第 1 四半期に調査対象貨物の平均販売価格が下落し、そのプライスアンダーセリングは本邦の D R A M の平均販売価格の[ ]%に達した。同時期の非調査対象輸入貨物のプライスアンダーセリングは本邦の D R A M の平均販売価格の[ ]%、また、サムスン製 D R A M のプライスアンダーセリングについては、[ ]%であった。その後も調査対象貨物は他の製品を下回る価格で販売された。
- (530) 分析期間において、調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン製 D R A M それぞれの平均販売価格が本邦の D R A M の平均販売価格を下回った頻度を比較すると、調査対象貨物が 12 四半期中[ ]四半期([ ]%)、非調査対象輸入貨物が 12 四半期中[ ]四半期([ ]%)、サムスン製 D R A M が 12 四半期中[ ]四半期([ ]%)となり、調査対象貨物の平均販売価格が本邦の D R A M の平均販売価格を下回った頻度が最も高かった。また、非調査対象輸入貨物の平均販売価格が本邦の D R A M の平均販売価格を下回った[ ]四半期及びサムスン製 D R A M の平均販売価格が本邦の D R A M の平均販売価格を下回った[ ]四半期におけるプライスアンダーセリングを同時期における調査対象貨物のプライスアンダーセリングと比較すると、非調査対象輸入貨物においては[ ]

四半期中[ ]四半期に( [ ]%)、サムスン製DRAMにおいては[ ]四半期中[ ]四半期( [ ]%) [【要約：半分以上の期間】]において、調査対象貨物のプライスアンダーセリングの方が大きかった。さらに分析期間におけるプライスアンダーセリングの規模について、各四半期のプライスアンダーセリングを平均して比較すると、調査対象貨物が[ ]%、非調査対象輸入貨物が[ ]%、サムスン製DRAMが[ ]%と、調査対象貨物のプライスアンダーセリングの規模は、非調査対象輸入貨物及びサムスン製DRAMのプライスアンダーセリングの規模を上回っていた。

図 3-3-6 DRAM単体 (SDRAM 256Mb) における平均販売価格の推移



上記グラフの要約

年度 月	2001				2002				2003			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
本邦のDRAM	100	21	22	36	50	29	23	26	24	25	26	30
調査対象貨物	100	57	31	60	52	34	25	33	33	37	40	42
非調査対象輸入貨物	100	26	22	67	59	35	27	36	33	33	35	37
サムスン製DRAM	100	28	30	107	73	42	36	52	50	49	50	51

(出所) 国内生産者及び輸入者からの回答  
[ 2001年4-6月を100とする指数 ]

(ホ) DRAM単体 (SDRAM 64Mb)

(531) 2001年度第1四半期から2003年度第4四半期を通じて調査対象貨物全体の[ ]%以上(最も低い[ ]年度第[ ]四半期でも[ ]%)を占めており、調査対象期間全てを分析対象とした。

(532) 以下の図が示すとおり、2002年度第4四半期までは、当該製品の調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン製DRAMとも本邦のDRAMとほぼ同様の価格変動を示しており、これら価格変動から、全ての製品価格間に明確な相関関係が存在していたことが認められる。しかし、2003年度第1四半期以降、本邦のDRAMの平均販売価格は、他の製品(調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン製DRAM)の価格変動と異なって上昇した。従って、ここにおいては、2001年度1四半期から2002年度第4四半期と2003年度の2時点に分けて検討することとする。

(533) 2001 年度第 1 四半期において調査対象貨物の平均販売価格は他の製品（本邦の D R A M、非調査対象輸入貨物及びサムスン製 D R A M）の平均販売価格を [ ]%以上下回っていた。その後も、調査対象貨物は他の製品を下回る価格で販売されたが、2001 年度第 3 四半期から翌第 4 四半期にかけて全ての製品価格が上昇し、本邦の D R A M、調査対象貨物及びサムスン製 D R A M の価格がほぼ同じとなった。2002 年度第 1 四半期に、さらに全ての製品価格が上昇したが、調査対象貨物の上昇幅は [ ]%に止まり、 [ ]%以上上昇した他の製品との価格差が広がり、調査対象貨物のプライスアンダーセリングは、本邦の D R A M の平均販売価格の [ ]%に達した。同時期の非調査対象輸入貨物のプライスアンダーセリングは本邦の D R A M の平均販売価格の [ ]%、また、サムスン製 D R A M のプライスアンダーセリングについては、 [ ]%であった。翌第 2 四半期には全ての製品価格が下落に転じたが、調査対象貨物の平均販売価格の下落率は、 [ ]%に達し、 [ ]%台の下落率であった他の製品価格との価格差は更に広がった。その後も調査対象貨物は他の製品を下回る価格で販売された。

(534) 2001 年度第 1 四半期から 2002 年度第 4 四半期までの分析期間において、調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン製 D R A M それぞれの平均販売価格が本邦の D R A M の平均販売価格を下回った頻度を比較すると、調査対象貨物が 2002 年度までの 8 四半期中 [ ]四半期（ [ ]%）、非調査対象輸入貨物が 2002 年度までの 8 四半期中 [ ]四半期（ [ ]%）、サムスン製 D R A M が 2002 年度までの 8 四半期中 [ ]四半期（ [ ]%）となる。本邦の D R A M の平均販売価格を下回った頻度は、調査対象貨物及び非調査対象輸入貨物は等しく、サムスン製 D R A M の頻度は低かった。また、同期間において非調査対象輸入貨物の平均販売価格が本邦の D R A M の平均販売価格を下回った [ ]四半期及びサムスン製 D R A M の平均販売価格が本邦の D R A M の平均販売価格を下回った [ ]四半期におけるプライスアンダーセリングを同時期における調査対象貨物のプライスアンダーセリングと比較すると、非調査対象輸入貨物において [ ]四半期中 [ ]四半期に（ [ ]%）、サムスン製 D R A M においては [ ]四半期全て（ [ ]%）において、調査対象貨物のプライスアンダーセリングの方が大きかった。さらに同分析期間におけるプライスアンダーセリングの規模について、各四半期のプライスアンダーセリングを平均して比較すると、調査対象貨物が [ ]%、非調査対象輸入貨物が [ ]%、サムスン製 D R A M が [ ]%と、調査対象貨物のプライスアンダーセリングの規模は、非調査対象輸入貨物及びサムスン製 D R A M のプライスアンダーセリングの規模を上回っていた。

- (535) 2003 年度第 1 四半期以降、本邦の D R A M の平均販売価格は、他の製品（調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン製 D R A M）の価格変動と異なって上昇した。一方、当該製品における本邦の D R A M の出荷量はピーク時の 2001 年度第 2 四半期と比較して、2002 年度第 4 四半期にはその[ ]%に、2003 年度第 4 四半期にはその[ ]%まで落ち込んだ。また、調査対象期間を通じて、本邦の D R A M の市場占拠率も、ピーク時であった 2001 年度第 2 四半期に[ ]%であったものが、2002 年度第 4 四半期には[ ]%まで低下し、2003 年度第 4 四半期には[ ]%を下回っていることが認められた。さらに、国内産業の調査により、当該製品を製造する国内生産者は 2001 年度には[ ]社であったものが、2003 年度には[ ]社に減少していることが認められた。これらの点から、本邦の D R A M は 2003 年度には市場における競争から脱落して販売量が大幅に減少したため、2003 年度第 1 四半期以降における本邦の D R A M の平均販売価格が他の平均販売価格と異なる価格変動になったと考えられる。
- (536) このように、当該製品においては、本邦の D R A M は 2002 年度末には市場における価格競争力を失い、販売量を大幅に減少させ、2003 年度末には市場から大幅な撤退を余儀なくされたことが認められる。

図 3-3-7 D R A M 単体 ( S D R A M 64M b ) における平均販売価格の推移

単位：円 / 256Mb 換算個

《グラフ》

(出所) 国内生産者及び輸入者からの回答

上記グラフの要約

年度 月	2001				2002				2003			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
本邦のDRAM	100	35	41	61	83	66	64	57	84	92	85	100
調査対象貨物	100	52	50	132	137	99	85	90	102	92	105	122
非調査対象輸入貨物	100	54	47	72	101	86	82	75	74	76	74	77
サムスン製DRAM	100	67	51	78	96	81	79	71	71	71	67	68

(出所) 国内生産者及び輸入者からの回答

[ 2001 年 4-6 月を 100 とする指数 ]

- (537) 以上、D R A M 単体、モジュール及び全ての主要製品において調査対象貨物のプライスアンダーセリングが認められ、それぞれ価格変動に明確な相関関係が認められた。また、調査対象期間において本邦の D R A M の価格は、D R A M 単体が 44.1%、モジュールが 28.0% と著しく低下しており、D R A M 単体、モジュール及び全ての主要製品において、調査対象貨物の平均販売価格が本邦の D R A M の平均販売価格を下回った頻度は、D R A M 単体 ( S D R A M 64M b ) について 2001 年度第 1 四半期から 2002 年度第 4 四半期までの分析期間の間、本邦の D R A M の平均販売価格を下回った頻度が非調査対象輸入貨物と同じであったことを唯一の例外として、他の製品と比べて最も高く、本邦の D R A M の平均販売価格との価格差も他の製品と比べて最も大きかったことが認められる。
- (538) 3.1.1.7 において述べたとおり、D R A M 市場の構造から、ある生産者からより低い価格が市場に提示された場合、直ちに他の生産者の販売価格に影響することとなるが、本項での分析から、調査対象貨物の価格変動に本邦の D R A M 価格が追随していることも認められる。
- (539) よって、本邦の D R A M の製品価格は、サムスン製 D R A M を含めた非調査対象輸入貨物ではなく調査対象貨物のプライスアンダーセリングにより著しく押し下げられ、一部製品においては、さらに、市場から実質的に撤退することを余儀なくされたことが認められる。

### 3.3.2.2 調査対象貨物の輸入が国内産業に及ぼす影響

- (540) 次に、調査対象貨物の輸入が国内産業に及ぼす影響について、3.2.3 で見た本邦産業にかかる各種指標を再度検証し、調査対象貨物の輸入と国内産業に及ぼす影響との間の因果関係を検討する。
- (541) まず、販売の推移については、3.2.3.2 において既に見たとおり、調査対象期間を通じた国内総需要の伸びが数量ベースで +105.5%、価額ベースで +35.3%であったのに対して、同期間を通じた本邦のDRAM及び調査対象貨物の販売の伸びはそれぞれ数量ベースで +94.3%、+188.8%、価額ベースで +14.3%、+105.0%となっている。一方で、当該期間を通じた非調査対象輸入貨物の伸びは数量ベースで +85.7%、価額ベースで +27.2%であり、調査対象貨物の販売のみが大幅に増加していることが認められる。
- (542) また、市場占拠率の推移については、3.2.3.3 において既に見たとおり、調査対象期間における調査対象貨物の市場占拠率が、数量ベースで 2001 年度[ ]%、2002 年度[ ]%、2003 年度[ ]%と、価額ベースで 2001 年度[ ]%、2002 年度[ ]%、2003 年度[ ]%と推移し、特に 2002 年度から 2003 年度にかけて大幅な伸びを示し、2003 年度には 2001 年度の水準を上回ったのに対して、同期間における本邦のDRAMの市場占拠率は、数量ベースで 2001 年度[ ]%、2002 年度[ ]%、2003 年度[ ]%と、価額ベースで 2001 年度[ ]%、2002 年度[ ]%、2003 年度[ ]%と推移し、特に 2002 年度から 2003 年度にかけて市場占拠率を低下させ、2003 年度には 2001 年度の水準を下回った。一方で、同期間における非調査対象輸入貨物の市場占拠率は、数量ベースで 2001 年度[ ]%、2002 年度[ ]%、2003 年度[ ]%と、価額ベースで 2001 年度[ ]%、2002 年度[ ]%、2003 年度[ ]%と推移し、非調査対象輸入貨物が本邦のDRAMと同様に、2003 年度において市場占拠率を低下させ、2001 年度の水準を下回った。したがって、調査対象貨物のみが 2003 年度の市場占拠率が上昇し、2001 年度の水準を上回ったことが認められる。
- (543) なお、非調査対象輸入貨物のうちのサムスン製DRAMの販売と比較した場合、調査対象期間におけるサムスン製DRAMの販売の伸びについては、数量ベースで +158.0%、価額ベースで +91.0%と国内総需要の伸び（数量ベース +105.5%、価額ベース +35.3%）と比べて大きく伸びているが、調査対象貨物の販売が数量ベースで +188.8%、価額ベースで +105.0%と伸ばしていることからすれば、サムスン製DRAMの伸び率は調査対象貨物よりも低くなっている。

- (544) 一方で、調査対象期間におけるサムスン製DRAMの市場占拠率については、数量ベースで2001年度[ ]%、2002年度[ ]%、2003年度[ ]%と、価額ベースで2001年度[ ]%、2002年度[ ]%、2003年度[ ]%と推移しており、数量ベースで2002年度については[ ]ポイント伸ばしているものの、2003年度は[ ]ポイント減少させている。一方、価額ベースでは2002年度で[ ]ポイント、2003年度[ ]ポイントと上昇しているが、2003年度については、ほぼ横這いであった。
- (545) 3.1.1.7 で見たとおりDRAMの市場競争においては価格が最も重視されるため、販売価格の最も低いメーカーのDRAM価格が、その他のメーカーのDRAMの販売価格を引下げることとなる。3.3.2.1 で見たとおり、調査対象貨物の価格は、本邦のDRAM、サムスン製DRAM及び非調査対象輸入貨物のいずれと比べても低い価格で推移したため、サムスン及び本邦のDRAMを含む他のメーカーのDRAM価格を引下げたと考えられる。このことは、すべての価格分析においてこれらメーカー製DRAM価格の推移に明確な相関関係があることから裏付けられる。さらに、3.3.2.1 で見たとおり、調査対象貨物のプライスアンダーセリングは、全体として、また、主要個別品目においても、サムスン製DRAM及びその他の非調査対象輸入貨物のプライスアンダーセリングそれぞれに対して、頻度、規模ともに上回っていた。
- (546) 調査対象貨物の価格により本邦のDRAMのみならずサムスン製DRAM及びその他の非調査対象輸入貨物の価格も低下したという上述の事実認定は、サムスン製DRAM及びその他の非調査対象輸入貨物それぞれの販売数量及び販売価額の伸び率が調査対象貨物の伸び率を下回り、特に2003年度においては販売数量、販売価額の伸び率は調査対象貨物の伸び率を大きく下回る結果となったという事実によっても裏付けられることが認められる。さらに、サムスン製DRAM及びその他の非調査対象輸入貨物のいずれの市場占拠率も特に2003年度に数量ベースで前年度比それぞれ[ ]%、[ ]%減少しており、両者ともに、同期間に大幅に市場占拠率を増加させた調査対象貨物に市場占拠率を奪われた状況となっていたことを示している。
- (547) これらの事実により、本邦のDRAMの価格下落、販売の低迷及び市場占拠率の低下は、サムスン製DRAMを含めた非調査対象輸入貨物によりもたらされたものではなく、調査対象貨物によりもたらされたものと認められる。

- (548) これらのため、**3.2.3.4** で述べたとおり国内生産者の利潤を示す営業利益及び経常利益はともに継続的に赤字状態となった。また、国内生産者の雇用者数は、**3.2.3.10** で述べたとおり、調査対象期間を通じて 15.7%減少し、賃金についても、**3.2.3.11** で述べたとおり、調査対象期間を通じて賃金総額が 13.2%減少した。一方、DRAM産業はその競争力を維持するために、技術改良や新規の設備投資が不可欠であるにもかかわらず、本邦産業の研究開発費は、**3.2.3.12** で述べたとおり、調査対象期間を通じて 11.9 ポイント削減され、**3.2.3.13**、**3.2.3.14** 及び **3.2.3.7** で述べたとおり、フリーキャッシュフローのマイナスの継続による資本調達能力の低下や設備投資計画の見直しや延期、操業度の悪化をもたらしている。投資収益の指標は、**3.2.3.6** で述べたとおり、改善傾向を示しているものの、2003 年度でほぼゼロと国内の製造業（うち電気機械器具）と比較して低い水準にあり、国内産業の状況は依然回復していなかった。
- (549) このように、調査対象貨物の輸入による国内産業に及ぼす影響が認められる。

表 3-3-1 市場占拠率（数量ベース）の推移

	2001 年度	2002 年度	2003 年度
本邦の D R A M	[100]	[103]	[95]
調査対象貨物	[100]	[100]	[141]
非調査対象輸入貨物	[100]	[ ]	[90]
うちサムスン	[100]	[137]	[126]
国内総需要	100.0%	100.0%	100.0%

（出所）国内各工程生産者及び輸入者からの回答<sup>547</sup>

[ 2001 年度を 100 とする指数。逆計算を防ぐため、[ ] の指数は秘密扱い。 ]

表 3-3-2 市場占拠率（価額ベース）の推移

	2001 年度	2002 年度	2003 年度
本邦の D R A M	[100]	[104]	[84]
調査対象貨物	[100]	[99]	[152]
非調査対象輸入貨物	[100]	[ ]	[94]
うちサムスン	[100]	[138]	[141]
国内総需要	100.0%	100.0%	100.0%

（出所）国内各工程生産者及び輸入者からの回答<sup>547</sup>

[ 2001 年度を 100 とする指数。逆計算を防ぐため、[ ] の指数は秘密扱い。 ]

表 3-3-3 販売（数量ベース）の推移

（単位：256Mb 換算千個）

	2001 年度	2002 年度 (前年度比)	2003 年度 (前年度比)	2001 2003 年度変化率
本邦の D R A M	[100]	[126]	[194]	+ 94.3%
調査対象貨物	[100]	[122]	[289]	+ 188.8%
非調査対象輸入貨物	[100]	[ ]	[186]	+ 85.7%
うちサムスン	[100]	[167]	[258]	+ 158.0%
国内総需要	[100]	[122]	[205]	+ 105.5%

（出所）国内各工程生産者及び輸入者からの回答

[ 2001 年度を 100 とする指数。逆計算を防ぐため、[ ] の指数は秘密扱い。 ]

<sup>547</sup> 《輸入者名》は販売における前工程国の回答がなかったが、《国内生産者名》社製の製品を販売していたため、その製品（種類・集積度別）における《国内生産者名》の国内前工程比率（《国内生産者名》回答書 D-1）【秘密扱い】から算出して、国内前工程品と海外前工程品を区分けし、国内前工程品を《国内生産者名》の販売として計上した。（《輸入者名》回答書 C-1）【秘密扱い】

《輸入者名》による販売は、《国内生産者名》による国内前工程品であったため、《国内生産者名》の販売（2003 年度は《国内生産者名》の販売）として計上した。（《輸入者名》回答書 C-1）【秘密扱い】

《国内生産者名》は販売における前工程国の回答がなかったため、生産における前工程国の比率から算出して国内前工程品と海外前工程品を区分けした。（《国内生産者名》回答書 B-1、D-1）【秘密扱い】

表 3-3-4 販売（価額ベース）の推移

（単位：百万円）

	2001 年度	2002 年度 (前年度比)	2003 年度 (前年度比)	2001 2003 年度変化率
本邦の D R A M	[100]	[109]	[114]	+ 14.3%
調査対象貨物	[100]	[103]	[205]	+ 105.0%
非調査対象輸入貨物	[100]	[ ]	[127]	+ 27.2%
うちサムスン	[100]	[144]	[191]	+ 91.0%
国内総需要	[100]	[104]	[135]	+ 35.3%

（出所）国内各工程生産者及び輸入者からの回答

[ 2001 年度を 100 とする指数。逆計算を防ぐため、[ ] の指数は秘密扱い。 ]

### 3.3.2.3 補助金が調査対象貨物の輸入に及ぼす影響

(550) ハイニックスが商業市場において資金調達することができない財務状況にあったことは「第 2」において、既に述べたとおりである。ハイニックスに対する韓国政府の補助金が存在していたことにより、ハイニックスは D R A M 製品の生産及び輸出を維持・継続することが可能となった。その結果、同社は調査対象貨物の日本への輸出量を著しく増加させ、日本の国内市場においても低価格で製品を大量に販売し、本邦の D R A M の価格を低下させたものと認められる。

### 3.3.3. 調査対象貨物と本邦の D R A M との競合関係

(551) 3.1.1. でみたとおり、物理的特性、製造工程、代替性、流通形態及び産業上の使用者の認識等において、調査対象貨物と本邦の D R A M との間に大きな相違点はなく、本邦の D R A M は調査対象貨物と同種の産品であることから、調査対象貨物と本邦の D R A M は競合関係にあると言える。また、3.3.2 により、ハイニックス製品の価格により本邦の D R A M 価格が引下げられたことが認められたところから、本邦市場において両者は実質的に競合していたことが認められる。

(552) しかしながら、「ハイニックス製品が本邦の D R A M と国内市場では棲み分けがなされており<sup>548</sup>、[【要約：ハイニックス製品が本邦の D R A M と競合関係にないとする理由】]<sup>549</sup>、本邦の D R A M とは競合関係にな

<sup>548</sup> ハイニックス回答書 E-1 によれば [【要約：ハイニックス製品は本邦の D R A M と国内市場では棲み分けがなされているとする理由】]【秘密扱い】としている。

<sup>549</sup> ハイニックス回答書 E-1 によれば [【要約：ハイニックス製品が本邦の D R A M と競合関係にないとする理由】]【秘密扱い】としている。

い」旨の主張がなされていることから、そのような主張について検証を行う。

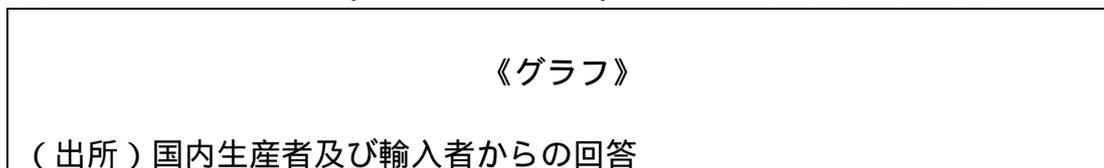
### 3.3.3.1 主要製品ごとの調査対象貨物と本邦のDRAMとの間の競合分析

(553) 3.3.2 において調査対象貨物の価格と本邦のDRAM価格との間には明確な相関関係にあることから競合関係にあることが認められるが、両者の競合関係をより具体的に分析するため、3.3.2.1 で抽出した主要製品ごとに調査対象貨物と本邦のDRAMとが実質的な競合関係にあったかを分析した。

#### (イ) モジュール (DDR 256MB)

(554) 調査対象期間における当該製品の本邦のDRAMの市場占拠率は[ ]%、[ ]%、[ ]%と推移し、2001年度から2003年度にかけて[ ]ポイント低下した。一方、同期間における調査対象貨物の市場占拠率は、[ ]%、[ ]%、[ ]%と推移し、[ ]ポイント上昇した。当該製品において、本邦のDRAMは2003年度に[ ]%まで低下したものの、2001年度において[ ]%の市場占拠率を有しており、調査対象貨物と実質的に競合していたことが認められる。

図 3-3-8 モジュール (DDR 256MB) における市場占拠率の推移



上記グラフの要約

	2001年度	2002年度	2003年度
本邦のDRAM	[100]	[30]	[33]
調査対象貨物	[100]	[2553]	[5141]
非調査対象輸入貨物	[100]	[ ]	[77]

(出所) 国内生産者及び輸入者からの回答

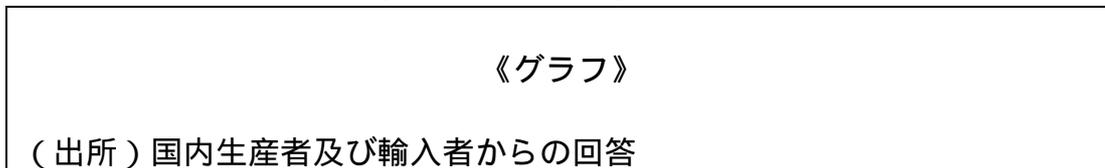
[2001年度を100とする指数。逆計算を防ぐため、[ ]の指数は秘密扱い。]

#### (ロ) DRAM単体 (DDR 256Mb)

(555) 調査対象期間における当該製品の本邦のDRAMの市場占拠率は[ ]%、[ ]%、[ ]%と推移し、2001年度から2003年度にかけて[ ]ポイント低下した。一方、同期間における調査対象貨物の市場占拠率は、

[ ]%、[ ]%、[ ]%と推移し、[ ]ポイント上昇した。当該製品において、本邦のDRAMは2003年度に[ ]%まで低下したものの、2001年度において[ ]%の市場占拠率を有しており、調査対象貨物と実質的に競合していたことが認められる。

図 3-3-9 DRAM単体 (DDR 256Mb) における市場占拠率の推移



上記グラフの要約

	2001年度	2002年度	2003年度
本邦のDRAM	[100]	[26]	[33]
調査対象貨物	[100]	[6588]	[7827]
非調査対象輸入貨物	[100]	[ ]	[71]

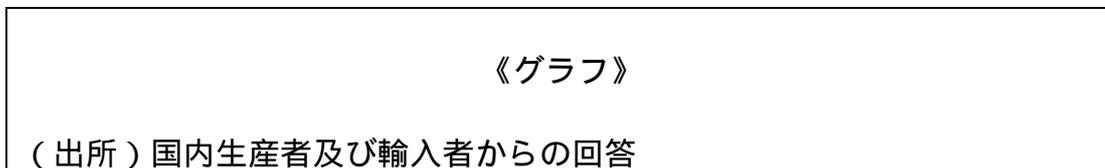
(出所) 国内生産者及び輸入者からの回答

[2001年度を100とする指数。逆計算を防ぐため、[ ]の指数は秘密扱い。]

(八) DRAM単体 (SDRAM 128Mb)

(556) 調査対象期間における当該製品の本邦のDRAMの市場占拠率は[ ]%、[ ]%、[ ]%と推移し、2001年度から2003年度にかけて[ ]ポイント上昇した。一方、同期間における調査対象貨物の市場占拠率は、[ ]%、[ ]%、[ ]%と推移し、[ ]ポイント低下した。当該製品において、本邦のDRAMは調査対象期間を通じて[ ]%以上の市場占拠率を有しており、調査対象貨物と実質的に競合していたことが認められる。

図 3-3-10 DRAM単体 (SDRAM 128Mb) における市場占拠率の推移



上記グラフの要約

	2001 年度	2002 年度	2003 年度
本邦の D R A M	[100]	[74]	[130]
調査対象貨物	[100]	[111]	[99]
非調査対象輸入貨物	[100]	[ ]	[92]

(出所) 国内生産者及び輸入者からの回答

[2001 年度を 100 とする指数。逆計算を防ぐため、[ ]の指数は秘密扱い。]

(二) D R A M 単体 ( S D R A M 256 M b )

- (557) 調査対象期間における当該製品の本邦の D R A M の市場占拠率は[ ]%、[ ]%、[ ]%と推移し、2001 年度から 2003 年度にかけて[ ]ポイント上昇した。一方、同期間における調査対象貨物の市場占拠率は、[ ]%、[ ]%、[ ]%と推移し、[ ]ポイント上昇した。当該品目において、本邦の D R A M は 2003 年度において[ ]%の市場占拠率を有しており、調査対象貨物と実質的に競合していたことが認められる。

図 3-3-11 D R A M 単体 ( S D R A M 256 M b ) における市場占拠率の推移

《グラフ》			
(出所) 国内生産者及び輸入者からの回答			

上記グラフの要約

	2001 年度	2002 年度	2003 年度
本邦の D R A M	[100]	[168]	[400]
調査対象貨物	[100]	[466]	[897]
非調査対象輸入貨物	[100]	[ ]	[46]

(出所) 国内生産者及び輸入者からの回答

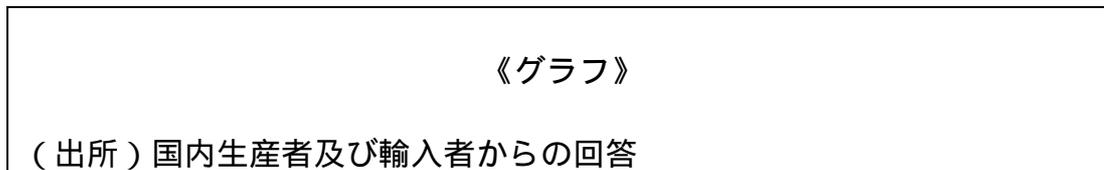
[2001 年度を 100 とする指数。逆計算を防ぐため、[ ]の指数は秘密扱い。]

(ホ) D R A M 単体 ( S D R A M 64 M b )

- (558) 調査対象期間における当該製品の本邦の D R A M の市場占拠率は[ ]%、[ ]%、[ ]%と推移し、2001 年度から 2003 年度にかけて[ ]ポイント低下した。一方、同期間における調査対象貨物の市場占拠率は、[ ]%、[ ]%、[ ]%と推移し、[ ]ポイント上昇した。当該製品において、本邦の D R A M は 2003 年度に[ ]%まで低下したものの、2001 年度において[ ]%の市場占拠率を有しており、調査対象貨物と実質的に競合してい

たことが認められる。

図 3-3-12 D R A M 単体 ( S D R A M 64M b ) における市場占拠率の推移



上記グラフの要約

	2001 年度	2002 年度	2003 年度
本邦の D R A M	[100]	[60]	[25]
調査対象貨物	[100]	[101]	[117]
非調査対象輸入貨物	[100]	[ ]	[106]

( 出所 ) 国内生産者及び輸入者からの回答

[ 2001 年度を 100 とする指数。逆計算を防ぐため、[ ] の指数は秘密扱い。 ]

- (559) 以上、主要製品のうち、モジュール ( D D R 256 M B )、D R A M 単体 ( D D R 256 M b ) 及び D R A M 単体 ( S D R A M 64 M b ) の 3 製品は、2003 年度の本邦の D R A M の市場占拠率が大きく低下していたが、これらの製品は全て 2001 年度において相当程度の市場占拠率を有しており、調査対象貨物と競合関係にあったと認められた。また、他の 2 製品 ( D R A M 単体 ( S D R A M 128 M b ) 及び D R A M 単体 ( S D R A M 256 M b ) ) においても 2003 年度に相当程度の市場占拠率を有しており、調査対象貨物と実質的な競合関係にあったと認められた。
- (560) また、主要製品のうち 3 製品 ( モジュール ( D D R 256 M B )、D R A M 単体 ( D D R 256 M b ) 及び D R A M 単体 ( S D R A M 256 M b ) ) の集積度は 256 M b と高く、これら 3 製品が 2003 年度における調査対象貨物全体に占める割合は [ ] % であった。ハイニックスによる国内市場への販売は、高集積度の製品が大半を占めており、それら高集積度の製品がそれぞれ大幅に増加していた。
- (561) よって、「ハイニックス製品は本邦の D R A M と国内市場では棲み分けがなされており<sup>550</sup>、[ 【要約：ハイニックス製品が本邦の D R A M と競合関係にないとする理由】 ]<sup>551</sup>、本邦の D R A M とは競合関係にない」旨の同社の主張については理由がないと認められる。

<sup>550</sup> ハイニックス回答書 E-1 によれば [ 【要約：ハイニックス製品は本邦の D R A M と国内市場では棲み分けがなされているとする理由】 ] 【秘密扱い】としている。

<sup>551</sup> ハイニックス回答書 E-1 によれば [ 【要約：ハイニックス製品が本邦の D R A M と競合関係にないとする理由】 ] 【秘密扱い】としている。

### 3.3.3.2 販売形態及び販売先の共通性

- (562) D R A Mの国内販売については、本邦のD R A M及び調査対象貨物ともに国内電気機器製造企業（P C製造企業、家電製造企業、電子部品製造企業を含む）、流通事業者及びコンピュータ部品販売事業者等に対して本邦の生産者又は調査対象貨物の輸入者から直接販売されている場合と本邦の生産者又は調査対象貨物の輸入者が指定した販売代理店を通じて販売される場合とに大きく分かれている<sup>552</sup>。
- (563) これらの国内販売において、国内電気機器製造企業向けの販売については、D R A Mの生産者と販売先である個々の産業上の使用者との間でD R A Mの製品評価試験を経た上で取引がされており<sup>553</sup>、本邦のD R A Mと調査対象貨物の取引形態に大きな違いは認められなかった。
- (564) 産業上の使用者に対する質問状の回答から産業上の使用者 27 社の購入実績を確認したところ、上記 3.3.2.1 で抽出した主要 5 製品について、産業上の使用者の購入先はハイニックスのみではなく、本邦のD R A M生産者、ハイニックス及び本邦のD R A M生産者を除くその他の生産者（以下「その他の生産者」という。）の複数の生産者から購入していた<sup>554</sup>。このことは、申請者から提出された[【秘密扱いのため不開示】]等の社内資料<sup>555</sup>からも裏付けられる。さらに、[【要約：低集積度D R A Mについて分析を加えた理由】]低集積度のD R A M<sup>556</sup>についても、上記の回答から、産業上の使用者が本邦のD R A M生産者からも当該品目を購入している事実が確認された<sup>557</sup>。
- (565) 主要 5 製品における主要な産業上の使用者購入先事例は、次表のとおり

<sup>552</sup> 本邦生産者回答書 D-1【秘密扱い】、輸入者回答書 A-3【秘密扱い】において、代表的な取引形態として顧客への直接販売と代理店を経由する販売について回答されている。

<sup>553</sup> 《国内生産者名》回答書 D-1【秘密扱い】、《国内生産者名》回答書 D-1-(1)【秘密扱い】、カシオ計算機(株)から提出された「ハイニックスセミコンダクター社製半導体D R A Mに対する相殺関税賦課にかかる調査質問状への回答書」B-5によれば、生産者は産業上の使用者との間で製品適合性評価を通常行っている。

<sup>554</sup> 産業上の使用者回答 B-2（産業上の使用者別D R A M購入実績）【秘密扱い】

<sup>555</sup> エルピーダメモリ(株)から提出のあった[【秘密扱いのため不開示】]及びマイクロンジャパン(株)から提出のあった[【秘密扱いのため不開示】]による。【秘密扱い】

<sup>556</sup> (株)ハイニックス・セミコンダクター・ジャパン回答書 A-6によれば[【要約：低集積度D R A Mに関する記述】]【秘密扱い】としている。

<sup>557</sup> 産業上の使用者回答書 B-2（産業上の使用者別D R A M購入実績）【秘密扱い】：例えば、S D R A M16M bの購入例として、《産業上の使用者名》がハイニックス、本邦生産者(2社)、その他の生産者(2社)から、《産業上の使用者名》がハイニックス、本邦生産者(1社)、その他の生産者(4社)から、《産業上の使用者名》がハイニックス、本邦生産者(3社)、その他の生産者(2社)から、それぞれ購入した事実が確認された。【秘密扱い】

りであり、本邦のDRAMと調査対象貨物の販売先の共通性が認められた。

- (566) また、ハイニックスは、カーナビゲーション向けDRAMのような温度拡張品や行政上の規制により型式指定の制限があるパチンコ機器用のDRAMについては、調査対象貨物が当該市場において優位性をもっており、本邦のDRAMとの代替はできないと主張している<sup>558</sup>。
- (567) 温度拡張品については、汎用DRAMの動作温度が0～70の領域であるところ、温度拡張品はDRAMの設計や回路線幅等の変更により、-40～85の領域を生産者側が保証するものであり、顧客の要求に従って特別に開発又は選別されたものである<sup>559</sup>。ハイニックスはこの温度拡張品について本邦生産者との間で代替されないとしているが、本邦のDRAM生産者においても温度拡張品を生産しており、カーナビゲーション用向けDRAMについての販売先は共通している<sup>560</sup>。
- (568) パチンコ機器向けのDRAMについては、我が国の公安規則である「遊技機器の認定及び形式の検定等に関する規則」により、パチンコ機器の個別機種ごとに搭載される部品も含めて型式指定される必要があり、一旦型式指定された機器に搭載されるDRAMについては、当該DRAMのブランドを含め同一のDRAMの搭載が義務づけられている<sup>561</sup>。しかしながら、この型式指定については、パチンコ機器の新製品開発や機種の変更の際にその都度型式指定がされることから、本邦のDRAM生産者についても当然パチンコ市場へ参入することは可能であり、実際にパチンコ機器製造企業向けに販売しており、本分野においても販売先は共通している<sup>562</sup>。

<sup>558</sup> (株)ハイニックス・セミコンダクター・ジャパン回答書A-6において、ハイニックスは、「消費電力が少ない製品、温度拡張品(-40～85)など特別な条件が要求される場合には、搭載機器内のチップセットとの連携も考慮するため相互に代替できない場合が予想され、特に、パチンコ機器分野では、行政上の規制が厳しいため一度認定及び検定されたパチンコ機器では、同一のブランドの同一メモリ製品を搭載しなければならないため、DRAMの代替は全くできない。」旨主張しており、調査対象貨物と本邦のDRAMの代替はできないと回答している。

<sup>559</sup> エルピーダメモリ(株)の製品カタログ(例:128M-bit Synchronous DRAM 4-bank, LVTTL)において温度拡張品はラインアップされている。(エルピーダメモリ(株)回答書別添資料A3-2)

<sup>560</sup> エルピーダメモリ(株)に対する現地調査において温度拡張品をカーナビゲーション用として販売している旨確認した。(エルピーダメモリ(株)現地調査報告書7頁)

マイクロンジャパン(株)に対する現地調査において、カーナビゲーション用もラインナップされていることを確認した。(マイクロンジャパン(株)現地調査報告書2頁、現地調査提出資料4【秘密扱い】)

<sup>561</sup> エルピーダメモリ(株)から、[【要約:パチンコメーカーへの供給に関する記述】]現地調査において確認した。(エルピーダメモリ(株)現地調査報告書7頁)【秘密扱い】

<sup>562</sup> エルピーダメモリ(株)に対する現地調査において、《顧客名》及び《顧客名》のパチンコ機器メーカー向けの販売実績がある旨確認した。(エルピーダメモリ(株)現地調査報告書7頁)【秘密扱い】

- (569) このように、カーナビゲーション向け温度拡張品及びパチンコ向け D R A Mにおいて、調査対象貨物と本邦の D R A Mの代替はできないとするハイニックス側の主張は認められず、また、これら機器の市場において競合関係にあり、販売形態及び販売先についても共通性が認められた。
- (570) なお、産業上の使用者は、購入先を一社に限定することによる調達リスクの回避<sup>563</sup>や供給先との価格交渉を優位に行うため<sup>564</sup>に、複数の供給先から購入している。これは D R A Mが汎用品であり製品特性による差が無く代替性を有していることから可能とされているものである<sup>565</sup>。

表 3-3-5 D R A M主要製品の主要な産業上の使用者購入先事例

1 . モジュール ( D D R 256 M B )

《産業上の使用者名》	ハイニックス、本邦生産者(2社)、その他の生産者(4社)
《産業上の使用者名》	ハイニックス、本邦生産者(3社)、その他の生産者(3社)
《産業上の使用者名》	ハイニックス、本邦生産者(1社)、その他の生産者(2社)

2 . D R A M単体 ( D D R 256 M b )

《産業上の使用者名》	ハイニックス、本邦生産者(2社)、その他の生産者(4社)
《産業上の使用者名》	ハイニックス、本邦生産者(4社)、その他の生産者(4社)
《産業上の使用者名》	ハイニックス、本邦生産者(2社)、その他の生産者(2社)

3 . D R A M単体 ( S D R A M 128 M b )

《産業上の使用者名》	ハイニックス、本邦生産者(5社)、その他の生産者(1社)
《産業上の使用者名》	ハイニックス、本邦生産者(2社)、その他の生産者(4社)
《産業上の使用者名》	ハイニックス、本邦生産者(4社)、その他の生産者(2社)

<sup>563</sup> 《国内生産者名》回答書 H-2 において、「OEM 生産者は、その予定する購入数量を購入する DRAM メーカーごとに割り振る（ほとんどの場合、安定供給を確保するために、1社のみに対して発注する例は少ない。）」旨の回答があり、P C 製造事業者の取引事例を現地調査において確認した。（《国内生産者名》現地調査報告書）【秘密扱い】

<sup>564</sup> 産業上の使用者回答書 B-6 において、「使用可能なスペックのハイニックス、サムスン、エルピーダメモリ(株)の3社の相見積もりを取得して決定する。（《産業上の使用者名》）」、「[【秘密扱いのため不開示】]（《産業上の使用者名》）」、「[【秘密扱いのため不開示】]（《産業上の使用者名》）」、「複数社を採用している所以他社価格、市場価格を考慮して毎月見直す。（《産業上の使用者名》）」といった回答がされている。

<sup>565</sup> 3.1.1.6. 産業上の使用者の認識の項を参照。

産業上の使用者回答書 B-6 において、「DRAM は汎用メモリのため市況に左右される。（カシオ計算機(株)）」、「DRAM は需要と供給バランスで価格が変動する要素が高いため価格決定はあくまで供給他社との価格比較により決まる。（《産業上の使用者名》）」といった回答がされている。

#### 4 . D R A M 単体 ( S D R A M 256M b )

《産業上の使用者名》	ハイニックス、本邦生産者(2社)、その他の生産者(3社)
《産業上の使用者名》	ハイニックス、本邦生産者(2社)、その他の生産者(2社)
《産業上の使用者名》	ハイニックス、本邦生産者(3社)、その他の生産者(1社)

#### 5 . D R A M 単体 ( S D R A M 64M b )

《産業上の使用者名》	ハイニックス、本邦生産者(5社)、その他の生産者(3社)
《産業上の使用者名》	ハイニックス、本邦生産者(2社)、その他の生産者(2社)
《産業上の使用者名》	ハイニックス、本邦生産者(1社)、その他の生産者(4社)

(出所) 産業上の使用者の回答から作成

- (571) 以上、3.3.3.1 及び 3.3.3.2 の分析から、本邦の D R A M と調査対象貨物は競合関係にあると認められ、調査対象貨物が本邦の D R A M と国内市場では棲み分けがなされ、競合関係にない旨のハイニックスの主張は理由がないと認められる。

#### 3.3.4. 他の要因による影響

- (572) S C M 協定第 15 条 15.5 においては、「当局は、当該輸入以外の要因であって、国内産業に対して同時に損害を与えていることが知られているいかなる要因も検討するものとし、また、これらの他の要因による損害の責めを当該輸入に帰してはならない。」とされていることから、調査対象貨物の輸入以外の要因についても分析を行う。
- (573) 同条文において、「この点について関連を有することがある要因には、特に、当該補助金の交付を受けていない同種の製品の輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び国内生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と国内生産者との間の競争、技術の進歩並びに国内産業の輸出実績及び生産性を含む」とされていることから、これらの要因を順に分析する。

##### 3.3.4.1 補助金の交付を受けていない同種の製品の輸入の量及び価格

- (574) 国内産業に与える影響は、3.3.2.2 において分析したとおり、補助金の交付を受けていない同種の製品の輸入の量及び価額の増加によりもたらされたものではないと認められる<sup>566</sup>。

<sup>566</sup> 非調査対象輸入貨物として回答のあった輸入数量中には、生産工程における中間品が一部含まれており、最終製品に限定されないことから、非調査対象輸入貨物の輸入の量及び価額は最終製品の国内販売に係る数量ベース及び価額ベースの指標を用いた。(本邦生産者回答書 C-1)【秘密扱い】

- (575) また、価格分析については、上記 3.2.2.2 及び 3.3.2.により、既に述べたとおりであり、本邦の産業に与えた影響は、非調査対象輸入貨物の輸入量及び価格によりもたらされたものではなく、調査対象貨物の輸入及び価格によりもたらされたものと認められる。

### 3.3.4.2 需要の減少

- (576) D R A Mは、3.1.1.2 で述べたように、コンピュータ分野、民生分野、通信分野及び自動車分野の主要電子機器の主要記憶装置部分として幅広く使用されているため、D R A Mの需要はこれら主要電子機器の需要に左右される。また、これら主要電子機器の中でもD R A Mが使用されている割合及び容量が違い、さらに年々変化している。
- (577) 調査対象期間におけるD R A Mの需要は、販売における数量ベース及び価額ベースでの推移をみれば明らかであり、国内総需要が、2001 年度から 2003 年度にかけて増加していることから、調査対象期間において需要の減少はなかったと認められる。

表 3-3-6 販売（数量ベース）の推移

（単位：256Mb 換算千個）

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化率
本邦のD R A M	[100]	[126]	[194]	+ 94.3%
調査対象貨物	[100]	[122]	[289]	+ 188.8%
国内総需要	[100]	[122]	[205]	+ 105.5%

（出所）国内各工程生産者及び輸入者からの回答<sup>567</sup>

[ 2001 年度を 100 とする指数 ]

<sup>567</sup> 《輸入者名》は販売における前工程国の回答がなかったが、《国内生産者名》社製の製品を販売していたため、その製品（種類・集積度別）における《国内生産者名》の国内前工程比率（《国内生産者名》回答書 D-1）【秘密扱い】から算出して、国内前工程品と海外前工程品を区分けし、国内前工程品を《国内生産者名》の販売として計上した。（《輸入者名》回答書 C-1）【秘密扱い】

《輸入者名》による販売は、《国内生産者名》による国内前工程品であったため、《国内生産者名》の販売（2003 年度は《国内生産者名》の販売）として計上した。（《輸入者名》回答書 C-1）【秘密扱い】

《国内生産者名》は販売における前工程国の回答がなかったため、生産における前工程国の比率から算出して国内前工程品と海外前工程品を区分けした。（《国内生産者名》回答書 B-1、D-1）【秘密扱い】

表 3-3-7 販売（価額ベース）の推移

（単位：百万円）

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化率
本邦の D R A M	[100]	[109]	[114]	+ 14.3%
調査対象貨物	[100]	[103]	[205]	+ 105.0%
国内総需要	[100]	[104]	[135]	+ 35.3%

（出所）国内各工程生産者及び輸入者からの回答<sup>567</sup>

[ 2001 年度を 100 とする指数 ]

- (578) しかし、(株)ハイニックス・セミコンダクター・ジャパンは、調査当局への回答の中で、「日本市場では、日本経済全般的な景気低迷の影響を受け、P C 向け D R A M について市場の回復が遅れ、2002 年においても世界的なビジネスサイクルと比較すると大きな回復を見せなかった。」、また「[【要約：ハイニックスの販売量が増加した理由】]」であると主張している。D R A M 全体の需要が増加していること、3.3.3 で見たとおり、本邦の D R A M と調査対象貨物は競合関係にあること、また、ハイニックスは当該主張を裏付ける資料を提出していないことから、ハイニックスの主張に根拠はないと考えられるが、念のため、調査対象期間における P C 向け D R A M の需要について分析を行った。
- (579) P C 向け D R A M の需要の分析にあたっては、調査対象期間における P C の国内生産台数<sup>568</sup>及び P C 1 台あたりに搭載される D R A M の平均容量（ビットベース）を月ごとに調査し、各月における P C 向け D R A M 需要量とした。P C 1 台あたりに搭載される D R A M の平均容量は、公的な統計がないため、調査当局で収集したパソコンの売れ筋上位 10 商品<sup>569</sup>から推計した<sup>570</sup>。
- (580) P C の国内生産台数は調査対象期間において 21.9%と減少している。しかしながら、P C 1 台あたりに搭載される D R A M の平均容量の増加によって、P C 向けの D R A M 需要量は、調査当局が行った推計では +

<sup>568</sup> 経済産業省「機械統計年報」ただし、2001 年 4 月～12 月におけるデスクトップ及びノート別 PC 生産台数は、デスクトップ及びノート別に統計（経済産業省「機械統計年報」）が分かれていなかったため、当該時期における（社）電子情報技術産業協会のデスクトップ及びノート別出荷実績の割合を引用して分けた。

<sup>569</sup> (株)日経 B P 「日経マーケットアクセス」に掲載されているパソコンの売れ筋上位 10 商品から各月におけるデスクトップ及びノート別の D R A M 平均搭載容量を算出した。  
<https://salesweek.nikkeibp.co.jp/>

<sup>570</sup> この推計においては、D R A M の容量については各メーカーのカタログ情報を利用しており、P C 販売時もしくはその後の追加 D R A M 等について一切勘案していないため、保守的な推計であると考えられる。なお、かかる推計を行うための適切な情報は他に見あたらなかった。

20.2%と増加している。したがって、PC向けDRAM需要（数量ベース）の減少はなかったと認められる<sup>571</sup>。

表 3-3-8 PC向けDRAM需要の推移

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化率
国内生産台数（千台）	10,819	8,870	8,455	21.9%
DRAM需要量(百万 Mb) <sup>572</sup>	15,013	17,962	18,038	+20.2%

（出所）経済産業省「機械統計年報」、（社）電子情報技術産業協会資料及び㈱日経BP「日経マーケットアクセス」より調査当局にて集計

(581) さらに、㈱ハイニックス・セミコンダクター・ジャパンの現地調査において提出された資料<sup>573</sup>においても、調査対象貨物はPC向け、PC向け以外ともに、DRAM販売量及び販売価額が増加していることが認められる。

表 3-3-9 調査対象貨物におけるPC向け、PC向け以外のDRAM需要量の推移

（単位：256Mb換算千個）

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化率
PC向け	[100]	[115]	[248]	+148.3%
PC向け以外	[100]	[133]	[316]	+215.6%

（出所）㈱ハイニックス・セミコンダクター・ジャパン<sup>573</sup>  
[2001年度を100とする指数]

表 3-3-10 調査対象貨物におけるPC向け、PC向け以外のDRAM需要額の推移

（単位：百万円）

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化率
PC向け	[100]	[103]	[198]	+97.6%
PC向け以外	[100]	[100]	[199]	+98.9%

（出所）㈱ハイニックス・セミコンダクター・ジャパン<sup>573</sup>  
[2001年度を100とする指数]

<sup>571</sup> PC向けのDRAM需要額については、DRAMは汎用品として使用されているためPCに限定したDRAMのビット単価を特定することはできず、合理的な推計ができない。

<sup>572</sup> ㈱日経BP「日経マーケットアクセス」に掲載されているパソコンの売れ筋上位10商品から各月におけるデスクトップ及びノート別のDRAM平均搭載容量を算出し、各月ごとのデスクトップ及びノート別の国内生産台数を掛けて算出した。

<sup>573</sup> ㈱ハイニックス・セミコンダクター・ジャパン現地調査提出資料5【秘密扱い】

(582) 以上のことから、調査対象期間における本邦のDRAM需要の減少はなく、PC向けDRAM需要も増加していることから、ハイニックスの主張には根拠がないと認められる。

### 3.3.4.3 DRAMの景気循環

(583) 半導体製品についてハイニックスは、3～4年の周期により好・不景気を繰り返す景気循環の存在を指摘している<sup>574</sup>。既にみたとおり、DRAM産業においては価格水準が生産企業の財務的基盤に極めて大きな役割を果たしているところ、調査対象期間中の景気循環と価格との関係を検討するべく、我が国における需要金額対前年同月比伸び率とDRAMビット価格の推移を示したのが下の図である。

図 3-3-13 景気循環とDRAM単価の推移



<sup>574</sup> ハイニックス回答書 E-1

上記グラフの要約

年度	2001											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
DRAM需要金額 対前年同月比伸び率	-100	-130	-162	-214	-218	-192	-221	-209	-151	-131	-70	-72
本邦のDRAMビット単価	100	88	66	60	50	60	44	37	40	46	66	75
年度	2002											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
DRAM需要金額 対前年同月比伸び率	-64	-55	-61	70	36	-40	109	62	38	-62	-114	-80
本邦のDRAMビット単価	77	70	61	56	55	51	45	49	50	42	36	36
年度	2003											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
DRAM需要金額 対前年同月比伸び率	-89	-16	-9	24	109	114	109	94	123	121	268	213
本邦のDRAMビット単価	37	36	38	38	39	38	39	38	37	33	33	38

(出所) 国内各工程生産者からの回答、World Semiconductor Trade Statistics<sup>575</sup>

[DRAM需要金額対前年同月比伸び率は、2001年4月を-100とする指数]

[本邦のDRAMビット単価は、2001年4月を100とする指数]

(584) 2001年半ばまでの需要金額対前年同月比伸び率の下落に伴い、我が国におけるビット単価も下落を続けていたが、同年11月から需要金額の伸び率が増加に転じると、翌12月から価格も上昇を開始した。同年11月に[ ]円だった単価は2002年4月には[ ]円まで上昇している。しかし、依然として需要金額対前年同月比伸び率が増加している景気拡大局面にあったにも拘らず、2002年5月から価格は下降局面に転じた。2002年6月から9月にかけて需要金額の伸び率が上下に変動したときにも、価格はそれに連動した動きを示していない。さらに、一旦下落した需要金額の伸び率が再び上昇局面に入った2003年3月以降もビット単価は概ね[ ]円前後で推移し、残りの調査対象期間を通して価格水準が大きく回復することはなかった。

(585) これらの点から、2002年度以降のDRAMの1Mビット当たりの単価

<sup>575</sup> 《輸入者名》は販売における前工程国の回答がなかったが、《国内生産者名》社製の製品を販売していたため、その製品(種類・集積度別)における《国内生産者名》の国内前工程比率(《国内生産者名》回答書D-1)【秘密扱い】から算出して、国内前工程品と海外前工程品を区分けし、国内前工程品を《国内生産者名》の販売として計上した。(《輸入者名》回答書C-1)【秘密扱い】

《輸入者名》による販売は、《国内生産者名》による国内前工程品であったため、《国内生産者名》の販売(2003年度は《国内生産者名》の販売)として計上した。(《輸入者名》回答書C-1)【秘密扱い】

《国内生産者名》は販売における前工程国の回答がなかったため、生産における前工程国の比率から算出して国内前工程品と海外前工程品を区分けした。(《国内生産者名》回答書B-1、D-1)【秘密扱い】

2000年度における国内総需要金額は、当該年度が調査対象期間には含まれないため国内各工程生産者からの回答に基づいて算出することができない。そのため、2001年度の対前年同月比伸び率についてはWorld Semiconductor Trade Statistics【秘密扱い】の集計値に拠った。

は、D R A Mのいわゆる景気循環とは独立に推移していることが認められる。言い換えれば、2002年から2003年にかけての価格下落を景気循環に起因するものとして説明することは不可能であり、他の要因が同時期における価格下落に寄与していると考えることが合理的である。

- (586) 本邦生産者のうち一社は、2001年12月の決定に基づき2002年3月に汎用D R A M事業から撤退したが、この点について「汎用D R A Mからの撤退を決めた一因として、2000年に起こった半導体不況が2001年中も続いたため」と述べている<sup>576</sup>。そのため、2000年から2001年にかけての需要金額伸び率及びビット当たりD R A M単価の急落に伴って業績が悪化し、最終的に事業撤退という経営判断に繋がったことは否定できない。しかし、これは2002年度以降の国内産業の状況をもたらした要因が景気悪化によるものであるということの根拠とはならない。前述のとおり2001年後半から需要金額対前年同月比伸び率は増加に転じるという景気拡大局面に入っており、当該企業が2001年12月に行った撤退決定の根拠となった景気後退期とは状況が大きく異なるためである。したがって、当該企業の撤退は、2002年度以降の我が国におけるD R A M価格下落は景気循環によるものではないという結論に影響を及ぼさない。

#### 3.3.4.4 外国の生産者及び国内生産者の制限的な商慣行

- (587) D R A Mは、需要と供給のバランスによって価格が変動することから、市況価格として、インターネットや新聞紙上において、スポット価格動向などとして公表されており、各取引交渉においては当該価格情報や競合他社の価格情報を参考とした取引が行われている<sup>577</sup>。また、各社のD R A Mの生産状況や設備投資状況等の動向についても、広く情報提供され、透明性が保たれていることから、D R A Mの取引は公正かつ自由な競争状態にあり、制限的な商慣行は一般的に存在していないものと理解されている。
- (588) こうした状況は本邦のD R A M、調査対象貨物及び非調査対象輸入貨物で同じ状況であり、制限的な商慣行が国内産業の状況へ影響を及ぼしたという事実は認められなかった。

#### 3.3.4.5 外国の生産者と国内生産者との間の競争

---

<sup>576</sup> (株)東芝回答書D-7

<sup>577</sup> 産業上の使用者回答書B-5、B-6において、価格決定及び見直しの参考として、インターネット情報及び経済紙の市況を参考としている旨の回答がされている。脚注489参照。

- (589) 外国の生産者と国内生産者との間のDRAMにかかる競争については、調査当局が知り得た範囲において検証したが、国内産業の状況は非調査対象輸入貨物ではなく、調査対象輸入貨物によりもたらされたことについては、前述のとおりであり、その他特段に事実は認められなかった。

#### 3.3.4.6 技術の進歩

- (590) 調査対象期間において、DRAMの生産技術が飛躍的に進歩したことによる、本邦生産者のDRAM生産技術との間に大きな技術的な違いがあったという事実は認められなかった。
- (591) エルピーダメモリ(株)については、2002年度下期からウェハー口径300mmによる量産を開始しており、2003年度の国内生産能力は200mmウェハー換算で月産約[ ]枚の生産能力を有している<sup>578</sup>。また、プロセス技術においても2003年に0.11ミクロンの技術で設計したDRAMを出荷している<sup>579</sup>。マイクロンジャパン(株)についても[【要約：プロセス技術について記載】]、ウェハー口径200mm、月産約[ ]枚の生産能力を有していることから<sup>580</sup>、技術的には他のDRAM生産者と同等のレベルであると認められる。
- (592) なお、申請者によれば、調査対象貨物によるDRAM市況の悪化による収益の悪化を要因に、調査対象期間中の新規の設備投資の延期として、エルピーダメモリ(株)のウェハー口径300mmラインの稼働の延期に伴う生産計画の変更<sup>581</sup>、[【秘密扱いのため不開示】]の凍結が行われたとの回答があり、その事実を[【秘密扱いのため不開示】]によって確認した<sup>582</sup>。

#### 3.3.4.7 輸出

- (593) 本邦生産者の輸出実績は、256Mb換算ベースにおいて、2001年度から2002年度にかけて、若干減少したが、2002年度から2003年度にかけて、2001年度の水準を上回って増加し、調査対象期間を通じては、+34.0%の伸びとなっている。このことから、輸出の影響は特段ないものと認められる。

<sup>578</sup> エルピーダメモリ(株)回答書E-1【秘密扱い】

<sup>579</sup> エルピーダメモリ(株)2003年11月13日付プレスリリース

<sup>580</sup> マイクロンジャパン(株)回答書E-1【秘密扱い】

<sup>581</sup> エルピーダメモリ(株)現地調査報告書5頁【秘密扱い】

<sup>582</sup> 《国内生産者名》《資料名》【秘密扱い】

表 3-3-11 輸出の推移

( 単位 : 256Mb 換算千個 )

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2001 2003 年度変化率
国内生産量	[100]	[104]	[147]	+ 46.6%
輸出数量	[100]	[97]	[134]	+ 34.0%

( 出所 ) 国内前工程生産者からの回答

[ 2001 年度を 100 とする指数 ]

### 3.3.4.8 生産性

- (594) D R A M産業の特性上、競争力維持のための最低限の投資は継続させる必要があり、3.2.3.5で述べたとおり、国内生産者の生産性は2001年度から2003年度にかけて74.0%と増加している。また、生産能力においても、3.2.4.6で述べたとおり、国内生産者の能力が他社に比べて劣っていたといった事実はないことから、生産性の低下が国内産業に対して影響を与えたという事実は認められなかった。

### 3.3.4.9 その他の要因

#### 3.3.4.9.1 経営判断のミス

- (595) 韓国政府は、エルピーダメモリ株が 2003 年度に収益を改善できていない理由はウェハー口径 300mm 新工場の生産設備の投資時期に遅れをとったこと、また、その遅れは、日本電気株及び株日立製作所の決断の遅れが原因であると同社坂本代表取締役社長も述べていることから、ハイニックスの影響ではないと主張している。
- (596) しかし、第 2 節で検討したとおり、投資の遅れは、国内価格の低下による利潤の赤字継続に起因するものであると認められる。また、韓国政府の指摘するエルピーダメモリ社坂本代表取締役社長の 2003 年前半の発言は、追加投資のための増資が既存株主である日本電気株及び株日立製作所から得にくい状態であったという同社の資金調達能力の不足について述べたものであり、かかる資金調達能力の不足は、第 2 節で検討したとおり、国内産業の市場での地位の低下及び利潤の赤字の継続によりもたらされたものであると認められる。加えて、韓国政府から同社の経営判断について何らの証拠も提出されなかった。よって、韓国政府の主張には根拠があるとは認められない。

- (597) なお、仮に韓国政府の主張の内容について考慮したとしても、次のように考えられる。
- (598) ウェハー口径 300mm 工場は世界最先端の工場であり、ハイニックス自身もウェハー口径 300mm 工場は 2005 年まで有しておらず、エルピーダメモリ(株)のウェハー口径 300mm 工場への投資の延期が損害発生その他の要因となったとは認められない。
- (599) また、投資時期についても、既に見たとおり、調査対象期間においては、補助金の交付を受けた安価な調査対象貨物の輸入が 2001 年度以降急増し、それに伴って D R A M 価格も著しく下落した。また、この影響により本邦生産者の資本調達能力も低下したと認められる<sup>583</sup>。こうした困難な状況下においても、本邦生産者は競争力確保のため設備投資額を年々増加させた。かかる事情に鑑みれば、市況の悪化及び経営体力の減退に伴い設備投資計画の一部について延期を行ったことが当時の経営判断として不合理であったとは認められない<sup>584</sup>。

#### 3.3.4.9.2 製造拠点の移転

- (600) 調査対象期間中における本邦生産者の製造拠点を国内から海外へ移転し、海外生産を増強したことによる国内生産の減少の事実は認められなかった<sup>585</sup>。
- (601) エルピーダメモリ(株)については [【要約：エルピーダメモリの生産に関する記述】] した<sup>586</sup>。また、東芝については、2001 年 12 月に D R A M 事業から一部撤退したため、米国のドミニオンセミコンダクター社を米国マイクロテクノロジー社に売却するとともに、[【秘密扱いのため不開示】]社とのファンダリ契約も解消した<sup>587</sup>。
- (602) なお、現在 D R A M を生産しているその他の本邦生産者において製造

<sup>583</sup> 3.2.3.13 を参照。

<sup>584</sup> エルピーダメモリ(株)は、「2001 年当時、供給過剰を防ぎ、価格の急速な下落を止めるために、減産計画を立て、生産量を減少させた。そのため、上記新工場の建設計画も延期を余儀なくされた」と回答している。(エルピーダメモリ(株)回答書 B-2)

<sup>585</sup> 本邦生産者回答書 B-2【秘密扱い】において、製造拠点の移転等による生産計画の変更についての回答はなかった。

<sup>586</sup> エルピーダメモリ(株)回答書 B-2【秘密扱い】、同回答書 B-2 別添資料 B2-3 (2001 年 7 月 31 日付プレスリリース)、別添資料 B2-5 (2001 年 12 月 10 日付プレスリリース)、別添資料 B2-6 (2003 年 6 月 5 日付プレスリリース)

<sup>587</sup> (株)東芝回答書 B-2【秘密扱い】

拠点を海外に移転した事実は認められなかった。

表 3-3-12

(参考) エルピーダメモリ(株) 拡散地別売上高

単位：百万円

	2001 年度	2002 年度	2003 年度
国内拡散	[100]	[79]	[185]
海外拡散	[100]	[76]	[51]

(出所) エルピーダメモリ(株)による回答<sup>588</sup>

[ 2001 年度を 100 とする指数 ]

### 3.3.5. 因果関係に関する結論

- (603) 調査対象貨物については、調査対象期間を通じて輸入量が絶対量において著しく増加しており、当該輸入は国内消費と比較しても相対的に著しく増加した。また、調査対象貨物の調査対象期間におけるプライスアンダーセリングの頻度及び規模は非調査対象輸入貨物のそれよりも大きく、調査対象貨物が調査対象期間を通じて本邦の D R A M との間で著しいプライスアンダーセリングを生じさせていることが認められた。さらに、調査対象貨物のプライスアンダーセリングによって本邦の D R A M の平均販売価格が著しく押し下げられたものと認められた。したがって、S C M 協定第 15 条 15.2 に基づく補助金の交付を受けた製品の輸入の量の絶対量における著しい増加及び生産若しくは消費と比較した相対的に著しい増加が認められるとともに、調査対象貨物の輸入の価格が本邦の D R A M の価格を著しく下回り、当該輸入の及ぼす影響により、本邦の D R A M の価格が著しく押し下げられていたことが認められた。
- (604) 次に、調査対象貨物は、本邦における市場占拠率を 2002 年度から 2003 年度にかけて数量ベース及び価額ベースでともに大幅に増加させているが、本邦の D R A M 及び非調査対象輸入貨物は、ともに 2003 年度の市場占拠率を数量・価額ベース双方で減少させている。販売においても、調査対象貨物の販売のみが大幅に増加しており、本邦の D R A M 及び非調査対象輸入貨物の販売の伸びは国内総需要の伸びを下回っており、いずれも低迷している。これらのことから、2003 年度の本邦産業の市場占拠率の減少及び販売の低迷は調査対象貨物の輸入の増加によりもたらされたと認められた。さらに、上述のとおり、調査対象貨物のプライスアンダーセリングによる本邦の D R A M 価格の下落及び D R A M の販売の低

<sup>588</sup> エルピーダメモリ(株)回答書 G-2 別添表 G2-1B

迷により、国内生産者の利潤を示す営業利益及び経常利益はともに継続的に赤字状態となり、また、国内生産者の雇用者数は減少し、賃金総額についても減少した。一方、DRAM産業はその競争力を維持するために、技術改良や新規の設備投資が不可欠であるにもかかわらず、本邦産業の研究開発費は調査対象期間を通じて削減され、フリーキャッシュフローのマイナスの継続による資本調達能力の低下や設備投資計画の見直しや延期、操業度の悪化をもたらしている。投資収益の指標は改善傾向を示しているものの、2003年度でほぼゼロと国内の製造業（うち電気機械器具）と比較して低い水準にあり、国内産業の状況は依然回復していなかった。したがって、SCM協定第15条15.4に基づき、補助金の交付を受けた製品の輸入が国内産業に損害を及ぼしたことが認められた。

- (605) さらに、当時のハイニックスは韓国政府からの補助金の交付がなければ商業市場における資金調達ができない財務状況にあり、当該補助金の存在により調査対象貨物の生産及び輸出を継続することが可能となった。結果的に、同社は日本への輸出量を著しく増加させ、日本の国内市場においても低価格で製品を大量に販売し、本邦のDRAMの価格を低下させ、国内産業に実質的な損害をもたらしたものと認められた。
- (606) なお、ハイニックス製品が本邦のDRAMと国内市場では棲み分けがなされ本邦のDRAMとは競合関係にない旨の主張がなされていることから、その競合関係を検証したが、3.3.3で述べたとおり、そのような事実は認められなかった。
- (607) さらに、SCM協定第15条15.5に規定される「当該輸入以外の要因であって、国内産業に対して同時に損害を与えていることが知られているいかなる要因」については、3.3.4で述べたとおり、補助金の交付を受けていない同種の製品の輸入量及び価格、需要の減少、景気循環、外国の生産者及び国内生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と国内生産者との間の競争、技術の進歩並びに国内産業の輸出実績及び生産性並びにその他の要因を検証したが、それらの要因による国内産業への影響は認められなかった。
- (608) 以上のことから、補助金の及ぼす影響により調査対象貨物の輸入と国内産業に対する実質的な損害との間には因果関係があると認められる。
- (609) これらのことから、SCM協定第15条15.1の国内産業に対する実質的な損害があったこと、及び同条第15.5の調査対象貨物の輸入が補助金の及ぼす影響により国内産業に対する実質的な損害を与えたことが認め

られる。

#### **第 4 節 実質的な損害のおそれに関する事実**

- (610) ハイニック製品による国内産業への実質的な損害が立証されたため、実質的な損害のおそれについては事実認定を行わない。

## (別紙 1) D R A Mの物理的特性

### 1 . メモリセル

- (1) メモリセルにおいては、各セルが独立して同時にアクセス可能となるように、縦横の行×列の長方形の升目で配列されており、行と列の番号によって特定のメモリセルが指定されることとなる。ある縦横の列が選択され、活性化されるとセルのトランジスタは当該列へのキャパシターと接続するスイッチとして機能する。このメモリセルが指定されるスピードをアクセス時間と言う。
- (2) D R A Mにおける情報の読み書き（アクセス）として、指定されたアドレスに対しデータの入出力を 1 回行いうランダムアクセスと、ランダムアクセスよりデータの入出力できるアドレスの範囲が広いページモードがあり、これらの方法で内部の動作に合わせてデータのアクセスを行うものが標準的なD R A Mである。

### 2 . D R A Mの種類

- (3) 標準的なD R A Mにアクセス時間を高速化した機能を付加したF P M (Fast Page Mode D R A M)、F P Mの処理速度をさらに高速化したE D O (Extended Data Out D R A M)、異なるアクセス仕様を用いることで、標準的なD R A Mをより高速作動させることが可能なS D R A M (Synchronous D R A M)、標準的なD R A Mに独特のインターフェース仕様を採用したR D R A M (Rambus D R A M)、S D R A Mの仕様を継承しつつ、高速データ転送を実現したD D R S D R A M (Double Data Rate S D R A M)、さらにそれを高速化、省電力化、低電圧化したD D R S D R A M、携帯機器向けの高速度処理、省電力化等の用途に有効な機能を追加した Mobile R A Mからなる。これらのD R A Mは、メモリへのアクセス時間が改良されており、このことにより、最終の処理装置とのより良好な交信が可能となる。
- (4) また、コンピュータのディスプレイに表示する文字や図形データを蓄積したり 3 次元処理したりするためのメモリであるV R A M (Video RAM) やS D R A Mにビット単位での書き込み機能を加えたS G R A M (Synchronous Graphics RAM) など、グラフィックス用途向けのD R A Mがある。

### 3 . モジュール

- (5) モジュールの接続端子の仕様には S I M M (Single In-line Memory Module)、D I M M (Double In-line Memory Module) といった仕様があり、パソコン用として広く使われている。S I M M は外部とのやりとりをする基板上に表と裏で同一の信号が流れており、D I M M については、その電気信号が基板の表裏に 1 列ずつ 2 列に割り当てられ、別々の信号が流されている。このメモリ基板上の電流の安定やノイズの除去のため、電気信号の電流の増幅や、信号波を整形する半導体チップ (バッファ (buffer) チップ) を搭載したモジュールを Registered モジュールといい、このバッファチップを搭載していないものが Unbuffered モジュールである。
- (6) さらに、Unbuffered D I M M、Registered D I M M を小型化した、主にノートパソコン向けの規格のモジュールである S O - D I M M (Small Outline Dual In-Line Memory Module)、Rambus 社が開発した D R A M 単体を用いたモジュールである R I M M (Rambus In-Line Memory Module) などがある<sup>589</sup>。

---

<sup>589</sup> 物理的特性に関し、「やさしくわかる半導体」142 頁 (株)日本実業出版社・発行)、エルピーダメモリ(株)回答書 A-3 より作成。

## (別紙 2) D R A Mの用途

各分野における D R A Mの代表的な用途は以下のとおりである。

表 1 D R A Mの代表的な用途

コンピュータ分野	デスクトップ・パソコン ( P C )、ノートブック P C、P Cサーバー、P D A、L C Dモニター、インクジェットプリンタ ( 複合機含む )、レーザープリンタ ( 複合機含む )、D V D - R O Mドライブ ( 単体 )、D V D - R O Mドライブ ( コンボ )、記録型 D V Dドライブ、ハードディスクドライブ ( H D D ) 他
民生分野	テレビゲーム、D V Dプレーヤー、D V Dレコーダー、アナログテレビ、デジタルテレビ、デジタルセットトップボックス、デジタルビデオカメラ、デジタルスチルカメラ、A Vレシーバー、パチンコ機器 他
通信分野	デジタルセルラー、I P電話 他
自動車分野	カーナビゲーション、カーステレオ 他

( 出所 ) ( 社 ) 電子情報技術産業協会資料により作成<sup>590</sup>

<sup>590</sup> ( 社 ) 電子情報技術産業協会資料

### (別紙 3) ダイの歩留まり向上

- (1) ダイの歩留まりを高めるための手法としては、微細な素子寸法を使って小さいダイを作り、1枚のウェハーからとれるダイ数をいかに増加させるか、不良なダイの割合を減らすため、いかにクリーンな環境で微細な素子を製造するか、さらに、静電気、温度、湿度、振動等といった要素についての作業環境の厳密な管理がポイントとなる<sup>591</sup>。
- (2) DRAMの生産者は、新しい寸法幅の設計基準を採用してダイを縮小する手法(微細化技術)の実現に向けて絶えず努力しており、ダイを縮小させることによってウェハーから多くのダイを製造することが可能となる。ウェハー処理コストが一定と考えれば、ダイの縮小によりダイ一枚あたりの製造コストが抑えられ、競争力の強化につながる<sup>592</sup>。この微細化技術の導入は、既存機器の設計の改良や、より小さいサイズのダイが製造可能な機器の導入により可能となるが、当該技術の導入競争が進むにつれ、DRAMの生産者は、絶えず製造設備を改良し、競争力の維持を図らなければならない状況下に置かれている<sup>593</sup>。
- (3) また、DRAMは、微小な欠陥や微量の不純物の影響を受けやすく、これらが原因となって歩留まりが低下しやすいことから、製造ラインのクリーン度を高める努力をDRAMの生産者は絶えず行っている<sup>594</sup>。

---

<sup>591</sup> 「やさしくわかる半導体」200頁(株)日本実業出版社・発行)

<sup>592</sup> 「これが半導体の全貌だ」44~47頁(株)かんき出版・発行)

<sup>593</sup> 「Deutsche Bank Groupレポート」(2005年1月20日 エルピーダメモリ(6665))10~11頁

<sup>594</sup> 「やさしくわかる半導体」254頁(株)日本実業出版社・発行)

#### (別紙 4) 地域及び企業の違いによる D R A M の代替性

- (1) 生産者、輸入者及び産業上の使用者からの回答を詳細にみると、調査対象貨物と本邦の D R A M の間の代替については、可とする回答が 65 に対し、否とする回答は 11、可とする回答 65 のうち 54 の回答が市場において両者は競合すると回答している。調査対象貨物と他の韓国社製の D R A M の間の代替については、可とする回答が 65 に対し、否とする回答は 12 であった。また、市場において両者が競合すると回答したのは可とする 65 の回答のうち 54 であった。調査対象貨物と第三国社製の D R A M の間の代替については、66 の回答が可とし、否としたのは 11 の回答であった。両者の市場での競合については 66 の回答のうち 54 が競合するとの認識を示した。他の韓国社製の D R A M と第三国社製の D R A M の間の代替性については、66 の回答が可とし、否としたのは 11 であった。両者が市場で競合するとの認識を示したのは可と回答した 66 のうち 54 である。

表 1 地域及び企業の違いによる D R A M の代替の可否

項 目	可	否
D R A M の代替性		
調査対象貨物と本邦の D R A M との代替の可否	65 (54)	11
調査対象貨物と他の韓国社製の D R A M との代替の可否	65 (54)	12
調査対象貨物と第三国社製の D R A M との代替の可否	66 (54)	11
他の韓国社製の D R A M と第三国社製の D R A M との代替の可否	66 (54)	11
「可」の回答のうち「市場において競合する」と回答があったものを括弧内に表記		

- (2) 代替性がないとした 11 社は、その理由として、「P C 以外の D R A M は搭載機器の用途の仕様が異なるため」、「顧客の指定部品であるため」及び「製品毎の性能が異なるため」と回答しており、それらの回答は、あらかじめ顧客により搭載製品の仕様が特定され、D R A M の代替が想定されていない場合であり、他企業 D R A M との物理的代替性を述べたものではない。よって、本項に検討する代替性の検討のための対象に適していないと認められる。
- (3) また、本邦の D R A M は調査対象貨物に比べ製品ラインナップが多様でないため代替できないとする回答があったが、これは両者の生産地差による物理的な相違を述べたものではなく、また、3.1.1.6 に記載のとおり、D R A M を購入、輸入する際に重視する要因分析において、D R A M の製品レンジの違いをほとんど重視していないことが分かることから、この点についても代替性の検討のための対象に適していないと認められ

る。

## (別紙 5) 種類及び機能の異なる DRAM の代替性

### 1. インターフェースが異なる DRAM の相互代替の可否

- (1) 処理能力の別によってインターフェースが異なる DRAM (EDO、SDRAM、DDR、DDR 等) 相互の代替性について代替の可否を確認したところ、代替可能という回答はゼロであった。また、設計時より代替を想定して設計していけば代替可能、わずかな設計変更で代替可能、大幅な設計変更をすれば代替可能の各回答数の合計が 38、一方、いずれでも代替困難であるとの回答が 39 であった。
- (2) 具体的な回答として、インターフェースの異なる DRAM における代替性においては、代替が困難とする理由では以下の回答があった。
- DRAM を搭載する機器内の DRAM を制御する CPU やメモリコントローラーと周辺機器の動作特性が DRAM のインターフェース、作業速度、作業電圧等により異なり、搭載機器側の設計変更を伴うため代替は困難。同様の搭載機器側の設計上の理由で代替は困難とする回答が 22 あり、全体の半数以上であった。
  - DRAM の製品特性、基本動作が異なり代替は困難。同様に DRAM 製品自体の互換性・代替性が無いとする回答が 11 あった。
  - その他、DRAM の搭載最終製品の仕様の変更に及ぶため代替はできない、最終仕様に長期間の評価が必要なため代替はできないとする回答があった。
- (3) 一方で、設計段階で異なる複数のインターフェースの DRAM を使用することを想定してメモリコントローラーや基板の設計をしていけば代替することは可能とする回答は全体の約 15% であったが、こうした製品が実際に市場において販売されている例も存在している<sup>595</sup>。

### (標準的な DRAM と機能を追加した DRAM の相互の代替の可否)

- (4) 画像機能など特殊な機能を有する DRAM (SGRAM、VRAM

<sup>595</sup> 複数のインターフェースに対応可能なメモリコントローラー等の市場における販売実例 (エルピーデータメモリ(株)現地調査提出資料 27)

- アイチップス・テクノロジー(株): SDRAM 対応フレームメモリーコントローラー LSI IP00C160
- Intel Corporation: Mobile Intel 915GM Express Chipset, Intel 915GV Express Chipset
- アルテラ社: Stratix
- XILINX 社: Virtex
- AMD 社: Alchemy Au1200 processor
- NEC エレクトロニクス(株): VR4181
- トランスメタ社: TM5400/5500/5600/5800

等)と特殊機能を持たないD R A Mの相互間の代替性の可否に関しては、代替可能とした回答が 2、設計時より代替を想定していた場合には代替性があるとした回答が 17、わずかな設計変更で代替可能との認識は 3、大幅な設計変更をすれば代替可能であるとした回答は 22 であり、計 44 の回答が程度は異なるものの一定の代替性が存在するとの考えであった。一方、代替性を否定する回答は 33 である。

標準的なD R A Mと機能を追加したD R A Mとの代替性に関し、代替が困難とする主な理由では以下の回答があった。

- ・ D R A Mを搭載する機器側のC P Uやメモリコントローラーと周辺機器の動作特性により搭載機器側の設計変更を伴うため代替は困難。(13 が同様の回答)
- ・ D R A Mの製品特性、基本動作が異なり代替は困難。同様にD R A M製品自体の互換性・代替性は無い(13 が同様の回答)
- ・ 標準のD R A Mを機能が追加されたD R A Mに置き換えることは可能だが、その逆は機能の付加価値分が高価となるためコスト面や付加価値面も考慮して代替しない。(4 が同様の回答)

(5) その一方で、代替が可能、設計の段階で代替を想定して設計していれば代替は可能とする主な回答は以下のとおりであった。

- ・ 設計段階で代替の追加機能を使用しないような設計変更又は追加機能を別回路に用意しておくような設計ができれば代替可能(4 が同様の回答)。
- ・ 要求仕様が汎用のD R A Mと近ければ設計時に代替することは可能。
- ・ パッケージやピンの配置が同じであれば同一基板に搭載することは可能

## 2. 集積度の違うD R A M間の相互の代替の可否

(6) 集積度の違うD R A M間の相互の代替性については、代替可能とする回答が 9、設計時より代替を想定している場合は代替可能とする企業が 35、わずかな設計変更で代替可能との認識を示した回答者は 10、大幅な設計変更を前提に代替性の存在を肯定した回答が 22 であった。以上、程度には差があるものの一定水準の代替可能性を認める回答は 76 である。一方、代替可能性はなしとする回答は 11 であった。

(7) 集積度の違うD R A Mにおける代替性に関して、代替可能又は設計開始時に代替を想定して設計していれば代替は可能とする主な回答は以下のとおりであった。

- ・ 同一のビット構成での仕様で予め代替を想定して設計していれば可能  
(11 が同様の回答)
- ・ 設計段階において、搭載場所、配線方法等基板の設計が集積度の変更を考慮していれば可能。(18 が同様の回答)

(8) その一方で代替は不可能とする回答では、

- ・ 製品毎に性能的整合をとっているため単純な代替は不可能
- ・ 機能、性能上の変更を伴い長期間の評価が必要となるため代替は不可能

とする回答があった。

### 3. 処理速度の違う D R A M 間の相互の代替の可否

(9) 処理速度の違う D R A M 相互間の代替の可能性については、23 の回答が代替可能とし、設計時に想定していれば代替可能との回答が 33、わずかな設計変更で代替可能との回答が 6、代替するためには大幅な設計変更が必要であるとの認識を示した回答は 5 であった。以上、代替性の水準についての認識にはばらつきがあるものの、67 の回答が一定の代替性の存在を肯定している。他方、代替困難であるとした回答は 15 である。処理速度の違う D R A M 相互間の代替の可能性について、代替が可能又は代替を想定した設計されていれば可能とする主な回答は以下のとおりであった。

- ・ インターフェースの仕様が同じで処理速度に大幅な差がなければ低速のものを高速のものに置き換えられる。(26 が同様の回答)
- ・ 一定の処理速度範囲内で使用することを想定して設計していれば代替可能。  
(11 が同様の回答)

(10) その一方で代替は不可能とする回答では、

- ・ 処理速度の高速のものから低速のものへの代替は困難。(7 が同様の回答)
- ・ 客先の仕様変更が伴うことから困難。(2 が同様の回答)
- ・ システム設計上で処理速度が決まることから代替は困難。

とする回答があった。

### 4. ビット構成の違う D R A M 間の相互の代替の可否

(11) ビット構成が違う D R A M 間の代替性については、代替可能とする回答が 11、設計時に代替を想定していれば代替可能であるとの認識を示した回答者は 30、わずかな設計変更で代替可能との回答は 8、大幅な設計変更を経れば代替可能であるとの回答は 21 である。代替性の水準には認識の差があるものの一定の代替性を認める回答が 70 となっている。一方、代替性を認めない回答は 14 である。

(12) ビット構成の異なる D R A M についての代替性について、代替が可能又は代替を想定した設計されていれば可能とする主な回答は以下のとおりであった。

- ・ 回路基板上的実装面積、配線、電気的特性等において制約が無い場合には代替は可能。(15 が同様の回答)
- ・ 設計段階から代替を想定してメモリコントローラーの変更等を設計の変更を行っていれば代替可能。(6 が同様の回答)
- ・ D R A M の動作特性が  $\times 16$  が 2 個の場合と  $\times 32$  が 1 個の場合において同一の場合は代替可能。
- ・ 電気特性が一緒でかつ使用する機器のメモリ構成に合致すれば代替可能。

(13) その一方で代替は不可能とする回答では、

- ・ 搭載する基板設計の全面的な見直しとなるため困難。(6 が同様の回答)
- ・ 最終製品の仕様や機能・性能の整合性から困難。(9 が同様の回答)

とする回答があった。

## 5 . D R A M の設計

(14) 大幅な設計変更をしても代替が困難であるとの回答は、インターフェースの相違について 77 回答中 39、特殊機能の有無について 77 回答中 33、集積度の相異については、87 回答中 11、処理速度の別については 82 回答中 15、ビット構成の別については 84 回答中 14 であり、大半の回答が新製品設計段階ではこれらの D R A M 特性は代替性の妨げにならないとの認識を示している。

(15) 他方、一旦設計された製品中に使われる D R A M を機器の設計変更をせずに機能特性の異なる D R A M で代替することは、当初から設計上代替を想定されている場合を除きは困難であるとの認識が一般的である。

無条件で代替可能あるとの回答は、インターフェースの別については 77 回答中ゼロ、特殊機能の有無の別については 77 回答中 2、集積度の違う D R A M間では 77 回答中 9、処理速度の違う D R A M間では 82 回答中 23、ビット構成の別については 84 回答中 11 にとどまっており、代替性が存在するとの認識を示した回答の割合は限定的である。

- (16) すなわち、物理的特性の違う D R A M間の代替性は D R A Mを使用する機器の設計時において主に存在し、また、将来物理的特性の違う D R A Mが使用可能であるように設計された場合には当該機器が市場に投入された後も存在すると認定することができる。しかし、複数の異なる物理的特性の D R A Mの使用が設計上勘案されていない機器の場合、当該機器が市場に投入された後に当該機器に使われている D R A Mと違う物理的特性を有する D R A Mに代替できる程度は低い。

表 1 種類及び機能の異なる D R A Mの代替の可否

問：インターフェースが異なる D R A Mの相互の代替の可否 (回答数)	
代替可能	0
設計開始時より代替を想定して設計していけば代替可能	12
わずかな設計変更で代替可能	1
大幅な設計変更をすれば代替可能	25
～ の合計	38
上記いずれでも代替困難	39
問：標準的な D R A Mと機能を追加した D R A Mの相互の代替の可否	
代替可能	2
設計開始時より代替を想定して設計していけば代替可能	17
わずかな設計変更で代替可能	3
大幅な設計変更をすれば代替可能	22
～ の合計	44
上記いずれでも代替困難	33
問：集積度の違う D R A M間の相互の代替の可否	
代替可能	9
設計開始時より代替を想定して設計していけば代替可能	35
わずかな設計変更で代替可能	10
大幅な設計変更をすれば代替可能	22
～ の合計	76
上記いずれでも代替困難	11
問：処理速度の違う D R A M間の相互の代替の可否	
代替可能	23
設計開始時より代替を想定して設計していけば代替可能	33
わずかな設計変更で代替可能	6
大幅な設計変更をすれば代替可能	5
～ の合計	67

上記いずれでも代替困難	15
問：ビット構成の違うD R A M間の相互の代替の可否	
代替可能	11
設計開始時より代替を想定して設計していけば代替可能	30
わずかな設計変更で代替可能	8
大幅な設計変更をすれば代替可能	21
～ の合計	70
上記いずれでも代替困難	14

(出所) 本邦生産者、輸入者及び産業上の使用者からの回答

(注) 上記表中、～ については、複数回答者数も含まれる延べ回答数である。

## (別紙 6) 産業上の使用者の認識

- (1) 調査対象貨物と本邦の D R A Mの間、調査対象貨物と他の韓国社製の D R A Mの間、調査対象貨物と第三国社製の D R A Mの間、それぞれについて産業上の使用者に製品特性の違いについて認識を質問したところ、8割程度の産業上の使用者が製品特性の違いはないと回答している。
- (2) 一方、製品特性における違いを認めた産業上の使用者は、製品特性の差異に関して調査対象貨物と本邦の D R A Mの間では回答 32社中 7社、調査対象貨物と他の韓国社製の D R A Mの間については回答 28社中 6社、調査対象貨物と第三国社製の D R A Mの間については回答 29社中 6社に止まった。
- (3) 具体的には、調査対象貨物と本邦の D R A M、他の韓国社製の D R A M及び第三国社製の D R A Mとの間の製品特性においては、車載用 D R A M使用製品における消費電力、ノイズ及び品質における製品特性の違いや低電圧動作品における動作特性の違いが指摘されていた。しかし、更なる調査により、これら製品全般においては調査対象貨物と本邦の D R A Mとの競争関係にあることが確認された<sup>596</sup>。また、低電圧動作品についても、調査対象貨物のみではなく、本邦の D R A M、他の韓国社製の D R A M及び第三国社製の D R A Mともに低電圧動作品が供給されており、市場において競合している<sup>597</sup>。
- (4) その他調査対象貨物と他の韓国社製の D R A Mでは、[【要約：製品特性の違いについての記載】]、調査対象貨物と第三国社製の D R A Mでは、[【要約：製品レンジの違いについての記載】]製品レンジの違いを指摘する回答が見られたが、後述する D R A Mを購入、輸入する際に重視する要因分析において、産業上の使用者からの回答では D R A Mの製品レンジの違いをほとんど重視していないとする事実が明らかとなり、これらの指摘の重要性は低いものと認められる。

<sup>596</sup> 3.3.3.2を参照。

<sup>597</sup> 主要 D R A M製造企業各社のホームページ上の製品リストにおいて、各社の低電圧動作品がリストアップされているとともに、同製品の説明として、低消費電力による動作性能が特長として説明されている。

<http://www.samsung.com/Products/Semiconductor/DRAM/MobileSDRAM/>

<http://www.elpida.com/ja/products/mobile.html>

<http://www.micron.com/products/dram/mobilesdram/>

<http://www.infineon.com/memory/Mobile-RAM>

また、本邦生産者の回答において、調査対象期間における低電圧動作品の国内販売実績を確認した。

(《国内生産者名》回答書 D-1)【秘密扱い】

- (5) また、輸入・購入条件についても、産業上の使用者の7割程度が違いはないと回答しており、調査対象貨物と本邦のDRAMの間では回答31社中9社が、調査対象貨物と他の韓国社製のDRAMの間については回答29社中9社が、調査対象貨物と第三国社製のDRAMの間については回答29社中7社が違いがあると回答したに止まっている。
- (6) 輸入・購入条件に違いがあったとした回答からは、具体的には、調査対象貨物と本邦のDRAM、他の韓国社製のDRAMとの間では価格及び納入までのリードタイムで異なる、ミニマム購入数量が設定されているとの指摘があり、また、調査対象貨物と本邦のDRAM、他の韓国社製のDRAM及び第三国社製のDRAMとの間では、品種・購入時期による価格条件が異なる、発注ロット単位、注文リードタイムにおいて違いがあるとの回答があった。

表1 製品特性及び販売条件の差異についての産業上の使用者の認識

	有	無
製品特性の違いの有無		
調査対象貨物と本邦のDRAM	7	25
調査対象貨物と他の韓国社製のDRAM	6	22
調査対象貨物と第三国社製のDRAM	6	23
購入・輸入条件の違いの有無		
調査対象貨物と本邦のDRAM	9	22
調査対象貨物と他の韓国社製のDRAM	9	20
調査対象貨物と第三国社製のDRAM	7	22

## (別紙 7) 国内生産者

- (1) 国内生産者の概要は以下のとおりである。

### エルピーダメモリ(株)

- (2) 1999年、日本電気(株)と(株)日立製作所の出資によりDRAM事業部門の合弁会社、NEC日立メモリ(株)として設立された。2000年にDRAM製品開発の事業を開始し、現在の社名となった。2001年に日本電気(株)及び(株)日立製作所のDRAM事業を全て継承し、2003年3月から、三菱電機(株)のDRAM事業にかかる販売権を譲り受けた。同社はDRAM専業メーカーとして、開発設計から生産・販売までの事業を運営し、前工程の国内生産は同社の100%子会社である広島エルピーダメモリ(株)が行っている。なお、[【秘密扱いのため不開示】]、これら製品は全てエルピーダブランドとして販売されている。

### マイクロンジャパン(株)

- (3) 1990年、神戸製鋼所(株)とテキサスインストルメント(株)(米国)の合弁により、KTIセミコンダクター(株)として設立された。1998年にテキサスインストルメント(株)が所持していた株式をマイクロンテクノロジー(株)(米国)が取得し、1999年にKMTセミコンダクター(株)となった。2001年にはマイクロンテクノロジー(株)がKMTセミコンダクター(株)の全ての株式を取得し、2002年に現在の社名となった。同社は[【秘密扱いのため不開示】]。

### 沖電気工業(株)

- (4) 1949年に設立された電気機器メーカーであるが、[【秘密扱いのため不開示】]でDRAM事業を行っている。[【秘密扱いのため不開示】]

### (株)東芝

- (5) 1904年に設立された電気機器メーカーである。同社は2002年まで四日市工場及び関連会社であるドミノオンセミコンダクタ社(米国)においてDRAM事業を行っていたが、2002年にドミノオンセミコンダクタ社をマイクロンテクノロジー(株)(米国)へ売却し、また、後工程を行っていた四日市東芝エレクトロニクス(株)も解散し、それら工場におけるDR

A M事業から撤退した。ただし、調査対象期間及び現在においても四日市工場においてD R A Mの生産は継続しており、前工程及び後工程を行っている。

#### 三洋電機(株)

- (6) 1950年に設立された電気機器メーカーであるが、[【秘密扱いのため不開示】]においてD R A Mの製造を行っている。[【秘密扱いのため不開示】]

#### 三菱電機(株)

- (7) 1921年に設立された電気機器メーカーであるが、[【秘密扱いのため不開示】]においてD R A Mの製造を行っていた。2003年に(株)日立製作所との合弁で(株)ルネサステクノロジを設立し、D R A M事業にかかる販売権をエルピーダメモリ(株)に譲渡した。同社は、[【秘密扱いのため不開示】]を行っていたが、2003年の(株)ルネサステクノロジ設立に伴い、[【秘密扱いのため不開示】]を行っている。

#### (株)ルネサステクノロジ

- (8) 2003年、三菱電機(株)と(株)日立製作所の合弁により半導体の新会社として設立された。(株)ルネサステクノロジはD R A M以外のシステムL S Iの生産を中心としているが、[【秘密扱いのため不開示】]。(株)ルネサス長野セミコンダクタは同社の100%子会社である。

#### (株)アキタ電子システムズ

- (9) 1969年、アキタ電子(株)として設立。2001年に(株)日立製作所の100%子会社となり、2002年に現在の社名となった。同社は後工程を行っており、[【秘密扱いのため不開示】]。

#### (株)ルネサス長野セミコンダクタ

- (10) 1998年に三菱電機(株)の完全子会社、三菱電機長野セミコンダクタ(株)として設立されたが、2003年に三菱電機(株)と(株)日立製作所の合弁会社、(株)ルネサステクノロジ設立に伴い、(株)ルネサステクノロジの完全子会社となった。同社は後工程を行っており、[【秘密扱いのため不開示】]。

#### 日立電線(株)

- (11) 1956年に(株)日立製作所の電線事業分社化に伴い設立された(株)日立製作所の子会社である。同社は後工程を行っており、[【秘密扱いのため不開示】]。

《国内生産者名》[【秘密扱いのため不開示】]

- (12) [【秘密扱いのため不開示】]同社は後工程を行っており、[【秘密扱いのため不開示】]。

#### 山口日本電気(株)

- (13) 1983年に日本電気(株)の子会社として設立された。2002年に半導体ソリューション事業の専門企業として設立したNECエレクトロニクス(株)の100%子会社となった。同社は後工程を行っており、[【秘密扱いのため不開示】]。

#### (株)ルネサス東日本セミコンダクタ

- (14) 2002年に(株)日立製作所の半導体関連子会社の再編により設立された。2003年に三菱電機(株)と(株)日立製作所の合弁会社(株)ルネサステクノロジ設立に伴い、(株)ルネサステクノロジの完全子会社となった。同社はモジュール組立を行っており、[【秘密扱いのため不開示】]。

《国内生産者名》[【秘密扱いのため不開示】]

- (15) [【秘密扱いのため不開示】]同社は、モジュール組立を行っており、[【秘密扱いのため不開示】]。

## 付録1 補足統計表

- 表1 国内前工程生産者における生産高の推移（2001～2003年度）  
【秘密扱いにより不開示】
- 表2 国内各工程生産者及び輸入者における販売及び市場占拠率（数量ベース）の推移（2001～2003年度）  
【秘密扱いにより不開示】
- 表3 国内各工程生産者及び輸入者における販売及び市場占拠率（価額ベース）の推移（2001～2003年度）  
【秘密扱いにより不開示】
- 表4 国内各工程生産者における営業利益及び経常利益の推移（2001～2003年度）  
【秘密扱いにより不開示】
- 表5 国内各工程生産者における生産性の推移（2001～2003年度）  
【秘密扱いにより不開示】
- 表6 国内各工程生産者における投資収益率（固定資産残高に対する営業利益及び経常利益の割合）の推移（2001～2003年度）  
【秘密扱いにより不開示】
- 表7 国内前工程生産者及び国内後工程生産者における稼働率及び国内各工程生産者のうちフレキシブルに生産量を変更できる生産者を除いた稼働率の推移（2001～2003年度）  
【秘密扱いにより不開示】
- 表8 国内各工程生産者における営業キャッシュフロー、投資キャッシュフロー及びフリーキャッシュフローの推移（2001～2003年度）  
【秘密扱いにより不開示】
- 表9 国内各工程生産者におけるダイ、DRAM単体及びモジュールの在庫の推移（2001～2003年度）  
【秘密扱いにより不開示】

表 10 国内各工程生産者における雇用者数の推移（2001～2003 年度）  
【秘密扱いにより不開示】

表 11 国内各工程生産者における月平均賃金及び賃金総額の推移（2001～2003 年度）  
【秘密扱いにより不開示】

表 12 国内各工程生産者における研究開発費及び研究開発比率の推移  
（2001～2003 年度）  
【秘密扱いにより不開示】

表 13 国内各工程生産者における設備投資額の推移（2001～2003 年度）  
【秘密扱いにより不開示】

表 14 国内前工程生産者の輸出数量の推移（2001～2003 年度）  
【秘密扱いにより不開示】

表 15 産業上の使用者の主要 D R A M の購入実績（2001～2003 年度）  
【秘密扱いにより不開示】

## 付録2 価格表

- 表1 本邦のDRAM及び調査対象貨物におけるDRAM単体の月別平均販売価格の推移(2001~2003年度)  
[【秘密扱いにより不開示】]
- 表2 本邦のDRAM及び調査対象貨物におけるモジュールの月別平均販売価格の推移(2001~2003年度)  
[【秘密扱いにより不開示】]
- 表3 本邦のDRAM、調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン製DRAMにおけるDRAM単体の四半期別平均販売価格の推移(2001年度~2003年度)  
[【秘密扱いにより不開示】]
- 表4 本邦のDRAM、調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン製DRAMにおけるモジュールの四半期別平均販売価格の推移(2001年度~2003年度)  
[【秘密扱いにより不開示】]
- 表5 本邦のDRAM、調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン製DRAMにおけるモジュール(DDR 256MB)の四半期別平均販売価格の推移(2001年度~2003年度)  
[【秘密扱いにより不開示】]
- 表6 本邦のDRAM、調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン製DRAMにおけるDRAM単体(DDR 256Mb)の四半期別平均販売価格の推移(2001年度~2003年度)  
[【秘密扱いにより不開示】]
- 表7 本邦のDRAM、調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン製DRAMにおけるDRAM単体(SDRAM 128Mb)の四半期別平均販売価格の推移(2001年度~2003年度)  
[【秘密扱いにより不開示】]
- 表8 本邦のDRAM、調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン製DRAMにおけるDRAM単体(SDRAM 256Mb)の四半期別平均販売価格の推移(2001年度~2003年度)  
[【秘密扱いにより不開示】]

- 表 9 本邦の D R A M、調査対象貨物、非調査対象輸入貨物及びサムスン製 D R A M  
における D R A M 単体 ( S D R A M 64M b ) の四半期別平均販売価格の推移  
( 2001 年度 ~ 2003 年度 )  
[【秘密扱いにより不開示】]
- 表 10 本邦の D R A M、調査対象貨物及び台湾製 D R A M における D R A M 単体の四  
半期別平均販売価格の推移 ( 2001 年度 ~ 2003 年度 )  
[【秘密扱いにより不開示】]
- 表 11 本邦の D R A M、調査対象貨物及び台湾製 D R A M におけるモジュールの四半  
期別平均販売価格の推移 ( 2001 年度 ~ 2003 年度 )  
[【秘密扱いにより不開示】]
- 表 12 本邦の D R A M、調査対象貨物及び台湾製 D R A M におけるモジュール ( D D  
R 256M B ) の四半期別平均販売価格の推移 ( 2001 年度 ~ 2003 年度 )  
[【秘密扱いにより不開示】]
- 表 13 本邦の D R A M、調査対象貨物及び台湾製 D R A M における D R A M 単体 ( D  
D R 256M b ) の四半期別平均販売価格の推移 ( 2001 年度 ~ 2003 年度 )  
[【秘密扱いにより不開示】]
- 表 14 本邦の D R A M、調査対象貨物及び台湾製 D R A M における D R A M 単体 ( S  
D R A M 128M b ) の四半期別平均販売価格の推移  
( 2001 年度 ~ 2003 年度 )  
[【秘密扱いにより不開示】]
- 表 15 本邦の D R A M、調査対象貨物及び台湾製 D R A M における D R A M 単体 ( S  
D R A M 256M b ) の四半期別平均販売価格の推移  
( 2001 年度 ~ 2003 年度 )  
[【秘密扱いにより不開示】]
- 表 16 本邦の D R A M、調査対象貨物及び台湾製 D R A M における D R A M 単体 ( S  
D R A M 64M b ) の四半期別平均販売価格の推移  
( 2001 年度 ~ 2003 年度 )  
[【秘密扱いにより不開示】]